平成３１年太宰府市議会第１回（３月）定例会会期内日程

月　日(曜)	時　　間	会　議　名	場　　所	備　　考
２月21日(木)	午 前 １０ 時	本会議	議　事　室	施政方針・提案理由説明
	本会議散会後	予算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	予算考査	議 員 控 室	
２月22日(金)	午 前 １０ 時	予算考査	議 員 控 室	
	午 前 １０ 時			２日目分質疑・討論通告締切
	午 後 １ 時			一般質問（個人質問）通告締切
	午 後 １ 時			議員予算審査資料要求締切
２月23日(土)				
２月24日(日)				
２月25日(月)	午 前 １０ 時	本会議	議　事　室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
２月26日(火)				
２月27日(水)	午 前 １０ 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
２月28日(木)	午 前 １０ 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
３月１日(金)				
３月２日(土)				
３月３日(日)				
３月４日(月)	午 前 １０ 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
３月５日(火)				
３月６日(水)	午 前 １０ 時	本会議	議　事　室	一般質問
３月７日(木)	午 前 １０ 時	本会議	議　事　室	一般質問
３月８日(金)				
３月９日(土)				
３月10日(日)				
３月11日(月)				
３月12日(火)	午 前 １０ 時	予算考査	議 員 控 室	
３月13日(水)	午 前 １０ 時	予算特別委員会	全員協議会室	
３月14日(木)	午 前 １０ 時	予算特別委員会	全員協議会室	
３月15日(金)				
３月16日(土)				
３月17日(日)				
３月18日(月)	午 前 １０ 時			最終日分質疑・討論通告締切
３月19日(火)	午 前 １０ 時	本会議	議　事　室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成３１年第１回（３月）定例会目次

◎　第１日（２月２１日開会）

1.　議　事　日　程…… 1
2.　出　席　議　員…… 2
3.　欠　席　議　員…… 2
4.　会議録署名議員…… 2
5.　出 席 説 明 員…… 3
6.　出席事務局職員…… 3
開　　会…… 4
散　　会……32

◎　第２日（２月２５日再開）

1.　議　事　日　程……33
2.　出　席　議　員……34
3.　欠　席　議　員……34
4.　出 席 説 明 員……34
5.　出席事務局職員……35
再　　開……36
散　　会……42

◎　第３日（３月６日再開）

1.　議　事　日　程……43
2.　出　席　議　員……46
3.　欠　席　議　員……46
4.　出 席 説 明 員……46
5.　出席事務局職員……47
再　　開……48
散　　会…… 123

◎　第４日（３月７日再開）

1.　議　事　日　程…… 125
2.　出　席　議　員…… 127
3.　欠　席　議　員…… 127
4.　出 席 説 明 員…… 127

5. 出席事務局職員…… 128
再　　開…… 129
散　　会…… 204

◎ **第５日（３月１９日再開）**

1. 議 事 日 程…… 205
2. 出 席 議 員…… 207
3. 欠 席 議 員…… 207
4. 出 席 説 明 員…… 207
5. 出席事務局職員…… 208
再　　開…… 209
閉　　会…… 253

◎ **審議結果**

1. 審議結果…… 255
2. 諸般の報告…… 259

１　議　事　日　程（初日）

〔平成31年太宰府市議会第１回（３月）定例会〕

平成31年２月21日
午前10時開議
於　議　事　室

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３		諸般の報告
日程第４		施政方針
日程第５	諮問第１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第６	諮問第２号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第７	議案第１号	太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第８	議案第２号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第９	議案第３号	財産の取得（史跡地）について
日程第10	議案第４号	太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第５号	太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第６号	太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第７号	太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第８号	太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第９号	太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第10号	太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第11号	太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第12号	太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第13号	太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第14号	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第15号	太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第16号	太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第17号	太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第18号	太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第19号	太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第26　議案第20号　太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第27　議案第21号　太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について

日程第28　議案第22号　太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第29　議案第23号　太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第30　議案第24号　太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について

日程第31　議案第25号　太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第32　議案第26号　太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について

日程第33　議案第27号　太宰府市営駐車場条例の制定について

日程第34　議案第28号　平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第８号）について

日程第35　議案第29号　平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

日程第36　議案第30号　平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算（第４号）について

日程第37　議案第31号　平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第２号）について

日程第38　議案第32号　平成31年度太宰府市一般会計予算について

日程第39　議案第33号　平成31年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について

日程第40　議案第34号　平成31年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第41　議案第35号　平成31年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について

日程第42　議案第36号　平成31年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第43　議案第37号　平成31年度太宰府市水道事業会計予算について

日程第44　議案第38号　平成31年度太宰府市下水道事業会計予算について

２　出席議員は次のとおりである（１８名）

１番	栁　原　荘一郎　議員	２番	宮　原　伸　一　議員
３番	舩　越　隆　之　議員	４番	徳　永　洋　介　議員
５番	笠　利　　毅　議員	６番	堺　　剛　議員
７番	入　江　　寿　議員	８番	木　村　彰　人　議員
９番	陶　山　良　尚　議員	10番	小　畠　真由美　議員
11番	上　　疆　議員	12番	原　田　久美子　議員
13番	神　武　　綾　議員	14番	長谷川　公　成　議員
15番	藤　井　雅　之　議員	16番	門　田　直　樹　議員
17番	村　山　弘　行　議員	18番	橋　本　　健　議員

３　欠席議員は次のとおりである

な　　し

４　会議録署名議員

11番	上　　疆　議員	12番	原　田　久美子　議員

５　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（２０名）

市　　長	楠　田　大　蔵	副　市　長	清　水　圭　輔
教　育　長	樋　田　京　子	総 務 部 長	石　田　宏　二
市民生活部長	友　田　　浩	総 務 部 理 事	原　口　信　行
都市整備部長	井　浦　真須己	健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱　本　泰　裕
観光経済部長	藤　田　　彰	教 育 部 長	緒　方　扶　美
教 育 部 理 事	江　口　尋　信	総 務 課 長 併 選 管 書 記 長	田　中　　縁
経営企画課長	髙　原　　清	市 民 課 長	行　武　佐　江
福 祉 課 長	友　添　浩　一	都市計画課長	木　村　昌　春
社会教育課長	中　山　和　彦	上下水道課長	佐　藤　政　吾
産業振興課長併 農業委員会事務局長	中　島　康　秀	監査委員事務局長	福　嶋　　浩

６　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	阿　部　宏　亮	議 事 課 長	花　田　善　祐
書　　記	斉　藤　正　弘	書　　記	髙　原　真理子
書　　記	岡　本　和　大		

開会　午前10時00分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成31年太宰府市議会第１回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（橋本　健議員）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

11番、上　　疆議員

12番、原田久美子議員

を指名します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（橋本　健議員）　日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月19日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長（橋本　健議員）　日程第３、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　施政方針

○議長（橋本　健議員）　日程第４、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにいたします。お願いします。

市長。

〔市長　楠田大蔵　登壇〕

○市長（楠田大蔵）　おはようございます。

本日ここに、平成31年第１回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多用の中をご参集賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

この定例会は、平成31年度の市政の根幹となります予算案を初め主要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会と捉えております。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨む私の所信の一端をご説明し、議員各位や市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

昨年１月末に市長に就任してから１年が経過をいたしました。この間、まずは本市の未曽有の混乱からの脱却を第一義と考え、議員各位、職員諸氏、市民の皆様との信頼関係を再構築するため、私なりに腐心してまいりました。その思い一心で、日々議会への対応や職員との協働、市民との交流に最大限努めてきたつもりであります。おかげさまでようやく所期の目的を達成しつつあり、またその過程においても、肝いりの政策実現に向け一つ一つ着実に布石を打ち、本市のこれまでのあり方や課題、これからの可能性などを見きわめる努力も続けてきたところであります。

本年は特に平成おさめの年であり、新たな元号が始まる節目の年でもあります。これまでの先人の功績に思いをいたし、かつての混乱も一つの教訓として、迎えた本年を「新生太宰府元年！」と銘打ち、その名にふさわしい意欲的な市政運営を進めてまいります。

また、３つの工程と７つのプランや第五次太宰府市総合計画後期基本計画などをもとにしたこれまでの所信表明や施政方針、経営方針や予算編成方針をさらに深化・拡充し、斬新な歳入増加策や歳出削減策を創造し、市内外での積極的財政投資と地域の所得アップの好循環をもたらすような新たなビジョンにつなげていく、「実践と構想の年」に位置づけます。そのためにも、常に市民目線を心がけ、積極的に市民の声に耳を傾ける現場主義を徹底し、広域的視野と中・長期的視点を常に持ち、前例にとらわれない自由な発想と創意工夫を促し、旺盛なチャレンジ精神を発揮できる、風通しのよい活力ある職場を心がけます。

そして、早速「新生太宰府元年！」にふさわしいさい先よいニュースが次々と飛び込んでおります。元日には、西鉄太宰府駅の27年ぶりのリニューアル式典が盛大に開催されました。本市の観光の玄関口としてお客様をさらにもてなし、地域の活性化にも大いなる効果をもたらすものと期待されます。

１月２日には、ＮＨＫ「ブラタモリ×鶴瓶の家族に乾杯新春スペシャル」で本市が特集されました。全国各地で視聴され、多くの反響をいただいております。今後のさらなる誘客や、新たな観光手段の掘り起こしにもつながると期待しております。

１月24日には、古民家を活用した高級宿泊施設とレストランが、太宰府天満宮周辺に本年夏ごろにオープンするとの発表がありました。２月１日より大宰府政庁前に供用を開始したバス専用駐車場ともあわせ、本市の観光の回遊性を向上させ、経済効果を高める起爆剤といたします。また、運営者は西鉄などが出資する本市に本社機能を持つ新会社で、その税収効果にも期待しております。この動きにおいて、本市と観光協定を結ぶ三井住友銀行に大きな役割を果たしていただいており、連携が機能してきた証左とも捉えております。

１月25日には、第91回選抜高校野球大会の選考会において、地元筑陽学園高校の夢の甲子園出場が決定をいたしました。昨秋の九州大会を制し、明治神宮野球大会でもベスト４に勝ち進むなど、本大会でのますますの活躍が期待されるところであります。市としましても、選手の皆様が伸び伸びとプレーできるよう、最大限の支援を行ってまいります。こうした追い風を生かし、本市のさらなる発展につなげてまいります。

さて、このたび提案いたします平成31年度当初予算案は、私にとりまして編成当初から手がけた初めての予算案であります。まず、予算編成に先駆け、新たなチャレンジとして「方針共有」、「業務改善・スクラップ」、「選択と集中」の３本の矢を掲げ、マネジメントサイクルを推進してまいりました。

まず、「方針共有」として、市を取り巻くさまざまな課題に対し全庁一丸となって対応すべく、新たに掲げました経営方針・予算編成方針につきまして、三役・部長・課長合同会議並びに係長・一般職員も対象にした自主研究の場でみずから語りかけ、共有を図りました。

また、厳しい財政状況において、より少ない予算や定数でも運営できる体質に変えていくことができるよう、「業務改善・スクラップ」の推進を図ってきたところであります。

さらに、７つのプランや第五次太宰府市総合計画後期基本計画などをもとにして特出した重点事業と担当課が提案する新規事業並びに既存事業を比較検討し、最少の経費で最大の効果が出せるよう、「選択と集中」を図ってまいりました。じっくりと時間をかけてこのような手順を丁寧に踏み、市民の声、現場の思い、私のビジョンを可能な限り組み込み、予算を編成してまいりました。

そうした過程を経て打ち出しました平成31年度における事業及び予算案の重点項目につきまして、順次概要を説明申し上げます。

市民の声が届く、市民に声が伝わる市政を実現することで、太宰府の市民力を引き出し、活力ある地域を創生することを目的とする第１のプラン「市民参画の行政、街づくりで地域創生」に基づき、既に市長と語る会、ホームページやフェイスブックによるタイムリーな情報更新、市民の意見箱へのオープンかつスピーディーな回答などを実行に移してまいりましたが、加えて「広報だざいふ」を１月号からリニューアルし、「くすの記」という私から市民の皆様への毎月メッセージを掲載し、太宰府にゆかりのある方々による「私のだざいふ」コーナーを新設するなど、市民の皆様によりダイレクトにメッセージが伝わるよう工夫をいたしました。

また、新年に入り、庁舎前での職員による朝のあいさつ運動も始めました。我々市職員にと

って、市民お一人お一人がお客様であるという基本に立ち返るとともに、職場の活性化を図る取り組みです。そして、三役会議、経営会議を正式に訓令で規定し、より市民本位かつ迅速な意思決定にも努めております。年度末の繁忙期には、市民目線に基づき土曜開庁の拡大を予定しております。

平成31年度はさらなる広報機能強化を図るべく、総合的な広報戦略を策定し、秘書・広報体制の充実を図ってまいります。また、従来の総合戦略会議を新たに太宰府の街づくりビジョン会議と位置づけ、内外の幅広い人材を募り、中・長期的視点や広域的視野を論点に自由闊達な意見交換を行ってまいります。

次に、学問の神様にゆかりのある本市が、そのイメージにふさわしく、次代を担う子どもたちとその保護者世代に夢と希望を与える先進的な教育、子育てを実現することで、若年層の自然増、社会増を実現することを目的とする第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」について述べます。

まずは、「基本教育の充実と先進教育への挑戦」として、子ども・学生未来会議の開催やＳＴＥＡＭ教育の推進、市を挙げた学力向上の取り組み、学校の働き方改革、ＩＣＴ環境の段階的整備、及び学校施設の大規模改造などに計画的に取り組むなど、児童・生徒にとって学びがいがある、学びやすい学習環境の整備を図るべく努めてまいりました。

次に、肝いりの「子ども・学生未来会議」ですが、未来の太宰府、そして日本、世界を担う子どもや学生が、みずからの思いや提言を市長や議員の皆さん、市幹部という大人に対しても積極的に発言してもらうことで、早くから政治、行政への関心を高めてもらい、ふるさと太宰府を愛する気持ちを涵養するとともに、我が郷土、国家、世界をこれからどうすべきかを主体的に考えてもらいたいとの私の強い思いから、市内４中学校の生徒会の子どもたちを対象として開催をいたしました。これらの取り組みは初めての試みでもありましたが、議員各位のご協力も得て大きな成果がありましたので、さらに内容の充実を図りながら継続してまいります。

平成31年度は、「学力の更なる向上」を目指すため、ベテラン教員の教室に若手教員が１日留学して学ぶ「市内留学」や、学期末・年度末の復習週間の実施、文部科学省の学力調査官を招いた授業研修会など、本市がこれまで取り組んできた特色ある施策に加え、各学校にＩＣＴ推進の中核教員を位置づけ、ＩＣＴ支援員の専門的な指導助言を受けながら研修会を実施することで、児童・生徒の情報活用力を育成する取り組みを行ってまいります。そのため、近隣他市に先駆け、学校へのＩＣＴ支援員の派遣とＩＣＴ環境の整備を計画的、段階的に行う予定です。

あわせて、子どもたちが将来世界に羽ばたくきっかけになるような理数系分野や情操分野の先進的な「ＳＴＥＡＭ教育」について、本年度に引き続き市内民間企業と連携して共同で推進を図り、子どもたちがさらに視野や見識を広げる機会を提供してまいります。

次に、「キャリア教育の充実」ですが、本年度は「地域の子どもたちが地域で働く大人たちから学ぶ」ということを重視し、商工会のご協力のもと、中学生が職場体験を行う際に活用し

てもらうよう「職場体験リスト」を作成し、各中学校へ提供いたしました。今後もさらなるマッチングに努めてまいります。

さらに、平成30年３月に本市が策定した「第２次太宰府市子ども読書活動推進計画」を受けて、太宰府市の小・中学校の読書活動の活性化を図るために、本市独自の「太宰府市学校図書館基本指針」を策定いたしました。平成31年度につきましては、本指針の周知を図るとともに、各小・中学校に配置しております学校図書館司書や司書教諭などが、各小・中学校で特色ある読書活動を推進することができるよう支援をしてまいります。

次に、「特別支援教育」についてですが、平成30年４月に水城小学校と学業院中学校に通級指導教室を開設し、小学校５校、中学校２校で対象児童・生徒が自校で学ぶことができるようになりました。平成31年度につきましては、新たに太宰府東小学校に通級指導教室を開設する予定であり、児童・生徒、保護者のニーズに合わせ、特別支援教育の充実を図ってまいります。

また、本市は近隣他市の中でも多くの特別支援教育支援員を各小・中学校に配置しており、児童・生徒の個別の支援の充実を図ってまいりましたが、平成31年度も引き続き配慮が必要な児童・生徒の支援の充実を図ることで、ともに学ぶ「インクルーシブ教育」の実現を目指してまいります。

次に、全国的に増加する「不登校児童生徒への支援」でありますが、本市では教育支援センターが、学校に登校することができない児童・生徒に学習や体験活動の機会を提供したり、学校復帰や進路選択の支援を行ったりしております。成果として、多くの児童・生徒が教育支援センターを居場所として、自分たちに合ったペースで学ぶ姿が見られるようになってきております。

しかし、学校へも教育支援センターへも通うことができない児童・生徒がまだまだ多く、本市の大きな教育課題となっております。そこで、平成31年度は市内の大学と連携し、大学生とのマン・ツー・マンのかかわりによって、大学を第３の居場所、学びの場所とする計画を大学とともに進めているところであります。

そのほかにも、大学との連携につきましては、大学の特性に合わせて音楽の合唱指導や学習ボランティア、行事ボランティアを学校に招聘するなど、ますます連携強化を図ることで、学校の教育活動の充実を図ってまいります。

次に、本年度から取り組んでおります学校の「働き方改革」についてであります。平成31年度につきましては、児童・生徒を指導する教職員が心身ともに健康で児童・生徒と向き合う時間やゆとりを持つことができるよう、学校閉庁日の拡大及び学校閉庁時間の設定、中学校部活動の市の指針の策定を行います。なお、中学校部活動については、各中学校のニーズに応じた外部指導者派遣事業を実施し、教職員の心理的、身体的負担の軽減を図ってまいります。

さらに、これは全国的にも前例が少ないのですが、市内２小学校の水泳授業を民間に委託することで、児童・生徒への効果的な水泳の技能獲得支援及び教職員の負担軽減を図ることとい

たしております。

あわせて、小学校の夏季プール開放を中止し、市民プール利用券を配布するなど、前例にとらわれない自由な発想で効果的・効率的な市民サービスの実施を図ってまいります。これらの事業につきましては、今後見込まれる学校プールの維持管理費用、施設改修費用などと比較して、かかる経費が少なく、この点についても大きなメリットであると認識をしております。

最後に、「学校施設の整備」でありますが、計画的な学校施設の大規模改造などを行うため、学校施設の整備構想案の検討を進め、国の補助など財源確保の基礎となる個別施設整備計画の早期策定を目指してまいります。

さらに、トイレの洋式化は、施設改修時期と合わせて実施すると経済的かつ効果的であるため、施設の老朽度などを考慮し、計画的に実施箇所を選定する必要があります。本年度は太宰府西小学校屋内運動場大規模改造工事に合わせて実施をし、平成31年度は太宰府東中学校の全面改修を計画しており、公共施設のトイレ洋式化を推進してまいります。

現在、小学生・中学生年代の生徒は転入超過となっており、保護者である教育世代も転入超過であることが想定されることから、この世代の社会増の実現が図られております。その一つの要因として、「基本教育の充実・先進教育への挑戦」が好循環を生み出している点が上げられます。本市独自の特色ある取り組みを推進し、教育施策の充実を図っていき、教育世代に対する「教育を受けるなら太宰府で」との認識に一歩ずつつなげてまいる所存であります。

次に、「大学・短大との連携」については、太宰府キャンパスネットワーク会議に加盟する市内の大学・短大が持つ知的・人的資源を生かすために、平成27年に連携協力に関する協定を締結し、年間四十数事業を実施しているところでありますが、さらなる充実を図るために、情報を共有しながら共同で実施できる新たな連携事業を検討してまいります。

また、小・中学生向け事業として実施している小・中学校サポート制度や留学生のゲストティーチャー派遣を継続してまいります。大学の空き教室の有効利用につきましては、大学・短大と協議し、地域社会の発展や人材育成につながる利用形態を模索してまいります。

「中学校給食」については、就学援助制度の導入や注文方法の改善などランチサービスの充実を図ることで喫食率の向上を図りつつ、中学校給食調査・研究委員会において、あらゆる角度から実施方式の検討や財源の検討を行ってまいりました。今後できるだけ早く一定の方向性を打ち出せるよう、さらなる検討を進めてまいります。

また、小学校給食については、行事食を初め友好都市・姉妹都市の郷土料理、世界の料理などさまざまな献立の調査・研究を行い、子どもたちの実態や地域の歴史・文化を踏まえた太宰府らしい食育の推進を図ってまいりました。平成31年度は、さらなる食材費の高騰や消費税上げなどの厳しい外部要因が予想されますが、小学校給食の質や量の維持を図るため、小学校給食会に対する食材費補助金を計上することにいたしました。今後も本市の子どもたちの健全な成長を最大限サポートし、その無限の可能性を引き出すため全力を尽くしてまいります。

次に、「文化芸術の振興」については、太宰府市文化芸術振興基本指針（ルネサンス宣言）

の具現化、市民が文化芸術に接する機会の創出を行います。太宰府市文化スポーツ振興財団や太宰府市文化協会と連携し、市民への文化芸術の振興をさらに進めるため、プラム・カルコア文化芸術振興事業や太宰府市文化スポーツ振興財団文化スポーツ振興事業として、プラム・カルコア太宰府市民ホールを使用した各種公演や、市内の各地域・施設に出向いて教室などを開催するアウトリーチ形式の事業などを実施しており、今後も文化芸術に関する体制の充実を図り、事業の推進を図ってまいります。

「出産・子育てのサポート」については、既に都府楼保育園の増改築工事に着手し、小規模保育施設事業者を新たに１社選定するなど、待機児童解消に向けて積極的に取り組んでおります。今後も「第２期太宰府市子ども・子育て支援事業計画」の策定を通じて、就学前児童の人口減少と潜在的ニーズの増加とを勘案しつつ、将来の需要を見据えた最適な定員確保の方策を検討いたします。

そのような中、現状は待機児童の大半が０、１、２歳児であるため、平成31年度も引き続き小規模保育施設を１園公募し、特に待機の多い３歳未満児の待機児童の解消を図ってまいります。同時に、既存施設については、増改築などに合わせて事業者と協議しつつ、定員のさらなる増加を図ってまいります。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」について、組織体制と施設の見直しなどの調査研究を行います。

「学童保育の充実と児童活動の応援」については、市内17カ所の学童保育所で既に保育を実施しておりますが、入所対象を６年生までに拡大したことや、保護者の働き方の多様化に伴うニーズの高まりにより、近年入所希望者が増加傾向にあり、引き続き現在の運営形態を実施しつつも、利用児童の動向を注視しながら、教室の不足などが予期される場合においては、迅速に当該小学校とも協議を進め、利用者の受け入れなどを進めてまいります。

平成31年度は、国分小学校において支援教室や通級教室の不足が生じ、現在空き教室を利用している学童保育所の利用について調整が必要になったところでありましたが、市長部局と教育委員会が組織横断的に対応し、国分小学校と協議を行った結果、学校での授業及び学童保育のいずれにも支障を来さぬよう調整し、将来の需要を見据えた学童保育所整備に係る基本設計費を最小限の経費で計上しております。

今後も中・長期的視点を常に持ちながら、利用児童の動向を注視し、教室の不足などが予期される場合においては当該学校とも協議を進め、児童の受け入れを行うと同時に、前例にとらわれない自由な発想を駆使して、歳出削減策に取り組んでまいります。

組織横断的に徹底した行政改革による歳出削減、太宰府の底力を生かした成長戦略による自主財源の増加を同時になし遂げ、本市の活力を増大させていくことを目的とする第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」に基づき、中・長期視点に立って本年度からさまざまな取り組みをスタートさせております。

まず、「職員の人材育成」として、三役と職員との意見交換や、平成31年度職員採用に向けた事前説明会を開催するなど、新たに人材育成や人材確保に取り組んでまいりました。また、庁内関係課会議を設けて年度末繁忙期の土曜開庁拡大について検討するなど、庁内連携やチーム力の強化も図ってきたところです。

人材育成基本方針の改訂については、職員で構成する策定委員会を定期的に開催し、あわせて職員の意見を幅広く吸い上げながら、本年７月の策定に向けて進めてまいります。このほか、国や他自治体との人事交流を積極的に行うとともに、民間企業との人事交流の可能性も探ってまいります。

「市政運営経費の見直し」については、歳入増加策としてふるさと納税に注力してまいりました。昨年11月には、従来のさとふるに追加して、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税のポータルサイトも開設し、露出度の拡大を図り、平成30年末の段階で平成29年度実績を超えている状況であります。

そして、今般、返礼品の発掘、開発業務を大胆に実施し、太宰府のネームバリューを生かして大幅な収入増を目指すべく、「ＴＨＥ　ＤＡＺＡＩＦＵ　プロジェクト」をスタートいたしました。昨今、ふるさと納税は本来の趣旨を逸脱し、過度な返礼品競争に走り過ぎている嫌いがあり、総務省もその是正に乗り出しました。本市としては、ルールの適正化が図られる今こそチャンスであると捉え、太宰府らしい返礼品を改めて市内外に広く募り、積極的にノミネートしていこうと考えております。具体的には、太宰府市の花でもあります梅をテーマに、梅の実はもちろんのこと、梅の花や梅の形、梅の香りを用いた梅酒や甘酒、ドリンク、お菓子などを積極的にラインナップします。

次に、１月２日に放送された「ブラタモリ×鶴瓶の家族に乾杯新春スペシャル」で紹介されたさまざまな名所旧跡を専門の解説員つきで「ブラタモリコース」として商品化し、太宰府ならではのコト消費として提供してまいります。

また、学問の街として知られるイメージを生かし、太宰府天満宮との緊密な連携はもちろんのこと、５つある大学・短大や特色ある高校、企業などともタイアップするなど、さまざまなグッズや教材、飲食物などを開発してまいります。これに加え、本市出身やゆかりのある方などをターゲットに、積極的なクラウドファンディングもしかけてまいります。

今後の展開につきましては、４月を目途に事業者説明会を開催し、その後積極的に営業活動も行い、秋には新作発表会を実施した上で、年末のかき入れどきに万全の態勢で臨む所存であります。

歳出削減については、まず予算編成方針において「各事業に対して、国・県などのあらゆる補助メニューを積極的に活用し、最少の経費で最大の効果を上げることに努めるとともに、事業の継続性や必要性を再度根本から見直すなど、職員一人一人がみずからの問題として行財政に対しての危機意識を高めることが求められる」と私から職員に直接呼びかけ、その意識の徹底を促しました。

そうした意識のもと、入札制度については競争性をさらに高める試行を行ってまいりましたが、引き続き試行を重ね、どのような制度が望ましいのか、不断の検討、見直しを行ってまいります。

また、市全体での出費を抑えつつ、災害に強いまちづくりを行うため、水道会計が行う水道施設の耐震化について、国庫補助金や一般会計出資債を活用しております。

公共施設再編計画については、モデルプランとして主要公共施設の半分を占めております学校施設の整備構想案の策定を進めており、ほかの公共施設についても検討し、策定を図ってまいります。

また、国が示す「インフラ長寿命化基本計画」及び「文部科学省インフラ長寿命化計画」に基づき、施設の老朽化と財政状況の悪化の中で、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、市民の皆様が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう、「スポーツ施設個別計画」を策定してまいります。あわせて、「スポーツ推進計画」も策定し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツの機運を高めてまいります。さらには、指定管理者と協議しながら、とびうめアリーナのさらなる有効活用を進めてまいります。

今後もあらゆる歳出について聖域なく不断の見直しを行い、積極的にその効率化に努めてまいります。

「地場みやげ産業の振興」については、１次産業としての農業、２次産業としての製造業、３次産業としての小売業などの事業を結びつけ、新たな付加価値を生み出すために、農業経営者、ＪＡ筑紫、商工会、福岡農業高校など多様な主体による協議の場である（仮称）太宰府市産業推進協議会を立ち上げます。その協議を通じて、ふるさと納税にも出品できる太宰府グルメ、新たな地場みやげなどの発掘、開発を進め、さらに既存商品の磨き上げなどを行い、本市の新たな収入源実現を図ってまいります。

「大宰府政庁復元プロジェクト」については、皆様も「太宰府市民政庁まつり」でごらんになられたかと思いますが、まずは政庁跡ＶＲコンテンツ利用促進事業を展開し、西の都ＶＲを大宰府展示館にて公開しております。また、大宰府史跡発掘50年記念行事について、共催・後援企画に参加するなど、文化遺産をより身近に感じてもらえるよう進めてまいりました。

そのような中、再来年度が大宰府跡と水城跡が我が国最初の史跡に指定されて100年の節目の年に当たります。その節目の年に、私が副会長を務めております全国史跡整備市町村協議会の大会の本市開催誘致に向け、働きかけを強めております。実現に至れば、悠久の歴史をひもとく一大記念イベントの企画を進めるとともに、単にイベント開催で終わらせることなく、史跡活用のための大幅な規制緩和や維持整備費用負担への相応の補助など、国、県に対する大胆な提言をこの機会に強く打ち出してまいります。それによって、さらなる観光客確保や経済効果の上昇を可能にし、史跡関係自治体の財政を充実・安定させる方策を追求してまいります。

まずは、平成30年12月補正予算において水城跡整備事業費及び大宰府跡等整備事業費を計上し、前倒しで整備を進めているところであります。平成31年度は古代の外交の窓口として重要

な施設であった客館を現代の太宰府観光の入り口として活用するため、外国使節が滞在した大型建物跡などについて、費用対効果を見きわめながら平面復元を行うとともに、文化庁の枠にとらわれず、国土交通省事業である歴史的風致維持向上計画と連携し、展望空間や防災機能を持たせた施設などを設置することで、観光のみならず市民の皆様の便益を図る史跡公園化を進めてまいります。

また、今後は市全体の一体的な史跡整備・再整備を図っていく上で、改正文化財保護法の新制度などを積極的に活用し、維持費出費型から歳入創出型へのさらなる転換を図ってまいります。

「産業の創生」については、現在商工会と連携して、優秀な人材が市内で活躍、創業できるよう環境づくりを行っており、ホームページにおいても市内創業事例を公開するなど、創業に対する機運を高めているところです。今後は、創業を考えている方々が情報交換できるような施設も必要であるため、市内の大学施設や空家などが有効活用できるような取り組みもあわせて検討してまいります。

また、商工会において産業競争力強化法に基づき開催している特定創業支援事業「創業塾」についても、参加者が定員を超えるなど、年々そのニーズが増えてきております。そこで、創業塾修了者や商工会の創業者向け個別経営指導を受け実際市内にて創業する方に対し、事業開始時に必要となる費用の一部を平成31年度から新たに補助することにより、意欲ある起業家の事業支援や新たなビジネススタイルの実現などさまざまなビジネスプランを力強く支援し、新たな産業創出やさらなる雇用の確保を目指してまいります。

そのほか、「計画的なまちづくりの推進」については、都市計画審議会において立地適正化計画、空家等対策協議会において空家対策計画策定に向け協議を進めてまいりました。平成31年度中には立地適正化計画及び空家対策計画を策定し、持続可能な都市を目指すとともに、重要拠点や住宅地など市街化が望ましい地域は土地利用の誘導を行うため、太宰府固有の歴史と自然豊かな景観に配慮しつつも、国、県と積極的に協議を行い、前例にとらわれない区域区分の見直しや用途地域の見直しの可能性を追求してまいります。

特に、マミーズが撤退しました西鉄五条駅周辺については、できるだけ速やかに用途地域などの見直しの検討を行い、新たなる発展を目指してまいります。また、佐野東地区などについても、同様の検討を行ってまいります。

次に、圧倒的知名度を生かしながら、広い視野で近隣自治体との連携を密にし、その中核としてみずから発展するとともに、周囲にも好影響を与える役目を果たすことを目的とする第４のプラン「積極的広域連携による大太宰府構想」について述べます。

「バス路線の利便性・収益性向上」でありますが、まずマミーズの閉店により廃止となった「マミーズ・まほろば号」の代替交通手段として、東観世区への地域線運行の計画を急いでおります。

コミュニティバス「まほろば号」の運行については、市長と語る会などで要望を受けた路線

延長についても、可能な限り柔軟かつスピーディーに検討を続けてまいります。また、運行データの分析を行い、効率性向上を念頭に置いたダイヤ改正も計画しております。さらには、市域を超えた運行についても、事業者と協議を行うとともに、福岡県地方創生市町村圏域会議などで協議、情報収集しながら、積極的に可能性を追求してまいります。

なお、本年度立ち上げました地域公共交通活性化協議会におきまして、持続可能な公共交通網の構築に向けた検討につきましても、並行して行ってまいります。

「観光連携による回遊性向上」については、県物産振興会と連携した札幌、横浜などでの観光宣伝、国、福岡市、鹿島市、壱岐市と連携した中国富裕層向けプロモーション事業などを実施しております。また、西鉄及び沿線７自治体による共同プロモーション「西鉄で巡る沿線プチＴＲＩＰ」も実施しております。本年度中に観光推進基本計画を策定し、近隣とも積極的に観光連携を進めることで、本市内外の回遊性を高め、観光客のさらなる誘客と、宿泊や飲食、買い物などを通じた全体としての消費単価の向上を目指してまいります。

具体的には、平成31年度から九州国立博物館を中心に九州歴史資料館、福岡県、商工会、観光協会、太宰府天満宮とともに実行委員会を組織し、文化財などの地域資源を活用して太宰府の魅力を国内外に発信し、地域経済、地域社会の活性化を図る事業を展開してまいります。

また、日本遺産を活用した観光ガイドなどを含めた地場観光産業を創出すべく、市内関係者及び市外のノウハウを持つ事業者とのマッチングを進め、３年後のビジネス化を目指して協議を継続してまいります。

また、太宰府天満宮周辺において、古民家を活用した宿泊、飲食施設の話も進んでおり、これを機にさらなる本市での回遊性向上による観光客の滞在時間延長を目指し、宿泊者向けの体験メニューの充実を推進してまいります。

さらに、２月１日に無料での供用を開始しました大宰府政庁前のバス専用駐車場につきましては、同じく本市観光の回遊性向上を目指すものでございますが、今般、財源確保を図るため、４月から有料化すべく本議会に条例案を提案しております。議員各位におかれましては、歳入創出型の史跡地活用を図っていくための方策としてご賛同賜りますようお願い申し上げます。

「交通大動脈計画の立案」についても、将来的にさらなる人の往来と交通渋滞解消が両立されるよう可能性を追求するために、新たな交通モードなどの可能性などの調査研究を行い、中・長期的な交通大動脈計画策定に向け引き続き準備を進めてまいります。その前段として、地域公共交通活性化協議会などで議論をし、周辺自治体とも連携した広域的交通体系やまちづくりの議論を進めてまいります。

本市において渋滞問題は喫緊の課題の一つでありますが、道路整備などハード面での対応には多大なお金や時間を要します。そこで発想を転換し、環境に負荷をかけず、比較的短期間で渋滞解消を実現することを目的とする第５のプラン「環境重視の逆転の発想で渋滞解消」に基づいて、総合交通計画協議会及び地域公共交通活性化協議会を開催し、協議を行っておりま

す。

昨年11月には、総合体育館周辺、西鉄天神大牟田線周辺地域の交通実態調査及び天満宮周辺地域の通過交通調査を実施いたしました。「渋滞解消」については、ロードプライシングも視野に入れた交通誘導施策や、パーク・アンド・ライドやシェアサイクルの活用など、本市にとって最善の方策を検討してまいります。まずは道路網の計画である「総合交通計画」及び公共交通網の計画である「地域公共交通網形成計画」の平成31年度中の策定に向け、人の移動動向を分析するなど追加調査を実施し、持続可能な公共交通網の構築のため施策の検討を行ってまいります。

「市道の整備・管理」については、地元要望の多い舗装の傷みが激しい道路、通学路などの改修や修繕を行うと同時に、側溝ぶた設置計画に基づき、梅香苑、東ヶ丘、梅ヶ丘、松川でいち早く側溝ぶた設置を実施いたしました。

また、限られた財源の中で効果的に地元要望に応え、進捗の透明性を図ることができるよう、本年度何度も見直しを図りながら、生活道路や通学路の10年間の道路改修計画の策定を行いました。平成31年度は、舗装の個別施設計画を策定し、補助事業や起債事業の対象となる路線を増やすことで、少しでも多くの自治会要望に対応してまいります。また、自治会との協議により、必要に応じて計画の見直しを行い、安全かつ快適に道路を通行できるよう整備してまいります。

あわせて、市内を縦横断する国道、県道の維持管理や整備についても、引き続き強く要望してまいります。

本市の高齢者も人口の４分の１を超え、高齢者福祉のさらなる充実を図ることが求められております。しかしながら、財政的限界もあり、公的支援に過度に依存しない民間主導の方式も活用していかなければなりません。

そうした認識のもと取り入れた第６のプラン「民間の知恵を生かした高齢者福祉」に基づいて、地域の多様な主体が定期的に情報を共有し、連携、協働により新たな地域づくりを進める場である協議体の設置について、関係者間のネットワークづくりを推進しております。まずは、各中学校区を単位とする第２層において、太宰府東中校区をモデルとして実施しております。

また、私の肝いりの市民本位の政策の一つでもあります福祉や高齢者に関する困り事、悩み事について、こちらから地域に出向いて対応する出張相談会を社会福祉協議会と連携して実施しました。そのほかイベントなどにあわせて相談ブースの開設を行うなど、アウトリーチ型の相談体制を進めることで、高齢者やその家族などにとって相談しやすい環境づくりに努めてきたところであります。

「地域包括支援センターの相談体制の充実」については、地域包括支援センターの機能強化を図るべく、平成31年度中に地域包括支援センターの支所を１カ所増設し、市域の西側を担当圏域といたします。同時に東側が担当圏域となる既存の地域包括支援センターには、本所とし

ての統括機能を持たせ、支所との役割分担及び連携の強化を通じて、効果的かつ効率的な運営体制を構築してまいります。その際、支所の開設を契機として、地域包括支援センターのさらなる利活用を図るため、徹底した周知活動を行ってまいります。

そのほか、十分な専門職の配置、運営体制のもと、地域ケア会議や協議体などの活動を通して、多様な主体との連携を図りつつ、高齢者の視点に立ったよりきめ細かな対応に努めてまいります。

「障がい者福祉の推進」については、心身に重度の障がいのある方の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ることを目的に、タクシーの初乗り運賃を助成しております。現在、年間48枚交付しておりますが、平成31年度からさらなる充実を図るため、交付枚数を年間60枚に拡大いたします。

「健康づくりの推進」につきましては、現在策定をしております「健康増進計画・食育推進計画」、「自殺対策計画」に沿って、親と子の健康支援、生活習慣病の発症・重症化予防、高齢者の健康づくり、心の健康づくりなどライフステージに応じた健康づくりと相談窓口の周知などの環境整備を行い、市民の健康増進と食育の推進に努めます。

また、妊娠を希望される女性とそのご家族などを対象とした「風しんの任意予防接種」と、児童福祉施設に勤務する職員を対象とした「麻しんの任意予防接種」についての費用の助成を行い、先天性風しん症候群の予防と麻しんの乳幼児への感染の予防に取り組んでいますが、さらに風しんの予防接種を受ける機会がなかった昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性を対象とした「風しんの抗体検査」と「風しんの定期予防接種」を、国の動向に合わせて開始する予定としております。

市民の安心安全の確保こそ行政の最大の使命との思いのもと、災害対策や防災に万全を期すことを目的とする第７のプラン「自衛隊と連携した市民の安心安全」に基づき、あらゆる事態への備えと対応に取り組んでまいります。

本市においても豪雨災害、地震災害が懸念される中、自衛隊などの助言をいただきながら、昨年７月豪雨災害を初め市内外の過去の災害を参考に、起こり得るあらゆる災害状況を網羅した豪雨災害シミュレーションを完成させます。

さらに、東西に２つの活断層があり、発生可能性が高い地震災害のシミュレーションにつきましても、被災想定の十分な検討をしつつ、完成に向け取り組んでまいります。そうした過程を通じ、想定する被害に対しての被災者ニーズや市の対応、関係機関の協力内容を仮定し、体制づくりや訓練に役立ててまいります。

また、不足や不備が生じる対応分野の洗い出しを行い、その補完として民間団体との協定も進めてまいります。本年度は、物資供給、災害情報の提供手段分野などにおいて、複数の物資販売会社やテレビ局などと意欲的に災害協定を締結してまいりました。今後は人的資源が必要な救援物資の集積、分別分野や被災者の生活確保のためのみなし仮設住宅の確保などについても、積極的に民間団体との協定締結を進めてまいります。

また、ＮＰＯ法人やボランティア団体との災害の協力体制についてでありますが、本年度障がい者団体などと要配慮者の災害時の対応の協議を行い、防災関係の団体からは、７月豪雨の際、ボランティア協力やご助言をいただきました。今後は関係した団体との協力体制をさらに深めていくとともに、避難が長期化した場合の避難所の衛生管理や被災者へのケアなど、専門性を要する分野に取り組まれているＮＰＯ法人やボランティア団体に対する情報収集や協力体制づくりに努めてまいります。

そのほか、本年度は農林水産省の国庫補助を活用し、ため池の耐震診断調査を６カ所並びに危険度調査を２カ所実施しました。また、県営河川の御笠川、鷺田川、大佐野川などにつきましては、氾濫を防ぐ効果がある堆積土砂のしゅんせつ、河川内に自生した樹木の伐採などを実施していただいており、引き続き要望してまいります。

次に、「安全な消費生活の推進」については、市民の皆様の消費生活に関するさまざまなトラブルの相談窓口として太宰府市消費生活センターを開設しております。今後とも相談を受ける相談員の研修などを重ね資質向上を図るとともに、市民の皆様への出前講座や市広報及び街頭での啓発を行ってまいります。

また、昨年度、防犯、地域コミュニティ、高齢者、青少年を所管する庁内関係課で組織した「消費者安全確保地域連絡会議」において、消費者トラブルに関する情報共有、連携を図り、消費生活上のトラブルの未然防止につなげてまいります。

次に、第五次太宰府市総合計画後期基本計画に基づく施策の一つである「社会保障の適正な運営」の「国民健康保険の健全な運営」につきましては、少子化、高齢化が進む中、本年度から持続可能な社会保障制度を維持していくための国保制度改革が行われております。

本市の国民健康保険事業特別会計の決算につきましては、慢性的な赤字が続き、繰上充用や平成29年度決算までに累積10億円の一般会計からの赤字補填のための法定外繰り入れを実施してまいりましたが、現在でもその累積赤字は一部残っており、今なお厳しい状況となっております。平成28年度以降、少しずつ国保税率改定を行い状況の改善を図ってきたところでありますが、年々伸びる医療費、社会全体の高齢者数の増加などを考えますと、国保保険者としての本市を取り巻く環境は今後もますます厳しくなると考えられます。

このようなことから、これまでの議会でご説明申し上げましたように、制度改革前の累積赤字を解消するため、一般会計からの法定外繰り入れを今回の補正予算として計上させていただいております。その後につきましては、被保険者の負担感の観点はもちろんでありますが、特別会計の基本である独立採算の観点に立った国保運営をしていく必要があると考えております。本年度につきましてもそうでありましたが、平成31年度につきましても引き続きこの考え方に立ちまして国保運営に努めてまいります。大変厳しい判断でありますが、本市財政への影響を極力抑え、将来にツケを回さないための税率改定を提案させていただいております。何とぞご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

「ごみの減量」につきましては、ごみの排出量の約９割を占める可燃ごみを減量し、ごみ処

理に係る費用をいかに削減していくかが大きな課題であることから、「～もう一歩進もう～ごみ減量72,000人プロジェクト」として、各家庭や事業者の皆様のご協力を得ながら、さまざまな施策を実施してまいります。

まず、本年度実施の可燃ごみ組成調査で得たデータをもとに、平成31年度はごみ減量のための啓発冊子を世帯に配布し、この中で啓発のポイントとなるごみ種ごとの処理方法の案内、暮らしの中で使える「水切り、食べ切り、使い切り」の生ごみ減量アイデアなどを提供し、発生の抑制を図ってまいります。

また、紙ごみについては、近年減少傾向にあります古紙回収量を増加させる取り組みとして、資源回収の期間、世帯数に応じて全自治会に交付しておりました古紙回収システム推進補助金を廃止するとともに、資源回収をしている団体に対し回収量に応じて交付しております古紙等資源再利用事業奨励金について、現在１kgにつき７円であるところを８円に増額し、紙ごみ減量、リサイクルをさらに強化してまいります。

そのほか、中国におけるプラスチック類の輸入禁止措置などの影響により、リサイクル品としての価値が低くなっている廃ペットボトルの品質を向上し、売却益の増収に資するための分別業務委託料を計上するなど、常に社会経済情勢の変化に対応し、費用対効果を図りながら、前例にとらわれない自由な発想で、効果的、効率的な市民サービスの実施を図ってまいります。

次に、「国際交流・友好都市交流の推進」であります。「国際交流活動の推進」につきましては、これまでと同様に太宰府市国際交流協会と連携しながら市民の国際交流を推進するとともに、本市で暮らす外国人の方々が安心・安全・快適に暮らせるための支援に努めてまいります。

「姉妹・友好都市交流の推進」につきましては、職員の派遣を続ける多賀城市を初め、私自身も積極的に現地に出向き交流に努めてまいりましたが、自治体同士の交流に加え、市民・団体間における交流のさらなる活性化を図っていくことも必要であると考えております。こうした観点から、平成31年度は姉妹都市である韓国扶餘郡で開催される百済文化祭に出演する市内文化団体の派遣を検討しております。

また、平成27年の友好都市承継締結から５年を迎える大分県中津市の自然・文化遺産をめぐる市民訪問団を結成し交流する取り組みや、中津市で実施するジュニアリーダーズクラブによる市内小学生の野外活動を支援してまいります。

次に、「人権政策」についてであります。人権政策は、全ての施策を推進するに当たり基礎となるものであります。本市では「人権尊重のまちづくり推進基本指針」と「実施計画」に基づき、人権尊重の視点に立った総合的な人権行政を進めているところであります。

平成31年度は、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」並びに「ヘイトスピーチ解消法」、いわゆる人権３法の成立など社会情勢の変化に即して、現行の「人権尊重のまちづくり推進基本指針」を見直した上、新たな指針に基づく実施計画を策定し、さらに積極的に課題

の解決を図ってまいりたいと思います。

また、家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野を通じて人権尊重の理念を普及し、理解を深めていただくよう、教育及び啓発を学校教育とも連携を図りながら推進してまいります。

次に、「男女共同参画の推進」についてであります。平成30年５月に「政治分野における男女共同参画推進法」が新たに公布・施行されるなど、男女共同参画実現の要請はさらに高まっております。私自身、その時代の要請にいち早く応える意味でも、最初の人事として三役の一角に女性の樋田教育長を任命いたしました。また、新人採用においても、男女比にこだわらず、意欲ある女性を積極的に採用し、人事においても積極登用を心がけております。今後も引き続き審議会などにおける女性委員の積極登用も進めてまいります。

また、昨年度に策定し、「第２次太宰府市男女共同参画後期プラン」に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進、配偶者などからの暴力の根絶、女性の活躍推進などに取り組み、社会のあらゆる分野において男女がともに参画し、責任と喜びを分かち合い、性別にかかわらず個人の能力と個性が発揮できるまちづくりを進めてまいります。

「情報の共有化と活用」につきましては、社会保障・税番号制度の施行など、地方公共団体を取り巻くＩＣＴ環境は劇的に変化しております。このような国の施策や動向、市民を取り巻く環境の変化などを踏まえた上で、オープンデータを初めデータを活用した新事業、新サービスの創出などに向けて取り組みを進めております。

一方、情報セキュリティ分野では、官公庁の情報漏えい、特に民間企業などではサイバー攻撃による機密情報の窃取などの被害が頻発していることから、安心・安全なＩＣＴ環境の実現に向けて取り組んでまいります。

また、行政資料、地域資料など研究事業の中枢である公文書館では、歴史的価値がある行政文書の収集及び市史編さん時から収集してきた地域資料の管理を行うとともに、市民への行政出前講座や展示、「広報だざいふ」への公文書館だよりの連載、レファレンスサービスなどを通して、その研究成果を還元しており、来館者数も昨年度より増加傾向にあります。今後はさらに市民利用の促進を図るため、文書目録の整備などを図ってまいります。

以上、平成31年度の重点事業と予算案を７つのプランと第五次太宰府市総合計画後期基本計画に沿って詳細のご説明してまいりましたが、全体を見渡しますと、おおむねかねてより私が訴えてまいりました「超成長戦略」や「生活支援戦略」、「徹底した歳出削減策」などを通じ、市内外での「積極的財政投資」と「地域の所得アップ」の好循環をもたらすべく、「選択と集中」を図った内容となっております。

その結果として、未来を担う子ども、学生や子育て世代、意欲ある起業家、公的支援を必要とする高齢者、障がい者など「人」への投資が必然的に拡大し、土木費などハード面の予算は一時的に縮減した上で、今後透明性を持って計画的に推進していくような形にいたしました。総じて平成31年度予算案を「だざいふ未来投資予算」と銘打ち、本市の輝かしい未来へと力強

くつなげていく決意であります。

このように職員諸氏と長きにわたり議論を重ね、前例にとらわれない自由な発想と旺盛なチャレンジ精神をかけ声に編成してまいりました平成31年度施政方針と当初予算案ではありますが、課題はまだまだ山積していることも改めて認識をいたしました。一言で言えば、市民の多様なニーズに十分かつ機動的に応え、本市のさらなる発展に向け積極的に投資を続けていくために必要な歳出要求と本市の歳入能力に、慢性的な開きがあるということであります。

分析いたしますと、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の名にふさわしく、本市には実に16％を占める史跡地が存在し、学校法人や宗教法人、公共施設なども数多く存在します。このため、住環境は良好で、観光資源も豊富でありますが、その一方で、近隣市と比べても法人事業者や人口が増加する余地は小さく、それにまつわる税収も伸び悩んでおります。

さらに、高齢者人口は増え続け、高齢化率も近隣市と比べても高い状態にあります。また、出生者数が減少していると同時に、出生者数より死亡者数が多い自然減の状況が発生しております。さらに、就学前の児童につきましては、転入者数より転出者数が多い社会減の状況が続いていることから、保護者である働き盛りの子育て世代も転出超過となっている可能性があります。

また、大宰府政庁跡や水城跡、観世音寺、戒壇院などの名所旧跡が随所にあり、全国的な知名度がありながらも、観光客は太宰府天満宮や九州国立博物館一帯に集中しがちで、滞在時間が二、三時間にとどまり、観光消費単価は高いとは言えない状況です。一方で、慢性的な交通渋滞が長年市民を悩ませております。

これらの状況が本市の経済に与える影響でありますが、住民１人当たりの地方税額や地域経済循環率は全国の自治体と比較しても決して高いとは言えず、国内の経済状況や本市の本来持つ底力からすれば、経済が十分に循環しているとは言いがたい状況であります。

税目別に現年課税分を見ると、個人市民税は平成29年度末調定額は前年度から減少しており、今後働き手の世代が減少していくことにより、この傾向が大きくなることも想定されます。固定資産税については、住宅地、商業地とも地価は一定程度上昇しているものの、前述の本市の特性などから、慢性的に調定額は低くとどまっております。法人市民税は、納税義務者数は一定数増加しているものの、こちらも調定額は相対的に低い状況です。

一方、歳出については、総合体育館整備事業の償還開始による公債費の増加、消防組合の機器更新事業や環境施設組合の建家更新事業など一部事務組合への負担金の増加、サービス利用者の増加に伴う社会福祉事業での扶助費の大幅増などから、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は近年悪化の一途をたどっております。

今後も社会保障費や扶助費の増加は避けて通れず、待機児童の解消に向けた子育て支援の充実、高齢者支援の充実など社会的な課題も多い状況です。また、小・中学校を初め老朽化した公共施設の維持・更新に多額の費用が見込まれ、今以上に歳出要求が高まることが予測されます。

以上のように本市の財政運営は今後さらに厳しさを増す可能性が高く、渋滞問題など根深い課題も山積しており、解決に向けてはまだまだやるべきことが数多くございます。このたびの平成31年度施政方針と予算案は、こうした課題の解決に向け確かな一歩を踏み出すものであり、まずは来年度こうした方針を着実に実践してまいります。

その上で、慢性的な歳入不足を補うため、人口増加策、特に働き盛りの子育て世代の社会増や未来を担う子どもたちの自然増を促す施策、企業を誘致し新たな産業を育成する施策、回遊性を高め経済効果を上昇させる観光政策、文化財活用策、都市としての飛躍的発展を可能にする交通政策・まちづくりビジョン、ふるさと納税制度をフルに活用した施策などの斬新な歳入増加策をつくり上げなければなりません。

また、各事業に対して国、県などのあらゆる補助メニューを積極的に活用し、「最少の経費で最大の効果をあげる」ことに努めることや、事業の継続性や必要性を不断に見直すことはもちろんのこと、補助金や公的利用料の見直し、入札改革、公共施設の再編など聖域なき行財政改革プランも必要であります。

こうしたいわゆる「だざいふ版歳出入一体改革」についても、常に市民目線を心がけ、積極的に市民の声に耳を傾ける現場主義を徹底し、広域的視野と中・長期的視点を持ちながら、前例にとらわれない自由な発想と創意工夫、旺盛なチャレンジ精神を駆使して構想し、市民の多様なニーズに十分かつ機動的に応え、本市のさらなる発展に向け積極的に投資を続けられる、持続可能な未来志向の市政に転換してまいります。

結びに、改めて申し上げます。平成の集大成となり、新たな御代を迎える節目の来年度を「新生太宰府元年！」と位置づけ、課題解決に向けた確かな一歩となる平成31年度施政方針と予算案を着実に実践しながらも、本市の未来を切り開く新たな改革プランを意欲的に構想していく「実践と構想」の１年にしてまいります。

そのためには、議員各位のご理解とご協力が不可欠であります。どうか私の意図するところをお酌み取りいただき、予算案を初めといたします全議案に対し、慎重なるご審議の上、ご賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げ、私の施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（橋本　健議員）　施政方針は終わりました。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩　午前11時03分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午前11時15分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第５から日程第９まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第５、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第９、議案第３号「財産の取得（史跡地）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　楠田大蔵　登壇〕

○市長（楠田大蔵）　先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、市議会第１回定例会初日にご提案いたします案件につきましてご説明申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、人事案件３件、損害賠償１件、財産の取得１件、条例の制定１件、条例の改正23件、補正予算４件、新年度予算７件、合わせて40件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。諮問第１号から議案第３号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員でございます松下俊彦氏の任期が平成31年６月30日をもって満了となりますので、再び松下俊彦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案を申し上げるものでございます。

松下氏は、平成25年７月から人権擁護委員を２期６年間務められ、小学校教諭として長く勤められたご経験を生かされ、子どものいじめ問題を始めとした子どもの人権問題の解決や啓発活動などに努めてこられました。太宰府市の人権擁護委員として松下氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴などを添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員でございます宮原勝美氏の任期が平成31年６月30日付をもって満了となりますので、再び宮原勝美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案を申し上げるものでございます。

宮原氏は、平成25年７月から人権擁護委員を２期６年間務められ、太宰府市職員として長く勤められた経験を生かされ、さまざまな人権問題の解決と啓発活動などに努めてこられました。また、平成18年３月から保護司としても活躍されており、太宰府市の人権擁護委員として適任であると確信いたしております。

略歴などを添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第１号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります藤田修司氏が平成31年３月14日付をもちまして任期満了となりますので、再び藤田氏を選任いたしたく、地方税法第423条第３項の規定によりご提案申し上げるものであります。

藤田氏は、前委員の退任を受け、平成25年３月15日から６年間委員を務められております。長年税理士としてご活躍され、毎年税制改正が行われ、複雑化する税業務に関し豊富な知識を持たれた方であり、今後も固定資産評価審査委員会委員として十分任務を遂行される方だと確信いたしております。

略歴などを添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第２号「和解及び損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関し、結果として譲渡所得に係る税について市の説明が不十分であったため、相手方に想定のない税の支払いが生じた案件でございます。これまで地権者と協議を重ね、合意に達したため、和解を図りたいので、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第３号「財産の取得（史跡地）について」ご説明申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げる次第であります。

今回買い上げいたします土地につきましては、26筆、面積１万7,478.83㎡、買い上げ金額２億4,851万2,060円であります。

詳細につきましては、財産の取得（史跡地）一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

質疑は２月25日の本会議で行います。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第１０から日程第３３まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第10、議案第４号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第33、議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　楠田大蔵　登壇〕

○市長（楠田大蔵）　議案第４号から議案第27号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第４号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、健康福祉部保育児童課ごじょう保育所の所長及び健康福祉部元気づくり課子育て支援センターの所長の給与の格付を見直すことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これまで保育所長と子育て支援センター所長の給与については、課長補佐として給与表１の５級の格付をしておりましたが、保育所職員の人数の増加や業務内容が現場で判断することも必要となってきたこと、また子育て支援センター所長にあっては、平成32年度末までに求められている子育て世代包括支援センターの設置に向けた取り組みが必要となってきたことなどを踏まえ、課長職としての位置づけを明確にするため、６級に格付することとするものです。

次に、議案第５号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第６号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」と議案第７号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されること、並びに利用者の利便性向上のため各施設の利用時間の取り扱いを変更することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第８号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第９号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」から議案第12号「太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について」までは関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されること、並びに利用者の利便性向上のため各施設の利用時間の取り扱いを変更することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」と議案第14号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、税関係証明書の名称などを整理したことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第８次地方分権一括法が公布され、同法により災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正、あわせて災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正が施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されること、並びに利用者の利便性向上のため太宰府市南体育館の利用時間の取り扱いを変更することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年度の国保税率の変更及び国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の改正により条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定より議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第22号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」までは関

連がございますので、一括してご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、歴史的意匠屋外広告物制度の創設による景観計画の内容変更に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されること、並びに学校教育法及び技術士法施行規則などの改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」ご説明申し上げます。

史跡のあるまち太宰府及び特別史跡大宰府跡への団体来訪者の回遊性拡大を目的として、２月１日から大宰府政庁前にバス専用の駐車場を供用しているところです。今後の当駐車場の有料化に伴い、新たに条例を制定する必要が生じたため、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

質疑は２月25日の本会議で行います。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第３４から日程第３７まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第34、議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第８号）について」から日程第37、議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第２号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　楠田大蔵　登壇〕

○市長（楠田大蔵）　議案第28号から議案第31号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第８号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ１億8,433万2,000円増額し、予算総額を261億5,128万円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、障がい福祉のサービス利用者増加に伴い障がい児通所支援給付費が不足する見込みであることや、胃内視鏡検診の受診者増加に伴い不足する健康診査等委託料に係る費用を計上させていただいております。

また、歴史と文化の環境税が増収見込みであることから、対応する基金への積立金を計上させていただくとともに、災害に伴う補正予算で計上しておりました災害関連地域防災崖崩れ対策事業におきまして、１月上旬に通知をいただいた国の内示を受け、国県補助金の財源組み替えを行うとともに、一部減額補正をさせていただいております。

その他につきましては、同じく災害に伴う補正予算を計上しておりました水城跡東側土塁災害復旧工事におきまして、交付税措置のある有利な起債が借り入れできることになったことから、歳入としまして文教施設災害復旧事業債を計上させていただくとともに、国民健康保険事業の保険基盤安定制度への国、県の負担金確定に伴い、国民健康保険事業特別会計への繰出金を計上させていただいております。

あわせまして、繰越明許費の追加を10件、地方債の変更１件を補正させていただいております。

次に、議案第29号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ１億3,421万7,000円を追加し、予算総額をそれぞれ74億6,973万円にお願いするものであります。

歳出につきましては、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の不足による保険給付費の増額でございます。歳入につきましては、歳出における保険給付費の増に伴う保険給付費等交付金、普通交付金の増額及び国、県の負担金額確定に伴う保険基盤安定制度繰入金の増額による財源の組み替え、平成29年度までの国民健康保険事業運営に係る累積赤字を解消するための

法定外繰り入れでございます。

次に、議案第30号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算（第４号）について」ご説明申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、収入を3,596万4,000円増額し、総額14億8,107万5,000円とし、支出を800万円増額し、総額12億9,250万円とするものであります。

補正の内容としましては、収入につきましては水道加入件数の伸びに伴う加入負担金の増額、並びに支出につきましては消費税及び地方消費税の増額でございます。

次に、資本的収支につきましては、支出を2,716万4,000円減の７億791万2,000円とするものであります。補正の内容としましては、事業費が確定したことに伴い、配水施設費を減額するものでございます。

次に、議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第２号）について」ご説明申し上げます。

資本的収支につきましては、支出を663万2,000円増額し13億6,995万6,000円とするものでございます。補正の内容としましては、今年度発生した自然災害を考慮し、あらゆる災害に際して重要インフラがその機能を発揮できるように、国から緊急点検の依頼がありました。これを受け、御笠川那珂川流域下水道事業の御笠川浄化センターを福岡県が点検した結果、同センターにおいて耐震対策工事などを実施することになり、本市の負担割合に応じ負担金を増額するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

質疑は２月25日の本会議で行います。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第３８から日程第４４まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第38、議案第32号「平成31年度太宰府市一般会計予算について」から日程第44、議案第38号「平成31年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　楠田大蔵　登壇〕

○市長（楠田大蔵）　議案第32号から議案第38号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第32号「平成31年度太宰府市一般会計予算について」ご説明申し上げます。

１月に発表された内閣府の月例経済報告によると、我が国の景気の状況は、昨年から引き続

き雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとされている反面、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなど海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされ、さらに全ての世代が安心でき活躍できる全世代型社会保障制度を実現するため、労働制度を初め制度全般の改革を進めるとともに、10月に予定されている消費税率の引き上げを控え、経済・財政運営に万全を期すとされております。

また、先般総務省から発表されました平成31年度の地方財政対策におきましては、地方交付税が前年度比で1.1%増額される中、子ども・子育て支援として幼児教育の無償化や、国土強靭化のための防災インフラ整備事業のより一層の推進と、公共施設の老朽化対策を初めとした公共施設等適正管理推進事業など、地方公共団体が安定的に財政運営できるよう、地方交付税などの一般財源総額について、前年度を上回る62兆7,000億円を確保したとしています。

このような中、本市の平成31年度予算編成に当たりましては、方針共有、業務改善・スクラップ、選択と集中を念頭に置き、未来を担う子ども、学生や子育て世代、意欲ある起業家、公的支援を必要とする高齢者、障がい者など人への投資を必然的に拡大し、土木費などハード面の予算を一時的に縮減した上で、今後透明性を持って計画的に推進していくような形となりました。いわば「新生太宰府元年！」における「太宰府未来投資予算」であり、本市の輝かしい未来へと力強くつながる予算案であります。

なお、各事業を遂行するに当たりましては、国、県などのあらゆる補助メニューを積極的に活用するなど、財源を最大限確保するよう努めるとともに、ふるさと納税関連事業のより一層の充実や、商工会と連携し起業家支援などを行うなど、将来を見据えた新たな自主財源の確保に向け、持続可能な財政基盤の構築を目指した事業を展開していきたいと考えております。

この結果、平成31年度の一般会計予算総額は244億2,623万円となり、市長として施策を取り入れた平成30年度６月補正予算と比較しますと、４億6,833万7,000円の増、率にいたしますと2.0%の増となっております。

詳細につきましては、別に配付しております当初予算説明資料をご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第33号「平成31年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は72億1,337万5,000円で、対前年度比1.9%の増となっております。

平成30年度から始まった国保制度改革による新制度での国保運営ですが、依然として国保財政は全国的にも厳しい状況となっております。今後、予算の執行状況や国、県の動向を十分に注視し、医療費の適正化などを図りながら、健全で安定した国民健康保険事業の運営により一層の努力を図ってまいります。

次に、議案第34号「平成31年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本案は、平成31年度の歳入歳出予算の総額を前年度比5.5％増の12億6,607万2,000円とするものであります。

平成31年度は、福岡県後期高齢者医療広域連合による当初の試算において、被保険者の増加などに伴う予算も含めて5.8％の負担金の増加が必要とされ、この試算額をもとに予算計上しております。

次に、議案第35号「平成31年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険事業は、高齢化の進行に伴い、要介護認定者及び介護サービス利用の増加により年々給付費が増加しております。平成31年度の歳入歳出予算につきましては、総額51億4,685万円で、対前年度比2.7％の増となっております。歳出予算につきましては、地域包括支援センターのサブセンター設置に伴い、関係予算を３款、地域支援事業費に計上しております。

今後も介護保険制度の利用者の自立支援はもとより、給付費の適正化に努め、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

次に、議案第36号「平成31年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

平成31年度歳入歳出予算でございますが、歳入歳出ともに総額39万5,000円で、対前年比13万9,000円、26.0％の減となっております。

なお、貸付金の償還向上につきましては、今後も個別の現状把握に努め、精力的に家庭訪問を行うなど償還の促進と、県との連絡調整や契約弁護士との法律相談を行いながら、滞納者対策を図ってまいります。

次に、議案第37号「平成31年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量でございますが、給水戸数２万6,065戸、年間総給水量578万6,094㎥を予定しております。

収益的収入及び支出についてでございますが、収入総額を14億5,566万6,000円とし、支出総額を12億8,895万9,000円といたしております。給水収益につきましては、12億2,080万3,000円を予定しております。また、加入負担金につきましては、5,568万5,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入総額を6,203万3,000円、支出総額を５億5,792万4,000円といたしております。収入につきましては、老朽管更新などに伴う一般会計からの出資金を2,780万円、基幹管路新設に伴う国庫補助金として2,991万2,000円を計上し、支出につきましては、主な建設改良事業としまして、基幹管路新設工事及び大佐野地区及び梅香苑地区の配水管布設がえ工事などを予定いたしております。

なお、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、議案第38号「平成31年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量でございますが、排水戸数３万243戸、年間総排水量719万802㎥を予定しております。

収益的収入及び支出でございますが、収入総額を19億6,762万5,000円とし、支出総額を14億2,838万4,000円といたしております。下水道使用料につきましては、11億9,319万2,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入総額を３億8,746万3,000円、支出総額を10億6,561万円とし、主な建設改良事業といたしましては、北谷地区の汚水管新設工事、秋山地内雨水管渠整備工事及び都府楼団地の長寿命化管渠更生工事などで、単独と補助事業を合わせて総額３億2,853万8,000円といたしております。

なお、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

お諮りします。

日程第38から日程第44までの平成31年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を、慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の神武綾議員とすることに決定しました。

ここで、予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員会委員長　門田直樹議員。

〔16番　門田直樹議員　登壇〕

○１６番（門田直樹議員）　予算特別委員会の日程等についてご説明申し上げます。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に、一般会計、各特別会計及び各企業会計について予算の概要説明を受けます。２日目の３月13日水曜及び３日目の３月14日木曜は、午前10時から開会いたします。なお、予備日として４日目の３月15日金曜午後２時からを予定して

います。

また、各委員からの資料要求につきましては、あらかじめ配付しております資料要求書により、明日22日金曜午後１時までに事務局へ提出をお願いします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

自席へどうぞ。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、２月25日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会　午前11時48分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

１　議　事　日　程（２日目）

〔平成31年太宰府市議会第１回（３月）定例会〕

平成31年２月25日
午前10時開議
於　議　事　室

日程第１　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第２　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第３　議案第１号　太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第４　議案第２号　和解及び損害賠償の額の決定について
日程第５　議案第３号　財産の取得（史跡地）について
日程第６　議案第４号　太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第７　議案第５号　太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
日程第８　議案第６号　太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
日程第９　議案第７号　太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
日程第10　議案第８号　太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
日程第11　議案第９号　太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第12　議案第10号　太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
日程第13　議案第11号　太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
日程第14　議案第12号　太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について
日程第15　議案第13号　太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
日程第16　議案第14号　太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について
日程第17　議案第15号　太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第18　議案第16号　太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19　議案第17号　太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
日程第20　議案第18号　太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第21　議案第19号　太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22　議案第20号　太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23　議案第21号　太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について

日程第24　議案第22号　太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第25　議案第23号　太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26　議案第24号　太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第27　議案第25号　太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第28　議案第26号　太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第29　議案第27号　太宰府市営駐車場条例の制定について
日程第30　議案第28号　平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第８号）について
日程第31　議案第29号　平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について
日程第32　議案第30号　平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算（第４号）について
日程第33　議案第31号　平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第２号）について
日程第34　意見書第１号　統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書
日程第35　意見書第２号　建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書

２　出席議員は次のとおりである（１８名）

１番	栁　原　荘一郎　議員	２番	宮　原　伸　一　議員
３番	舩　越　隆　之　議員	４番	徳　永　洋　介　議員
５番	笠　利　　毅　議員	６番	堺　　剛　議員
７番	入　江　　寿　議員	８番	木　村　彰　人　議員
９番	陶　山　良　尚　議員	10番	小　畠　真由美　議員
11番	上　　疆　議員	12番	原　田　久美子　議員
13番	神　武　　綾　議員	14番	長谷川　公　成　議員
15番	藤　井　雅　之　議員	16番	門　田　直　樹　議員
17番	村　山　弘　行　議員	18番	橋　本　　健　議員

３　欠席議員は次のとおりである

な　　し

４　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（２２名）

市　　長	楠　田　大　蔵	副　市　長	清　水　圭　輔
教　育　長	樋　田　京　子	総務部長	石　田　宏　二
市民生活部長	友　田　　浩	総務部理事	原　口　信　行
都市整備部長	井　浦　真須己	健康福祉部長兼福祉事務所長	濱　本　泰　裕
観光経済部長	藤　田　　彰	教育部長	緒　方　扶　美
教育部理事	江　口　尋　信	総務課長併選管書記長	田　中　　縁
経営企画課長	髙　原　　清	人権政策課長兼人権センター所長	寺　崎　嘉　典
市民課長	行　武　佐　江	福祉課長	友　添　浩　一
都市計画課長	木　村　昌　春	社会教育課長	中　山　和　彦

文化財課長	城戸康利	上下水道課長	佐藤政吾
観光推進課長兼 国際・交流課長	木村幸代志	監査委員事務局長	福嶋浩

５　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	阿部宏亮	議事課長	花田善祐
書記	斉藤正弘	書記	髙原真理子
書記	岡本和大		

再開　午前10時00分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第１回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１から日程第３まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第１、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第３、議案第１号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、諮問第１号、諮問第２号及び議案第１号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第１号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、諮問第１号は適任として答申することに決定しました。

〈適任　賛成17名、反対０名　午前10時01分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第２号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、諮問第２号は適任として答申することに決定しました。

〈適任　賛成17名、反対０名　午前10時02分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第１号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第１号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第１号は同意されました。

〈同意　賛成17名、反対０名　午前10時02分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　議案第２号　和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（橋本　健議員）　日程第４、議案第２号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第２号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第２号は可決されました。

〈可決　賛成17名、反対０名　午前10時03分〉

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第５　議案第３号　財産の取得（史跡地）について

○議長（橋本　健議員）　日程第５、議案第３号「財産の取得（史跡地）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第３号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第３号は可決されました。

〈可決　賛成17名、反対０名　午前10時04分〉

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６から日程第１５まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第６、議案第４号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第13号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第４号、議案第５号及び議案第７号から議案第13号までは総務文教常任委員会に付託します。議案第６号は総務文教常任委員会及び建設経済常任委員会に分割付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１６から日程第２２まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第16、議案第14号「太宰府市男女共同参画推進センターループミナス条例の一部を改正する条例について」から日程第22、議案第20号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第14号から議案第20号までは環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２３から日程第２９まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第23、議案第21号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から日程第29、議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第21号から議案第27号までは建設経済常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３０から日程第３３まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第30、議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第８号）について」から日程第33、議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第２号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第28号は各常任委員会に分割付託します。議案第29号は環境厚生常任委員会に付託します。議案第30号及び議案第31号は建設経済常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３４　意見書第１号　統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書

○議長（橋本　健議員）　日程第34、意見書第１号「統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番　村山弘行議員　登壇〕

○１７番（村山弘行議員）　日程第34、意見書第１号「統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由にかえさせていただきたいと思います。提出者は私、村山弘行、賛成者は笠利毅議員、長谷川公成議員、神武綾議員であります。

統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書。

国の基幹統計である毎月勤労統計調査で、10年以上にわたって不正が行われてきたことが発覚した。全数調査するべき東京都分を2004年以降、約３分の１の抽出調査しか行っておらず、18年にはこれを正しく装うようなデータ改変まで行われていた。こうした不正を全て秘密裏に行い、さらに過去の基礎資料を廃棄してしまった結果、データを補正し再集計することが不可能となった。統計法違反であり、まさに政府の組織ぐるみの隠蔽と言わざるを得ない。

最優先されるべき雇用保険や労災保険などの追加給付の目途は、一部しか立っていない。過少給付の是正が労使負担の雇用・労災保険の特別会計から捻出されることは、役所のミスのつけ回しにほかならない。また、勤労統計の不正は、多くの統計データに影響が波及し、とりわけ18年の実質賃金は大幅なマイナスであったことが判明した。安倍政権がアベノミクスの成果として盛んに喧伝してきた賃金上昇は捏造、日本の経済統計は不信にまみれた。消えた給付金、賃金偽装は断じて容認できない。さらに、捏造された賃金統計をもとに当初予算案や消費税増税対策が策定され、日銀の金融政策や年金支給額、公共料金など国民生活のあらゆる分野に問題が波及しており、安倍政権の責任ははかり知れない。

国の基幹統計56のうち約４割に問題があったことも明らかになっている。厚労省は、毎勤だけでなく賃金構造基本統計に関しても不適切な調査を放置してきた。総務省が所管する小売物価統計調査においても、大阪府で店舗訪問が行われず、過去の価格が報告され続けるという不適切な業務実態が明らかになった。

データ改変を秘密裏に始めた18年は、森友・加計問題における公文書の改ざん、裁量労働制をめぐる不正データ、障がい者雇用の水増し、失踪外国人技能実習生をめぐるデータ捏造など、前代未聞の不祥事が繰り返された。行政への監視機能を高め、信頼できる行政、政治を取り戻さなければならない。

よって、国会及び政府に対し、不正統計の事実解明と再発防止、信頼回復に向け、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

記。１つ、毎月勤労統計調査の不正問題の真相究明を図るため、独立した第三者機関による徹底した検証を行い、政府の責任で公的統計の総点検を行うこと。

２つ、統計不正の再発防止と信頼回復のため、10年間で半減した国の統計職員の増員を初め必要な施策と財源措置を抜本的に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第１号は総務文教常任委員会に付託します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第３５　意見書第２号　建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書

○議長（橋本　健議員）　日程第35、意見書第２号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番藤井雅之議員。

〔15番　藤井雅之議員　登壇〕

○１５番（藤井雅之議員）　意見書第２号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書」について提案理由の説明をさせていただきます。提出者は私、藤井雅之、賛成者は神武綾議員です。

意見書の案文の朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書。

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト被害は、多くの国民に広がっている。

アスベスト被害について、欧米諸国においては、製造業の従事者に多くの被害者が出ていることに比べ、日本では建設業従事者に最も多くの被害者が生まれていることが特徴である。それは、アスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、そして国においても、建築基準法などで、不燃化、耐火工法としてアスベストの使用を進めたことが大きな原因である。

特に建設業は、重層下請構造や従事者が数多くの現場にわたって就労することから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上

乗せ補償もない状況である。

また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、アスベスト問題の早期の解決が急務となっていることを鑑み、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに取り組むことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣としております。

ぜひ議員各位のご賛同を賜りまして、関係機関への意見書の提出をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第２号は環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、３月６日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会　午前10時16分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

１　議　事　日　程（３日目）

〔平成31年太宰府市議会第１回（３月）定例会〕

平成31年３月６日
午前10時開議
於　議　事　室

日程第１　一般質問

一般質問者【代表質問】及び質問項目一覧表

順位	【会派名】 質問者氏名 （議席番号）	質　　問　　項　　目
1	【公明党太宰府市議団】 小　畠　真由美 (10)	◇施政方針に関することについて 1.　第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」について （１）　特別支援教育について これまで提案してきたマルチメディアデイジー教科書の活用について伺う。 （２）　学校の働き方改革について 給食費の公会計化が先送りになった理由を伺う。 （３）　出産・子育てのサポートについて 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための「子育て世代包括支援センター」の今後の運営について伺う。 2.　第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」について （１）　市政運営経費の見直しについて 「公共施設等総合管理計画」に基づき、今後どのように公共施設マネジメントを行っていくのか具体的に伺う。 3.　第６のプラン「民間の知恵を生かした高齢者福祉」について （１）　障がい者福祉の推進について ①　タクシー券の拡大について伺う。 ②　音声による119番通報が困難な聴覚、言語障がい者が円滑に消防へ119番通報できるシステムＮｅｔ119について伺う。 ③　医療的ケア児の支援について本市の考えを伺う。 4.　第７のプラン「自衛隊と連携した市民の安心安全」について （１）　ＮＰＯ法人やボランティア団体との災害の協力体制について 災害時における避難所でのペットへの対応について伺う。

2	【日本共産党 太宰府市議団】 藤　井　雅　之 (15)	◇施政方針に関することについて 1.　就学前児童の転入、転出の状況について（結び） 就学前児童の転入者数より転出者数が多い状況について伺う。 2.　第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」について （１）　市政運営経費の見直しについて ①　ふるさと納税の拡大について伺う。 ②　補助金交付のルール化について伺う。 3.　第６のプラン「民間の知恵を生かした高齢者福祉」について （１）　地域包括支援センターの相談体制の充実について 支所増設に伴う人員配置、諸課題の解消について伺う。 4.　総合計画後期基本計画について （１）　ごみの減量について ①　「古紙等資源再利用事業奨励金」の増額について伺う。 ②　廃ペットボトルの処理について伺う。 （２）　情報の共有化と活用について ①　オープンデータの活用について伺う。 ②　システムの保守に伴う費用について伺う。
3	【宰光】 入　江　　寿 （７）	◇施政方針に関することについて 1.　３つの工程について（冒頭） （１）　３つの工程等について ３つの工程等をさらに深化・拡充し、好循環をもたらすような新たなビジョンについて伺う。 2.　第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」について （１）　特別支援教育について インクルーシブ教育の内容について伺う。 （２）　不登校児童・生徒への支援について 第３の居場所における大学生のかかわり方について伺う。 （３）　中学校給食について 中学校給食の実施時期等について伺う。 3.　第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」について （１）　入札制度について 新入札制度の導入時期について伺う。 4.　第５のプラン「環境重視の逆転の発想で渋滞解消」について （１）　渋滞解消について 渋滞解消の方策等について伺う。
4	【太宰府新政会】 長谷川　公　成 (14)	◇施政方針に関することについて 1.　第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」について （１）　特別支援教育について

		通級指導教室を全小・中学校に開設し、児童生徒や保護者の負担をなくすべきと考えるが、通級指導教室拡充について計画を伺う。 併せて、巡回型を検討するべきだと考えるが、市長の見解を伺う。 （２）　学校施設の整備について 太宰府東中学校の全面改修工事計画の概要を伺う。 また、多数の公共施設がある中で、トイレ洋式化をどのような順番で推進していくのか伺う。 2.　第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」について （１）　市政運営経費の見直しについて ①　「スポーツ施設個別計画」と「公共施設再編計画」との関連性について伺う。 ②　とびうめアリーナの有効活用と併せた「スポーツ振興計画」の内容について市長の思いを伺う。 3.　第４のプラン「積極的広域連携による大太宰府構想」について （１）　バス路線の利便性・収益性向上について まほろば号に関して収益性向上は非常に厳しい状況であると考える。高雄回りの路線について、市域を超えた運行を念頭に置いた市長の見解を伺う。 （２）　交通大動脈計画の立案について 市長が考える周辺自治体と連携した広域的交通体系やまちづくりへの思いについて伺う。 4.　第７のプラン「自衛隊と連携した市民の安心安全」について （１）　民間団体との協定について ①　平成30年６月の代表質問における答弁後、市と県、県とコンビニ店の協議は行われたのか伺う。 ②　民間団体との協定締結に、コンビニ店との連携を今も考えているのか伺う。
５	【太宰府市民ネット】 徳　永　洋　介 （４）	◇施政方針に関することについて 1.　第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」について （１）　学力の更なる向上について 政策と方向性について伺う。 （２）　ＳＴＥＡＭ教育について 政策と方向性について伺う。 （３）　不登校児童生徒への支援について 政策と方向性について伺う。 （４）　学校の働き方改革について

		「学校閉庁時間の設定」と「中学校部活動」の具体的政策について伺う。 2.　第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」について （１）　職員の人材育成について 「職員採用」、「土曜開庁拡大」、「民間企業との人事交流」の政策と方向性について伺う。 3.　総合計画後期基本計画について （１）　国民健康保険の健全な運営について 「独立採算」の観点に立った「大変厳しい判断」についての具体的説明を伺う。

２　出席議員は次のとおりである（１８名）

１番	栁原荘一郎　議員	２番	宮原伸一　議員
３番	舩越隆之　議員	４番	徳永洋介　議員
５番	笠利毅　議員	６番	堺剛　議員
７番	入江寿　議員	８番	木村彰人　議員
９番	陶山良尚　議員	10番	小畠真由美　議員
11番	上疆　議員	12番	原田久美子　議員
13番	神武綾　議員	14番	長谷川公成　議員
15番	藤井雅之　議員	16番	門田直樹　議員
17番	村山弘行　議員	18番	橋本健　議員

３　欠席議員は次のとおりである

なし

４　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（２８名）

市長	楠田大蔵	副市長	清水圭輔
教育長	樋田京子	総務部長	石田宏二
市民生活部長	友田浩	総務部理事	原口信行
都市整備部長	井浦真須己	健康福祉部長兼福祉事務所長	濱本泰裕
観光経済部長	藤田彰	教育部長	緒方扶美
教育部理事	江口尋信	総務課長併選管書記長	田中縁
経営企画課長	髙原清	管財課長	柴田義則
防災安全課長	齋藤実貴男	地域コミュニティ課長	藤井泰人
スポーツ課長	安恒洋一	環境課長	川谷豊
市民課長	行武佐江	福祉課長	友添浩一
国保年金課長	山浦剛志	都市計画課長	木村昌春
社会教育課長	中山和彦	学校教育課長	吉開恭一
上下水道課長	佐藤政吾	観光推進課長兼国際・交流課長	木村幸代志

監査委員事務局長	福　嶋　　浩	子育て支援センター所長	白　田　美　香

５　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	阿　部　宏　亮	議事課長	花　田　善　祐
書　　記	斉　藤　正　弘	書　　記	高　原　真理子
書　　記	岡　本　和　大		

再開　午前10時00分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第１回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、代表質問５会派、個人質問７人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして２日間で行うことに決定しておりますことから、本日は代表質問５会派とし、２日目の明日は個人質問７人で行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（橋本　健議員）　日程第１、「一般質問」の会派代表質問を行います。

会派公明党太宰府市議団の代表質問を許可します。

10番小畠真由美議員。

〔10番　小畠真由美議員　登壇〕

○１０番（小畠真由美議員）　皆さん、おはようございます。

ただいま議長からの質問許可を受け、会派公明党太宰府市議団を代表いたしまして、平成31年度施政方針より４件の質問をさせていただきます。

１件目、第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」から３項目にわたってお伺いいたします。

１項目め、特別支援教育について。

平成25年９月議会でマルチメディアデイジー教科書の普及、活用について一般質問をさせていただいた経緯がございます。このデイジー教科書とは、教科書のデジタルデータを活用した音声教材で、パソコンやタブレット画面で文字の大きさや色、背景色の変更やルビの表示ができる教材です。デイジー教科書は、学習障がいや聴力障がい、支援を必要とする子どもたちに活用することは有意義であるとされています。

2016年４月に障害者差別解消法が施行され、それまではこの教材が必要な子ども１人ずつで申請する仕組みだったのが、自治体単位で申請できるようになりました。さらに昨年、学校教育法改正により、2020年から本格的に学校現場での活用を促すこととなりました。

このように環境整備が整う中、本市のインクルーシブ教育事業にデイジー教科書を活用していくべきであると考えます。

２項目め、学校の働き方改革について。

水泳授業を民間に委託するなど、メリット、デメリットを検証するに値する新しい取り組み

が始まりますが、小学校給食費の公会計化についても昨年検討していただいた経緯があります。まだ検討中なのか、断念されたのか、伺います。

３項目め、出産、子育てのサポートについて。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの設置が国から求められています。本市における子育て世代定住化事業は、今後の税収確保や地域活性化に向けても大変重要な取り組みです。太宰府の地で安心して子どもを産み育てていただくための中心拠点となるように、現在の子育て支援センターをさらに整備、強化しながら、切れ目のない支援体制の構築に向けて、関係所管にはご尽力いただいているところです。そこで、子育て世代包括支援センターの今後の運営についてお伺いいたします。

２件目、第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」の市政運営経費の見直しについて質問いたします。

過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎えますが、本市の建物系公共施設は約80％が30年以上前に建てられたものです。限られた財源の中で施設全体の最適化を図ることは喫緊の課題であり、今後の公共施設マネジメントが財政問題の大きな鍵になることが、策定された太宰府市公共施設等総合管理計画で明らかになりました。

扶助費等の義務的経費の増大する中、日々老朽化し続ける公共施設を縮減せずに管理し続けることは不可能で、基本方向は統廃合だとする自治体が大多数である中、本市としても、まずは公共施設の保守点検管理業務を包括的に一元化し、経費削減につなげたりとか、公有資産の売却や貸し付けによる歳入確保など、公民連携での収益事業の展開が必要だと考えます。

同時に、減価償却や資産老朽化比率を踏まえた統廃合、再配置など速やかに方向性を示すことが必要だと考えます。今後どのように公共施設マネジメントを行っていくのか、具体的に伺います。

３件目、第６のプラン「民間の知恵を生かした高齢者福祉」の障がい者福祉の推進について質問いたします。

心身に重度の障がいのある方のタクシー初乗り運賃の助成が拡充されますが、何％の利用があっているのかお聞きいたします。

また、自動車燃料費の助成との選択制にしている自治体もありますが、自家用車での送迎が勝手がいいとの声はなかったのか、伺います。

次に、音声による119番通報が困難な聴覚・言語障がい者が円滑に消防へ119番通報できるＮｅｔ119は、スマートフォンやタブレットからチャットの要領で文字による通報が可能です。また、外出中など自宅にいなくても通報でき、ＧＰＳ機能で本人の位置の特定も可能です。

このＮｅｔ119は、消防庁のホームページでは728本部中148本部が導入済みで、来年度までに498本部が導入予定で、筑紫野太宰府消防本部も導入予定に入っていました。障がい者の命を守るためにも丁寧に周知をすることが必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、児童福祉法の改正により、平成30年４月より地方自治体は障がい児福祉計画を策定

することが義務づけられ、今後は障がい児福祉計画の中で医療的ケアの必要な障がい児の支援の体制を図ることが求められています。実態やニーズの把握や家族支援のあり方など、支援の充実に向けた取り組みが必要であると考えます。見解をお聞かせください。

４件目、第７のプラン「自衛隊と連携した市民の安心安全」のＮＰＯ法人、ボランティア団体との災害の協力体制について質問いたします。

災害時の避難所における情報交換や協力体制で早急に考えていただきたいのが、ペットに対する対応です。現在、空前のペットブームとも言われ、犬や猫を飼う人は右肩上がりに増えていると聞きますが、本市の状況をお聞かせください。

ペットとの避難所のあり方が確立されていない本市の現状では、避難の際に家にペットを置いて避難できないと考える市民も多いのではないでしょうか。早急に避難所におけるペットの対応、環境整備が必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　おはようございます。

ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派公明党太宰府市議団を代表されまして小畠真由美議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」についてのご質問にお答えいたします。

まず、１項目めの特別支援教育についてでございますが、議員ご指摘のとおり、マルチメディアデイジー教科書は、主として文章を読むことに困難がある児童・生徒を支援するための大変有効なツールであると認識をいたしております。また、製作団体や出版社への提要申請に当たって、必ずしも医師などの診断が必要でないことに加え、使用する児童・生徒の保護者に限らず、学校の教職員、教育委員会も申請することができるようになり、活用を促す仕組みが整ってきております。さらに、本市におきましては、施政方針で上げさせていただきましたＩＣＴ環境の整備によって、学校における活用環境も整ってまいります。

障がいの有無にかかわらず、合理的配慮によって児童・生徒がともに学ぶインクルーシブ教育の推進は、本市教育施策の重要な柱であります。本市といたしましても、ご指摘いただきましたマルチメディアデイジー教科書を含め、児童・生徒の生活や学習を支援する有効なツールにつきましては、積極的に活用することができるよう、教育委員会を中心に学校や保護者への積極的な情報提供を進めてまいります。

次に、２項目め、学校の働き方改革の給食費の公会計化についてお答えをいたします。

学校における働き方改革につきましては、教職員の長時間労働が社会問題として注目をされ、当市といたしましても、タイムレコーダーの導入による正確な出退勤時間の把握、教職員の勤務を要しない学校閉庁日の導入、市内４中学校で一斉に部活動を実施しない市内一斉ノー部活動デーの設定など、具体的な取り組みを実施してまいりました。

ご質問の給食の公会計化につきましては、現在は教育委員会の職員と学校事務職員が協力して、学校における事務の効率化の研究とあわせ、学校徴収金の現状把握と給食費の滞納状況から見た公会計化の有効性について調査研究を行っている段階であります。

今後は、学校と教育委員会が受け持つべき事務の精選を行った上で、給食の公会計化に伴う費用対効果も勘案しながら、今後文部科学省から示される予定の公会計化導入に向けたガイドラインに基づき検討を進め、学校における働き方改革をさらに促進してまいりたいと考えております。

次に、３項目めの出産、子育てのサポートのご質問についてお答えをいたします。

現在は、母子保健を担当する保健センターと子育て支援を担当する子育て支援センターが連携を図りながら、それぞれ出産、子育てのサポートを行っておりますが、これをサービスの充実はもちろんのこと、市民にとってわかりやすく利用しやすい相談窓口となる子育て世代包括支援センターとして、平成32年度の設置に向けて、関係課において体制づくりの検討を行っているところであります。

子育て世代包括支援センターにつきましては、健やかに安心して妊娠、出産、子育てができるよう、相談支援、情報提供のワンストップ拠点として整備するとともに、事業内容につきましても、保育士や保健師、社会福祉士などの複数の専門職を配置した上で、母子手帳の交付時から妊娠、出産、子育て期までのさまざまな相談を包括的に支援し、個別の状況に応じた支援プランの策定や産後ケア事業及び産前産後サポート事業など、今まで以上にきめ細やかな対応ができるよう検討してまいります。

なお、場所につきましては、現在の子育て支援センターを出産、子育てサポートの拠点施設として再整備していきたいと考えており、子育て支援センターとしてのさらなる周知と活用の幅も広げていきたいと考えているところであります。

今後、子育て世代包括支援センターを設置する上においては、職員体制の充実や専門職の確保などさまざまな課題もございますが、子育て支援の推進に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランが示され、市町村の体制強化策として、平成34年度までに子ども家庭総合支援拠点の設置が求められておりますので、このことにつきましても、子育て世代包括支援センターを運営する中で検討してまいります。

続きまして、第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」についてのご質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画に基づき、今後どのように公共施設のマネジメントを行っていくのかについてでありますが、議員ご指摘のとおり、民生費が右肩上がりで膨らんでいく中、限られた財源の中で施設全体の最適化を図ることは喫緊の課題であり、今後の公共施設マネジメントが財政問題の大きな鍵になると考えております。

このため、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、主要39施設における個別施設の

維持管理の方針及び施設の再編方針並びに全庁的な取り組み体制などについて述べているところであります。

具体的な内容としましては、組織として経営会議のもとに全部長職で構成する公共施設等総合管理計画策定委員会を位置づけ、公共施設のマネジメントを行うとともに、施設全体の最適化を目指す再編方針として、既存施設の機能を適切に保持しつつ、施設を計画的に複合化しながら、新たな需要に応えていくと掲げております。

少子・高齢化という社会情勢もありますが、マミーズの撤退など公共施設の老朽化の影響も表面化しております。経費削減や収益的観点、統廃合、再配置に関する議員のご指摘も踏まえながら、できるだけ早く市民の皆様に方向性を示せるよう、具体的な個別計画の策定と並行して公共施設再編計画を策定し、適切な公共施設のマネジメントを目指してまいります。

続きまして、第６のプラン「民間の知恵を生かした高齢者福祉」についてのご質問にお答えします。

まず、障がい者福祉の促進についての１点目、タクシー券の拡大についてでありますが、現在、心身に重度の障がいのある人に対し、日常生活の利便と社会活動の拡大を図るための福祉タクシー料金助成事業として、タクシー券の交付を行っておりますが、平成31年度より年間交付枚数を60枚とすることで予算計上をさせていただいております。

今回、利用券の増枚に至った経緯といたしましては、福岡県腎臓病患者連絡協議会から約10年にわたりタクシー券の増枚要望をいただいておりましたことや、第４次太宰府市障がい者プランの施策の一つであります、生活を支援するサービスの充実の具体的な取り組みとして実施しております移動に関する支援をさらに充実するために、重度の障がいのある方への支援全体の底上げを図ったところであります。

自動車燃料費の助成との選択制につきましては、実施している自治体もありますが、本市におきましては自家用車などの利用が困難な方々への支援を想定しており、タクシー利用時の助成といたしております。

現在の福祉タクシー料金助成事業の利用についてでございますが、平成29年度実績で申し上げますと、671名に交付をし、その使用率は44.6％となっております。

次に、２点目の音声による119番通報が困難な聴覚・言語障がい者が、円滑に消防へ119番通報できるシステムＮｅｔ119についてのご質問にお答えいたします。

聴覚障がいや言語機能障がいの方が119番、消防への通報をスマートフォンを通して容易にできるＮｅｔ119につきましては、緊急時に迅速に消防へ連絡ができ、自宅以外はＧＰＳ機能により本人の位置確認ができるなど、画期的なシステムであると考えております。

筑紫野太宰府消防組合消防本部が福岡都市圏協働指令センターの運用に合わせ、平成32年度までに導入を予定しておりますことから、このＮｅｔ119の情報を消防本部や福祉部門と連携して周知してまいりたいと考えております。

次に、３点目の医療的ケア児の支援についてのご質問にお答えいたします。

医療的ケア児とは、人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童であり、全国に推計で約１万8,000人おられる状況があり、今後もさらに増加する見込みであると言われております。

平成28年５月に児童福祉法が改正され、地方公共団体は、医療的ケアの必要な児童がその心身の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならないということが明記されました。

このため、平成30年６月には福岡県が県全体の医療的ケア児の実態調査を実施し、12月に報告書が発表され、今後地域生活を支える仕組みの検討が行われるものと思われますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

また、市といたしましても、法に規定された関係機関等の協議の場の設置が必要であるとの認識に立ち、第１期の太宰府市障がい児福祉計画の中に目標として掲げているところであります。この協議の場の設置につきましては、今後近隣市と連携をしながら検討してまいります。

あわせて、現在行っております医療的ケア児及びその家族が利用できる制度、例えば小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業や、ご家族の負担を減らすレスパイトケア事業の日中一時支援事業などにつきましては、その周知、実施をしっかりと行ってまいります。

続きまして、第７のプラン「自衛隊と連携した市民の安心安全」についてのご質問にお答えいたします。

ＮＰＯ法人やボランティア団体との災害協力体制についての災害時における避難所でのペットへの対応についてでありますが、近年、愛玩や精神的癒やしのためにペットを飼われ、家族の一員として生活されている方が多くいらっしゃる中、常態化しつつある自然災害時のペットの対応については、早急に取り組まなければならない課題として受けとめております。

現在、太宰府市の災害時のペットの対応につきまして、避難所への受け入れ態勢や飼い主への災害への備えの広報啓発活動など、ほとんどできていない状況であります。

環境省が熊本地震の現状を受け、平成30年３月にガイドラインの改定版として人とペットの災害ガイドラインを策定しています。自治体に対しては、災害時のペット対策は、被災者を救護する観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するものである、平常時の飼い主への災害時の備えなどの普及啓発、ペットとの同行避難も含めた避難訓練などの実施の検討、災害時においてのペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援、指定避難所へのペットの同行避難者の受け入れなどの検討を要請しております。

また、ペットと避難できなければ避難をちゅうちょしたり、車中での避難をするなど、飼い主の災害時の避難行動に大きく影響するおそれもありますので、対応の検討が必要だと考えております。

反面、ペットアレルギーをお持ちの方、動物が苦手という方がいらっしゃいます。ペットの避難所の受け入れでトラブルが発生しないよう、十分配慮する必要もありますので、対応可能

な避難所の選定、人の滞在場所とペットの飼養場所の配置、一時避難時と長期避難時のペットの対応方法、同伴避難の可否、対応職員の配置など、十分な検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　まず、１件目１項目から３項目について質問はありませんか。

10番小畠真由美議員。

○１０番（小畠真由美議員）　マルチメディアデイジー教科書については、前向きなご回答をいただきましてありがとうございます。まず、サンプルをダウンロードまたは取り寄せるなどして、教える側の先生、また特別支援コーディネーターであるとか関係者の方に見て、実際に体験をしていただいて、お一人お一人の子どもの可能性を引き出すような教育学習教材のあり方などを検討していただければと思っておりますので、引き続きこのマルチメディアデイジー教科書につきましては、ご検討のほどよろしくお願いをいたします。

小学校給食の公会計化につきましては、働き方改革としても国や県からの通達があっているという側面があります。もう一つの側面といたしましては、私会計であることのわかりにくさということがあります。毎月の給食費と児童数から考えても、約２億円を超える事業だと思っているんですけれども、この学校ごとの私会計の処理の監査を、そして学校教育課でやっているというふうに捉えております。滞納があったとしても、不納欠損として取り扱われませんので、滞納額は累積しっ放しとなっているということも考えられます。

こういったふうに見えないところがたくさんあるのが私会計で、議会のほうにも上がってまいりませんので、全くそれはもう信頼を持って学校教育課で監査をやっていただいているという形になっていると思いますが、きちんとした事業の金額であるとか、昨年度の滞納件数や過年度分の金額とか滞納額などについて、若干お伺いをいたします。

それから、この今回の平成31年度の予算の中に、小学校食育推進事業といたしまして968万円計上があっております。これは小学校の給食会に対する食材費の補助金ということですが、食材費というのは基本的には保護者負担という形でこれはなっていると思っているんですけれども、また、この小学校の給食については、非常に皆さん高評価をいただいているということで、ここにこの968万円の補助が必要なのかどうかということについて、もう少し説明もいただきたいと思いますし、今の件、よろしくお願いをいたします。

それからもう一つ、出産、子育てのサポートについて、この件につきましては、国立成育医療研究センターが、出産後１年未満に死亡した女性について分析をされたところ、自殺が92人で最も多く、次いでがんが70人、心疾患が24人、出血が20人などでした。35歳以上の高齢出産、また初産での自殺割合が高い傾向を示しているということもわかりました。

この深刻な状態が昨今わかってきた状況の中で、出産後の母親の自殺の実態が明らかになった中で、本市としての考え方といたしましては、先ほどの回答の中にもございましたように、まずは母子手帳を交付をするところの妊娠中のお母さん、そしてお父さんのケアから始めるという形で、切れ目のない子育て支援へと、今一生懸命組織体制をつくっていただいていると思います。

この自殺のおそれがある方たちへの対応をもう少し手厚くできないかとか、また育児放棄とか、深刻な今虐待が毎日のようにテレビでの報道あっておりますが、この虐待についての今の連携のやり方であるとか、虐待ということもこの子育て支援センターの中で取り扱っているということもありますので、この虐待について、この前の野田市の小学４年生の痛ましい事件から教訓を受けて、さらに我が市ではこうしていこうかというようなことがあったのかどうかも含めてお聞きをいたします。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　最初に私から、先ほどの食材補助の件は予算にもかかわることでありますので、まず説明させていただきまして、関連につきましては担当より答弁をさせたいと思います。

900万円余りの食材費補助の話でありますが、議員ご指摘のように、基本的には保護者負担という原則も私も認識をいたしております。ただ一方で、子どもたちの小学生、また中学生も含めまして、太宰府市の子どもたちのこれからの健全な育成をさらに考えてまいりますと、やはり中学校給食が整っていない現状の中で、小学校の給食もあわせて考えていく必要が私はあると考えておりまして、そうした中、近隣の給食費なども勘案いたしますと、現時点で小学校の給食費の負担をお願いしていくことはなかなか難しいことではないか、また太宰府らしい食育のあり方というものも、さらに昨年に続きまして来年度も続けていく必要があるのではないか、そうした思いから、この額となりましたけれども、食材の補助という形で、本市の子どもたちの健全な育成のために、市としてもできる限りのサポートをしていこうという思いで計上をさせていただいておりますので、ご理解いただければと思っております。

ほかの件につきましては担当よりお答えをいたします。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　それでは、給食費の未納の状況についてお答えしたいと思います。

太宰府市の場合に、未納の状況、昨年度40件ございました。全体の金額は議員ご指摘のとおり約２億1,200万円ですが、そのうちの未納に占める金額の割合は約0.2％ということです。この0.2％が多い、少ないというのは、ちょっと比較しないとわからないことだろうと思いますので、ちなみに福岡県全体でいきますと0.66％という数字が出ておりますので、太宰府は福岡県と比較して、未納については３分の１以下というふうな状況でございます。

公会計化につきましては、ご指摘にありました、やはり私会計化と比べるとメリット、デメリットというか、やっぱり解決すべき課題等もありますので、現在その課題につきましてどの

ように対応していくかということを検討している段階であるということをつけ加えておきます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕）　まず、子育て世代包括支援センターの中での今後の新しい事業といたしまして、やはり出産直後のご両親のいろいろなケア、そういう分では産後ケア事業というのはほかの市町村で取り組まれている事例もございますけれども、太宰府市では今のところまだそこまで着手できていないというような状況がございます。今度の整備に伴いまして、この産後ケア事業、心身のケアや育児のサポート、そういったところで新しい事業としてこの分を取り組んでいきたいというふうには考えております。

また、児童虐待の件につきましては、昨年の暮れに児童虐待防止対策体制総合強化プランというのが国のほうから示されております。その中でも市町村の体制強化でありますとか、また市町村の専門性の強化、そういったところが市町村に求められております。これにつきましても、早急に市としても取り組んでいきたいというふうには考えておりますけれども、まずこの子育て世代包括支援センターと併設するようなイメージになるかなというふうには思っておりますので、まず子育て世代包括支援センターを整備をいたしまして、その後そういった体制についても順次整備をしていきたいというふうには考えております。

現在のところ、要保護児童対策地域協議会でありますとか家庭児童相談室、そういったところでこの虐待の相談とか受け付けておるわけでございますけれども、もちろん気になったお子さんとかそういった通報があった場合には、家庭訪問をするなどの対応を現在もしておりますので、そういったところは今後さらにしっかりと取り組んでいきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　１件目１項目めから３項目めについて再々質問はありませんか。

10番小畠真由美議員。

○１０番（小畠真由美議員）　ただいま市長のほうから、この小学校食育推進事業についてのご説明があったわけですけれども、968万円のこの補助について、同じ第２のプランの中で考えるとするならば、私としては今回の子育て支援の切れ目のない支援の中で、やはり専門性というところでは人材が非常に足りてないという実情があります。特に保育士さん、そして保健師さん、助産師さんもそうです。こういった専門性を持った方たちがしっかりとサポートし合えるような拠点をつくることが、まず優先順位じゃないかなと思っておりまして、この小学校の食材については、補助をするのであれば、もう少しガラス張りにするべきではないのかなという気はいたしております。

そうですね、気持ち的には、子どもたちにも本当に食育というのは大事なところでございますので、市長の思いというのは非常に共鳴するものもあります、共感いたします。ところがや

はり優先順位で考えて、補助金というのはつけていくべきではないのかなと若干思いましたので、よろしくお願いをいたします。

この公会計化につきましては、このように未納の方が40件という方がいらっしゃる中で、催促状を送ったりとかさまざまな努力もされながら、ここに教職員の方々が精神的にも少しダメージを受けながらやりとりをされるという仕事のほうは、大変働き方改革にとっては改めていかないといけないところではないのかなというふうに思いました。この件についてもう一度検討していただきたいと思います。回答は必要ございません。

○議長（橋本　健議員）　２件目入っていいですか。２件目についての再質問。

10番小畠真由美議員。

○１０番（小畠真由美議員）　それでは、第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」といったところでの質問をさせていただきます。

まず、この公共施設または再配置についてとか、公共施設のマネジメントですね、こういったものとか公会計との連動によって、市の財政をしっかりと３Ｄで把握しながら、将来の減価償却を考えながら将来の負担を低くしていくような、そんな公会計の活用の仕方であるとか、さまざまこれまで質問させていただきました。

思い起こせば、井上市長の時代から、平成24年か５年ぐらいから、この公共施設アセットマネジメントについては質問をさせていただきながら、先進地を学ばせていただいておりました。もうこの平成23年、24年ぐらいの段階で、既に先進地においてはこの公共施設が老朽化し続ける、ここが一番市にとって大きな財政負担になるという目星をつけて手当てをしていっているというのが、本市が少し遅れているところであるという現状でございます。

当時は総合体育館が建てるというような話があっていた中で、私の質問としては、とにかく建てる、やめるとかということではなくて、老朽化していく施設の代替地として、複合施設としての建設が考えられないかというようなことを要望しておりましたけれども、なかなか今見てみますと、福祉施設を入れるとか、さまざまなご提案もさせていただいたんですけれども、この総合体育館が体育複合施設としての機能がもう一つできてないのかな、もったいないかなというふうに考えているところでございます。

質問に入りますけれども、この太宰府市公共施設等総合管理計画というものを作成をいただきました。今回質問の対象にいたしましたのが、建物系公共施設とインフラ系公共施設に分かれるわけですけれども、今回は建物系の公共施設について若干質問させていただきたいと思っています。

本市の全体的には78の建物系公共施設のうち、主要39施設の算出をされてあります。29年間で345億円、年間にすると11.9億円ということになろうかということで推測をされてありますけれども、この中には電気とか空調、昇降機などの設備関連費用というのが入っているのかどうか、ちょっと心配で、お聞きしたいと思っているんですけれども、また恐らく主要39施設という残りの施設についても、細々とした改修は入ってくるわけであって、大きい施設は39施設

かもしれないけれども、市にとっての財政負担は総じていえば79施設であるという考え方。

これについては、今作成されている固定資産台帳の中で個別計画を立てていかなければならないという段階に今来ていると思いますけれども、この公共施設マネジメントを進めるに当たって、まず必要なのが組織の体制だと思っています。

学校施設がこの公共施設の55%、半分を占めているということで、学校施設の再配置とか通学路の変更だとか統廃合等は、学校教育のほうで一つの固まりの中で考えていただけると思うんですけれども、残りの施設については、横断的な取り組みの中でまず優先順位をつけるとか、公会計の中で減価償却とか売却できる資産がないかどうかとか、そういった検討をするようなそういう組織を、部局ごとの縦割りで運営される行政財産という性格から、横断的な取り組みができるように総括的な専門部署として設置をして、意思決定の仕組みをつくることが必要ではないかというふうに思っています。

このトップとしては、私は副市長がするべきであろうかと思っているんですけれども、この個別計画を立てていくことへのタイムラインというか、その辺のことまで今考えてあるのかどうか。先ほどの回答の中でのこの組織というのは、あくまでも計画を立てるという段階での組織だったと思っておりますので、そこから後のこの組織がどのようにブラッシュアップしていきながら、この公共施設の老朽化に対する取り組みをやっていこうと考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　総務部理事。

○総務部理事（原口信行）　技術的な側面になりますので、私のほうから回答させていただきます。

まず、39施設ですね、全体が79施設なのに39施設の総合管理計画になっているというふうなご指摘でございますけれども、これにつきましては、面積的に言えば、ほぼ39施設で97%というふうなことをもちまして、最終的には全ての施設をきちんと管理していく必要があるんですけれども、保全をしていくやっぱり重要度を捉えまして、差し当たりは39施設をきちんとやっていこうというふうなことで考えて選定したわけでございます。

それと、年間11.9億円ということで、設備が入っているかどうかというご指摘でございますけれども、これについては改修の中に当然エレベーターとか、それとか電気設備とか全て入っております。改修の中に、維持管理費は当然入っておりませんけれども、改修費の中には入っているということでございます。

あと、学校施設が55.1%として、学校施設として単一の施設としての取り組みと、あと総合管理計画に基づく再編計画ですかね、そこら辺のタイムラインをあわせての考え方でございますが、基本的に個別施設といいますのは、個別の老朽化の度合いとか改修等の方針、それから運営状況等をやはり個別的な視点で盛り込んでいくというようなことでございまして、再編計画はそれに横串を差して、複合化とかそういうふうな用途の変更等も視野に入れてやっていくというふうな考え方でございまして、両方の計画を並行してやっていくというような形になる

かと思います。

横断的な取り組みといたしましては、総合管理計画策定委員会を、その策定委員会の中に所管としてその持ち分として、それの実施についてもやっていこうというふうに改定いたしまして、横断的な取り組みをやっていこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　２件目について再々質問はありませんか。

10番小畠真由美議員。

○１０番（小畠真由美議員）　一番大事なのは人材の育成と、それからこの事業にかかわる人たちの組織体制、これにまずは尽きると思います。ノウハウがないというところをどう補っていくのかということ、コンサルを入れてじゃあいくのかということ。それか、職員の人材育成の中に焦点を当てて、新公会計に特化した研修、それからこの公共施設のマネジメント、ファイナンシャルプランナーに入っていただいての研修であるとか、先進地の秦野市というところは、ホームページを開きますと全国の市職員の研修を受け付けておりますというふうに、そこまでの先進地の市もございます。こういったところに派遣をして視察をして勉強するということを、まずやっていただきたい。

ここでいろいろな議論をしても、なかなか前に進まないのが、もう私自身ももどかしい限りなんですけれども、この公会計を始めたのも、国がやりなさいと言うからしたのではなくて、これを活用して、企業は一部上場企業というのは四半期決算です。３カ月に一回ずつ決算を出すような民間のところに近づけていくために、今まで現金の出入りだけだったこの古い会計処理が、新公会計になって減価償却を出しながら全体的な老朽化比率を出したり、また将来の負担比率を出したりしながら、じゃあどの財産をどうやって活用していこうか、売却していこうかという本筋にもう入らなければならない段階に来ているということだけは申し上げておきたいと思っています。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ありがとうございます。大変重要なご指摘であると私も認識をしておりまして、私も就任して１年余りになりますけれども、この間、かつてのさまざまな混乱からの収束ということで、私も丁寧に進めてきたところでありますけれども、来年度は施政方針でも申しましたように実践と構想の年にしてまいりたいと、そう申しておりますように、やはりこうした重要な問題につきまして、一つ一つ結論を出していく時期になってくるだろうと思っております。

そうした中で、かつて平成28年度の時点で公共施設等総合管理計画というものができておりますが、これはあくまで私の就任前でもありますし、また総合体育館との複合施設としての考え方が既に議員からはご指摘あったということでありますけれども、残念ながら私もその総合体育館の建設当時、まだ就任をしておりませんでしたので、やはりこうした計画も拙速であってはいけないと。仮に何か新たな建物を建てるとすれば、やはりこうした代替的なもの、ほか

の地域の老朽化したものをやはり統廃合しながら、新たな施設に集約していくという総合的な観点も大変重要だと思っておりますので、この点はかなりやはりじっくりと時間をかける必要もあろうかと思っております。

そうした中で、例えば今回の予算にもお願いしておりますまちづくりビジョン会議などで、そうした専門的な知識を持っている方にお入りをいただいて、さまざまなご指摘をいただくとか、また職員につきましても、この後ご質問もあるかもしれませんけれども、民間の方々のノウハウなどを我々自身も学び、またそうした方々に我々の仲間にも加わっていただきながら、また国や県などの知見を持った方々にも人材交流をしてもらいながら、こうした重要な市民の皆様の生活にもかかわる公共施設の再編というものはしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ今後ともさまざまなご指摘をいただいてまいれればと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３件目について再質問はありませんか。

10番小畠真由美議員。

○１０番（小畠真由美議員）　それでは、第６のプラン「民間の知恵を生かした高齢者福祉」について再質問をさせていただきます。

まず、障がい者の方々へのタクシー券の配布についてでございましたけれども、回答の中で、44％ぐらいの利用率ということでございましたけれども、これは何か調査をするべきことでもないのか、ちょっと私もよくわからないんですけれども、喜んで使っていただければいいのかなというふうにも思いますし、ガソリン券との併用というか、選択制としている自治体もあるということも調べましてあったんですが、そういったことのニーズの把握なんかというのも一応していただけているのかどうか、再度お聞きをいたします。

それから、Ｎｅｔ119については、これも高齢者福祉にもかかわることで、全ての災害弱者の方たちには非常に有効なツールであると思いますので、各自治会を通じて周知のほうもお願いしたいと思っております。

それから、この医療的ケア児の支援について今回取り上げましたのは、この医療的ケア児を取り巻く環境は大変厳しいものがありまして、市としても支援体制を筑紫地区広域でできる支援とあわせて進めていただきたいの思いから、今回質問をさせていただきました。

保護者は医療的ケア児から片時も離れることができません。家事や兄弟の育児、子育て時間を割くことができず、自分が病気になっても病院に行けないということが、本当に切なくなるほどの疲労を抱えながら毎日ケアをされているのが現状です。肉体的にも精神的にも本当に限界ぎりぎりのところで生活されていらっしゃる状況をお話を聞きまして、その中でやはり手をかけられないご兄弟が不登校になるケースがあったりとか、また金銭的な違う生活面での悩みを抱えながら、こういった医療的ケア児を見ていらっしゃるという方もいらっしゃいました。

本当にそれぞれ悩みを抱えながら、365日休めない日を送られている中で、家族から相談を

受け、必要なサービスにつなげるというコーディネーターを市としてつくっていただきたいというのが、今回の大きな要望でもありますし、国や県からの流れだと思っています。

この支援に対するコーディネーターの配置、また養成についてのこれからの見込み、それから支援機関関係会議の設置というのはこれからやっていくということでございますけれども、このコーディネーターの養成、それからレスパイト事業については少し周知をしていくということでしたけれども、もっと身近なところでこのレスパイト事業ができればいいなというふうに思いますので、まずはこの当事者の方々のニーズの把握等をやっていただきたいなと思っておりますので、コーディネーターの配置、養成についてご回答をお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕）　まず、タクシー券のことについてでございますけれども、ニーズの把握、これは一人一人の聞き取りとか、そういったことというのは実際には行ってはおりません。利用率につきましては、使用枚数等を勘案した上で出しておるところでございます。

その中で100％、現在48枚交付しておるわけでございますけれども、48枚全部を使い切られている方、これを一度、平成27年度に調べましたところ、約15％の方が全部を使い切っているというような状況でございます。そういう状況からいたしますと、全ての方が全部必要ということではないかなというふうに思っております。

また、障がい者プランを作成したわけでございますけれども、その中で当事者アンケートでありますとか関係団体のヒアリング、そういったものを行っております。その中で移動支援の充実というのは一つ大きな課題として上げられたところでございまして、その中でも一番の困り事というのは、やはり交通手段というようなことで出されております。

そういったことから勘案いたしましても、先ほどの市長答弁の中でも申し上げましたように、通常自家用車を利用できる方というよりも、やっぱり自家用車も利用できない方、こういった方への支援がまず優先するのではないかというふうに考えているところでございます。

それと、医療的ケア児コーディネーターについてでございますけれども、かなり専門的な知識も必要になってこようかと思っております。相談支援サービス事業所の中には医療的ケア児のコーディネーターを配置している施設、これが太宰府市内にも３カ所ございます。そういったところに相談をしていただいて、支援プランを策定していただくというような状況で今取り組んでおるところでございまして、これを市のほうで直接配置するかどうかということにつきましては、今後ニーズの把握とかそういったものをしながら、検討していくべき課題であるというふうには思っております。

ただ現在のところ、対象児童といいますか、この医療的ケアが必要な子どもさん方の数でありますとか、そういったところからも勘案いたしましても、この協議会につきましても、筑紫地区で合同でやるべきではないかというふうに考えておりますので、そういった中で十分検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３件目について再々質問はありますか。

10番小畠真由美議員。

○１０番（小畠真由美議員）　先ほどもありましたように、全国で医療的ケア児が１万8,000人で、この10年間で倍増をしているという状況でございます。実際に生まれてくる子どもの数は年々減ってきているにもかかわらず、この医療的ケア児の数は増えていることには間違いございません。これは病気や障がいで、以前は生まれたとき救えなかった命が、新生児医療の進歩によって救えるようになって、医療機器を使用することで日常生活が送れるようになったというような、こういう背景もございまして、本当に市としても、この医療的ケア児の方々が孤立しないようにすることが一番じゃないかと思っています。

保育所にも行けない、また障がい児通所施設にも行けない、こういった方たちもかなりいらっしゃるというふうにお聞きしておりますので、この辺のつなぎをどうやっていくかというのを、ＮＰＯとかだけに任せるのではなくて、市としても何かできることがないのか、もう一度筑紫区の中でもお互い協議をしていただきたいと思います。これはもう要望でお願いをいたします。

○議長（橋本　健議員）　４件目いいですか。

４件目、10番小畠真由美議員。

○１０番（小畠真由美議員）　それでは最後、第７のプラン「自衛隊と連携した市民の安心安全」について質問をさせていただきます。

このペットという、本当に飼っている方々が大勢太宰府市にもいらっしゃるということでございまして、犬は登録されますけれども、猫については把握ができない状況にもあって、大体どれぐらいのペット人口なんだろうかということをいつも最近考えています。

このペットを家族の一員として日常生活を送られている以上、一緒に避難することについて、その受け入れ態勢を行政が考えていくということは、改めて大事なことだなというふうに今思っているところでございます。

昨今のこのゲリラ豪雨のような短期の場合であるとか、それから大きな震災のような長期的な避難しなければならないときの避難所のあり方とか、さまざまなシミュレーションの中で、ペットとともにどうやって避難所をつくっていくかということも、１つ検討の中に入れていただかなければならないと思っています。

このペットを同行避難と同伴避難と２種類あると伺っております。同行避難というのは、連れてきてペットは外でという形、同伴避難というのは、ペットも一緒に体育館の中であるとか建物の中に一緒に避難をするという、中にゲージを置いてするというようなこと。いろいろな検討の内容があるんですけれども、例えば太宰府市の中に２カ所ほど、ペットと同伴で特化した避難所をつくるというようなことの提案をさせていただきたいんですが、そういうことができないものかどうかお聞きをいたします。

それと、何かしらのペットの避難についての指針をつくっていただいて、それを配布をして

いただくようなこと、飼う側、避難をする側へのマナーの問題とかも含めて、ペットとの避難の指針を災害のハンドブックの中につくっていくというようなことまでできていただければいいなと思います。

まずは今年の夏あたりのまたゲリラ豪雨とかが心配される季節までに、このペットとの避難をどうするかということが、一つの試行錯誤しながらのやり方として何かできるものなのかどうか、お聞きをしたいと思っています。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　今小畠議員のほうから言われていますように、同行避難、同伴避難というような２つの考え方がございますけれども、やはりペットを持ってある方はご家族と一緒というような形で考えてございますけれども、その反面、やはりペットアレルギーをお持ちの方でありますとか、そういった動物が苦手という方も当然いらっしゃるというところでございます。

それで今、先ほど２カ所ほどペットが同伴もしくは同行できるような避難所を、特化したような形での避難所が選定できないかというようなお話でございますけれども、先ほど議員のほうからも言われています一時避難といいますか、ちょっとした１日、２日ぐらいの避難の場合と、また長期避難の場合が、またいろいろとその条件等が変わってくるかというふうに思っております。そこら辺のところもあわせまして、今後そういった対応が可能かどうかというような検討に入っていきたいというふうに思っています。

また、同行、同伴避難する場合におきまして、当然飼い主の方々のペットに対するしつけでありますとか、そういったところにもあわせて啓発といいますか、お願いもしていかなければいけないというようなところで、そういったところも含めた指針を、この人とペットの災害ガイドラインというのが環境省のほうから、熊本地震の現状を受けまして平成30年３月にそのガイドラインが出ていますので、そのガイドラインに基づきながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　４件目について再々質問はありませんか。

10番小畠真由美議員。

○１０番（小畠真由美議員）　ありがとうございます。ぜひ安心してペットと一緒に避難ができる、そういう場所というものの提供を念頭に置きながら、避難所の体制をとっていただきたいと思います。

それと同時に、ペットショップや動物病院との災害協定も進めていただきたいと思っておりますので、その件もぜひご検討いただきたいと思います。

それから、備蓄品について少し提案させていただきたいことがございます。現在、乳児用の液体ミルクの国内製造と販売が可能となった現状がございまして、調乳作業が不要で常温保存ができて、開封後は哺乳瓶に入れて手軽に授乳できるということから、各自治体が今災害時の

備蓄品として加えていくという動きがございます。ライフラインが断絶した場合でも、水や燃料を使わずに授乳できるこの液体ミルクについて、備蓄品として導入すべきだと考えますので、この見解をお聞かせください。

この消費期限がそんなに、ほかのものと比べましては短いんですが、ただこれは子育ての負担軽減や男性の育児参加等の、子育て支援センターで子育て支援のために有効に活用もできるものでございますので、ぜひこの液体ミルクの備蓄品の導入もあわせてお願いしたいと思います。

このペットの災害協定の件と液体ミルクの件について、ご回答をお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　動物病院等々と、ペットの災害協定については検討してまいりたいというふうに思っております。

また、議員ご提案の乳幼児用の液体ミルクの備蓄についてでございますけれども、これにつきましては、粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がないということから、災害時の非常用の乳幼児用のミルクとしては利便性が大変高いものであるというふうに考えております。

それと、先ほど議員のほうからもありましたマイナス面といいますか、保存期間が常温で６カ月というような、非常に短い期間でございますので、なかなか備蓄品としてどれだけの量を確保するかというようなこともございますが、先ほど子育て支援の観点からというようなお話もございましたので、あわせまして検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　以上で会派公明党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩　午前11時01分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午前11時15分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

会派日本共産党太宰府市議団の代表質問を許可します。

15番藤井雅之議員。

〔15番　藤井雅之議員　登壇〕

○１５番（藤井雅之議員）　ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に記載しております質問事項について質問いたします。

まず、就学前の児童の転入、転出の状況、結びから質問を入らせていただきますが、今回の質問順序につきまして、通常であれば市長の施政方針で述べられた冒頭のフレーズから第１のプラン「市民参画の行政、街づくりで地域創生」のそれぞれの項目、そして第２のプランのそれぞれの項目という形で順を追って質問していくべきかもしれませんが、今回、１項目めは結びから質問に入り、２項目め以降で施政方針の順を追う形で質問させていただきます。

市長は施政方針の結びの言葉の中で、太宰府市の人口見通しについて、就学前の児童につきましては転入者より転出者数が多い社会減の状況が続いていることから、保護者である働き盛りの子育て世代も転出超過となっている可能性がありますと述べられています。しかし、同じ施政方針の中で、第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」の中で、現在、小学生、中学生の生徒は転入超過となっており、保護者である教育世代も転入超過であることが想定されると述べられ、要因としては、「基本教育の充実、先進教育への挑戦」が好循環を生み出している点が上げられますと言われていますが、結びで述べられた子育て世代は転出超過と言われています。子育て世代も教育世代も、年齢分布で見れば同世代になるのではないでしょうか。

人口動態の把握は自治体運営の施策を決定していく上でも重要で、正確な把握が求められます。まず、今回の施政方針で述べられた点について、太宰府市では現在転入超過なのか、それとも転出超過になっているのか、お伺いします。

さらに、転出超過の要因を分析されているのか、お伺いいたします。それぞれのご家庭の事情などで転出をされる場合と、他の自治体の各種施策に魅力を感じて転出をされているのか、分析は今後の太宰府市を運営するにおいても欠かすことのできない点であると思います。転出の要因分析について、現状を分析されているのか、答弁を求めます。

次に、第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」の市政運営経費の見直しについて、ふるさと納税の拡大と補助金交付のルール化、２点についてお伺いいたします。

まず、ふるさと納税の拡大についてです。

施政方針で市長は、歳入増加策として、ふるさと納税に注力していきたいと述べられています。全国で行き過ぎた返礼品競争などふるさと納税の現状について、総務省が是正に乗り出していることをチャンスと捉えると市長は述べられています。

ふるさと納税の受け入れ窓口について、新たに２つのサイトを追加し、３つの窓口で行っていくとのことですが、当然ふるさと納税は歳入として入ってくるばかりではなく、太宰府市民の方が他の自治体に寄附をしている実態もあります。その点を考慮し、純粋にふるさと納税について損益分岐点の金額は幾らなのか、市長の言われる歳入増加と言われる状態になる入りと出の状況についてお聞かせください。

次に、補助金のルール化についてお伺いいたします。

補助金交付のルール化については、さきの12月議会でも門田議員が一般質問を行われるなど、歳出削減する上では整備が必要と思います。議会だけでなく、監査委員からも補助金交付のルール化が求められており、執行部においては早急に対処していただく必要があると思いますが、まずこれまで整備が求められながら整備されていない理由は何でしょうか。そして、いつまでに整備をされる予定なのか、改めてお伺いいたします。

次に、第６のプラン「民間の知恵を生かした高齢者福祉」の地域包括支援センターの相談体制の充実についてお伺いいたします。

施政方針において、平成31年度中に太宰府市の西側を担当する支所を増設されることが表明されたことは歓迎いたします。今後、場所の選定が進められ、早期の運用スタートが望まれますが、包括支援センターの支所増設に伴う人員課題についてお伺いいたします。

まず、市職員の配置については、増員されるのか、それとも現在の地域包括支援センターに配置されている人員を分割する形でされるのか、お聞かせください。

さらに、包括支援センターの業務を進めていく上で、ケアマネージャーなど３職種の方の存在は欠かすことができません。しかし、多くの方が今は嘱託職員という形で、雇用期間も最長で５年です。相談者の方と信頼関係を構築したときに雇用期間の満了が来たことでかわってしまい、新たな人材確保にも苦慮をするなど、現状の課題があると思いますが、対応策をお考えかお聞かせください。

次に、総合計画後期基本計画について、ごみ減量と情報の共有化と活用についてお伺いいたします。

まず、ごみ減量について、古紙等資源再利用事業奨励金の増額についてと、廃ペットボトルの処理についてお伺いいたします。

まず、古紙等資源再利用事業奨励金の増額についてですが、施政方針では、近年減少傾向にある古紙回収を増加させるために、全自治会に交付している古紙回収システム推進補助金を廃止して、古紙等資源再利用事業奨励金を増額して、紙ごみ減量とリサイクル強化をしていくと発言されています。

古紙の減量については、近年活字離れなどによる新聞購読の減少のほか、新聞販売店による古紙回収や、街角で見られる24時間古紙の持ち込みが行えるステーション型の回収も太宰府市内には見受けられることも、減少の要因ではないでしょうか。古紙等資源再利用事業奨励金を増額することで、古紙回収が増える見通しは厳しいように感じますが、見解をお伺いいたします。

さらに、古紙回収システム推進補助金の廃止について、自治会への説明はどのように行われ、了解は得られているのかも答弁を求めます。

次に、廃ペットボトルの処理についてですが、太宰府市では、廃ペットボトルの処理については、市内にあるリサイクル工場において資源として買い取りをしてもらう形で行われています。導入をされ年数が経過していますが、今回施政方針で述べられた廃ペットボトルの売却益確保の見通しの具体策についての答弁を求めます。

次に、情報の共有化と活用について、まずオープンデータの活用とシステムに伴う費用についてお伺いいたします。

オープンデータの活用について、施政方針では、オープンデータを初めデータを活用した新事業、新サービスの創出等に向けて取り組みを進めておりますと述べられておりますが、まず太宰府市に活用できるデータの数がどのくらいあるのか、市民生活にどのような形で活用されていくのか、お考えを伺います。

次に、システムの保守や維持管理費用についてお伺いいたします。

行政運営の中で、各種システムの活用は欠かすことができないと思います。今現在も市役所の中でさまざまな部署でシステムが稼働していると思いますが、システム導入時は安く導入できても、性質上、契約期間が満了して、また同じ会社に随意契約が繰り返され、いつの間にか業者主導の契約になり、価格がつり上がってしまうことが懸念されますが、対応策を考えておられるのかお伺いいたします。

再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派日本共産党太宰府市議団を代表されまして藤井雅之議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、１件目の就学前児童の転入、転出の状況についてのご質問にお答えいたします。

就学前児童の転入者数より転出者数が多い状況についてでございますが、総務省統計局が公表しております住民基本台帳に基づき、月々の国内における人口移動の状況を明らかにした住民基本台帳人口移動報告によりますと、０歳から９歳においては、年によってばらつきがあるものの、総じて転出者数が転入者数を上回る転出超過の状況となっております。これに対し、10歳から19歳においては転入超過の状況となっております。このことから、就学前児童の保護者においては転出超過で、小・中学生の保護者においては転入超過であることが想定されるということであります。

また、全ての年代における市全体の転入転出状況につきましては、これまでは転入超過でありましたが、平成29年に減少に転じた状況であります。

お尋ねの転出の要因分析でありますが、現時点では確たるものはございませんが、議員ご指摘も踏まえ、転出者の方々への聞き取り調査など、今後可能な限り要因分析も進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」についてのご質問にお答えいたします。

まず、市政運営経費の見直しについての１点目、ふるさと納税の拡大についてでありますが、ふるさと納税につきましては、本市にご寄附いただいた金額からふるさと納税の必要経費である納税関連業務委託料を差し引いた金額が実質的な収入となります。一方、本市の住民が他自治体へ寄附することで寄附金税額控除が適用され、本市の個人住民税が減収となります。

これら両面を加味した、議員の言われるふるさと納税の歳入増加となる目安についてでありますが、平成30年中に本市の住民が他自治体へ寄附された額につきましては、現時点では把握ができない状況でありますので、平成29年度の決算額に基づきご説明申し上げます。

平成29年度ふるさと納税収入額は約4,100万円、委託料は約2,200万円であり、差し引き約1,900万円が実質的な収入となります。一方、税申告における寄附金税額控除は、翌年度の個

人住民税に反映されるため、平成28年度中の寄附金が平成29年度の個人住民税に反映されます。本市の住民が平成28年中に他自治体へ寄附をされた金額は約9,200万円、それによる本市の個人住民税の減収額は約3,900万円となっております。

しかしながら、個人住民税の減収分の75%につきましては、地方交付税交付金の基準財政収入額に算入されますので、一概に損益の分岐点を設定することは難しい状況であります。

いずれにしましても、新たにスタートいたしました「ＴＨＥ　ＤＡＺＡＩＦＵ　プロジェクト」に基づき、太宰府らしい返礼品を求めて市内外に広く募り、意欲的にノミネートしていくことや、目的別クラウドファンディングを積極的に仕掛けることなどで、大幅な収入増を目指してまいります。

次に、２点目の補助金交付のルール化についてでございますが、これまでも補助金交付に際しては、事業目的、活動内容、対象者、予算書、決算書などの必要書類を精査の上、補助金の必要性を判断し、適正な執行に努めてきたところであります。また、筑紫地区の自治体など広域で補助金を分担しているものにつきましても、筑紫地区財政主管課長会議で補助金の必要性を判断し、適宜見直しを図るなど、適正な執行に努めているところであります。

その性質につきましても、各団体の活動補助に該当するものから、給付などの助成、法定により各事業に支出している補助金など多種多様なものがあり、多くの市民活動や生活にも直結するものでもあります。既に事業ごとに規則や要綱を制定し補助金を交付しているものもあり、全体の整合性や市民への影響も慎重に見きわめながら、日々さらなる適正化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第６のプラン「民間の知恵を生かした高齢者福祉」についてのご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターの相談体制の充実についてでありますが、平成31年度中に開設予定の地域包括支援センターの支所、サブセンターにつきましては、現在のところ公共交通機関や駐車場の状況、事務室の面積、運営経費などの問題を総合的に勘案して、場所の選定を行っているところであります。

また、人員体制につきましても、年度途中の開設を予定しておりますことから、開設時におきましては、現在の高齢者支援課包括支援係の中で対応せざるを得ないものと考えております。

ただし、その場合におきましても、配置が義務づけられている保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーのいわゆる３職種につきましては、正職員、嘱託職員を問わず配置する予定であり、さらにその後の正職員の増員も含めた体制の整備につきましては、高齢者からの相談件数や運営状況などを踏まえながら、本所としての統括機能を持たせる現在の地域包括支援センターとあわせて検討していくことといたしております。

なお、議員ご指摘のとおり、嘱託職員である専門職の雇用期間につきましては、利用者との信頼関係に基づく長期的な支援を行う上で大きな課題となっているのは事実であり、雇用期間

の満了に伴う引き継ぎについては十分に時間をかけ、新旧の担当者で自宅を訪問するなど、常に利用者側に立った対応を心がけているところであります。

また、今後につきましては、会計年度任用職員制度導入の動向を踏まえながら、さらなる利用者との信頼関係の構築に向け、対応策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、総合計画後期基本計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、ごみの減量についての古紙等資源再利用事業奨励金の増額についてでありますが、市ではごみの減量、リサイクルを推進するため、従来古紙などの資源回収を行っていただいた地域の各団体様に、１kgにつき７円の奨励金を交付してまいりましたが、さらなるごみの減量、リサイクルを進めるため、新年度から８円へ増額を考えております。

一方、１カ月に１回以上で、かつ年間６カ月以上古紙回収を実施した自治会に対する古紙回収システム推進補助金でありますが、こちらは奨励金の増額とあわせまして廃止させていただく方向で考えております。

自治会に対する説明につきましては、２月の自治協議会役員会を皮切りに、全校区自治協議会におきまして説明を行いました。自治会により古紙回収への取り組み状況が異なり、さまざまなご意見があると認識をいたしております。

今なお燃えるごみの中に３割ほどの紙類が含まれており、期間や世帯数に応じて補助金を交付する方式から、回収量に応じて奨励金を交付する方向に予算配分を変更することで、さらなるごみの減量、リサイクルの推進を目指す試みでありますが、今後古紙回収量の動向なども注視しながら、どのような補助制度がふさわしいのか、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、廃ペットボトルにつきましては、平成27年度から市内の業者へ引き渡し、処理を実施してまいりましたが、平成29年の中国の廃プラスチック類の輸入禁止措置など社会経済情勢の変化により、リサイクル品としての価値が低くなったことで、当該業者が本年度いっぱいをもって廃プラスチック事業から撤退されることとなりました。

このため、かわりの受け入れ先を探すため、近隣の複数のリサイクル業者に打診しましたところ、引き続きリサイクル品としての売却を続けるためには、廃ペットボトルの分別を徹底し、品質を向上させる必要があることが判明しました。

今後もペットボトルのリサイクルを続けるため、新年度は廃プラ分別業務委託料予算を新規計上させていただくとともに、市民の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、従来のキャップに加えまして、ラベルも剥がしていただき、ペットボトル本体のみを専用袋に入れていただくようご案内させていただくものであります。

また、売却の見通しについてでありますが、予算を承認いただいた後に入札を行いまして、最も高額で売却できる事業者を選定してまいるところで考えております。

廃プラスチック類の処理につきましては、将来どのような対応が必要になっていくのか不透明な部分もありますが、今後も社会経済情勢の変化に対応しながら、継続的にリサイクルを進

めまして、市の収益の増加、またごみに係る費用の削減につなげられるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、情報の共有化と活用についての１点目、オープンデータの活用についてでありますが、地域課題の解決に向けて官民が現状を共有し、課題を具体化し、その解決策、実現策を一緒に考える上で、データの共有は欠かせません。このため、行政が保有するデータを営利、非営利を問わず２次利用可能なルールで公開するオープンデータの取り組みとして、平成30年10月１日から本市を含んだ福岡都市圏の17自治体でオープンデータサイトを開設し、指定避難所・指定緊急避難所一覧、人口統計、公立小・中学校児童・生徒数の３つの情報を共通フォーマットで公開しております。このことは、市のホームページに掲載するとともに、記者クラブにも情報提供いたしております。

今後は、各自治体と連携をとりながら、新たなデータの公開に向けて取り組んでまいります。

次に２点目、システムの保守に伴う費用についてでありますが、システムの発注仕様を全国共通の地域情報プラットフォームに準拠する製品を原則導入するとともに、総務省が定める中間標準レイアウト仕様を原則採用し、経年にわたり委託者が固定されない仕様にしております。

また、業者の選定に際しましては、情報提供依頼を各システムベンダーに行った上で、必要とするシステム要件の決定及びシステムベンダーの技術力や実現能力を確認するとともに、システム構築ができるシステムベンダーへ提案依頼を行いまして、提案書、見積書を提示していただくことになります。その後、内部の職員で構成された審査委員会においてプレゼンテーションとシステムのデモンストレーションを実施した上で、機能や操作性と価格を組み合わせた総合評価で委託業者を決定しており、業者主導の契約にならないように、経済性にも配慮した対策を行っております。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　１件目について再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○１５番（藤井雅之議員）　回答ありがとうございました。

まず、転入、転出の問題でありますけれども、平成29年度は減少に転じた状況というような答弁、市長ありましたけれども、その上で、転出の要因分析については、現時点では確たるものがございませんということも答弁であったんですけれども、しかし施政方針の上では、先ほど壇上でも述べましたけれども、転入されてくる要因については１点、教育の部分の好循環と述べられているわけですよね、要因が。転入についての要因が１点でも理由になるものが１つ

は述べられているのに、転出については何も具体的なものがつかめていないというのは、ちょっと不思議な気がいたします。

よく議員のところ、我々のところには、太宰府市とよその自治体を比較して、よそのほうが進んでいるからそちらに転出というか、住むようにしましたというような話もお聞きするんですけれども、詳細のその政策とかを調べていきますと、太宰府と余り変わりのない、給付の水準も同じような水準、やられている事業も同じようなものというようなことであるということも多々見受けられます。

ですが、中にはそういったよその自治体にほうに魅力を感じて、転出をされたというような話も聞いているんですけれども、やはりその転出の要因の分析というのは、どこかでつかむ必要があるんじゃないかと思います。その上で施策を打ち出していくということが一つの課題だと思いますけれども、市民課に転出の手続に来られたときに、その点を時間が限られている中でお聞きするというのも難しいと思うんですけれども、それはやはりもう一歩、市の広報戦略的な部分で対応をとっていただく必要もあるんじゃないかと思います。

窓口は市民課になるかもしれませんけれども、受取人払いとかそういったもののアンケートというかはがき、市長への手紙とか以前広報ではやられていましたけれども、そういったものをお渡しして、後日でもいいので郵送してくださいというような形ですとか、そういった転出の要因分析をしていくというのは必要なことだと思いますけれども、そういった具体策についてとられるお考えかどうか、先ほど答弁では必要性は言われました。転出の要因分析の必要性については、否定的な答弁ではなかったと思います。

具体的なそういう対応策をもう一歩踏み込んでとっていただきたいということがまず１点と、それと答弁で言われた平成29年度の部分の全ての世代というような発言がありましたけれども、この全ての世代というのは、私は今回壇上で取り上げたのは、子育て世代あるいは教育世代というのは、一定年齢の対象が絞られてくるかなというのは、そういった絞った上での質問をしたんですけれども、答弁で言われたその全ての世代というのは、赤ちゃんからお年寄りまでなのか、それともその全ての世代という部分がどこを指して先ほどご答弁されたのか、わかるようでしたら答弁をお願いします。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　まず、前半部分は私から答弁をいたしまして、事実関係については担当からお答えをいたしたいと思います。

まず、転出の理由についての分析につきまして、先ほど申しましたように、今回のご指摘も踏まえまして、転出者の聞き取りなどさまざまな手段を使って当然その理由を探っていくことは、本市にとっても重要なことであろうと、私もそれは共有しておりまして、その方法を考えていきたいと思っておりますし、今後、新たな総合戦略を立てる上で、国からもそうした方針も伝わってきておりますので、例えば総合戦略を立てる中でそうした調査を行っていくことも、一つの手だてであろうかと考えております。

それと、子育て世代といいますか、若年層といいますか、そうした世代についてのご質問でありましたけれども、今の時点で我々が把握しておりますのが、全ての世代における転入が減少に転じた状況ということをお伝えしましたけれども、もしわかることがあれば、ちょっとこの後補足をしたいと思っておりますが、いずれにしましても、全国的な人口減少社会になっていく中で、いたずらに近隣との住民のとり合いの競争になるだけでは解決しないこともありますし、近隣とも連携をしながら、全体としてこの太宰府市が発展していく、そして働き世代の方々が増加をしていくということは、我々にとっても市にとっても重要なことだろうと考えておりますので、今後も力を注いでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　平成29年に減少に転じたというところでございますけれども、市全体での転入転出状況がマイナスになったというような形でございます。

○議長（橋本　健議員）　15番藤井雅之議員。

○１５番（藤井雅之議員）　わかりました。やはりその上で、繰り返しになりますけれども、この転出の部分の要因の分析等をしていただきたいということは、重ねてお願いはしておきたいと思います。

その上で、市長、先ほど人口のとり合いといいますか、そういうようなことも言われましたけれども、この福岡都市圏はまだ人口増が見込まれるといいますか、福岡市の部分の依存する部分もあるのかもしれませんけれども、福岡市でちょっと不動産等の取得がなかなか難しくて、福岡の近隣市に入ってこられるというような方はまだまだおられるという、そういうニーズが現状はあるというふうに思いますので、その点は人口のとり合いといいますか、とり合いではなくて、魅力を感じてもらえる、きちんと太宰府市が選択に入ってもらえるというような施策はとっていただきたいということと、それとこれは新年度の課題として、転出の要因分析もした上で、各種施策を打ち出していただきたいということを重ねてお願いいたしまして、この点については質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　では次に、２件目について再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○１５番（藤井雅之議員）　ふるさと納税についてですけれども、先ほど具体的な答弁ございました。まず、収入が1,900万円実質的な収入ということで上げられて、その上で、年度がちょっと形が違いますけれども、9,200万円太宰府市の市民の方が他の自治体に寄附をされ、その分の住民税の減収額が3,900万円というような数字がありました。ただ、3,900万円のうち、その75％が交付税というようなことでありましたけれども、ざっと今75％計算しましたら2,950万円で、市から出ていっている部分というか、太宰府市の部分が計算しますと975万円というような、言われた数ではあるかと思うんですけれども、これが果たして、まず市の財政の上で毎年毎年当然変動はあるにしても、975万円、約25％の部分がよその自治体に出ていく部分の対

応がどうなのかという認識が１つお伺いしたいのと、それと国が交付税において補助をするというのは、これは未来永劫きちんとやっていただけるというものなのか、あるいは年度年度で見直しをされるのかということも、１つ私はひっかかります。

国を信じる、信じないという話ではありませんけれども、大体往々にして国が何でも、その分は地方交付税に入れておりますというような言い方をされ、具体的な、以前は別途にあった、例えば義務教育の就学援助の部分とかも、いつの間にか今は地方交付税の中に入れておりますというようなことを言われてきますよね。そういうことは、地方交付税の中に入っていると言われるけれども、じゃあその部分の地方交付税の分析を財政当局の皆さんがきちんとされているのか、その上で、した上で、じゃあ市の財政的な影響がどうなのかという部分を、きちんとこれは検証していただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

その上で、市長にお伺いしたいのは、市長は先ほど歳入増の取り組みでふるさと納税について収入増を目指しますというようなことを言われました。現在の具体的な収入は、収入増を目指すというようなことが答弁の中ではありませんでしたけれども、市長の認識としてその損益分岐点を、今私、いろいろ数字上は答弁書の中にも出てきております。市長の基本認識として、まずはどこに持っていかれるのか。国の交付税措置がある75％を除いて25％を、市が今持ち出している部分のところが集まればよしとするのか、それともももっと大きなところを目指すのか、その具体的な金額を設定して、リーダーとしてそれに向けての動きを進めていく、トップセールスをしていくというのも必要なことだと思いますけれども、それについての市長の見解をお伺いしたいのが、まずふるさと納税についてです。

それと、補助金の交付の問題についてですけれども、補助金の部分については、結局いろいろなところから今まで長年にわたって言われてきましたけれども、結局交付のルールが定まっていないということですけれども、まずそのできなかった理由というのがどういうことなのかお聞かせいただきたいと思います。

その２点、お願いします。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ありがとうございます。ふるさと納税につきましてですけれども、確かに地方交付税の計算方式といいますか、基準財政収入額の算入というものも、確かにあくまで国からの説明でありますけれども、全てにおいてどういう額でそれが反映されているのか、これはなかなか分析が確かに難しいと。もちろん当局で担当で努力をしてくれておりますけれども、全てを把握をするのもなかなか難しいというのも承知しております。

そうした中で、先ほど申しましたけれども、議員もご指摘、計算をしていただきましたが、単純な計算に基づきますと、あくまで平成29年度の話でありますけれども、一旦は2,000万円ほどの減収のように見えますけれども、その地方交付税を勘案しますと、むしろ900万円ほどの歳入超過といいますか、今の現時点ではですね、平成29年度の時点でも実際に地方交付税として入ってきていると考えれば、900万円ほどの税収増ということにもなり得る計算も成り立

つわけでありますけれども、ただいずれにしましても、私としましては、やはり今予算上でもこれだけのふるさと納税において１億円余りの収入があれば、我々としても今後の予算のさまざまな必要な需要を満たすことができやすくなるということはまず考えておりまして、そうした前提に基づいて予算なども組んでいることも事実でありますし、今回まだ速報値でありますけれども、先ほどの4,100万円が6,000万円余りにまで増えてきているということも認識をしておりますので、さらにこの増え幅を増やしていくということが大変重要でありますし、そうした意味では、今までは実はこの１年間、年末までの間は、新たなノミネートというものは余り増やすことはできませんでした。

そうした中で、新年の私の方針としても、この「ＴＨＥ　ＤＡＺＡＩＦＵ　プロジェクト」というものを打ち出しまして、今後さまざまな説明会なり商品開発なども行っていこうと思っておりますので、やはりこの返礼品を充実させることが大変重要、必要だと思っておりますし、例えば泉佐野市のケースなどを見ましても、今の時点では、やはりさまざまなルールが、正式に法律が成立してそれが施行されるまでの間に、さまざまなルールに基づかないやり方によって、本市の部分も、本市の市民ももしかするとほかの自治体に寄附をされている可能性もあり得ますので、ルールが適正化される中で、それをチャンスと捉えて、そうした中で本来の趣旨にのっとった太宰府らしい返礼品をさらにノミネートしていくことで、太宰府の特産というものも開発につながっていくのではないかと、そうした地域のまちおこしにもつなげていきたいと、そういうことを考えているところであります。

また、補助金の交付のルール化につきましてでありますけれども、もちろん決して、今の時点でルールがないということでもありませんで、我々としましては、これを全体に通用するようなルール化をしていく必要性というのは既に認識をしておりますし、そのルール化を図る上で、先ほど申したようにさまざまな今まで補助金を出していた団体、これから出していく団体も含めまして、当然その団体の活動なり市民の活動、市民の生活、こうしたものにかかわることも、先ほどのごみの問題も含めまして非常にご意見をいただいているところでありますので、そこはやはり慎重に、また総合的な全体的な整合性のとれたルール化を図るということが私は重要だと考えておりまして、そうした意味では、もう少しお時間をいただきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　２件目について再々質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○１５番（藤井雅之議員）　再々質問ですけれども、じゃあもう一歩ふるさと納税で踏み込んで、先ほど市長が１億円あればというようなことを言われましたけれども、じゃあ出ていっていく部分の計算はされた上での１億円なのか、具体的に損益分岐点という話が繰り返しになりますけれども、答弁で言われた平成29年度のベースの部分の出ていく額と、太宰府ではあと一億円ということなのか、そこの入りと出との関係の部分が分析をされた上での今の数字なのかとい

うことをもう少しお聞かせいただきたいのと、それと補助金については、そのルール化の部分ですね、まだもうしばらくということですけれども、やはり予算を執行していく上では、そこはもう今年度の予算には間に合ってないですけれども、来年度の予算に向けては、きちんと今から段取りをとっていただく必要があるんじゃないかなと思います。

当然、団体によって必要な補助金があるということは理解をいたします。しかし、団体によっては、中には、市が毎年補助金を交付しますけれども、その補助金と同額あるいはそれを超えるような金額が、翌年度に繰越金という形で決算で出ているというような事例もあるわけですから、本当にその補助金が、今市が交付している水準の補助金がその団体に必要な金額なのか。例えば周年事業をやる予定でその繰り越しが多くなっているとか、団体が言われるんであったら、それはきちんとまた団体の会計の運営の部分の指導を市がしていかないといけないというふうにも思いますけれども、あくまでもこれは、先ほど筑紫地区というような答弁の部分がありましたけれども、筑紫地区という部分は除いて、太宰府市が行っている、市として行っている部分の補助金の部分見た上での私の見解でございますけれども、その点をきちんと新年度に対応していただく必要がある。ルール化とあわせて、もう一度それぞれの団体ごとに見ていただいて、会計上のそういう点あるのならば、もう少し、必要ならその点の説明ができる会計運営をしていただくというのが、これは市の責任において、まず指導というか対応していただく必要があるかと思います。

その点について、ふるさと納税の先ほど１億円の部分と、今の会計の部分について、この点までお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ふるさと納税の件につきましては、あくまで予算上、今回提案をさせていただいています新予算案の上で計上をしていく上で、１億円余りという今回の収入があった場合に基づいて、仮定に基づいて予算を組ませていただいています。そうした意味で１億円余りと申しましたが、あくまでこれは太宰府市民が逆にほかの自治体にどれほどの来年度寄附を外側でされるかというのは、全く見当がつかないところもありますし、その捕捉全てできるかどうかも研究していきたいと思いますけれども、いずれにしましてもあくまで予算上、こうした仮定に基づいて組んでいるということで、しかしそれでもなお、そうした分析は常々していかなければなりませんし、そうした上で全体として本市の歳入が大きく増加するように、ふるさと納税を活用していきたいということであります。

それと、補助金のルール化につきましてでありますけれども、先ほど申しましたように、現時点でもあくまでこの補助金の交付につきましては、事業目的や活動内容や対象者や予算書、決算書などの必要書類をもちろん精査を年々しておりまして、そうした上で、補助金の必要性なり適正な執行に努めてきたところであることは間違いございません。

その上で、先ほど議員ご指摘のように、数多くの団体の中に、そうした補助金をそのまま受け取ったまま、活用されないままそのまま繰り越しをするような団体がある可能性も確かにご

ざいますので、そうした点があれば、やはり見直しをしていくことも必要でありましょうし、しかしただこの団体数もかなり多い中でありますし、既に個別のルール化をしているところもありますので、そうした全体像を考えながら、そして市民の皆様への理解と、そして影響ができるだけ少なくなるような、ご理解がいただけるようなルール化というものを目指していきたいと、そのためにもこの今年、来年度の実践と構想の１年ということをうたっているところであります。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３件目について再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○１５番（藤井雅之議員）　包括支援センターの支所の設置につきまして、もうこれは具体的な部分に入り込むかもしれませんけれども、平成31年度中にはというようなことで進んでいるという答弁として受けとめましたけれども、そうなりますと年度の途中で、現在いきいき情報センターにあるところから１カ所分離をされていくということで、その点について、とりわけ心配しますのは、内部で働いておられる、要は相談者の方と密に接しておられるケアマネージャーさん初め３職種の方々への対応といいますか、業務の場所が１つかわるだけでもいろいろ大変なこともあるのかなとも思います。その点についての内部での対応、説明については、きちんと進めていかれるというふうには思いますけれども、その辺についてどういうふうに連携をとっていかれるのか、まずお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕）　この地域包括支援センターのサブセンターにつきましては、現在場所を選定している状況でございますが、平成31年度中にはということで今進めております。

先ほど市長の答弁の中でもありましたように、年度途中の開設ということになりますので、当初は今の現員体制の中で、場所をかえて勤務をするというような形になります。そのあたりにつきましては、今働いております職員の方々にも一定のご説明をしながら進めているところでございます。また場所の確保とかそういったものが確定した段階で、具体的にはお話をしていくことになろうかと思います。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　再々質問はありますか。

15番藤井雅之議員。

○１５番（藤井雅之議員）　もうこれは質問ではありませんけれども、昨年市議会でも議会報告会を委員会ごとに分かれて行いまして、私が所属しております環境厚生常任委員会では、包括支援センターをテーマにして意見交換会を実施をさせていただいて、多くの市民の方から、参加いただいた方からは、包括支援センターについての要望も含めてご意見も出ております。１カ所ではなく、もう一カ所増やすようなことですとかいろいろ出ておりますので、その点については、もう市に対する要望の部分については、担当課に届いているというか、一度ご報告はた

しかさせていただいたようにも思っておりますけれども、いま一度そういった点も踏まえながら進めていただきたいし、円滑にスタートをするように進めていただきたいということを要望いたしまして、この項目は終わらせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　４件目１項目及び２項目について再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○１５番（藤井雅之議員）　古紙回収に関連してですけれども、先ほどご答弁をお伺いしましたら、まず自治会への説明を２月に行ったことを皮切りにということですけれども、２月皮切りに行われて、もう４月からはスタートするというのは、自治会のほうとしてはちょっと拙速過ぎるのではないかなというようなことも懸念はいたしますけれども、もう市としては、今度３月の広報にはこういった家庭のごみの出し方というような広報もされておりますし、回収日の一覧とかも出されておりますので、このままもう進めていかれるんだろうなというふうには思いますけれども、結局こういった自治会の理解というのは必要不可欠なことであると思いますので、引き続き対応をしていただきたいということ、これは要望です。

その上で、あとペットボトルの部分については、業者さんのほうが受け入れをもう今年度でというようなことが答弁でございました。経過を言えば、もともとは春日大野城リサイクルプラザに委託していたものを、資源としてリサイクル品として買い取ってもらう形で太宰府市で行うというふうに業者さんとなって、そちらの春日大野城リサイクルプラザへの委託を取りやめた経過がございます。

その上で、市民の方には利益の還元ではないですけれども、黄色いペットボトルの袋代が引き下げになったというような経過もありますけれども、結局懸念しますのは、業者さんが撤退というような形になって、どこもそういう情勢が中国の部分のようなことが言われましたので、そうなってきますと、結局また今度一回委託をしていた、固有名詞を上げるのかどうか悩みますけれども、そういうところにまた再度お願いをしないといけないというようなことになったとき、その負担に係る委託料の部分が、さすがに抜けた経過等を考えれば、前と同じ金額でとはなかなかならないのかなとも思います。

そうなってくると、結果として市民の方への負担増というようなことも、場合によっては最悪の事態として私は懸念してしまいますけれども、それを起こさないようにしていただきたい、対応策としてとっていただきたいということを、具体的な部分で答弁をいただきたいなと思います。

それと、オープンデータについては具体的なものはございません。システムの入札の部分についてですけれども、ちょっとやはり懸念しておりました、最初のほうの安く入札を入って、後々同じ業者が入っていくというようなことは私の懸念でありましたけれども、そうならないように努力をしているというようなことも答弁ではわかりましたので、引き続きその点は努めていただきたいということは、これはシステムの要望です。

もう廃ペットボトルの処理に関してのみご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（友田　浩）　議員ご質問の廃ペットボトルの処理につきましては、経緯は先ほど議員言われましたように、平成12年から春日大野城衛生施設組合のほうに委託をして実施をしておりましたけれども、平成27年度から市内業者への引き渡しによる処理が可能となって、その時点で委託を終了したという経緯はございます。

今議員言われました今後のペットボトルの処理の分については、社会情勢の変化が見込まれるというか、そういう状況になったときに、また再度考えていかないといけないと思っておりますけれども、市としては、圧縮をすればまだ有価物としての価値はございますので、そういう方策がとれないかどうかとか、そういう最新の情報をとりながら運営していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本　健議員）　４件目１項目及び２項目についての再々質問をお受けします。

15番藤井雅之議員。

○１５番（藤井雅之議員）　わかりました。これは引き続き取り組みをしていただきたいと思いますし、特に廃ペットボトルというのは、太宰府市、観光地という特性もありますので、市民の方だけではなく、観光客の方が出される部分もあったりするかと思いますので、その点についての周知策も別途今後対応が必要になるのではないかというふうに思いますので、それは担当課としてとっていただきたいということを要望いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本　健議員）　以上で会派日本共産党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩　午後０時08分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午後１時00分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

会派宰光の代表質問を許可します。

７番入江寿議員。

〔７番　入江寿議員　登壇〕

○７番（入江　寿議員）　議長の許可をいただきましたので、会派宰光を代表して、通告に従い質問をさせていただきます。

楠田市長におかれましては、市長就任から１年を経過され、今年度を「実践と構想の年」と位置づけられています。市民のためにご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、１件目の平成31年度施政方針の冒頭に述べられている３つの工程について質問をさせていただきます。

市長は、昨年の所信表明で、３つの工程を、太宰府市の混迷を立て直し市政改革に踏み出すスケジュールである、また、この工程により環境整備をなし遂げた上で、プランの実行をして

いくと述べられています。つまり、３つの工程は、太宰府市の混迷を立て直す方策、そして実行するための前提条件であると述べられています。私は、市長の市政に対する並々ならぬ決意表明であり、この１年、市長のリーダーシップにより環境は整ったと、市長の手腕を高く評価していました。

しかしながら、市長は平成31年度の施政方針の冒頭で、３つの工程等をさらに進化、拡充して、実践と構想の年としていくと述べられ、再び３つの工程を上げられました。

市長にお伺いします。太宰府の混迷はまだ続いているとお考えなのでしょうか、環境整備はまだ終わっていないとお考えなのでしょうか、お考えをお願いいたします。

２件目です。第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」について３項目質問をさせていただきます。

１項目め、特別支援教育について２点お伺いします。

１点目、市長は配慮が必要な児童・生徒への支援充実を図ることにより、ともに学ぶインクルーシブ教育の実現を目指すと述べられています。私は、市長が「ともに学ぶ」をキーワードとされているので、国連障害者権利条約で言うインクルーシブ教育ではないかと思っています。それとも文科省が言うインクルーシブ教育、どちらを目指されているのか、お伺いいたします。

２点目、太宰府市の小・中学校特別支援学級の学級数、担当されている先生数、どのような活動のときに交流がなされているかなど、小・中学校別に現状をお伺いします。

２項目め、不登校児童・生徒への支援について１点お伺いいたします。

市長は、学校へも教育支援センターへも通うことができない児童を、大学生とのマンツーマンのかかわりによって、大学を第３の居場所、学びの場所とする計画を大学とともに進められていると述べられています。既に具体的な計画案により、その計画案に沿いながら大学と協議されている現在進行形であると思っております。その計画についてお伺いいたします。

１、協議されている大学名。２、第３の居場所、学びの場所の大学の位置づけ。３、その大学と教育支援センターと密な関係を構築する方法。４、学校、関係機関との連携が重要と言われていますが、その大学は誰がどのようにしていくのか。５、児童・生徒とマンツーマンで対応する大学生は、教職員資格やそのほか必要な資格を有していません。児童・生徒を委ねることが可能なのか。６、大学生は大学での授業等があります。児童・生徒とのかかわり時間がかぶります。どのようにクリアされるか。７、児童・生徒が大学で学んだ日数は出席日数となるのか。８、大学で学ぶ児童・生徒の情報管理をどのように考えておられるか、以上８点についてお伺いいたします。

３項目め、中学校給食について１点お伺いします。

平成31年度の施政方針で、市長は中学校給食調査研究委員会においてあらゆる角度から実施方式の検討や財源の検討を進めてきた、今後できるだけ早く一定の方向性を打ち出せるよう、さらなる検討を進めると述べられています。一方、平成30年度の施政方針では、私の任期中に

一定の方向を打ち出し、中学校給食実施に踏み出すと述べられています。

再度申し上げます。一定方向については、平成30年度は市長の任期中に一定の方向を打ち出す、平成31年度はできるだけ早く一定の方向を打ち出せるようさらなる検討を進める。給食の実施については、平成30年度は市長の任期中に中学校給食実施に踏み出す、平成31年度は中学校給食実施時期に触れられておりません。

財源が伴う難しい問題であることは十分承知をしていますが、中学校給食の実施方式を確定しないことには、具体的な財源計画ができないことは市長も十分ご承知のことと思っております。検討するの入り口から、力強く一歩前に踏み出す時期が到来しているのではないでしょうか。市長のお考えにある一定の方向をお伺いいたします。また、その実施時期についてあわせてお伺いします。

３件目です。第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」について１項目質問をします。

市政運営経費の入札制度についてお伺いします。

平成31年度の施政方針で、市長は、競争性をさらに高める試行を行ってきた、引き続き試行を重ね、どのような制度が望ましいか、不断の検討、見直しを行うと述べられています。一方、平成30年度の施政方針では、本年度は試行を重ね、平成31年度に新入札制度を導入すると述べられています。

平成31年度に新入札制度を導入する予定であったと思料しますが、どのような理由、どのような要因で導入できなかったかをお伺いするとともに、新入札制度方式について、市長はどのような方式を念頭に置かれているか、またその実施時期についてあわせてお伺いします。

最後の４件目です。第５のプラン「環境重視の逆転の発想で渋滞解消」の渋滞解消についてお伺いいたします。

交通渋滞は、単発的に起こる交通渋滞と慢性的に起きている交通渋滞とに分けられます。２つともその交通渋滞の解消策を考え、実行しなければならないことですが、慢性的に起きている交通渋滞に目を向けることは当然です。

太宰府市において慢性的に発生している交通渋滞は、言うまでもなく太宰府天満宮に自動車でお見えになるお客様による交通渋滞です。今回の質問は、論点を明確にし、有意義な議論ができるよう、太宰府天満宮にお見えいただく観光客の車によって発生する交通渋滞の解消に絞り込み質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

市長は、渋滞解消の方策をロードプライシングも視野に入れた交通誘導施策を行うと述べられています。ロードプライシングとは、交通混雑する地域などに乗り入れる車に特別に料金を課し、交通緩和を図る制度です。

１点目として、太宰府市には歴史と文化の環境税があり、車でお見えになるお客様を対象に環境税を課しています。環境税は廃止されるということでしょうか。

２点目、鎌倉市では、2020年にロードプライシング制度を導入予定とされています。この制

度は、ＥＴＣによる税徴収をイメージして導入が検討されているようです。関係省庁、近隣地元自治体との協議が進まず、高いハードルとなっていると聞き及んでおります。また、住民の皆様の理解が得られず、専門部会で検討している内容と検討経緯等を公表して理解を得ようとしています。解決しなければならない事項が多く、他市のことではございますが、導入できるのかと心配しています。市長は、太宰府市型ロードプライシングをどのようにイメージしてありますでしょうか。

３点目は、太宰府市型ロードプライシングのイメージ、構想のうちの一つではありますが、課金する単位及び課金パターンについてお伺いします。

鎌倉市のロードプライシング計画では、課金単位を１回ごと、課金パターンは、市民の場合はゼロから10%程度の金額を課金する、市外から流入する一般車には一律に課金する方向で検討されています。

太宰府市に置きかえると、課金徴収場所を通過すれば太宰府市民に課金されることになります。観光目的でない近隣市町村の皆様には、定められた課金の100%が課金されます。当然往復されますので、課金は２倍の金額となりますが、どのようにお考えですか。

４点目、初期投資費用及び運営費について、どれほどの原資が必要であるかお伺いします。

なお、市長のロードプライシングの課金徴収方法がＥＴＣ以外であれば、市長がお持ちのプランの初期投資費用及び運営費はいかがお考えでしょうか。

次に、パーク・アンド・ライド。渋滞緩和策としてパーク・アンド・ライドの活用を図ると述べられています。パーク・アンド・ライドとは、最寄りの駅までマイカーで行き、そこから公共交通機関を利用する方法です。

１点目ですが、渋滞解消には収容台数が多い駐車場が必要です。私は、少なくとも収容台数200台以上は必要だろうと思っています。太宰府市の地理的条件及びパーク・アンド・ライドを利用される皆様の利便を考えた場合、西鉄二日市駅周辺しかイメージできません。

市長は昨年６月の一般質問では、パーク・アンド・ライドの駐車場を、筑紫野市のイオンなりゆめタウンに移動していただく手段もあると述べられていますが、市長もご存じと思っていますが、土日及び祝日の買い物による車両で両店舗とも満車状態となっています。また、そこからの公共交通機関はありません。実現するには困難です。

パーク・アンド・ライドを実施する場合の駐車場収容台数及び駐車場の設置場所をどうお考えでしょうか。

２点目、既存の駐車場設備を利用することは、先ほども触れましたとおり、非常に困難としか言いようがありません。自前の駐車場設備を整えなければならないと思っています。初期投資費用及び運営費についていかがお考えでしょうか。

３点目、パーク・アンド・ライドを実施すれば、その駐車場の周辺は交通渋滞となることが容易に理解できます。交通渋滞を飛び火させる結果につながります。パーク・アンド・ライド駐車場周辺にお住みになっている方々への理解が必要です。この場所が太宰府市以外となれ

ば、当該行政市町村のご理解、ご協力を得なければなりません。いかがお考えでしょうか。

４点目、パーク・アンド・ライドを実施するのは、土曜日、日曜日と祝日になると思いますが、年間120日程度です。駐車場収容台数を200台、この駐車場利用の１日の回転数を２回として試算すると、年間４万8,000台となります。渋滞解消に寄与できますが、太宰府天満宮周辺で駐車場を経営されている方たちの収入が減少することにつながります。試算額は約2,000万円になります。駐車場経営者の多くの皆様は、これを生計の糧にされています。死活問題となると考えますが、いかがお考えでしょうか。

５点目、観光地に行くとき、交通渋滞が予測されるのに、公共交通機関を利用しないで、なぜマイカーで行くのかのアンケート結果です。時間を気にしなくていい、自由に移動ができる、自分たちのタイミングで移動できる、いろいろなところに寄り道ができる、計画を変更するのが自由、目的地まで乗りかえがない、人数が多いと電車等より費用が安い、ドア・ツー・ドアで移動も無駄がない、子どもがぐずったときに人の目を気にしなくてもいい、電車等の発車時刻を気にしなくてもいい、このような理由から、少々の交通渋滞が予測されても、マイカーで観光地にお見えになるのではないでしょうか。

私のイメージのパーク・アンド・ライドの駐車場は、西鉄二日市駅周辺です。この駐車場から西鉄太宰府駅に電車で来ていただく所要時間は、早くても30分を要します。一方、太宰府天満宮が経営する筑紫台高校前に駐車場を利用される方に、一番混雑している時間帯を見計らって、混雑し出してから駐車場までの所要時間を聞き取り調査した結果、40分程度とお答えになった方がほとんどでした。聞き取りした方は６人であったため、正確性は欠きますが、私が実際に計測した時間は38分でした。

このことから、車でお見えになるお客様の立場で考えますと、所要時間にメリットがないばかりか、公共交通機関利用の往復料金を出費しなければなりません。また、先ほど述べましたマイカーで行くメリットにそぐわない事項が出てまいります。

以上述べさせていただきましたことから、パーク・アンド・ライドを導入しても、お客様は利用されないのではないかと思料しますが、いかがでしょうか。

また、パーク・アンド・ライドが実施できたと仮定した場合でも、不特定多数のお客様にどのように周知し、ご理解をいただくかは、難しい問題もあります。周知とご理解いただく方法があればお答えください。

最後に、シェアサイクルですが、渋滞緩和策としてシェアサイクルの活用を図ると述べられています。シェアサイクルとは、他の人と自転車を共有し、必要なタイミングで自転車を利用する方法です。シェアサイクルを実施するためには、パーク・アンド・ライド導入に関する私の質問と重なる事項がありますので、個別の事項の質問は差し控えますが、パーク・アンド・ライド導入同様に多くの問題点をクリアしなければなりません。市長のシェアサイクルの構想や費用をどうお考えでしょうか。

交通渋滞解消について問題点等を上げながら質問させていただきましたが、ロードプライシ

ング、パーク・アンド・ライド、シェアサイクルについて、市長の見解を伺います。

以上、施政方針について質問させていただきます。再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派宰光を代表されまして入江寿議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、３つの工程についてのご質問にお答えいたします。

まずは、この１年間の私の取り組みに対しまして高い評価を与えていただきまして、誠にありがとうございます。ひとえに入江議員初め議員各位、職員諸氏、市民の皆様の温かいご理解、ご協力のたまものと心より感謝申し上げます。

施政方針でも申し上げましたとおり、市長に就任してから１年、まずは本市の未曽有の混乱からの脱却を第一義と考え、議員各位、職員諸氏、市民の皆様との信頼関係を再構築するため、私なりに腐心してまいりました。その思い一心で日々議会への対応や職員との協働、市民との交流に最大限努めてきた結果、おかげさまでようやく所期の目的を達成しつつあると認識をしております。

しかしながら、あくまで達成しつつある段階であり、少しの油断や慢心、かけ違いがあれば、今なお混迷に逆戻りする可能性も確かにあると感じております。日々薄氷を踏む思いでありますが、市長選の際、市民の皆様から託されましたご期待の原点であります３つの工程と７つのプランも改めて胸に刻みながら、今後も私の持てる力の限り市政運営に邁進してまいりたいと考えております。

続きまして、第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」についてのご質問にお答えいたします。

まず、１項目めの特別支援教育の１点目、インクルーシブ教育についてでありますが、国連の障害者権利条約につきましては、平成26年１月に我が国で批准をされました。障がいのある者と障がいがない者がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育につきましては、同条約の第24条に記載されており、文部科学省の言うところのインクルーシブ教育は、その理念に基づいて、我が国の学校教育において実践されるものだと考えております。

本市が目指すインクルーシブ教育は、障害者権利条約、文部科学省のいずれのものかというご質問でありますが、国連の障害者権利条約の理念に基づき、文部科学省の示す内容を本市の重要な教育施策として実践するものであることから、どちらも踏まえたものだと考えております。

次に、２点目の特別支援学級の現状についてでありますが、本年度本市の小学校における特別支援学級は29学級、中学校では８学級で、合計は37学級です。担当している教員は、１学級を１名の教員が担任しておりますので、37名となります。

通常学級との交流でありますが、各小・中学校ともにインクルーシブ教育を推進するために、児童・生徒一人一人の特性に応じた合理的配慮により一緒に学ぶことが可能であれば、交

流学級で同じ授業を受けるようにしております。また、給食や昼休み、清掃活動の時間、学校行事などにつきましては、その多くの時間を交流学級で一緒に過ごしております。このことは、子どもの多様性を踏まえ、互いを理解し合うことができる学校づくりにつながるものと考えます。

次に、２項目めの不登校児童・生徒への支援についてお答えをいたします。

１点目、不登校支援につきましては、協議している大学は筑紫女学園大学であります。

２点目、学びの場所の大学の位置づけでありますが、この取り組みは平成31年度から実施する大学の社会連携事業として正式に位置づけられております。具体的な子どもの居場所につきましては、大学内の１教室が確保され、基本的に大学生の授業に支障がない限り、大学の施設全体を活用できるようになっております。

３点目、大学と教育支援センターと密な関係を構築する方法でありますが、来年度毎月１回程度、本市教育支援センターの児童・生徒が大学を活用した体験活動を行い、交流を深めていくよう準備を進めているところであります。加えて、大学教授と学生代表、教育支援センターの指導員、指導主事、不登校専任教員、スクールソーシャルワーカーが定期的に情報交換を行うことで、連携を図るよう計画しております。

４点目、学校、関係機関との連携における大学側の窓口でありますが、本事業の提案者である大学の教授に担っていただくようになっております。また、そのほかにも数名の教授などが本事業のプロジェクトチームに参加しており、大学には組織的に動ける体制が整備されつつあります。

５点目、大学生に生徒を委ねることが可能かという点でありますが、十分可能であると考えております。筑紫女学園大学には教員やスクールソーシャルワーカーの養成課程があり、大学として高い専門性を有しております。その中で、不登校の児童・生徒とかかわる大学生は、事前に不登校児童・生徒との交流に当たって身につけておくべき基礎、基本となる知識や技能を学ぶための授業を５時間程度受けるようになっております。さらに、家に引きこもっている児童・生徒にとって、年齢が低く、身近で親しみを感じやすい大学生との交流は、新たな支援の選択肢の一つになるのではないかと考えております。

６点目、大学生の授業によっては交流が難しいのではないかという点でありますが、マンツーマンは固定した一つのペアではなく、授業によってペアの児童・生徒にかかわることができない場合は、別の学生が担当するように工夫をします。

７点目、出席日数とするかという点については、現在検討中でありますが、生活の多くを家に引きこもって過ごしている児童・生徒が、本事業により大学へ足を運び、さまざまな体験をしたり、大学生とコミュニケーションを図ったりすることは、十分価値ある大きな成長であります。そして、その成長は積極的に評価すべきものだと考えております。今後、国や県の動向も踏まえながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

８点目、大学で学ぶ児童・生徒の情報管理でありますが、交流を終えた大学生には短い記録

をとってもらい、その記録を学校、教育支援センターとも共有し、同じ歩調で指導、支援に当たるようにしていきたいと考えております。また、個人的な情報の管理につきましては、学生が事前に受講する授業の中でしっかりと指導されるものと考えております。

次に、３項目めの中学校給食における一定の方向及び実施時期についてお答えいたします。

中学校給食における一定の方向及び実施時期につきましては、昨年７月末に副市長を委員長とする中学校給食調査・研究委員会を立ち上げ、これまで５回の会議を開催し、改めて提供方式や整備費などについて、ほかの自治体の事例なども参考にしながら調査研究を重ねてまいりました。

この調査研究につきましては、現在も継続して行っているところであります。こうした調査研究に加え、本市の財政状況や今後のあり方、市民の皆様の動向などに日々思いをめぐらせ、悩み抜く毎日であります。

今後も任期中を通じて一歩ずつよりよい中学校給食の実現、ひいては本市の子どもたちの健全な成長をより可能とする学校環境づくりや子育て環境づくりに邁進してまいります。

続きまして、第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」についてのご質問にお答えいたします。

入札制度についてでございますが、平成30年度の施政方針において、入札制度については本年度は試行を重ね、来年度の新入札制度導入を目指しますとの目標を申し上げておりました。

かねて申し上げておりますように、入札制度につきましては、公正性、透明性、競争性及び適正な履行の確保を図ることを基本としながら、あわせて社会資本の維持管理や自然災害への緊急対応など、地域経済の担い手である地場産業が果たす役割も重要であると考えております。

こうした考え方に基づき、現在も地場業者の受注について配慮しながら、指名業者の数を増やし競争性を高めるなど試行に取り組んでいるところであり、既存制度と照らし合わせて年度ごとに総括をしながら、不断の検討、見直しを図ってまいりたいと考えております。

続きまして、第５のプラン「環境重視の逆転の発想で渋滞解消」についてのご質問にお答えいたします。

私が就任する前の平成29年度より、総合交通計画協議会並びに地域公共交通活性化協議会において、過去の交通課題の検討資料、国、県が実施している交通統計を参照し、市域内の交通量、交通流動などの分析を行い、渋滞発生のメカニズムの解明、対策案の検討を行っているところであります。

平成29年度におきましては、太宰府天満宮周辺地域の交通実態の分析、平成30年度は国道３号、西鉄天神大牟田線周辺の交通実態の分析を、識見者、関係機関などのご意見もいただきながら進めてまいりました。こうした議論の中に、私なりの環境重視の逆転の発想の考え方も加味し、平成31年度を目途に総合交通計画及び地域公共交通網形成計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

ご質問のロードプライシングもあくまでその考え方の一つでありますが、担当職員が鎌倉市にて実施されましたロードプライシングの社会実験について視察調査も行い、実施内容や課題などについて聞き取りも行ってまいったところです。ロードプライシング導入の可能性につきましては、今後計画を策定する中で、本市の現状に照らしながら調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、パーク・アンド・ライドにつきましては、既にイオン大野城の駐車場やゆめタウン筑紫野の駐車場、ＪＲ二日市駅の立体駐車場に駐車をし、最寄りの西鉄の駅から太宰府駅までお越しいただくことを、携帯やスマートフォンの市ホームページでお知らせをしております。また、正月三が日には、パーク・アンド・バスライドとしまして、西鉄バスによりＪＲ二日市駅から西鉄太宰府駅まで直行の臨時バスを運行していただいております。

さらなるパーク・アンド・ライド施策の実現に向けては、議員ご指摘のように多くの課題が存在しており、今後調査研究を行いながら、あらゆる可能性を探ってまいりたいと考えております。

最後にシェアサイクルでありますが、自転車を利用して移動することは、渋滞緩和策としての一つの有効な手段と考えてもおります。しかしながら、国や県自体も自転車の交通環境の改善策を今なお検討している段階であり、今後総合交通計画を策定する中で、シェアサイクルの可能性についても検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきまして、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上であります。

○議長（橋本　健議員）　１件目について再質問はありませんか。

７番入江寿議員。

○７番（入江　寿議員）　ご答弁ありがとうございました。１件目の３つの工程について再質問をさせていただきます。

丁寧にご回答いただきましたが、ちょっと私としては納得できかねる回答であったというのが、私の率直な見解でございます。何せ浅学非才の私でございますので申しわけありません。

平成30年３月の所信表明で３つの工程イコール太宰府市の混迷を立て直し、市政改革に踏み出すスケジュール、何事を行うにも環境整備が必要である、この環境を整え、市政改革を実行すると市長は平成30年度に述べられております。３つの工程は市政改革を行う前提条件であると、私はそのように受けとめております。

平成31年度の施政方針で３つの工程はさらに進化、拡充しなければならないと述べられておりますが、３つの工程とは、「太宰府市の混迷を立て直す」がキーワードですから、市長は太宰府市の混迷は収束していないとお考えなのは至極当然なことではないでしょうか。

質問の言い方を変えますが、市長は市政改革を行う前提条件はクリアできたので、今年度を

実践と構想の年として市政改革に取り組むとお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　表現なかなか難しいところありますが、あくまで３つの工程と７つのプランというものは、選挙時の公約として申しましたし、施政方針で平成30年度でも平成31年度でも取り上げてもおりますが、あくまで３つの工程というものは、議員もご存じのように市政混迷の原因を明らかにし、徹底した情報公開を図っていくこと、市長、市役所、市議会、市民の心を一つに市政再建に乗り出すこと、そして太宰府の底力を引き出し、日本を代表する都（まち）にしていくこと、こうしたことが３つの工程でありますが、もちろん私自身、おかげさまでいわゆるかつての混迷というものはかなりもちろん収束はしておりますし、前向きになったとも捉えておりますし、また議員の皆様なり市役所の職員なり市民の皆様にも、かなりおかげさまでご理解、ご協力をいただいて、さまざまな太宰府の底力を引き出して、日本を代表する都にしていく端緒につきつつあるとも考えておりますが、ただ一方で、私もまさに浅学非才でありますし、私自身も身のほどは知っておるつもりでありまして、１年余りでまさしく完全に全ての混乱がもう起きないということは、私は決して思えないところでありまして、やはり私自身が少しでも一日一日の取り組みを過ちを犯せば、一夜にして、そういうことは一日にして崩れ得るものが、この行政運営という、市政運営という難しさであろうと、私は常日ごろから自分自身を戒めているところであります。

そうした中で、厳しく発言をすることもありますし、私自身、自分自身の至らなさを感じる毎日でもありますので、そうした中で、原点であります３つの工程や７つのプランという約束というものは、常々持ち歩いておりますし、そしてこれからどのように、これまでもご指摘いただいたさまざまな課題を解決するには、やはり私一人の力では到底できませんし、さまざまな職員、議員各位の皆様、市民の皆様、そして外部のさまざまな有識者の方々のご意見も取り上げながら、時間もやはりある程度かけながら、しかし決断すべきはしっかりと決断をして、太宰府市を本当の意味で皆さんに喜んでいただけるような暮らしやすい、そして活力ある町にしていかなければならないという意味を込めまして、これまでも訴えてまいりましたし、先ほどの答弁もさせていただいたところでありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（橋本　健議員）　１件目について再々質問はありませんか。

７番入江寿議員。

○７番（入江　寿議員）　市長の市政改革に取り組む姿勢をご回答いただき、誠にありがとうございます。しかしながら、私だけですかね、３つの工程はこれからも、考えなんですけれども、お使いにならないほうがいいんじゃないかなと思っております。これは要望として終わらせていただきます。

１件目ですかね、これで終わらせていただきます。回答はいいです。

○議長（橋本　健議員）　では、２件目の１項目めから３項目について再質問はありませんか。

７番入江寿議員。

○７番（入江　寿議員）　２件目の１項目めの特別支援教育について再質問させていただきます。

特別支援教育について、国連障害者権利条約で言うインクルーシブ教育の前提は、同じ場でともに学ぶ、その上で個々の障がいに応じた合理的配慮を行う、つまり通常学級で配慮が必要な児童・生徒もともに学ぶことです。真のインクルーシブ教育です。

一方、文科省が言うインクルーシブ教育の前提は、能力を最大に発揮させる、そのために能力に応じて場を分け、特別支援教育を行う。つまり、配慮が必要な児童・生徒の視点に立って、個々のニーズを把握して、必要な教育的支援を行う。真のインクルーシブ教育ではない。すなわち、分離教育をするということです。ともに学ぶと言うとは言えません。私はそのように解釈しております。文科省と国連が言うインクルーシブ教育とは全く別物と私は思っております。再度この点についてお伺いいたします。

また、太宰府市の特別支援学級の現状をお伺いいたしました。支援学級数の多さに驚いております。特別支援学級を担任されている先生は、それに携わる豊富な経験と実績等が必要で、包み込む包容力も必要です。そのような先生のもとで初めて安心して、配慮の必要な児童・生徒は学ぶことができるのです。担任の先生の気苦労、精神面にもしっかりと目を向け、サポート体制の充実を図る必要があると思料します。具体的サポート体制があれば、その点もお伺いいたします。

通級指導教室は、支援教育の具体策であり、高く評価しておりますが、太宰府市小・中学校11校のうち８校、通級指導教室がない３校の配慮が必要な児童・生徒は通級指導が受けられません。誰でも平等に教育を受ける権利があるの観点から通級指導教室を見ますと、不平等ではないかと疑問が出ておりますので、この点についてもお伺いさせていただきます。

２項目めの不登校児童・生徒への支援について再質問させていただきます。

不登校児童・生徒への支援についてですが、一番心配することは、大学で学ぶ児童・生徒の情報管理をどうするかではないでしょうか。情報が漏えいしない対策を講じられるようにお願いいたします。要望とします。

そこで、４点質問がございます。

１点目に、マンツーマンにより対応していた大学生が卒業した不登校児童・生徒は、見放されたと感じ、以前よりもひどくなった場合、２つ目に、大学生は教職員資格を持っていないことから、不登校児童・生徒に対して偏った学習をしたことによる問題の提起がなされた、３つ目に、大学内で事故が起きたときの連絡体制等の責任の所在、４つ目に、現行法の範囲内で太宰府市の条例制定のみで実施できるのかについてお伺いいたします。

３項目めの中学校給食について再質問させていただきます。

中学校給食の実施は、私が小学生の時代から中学校給食の実施が言われております。太宰府市の悲願と言っても過言ではございません。市長は中学校給食実施への取り組みに並々ならぬ意欲を示され、平成30年度の施政方針で、任期中に中学校給食実施に踏み出すと明言されました。また、多くの会派代表の議員の方たちの代表質問で、私の新体制のもとでリーダーシップ

をとって決断していきたい。いたずらに時間をかけるということではなく、なるべく早い時期に一定の方向性をお示しし、よりよい給食実現に踏み出すことに全力を尽くす。できるだけ早い時期に一定の方向性は出して、実際によりよい給食実施に踏み出すことまでを、任期中に何としても行うよう頑張ると回答されております。

先ほど回答いただきました内容とちょっと開きがあるんじゃないかと思っております。厳しい質問になりますが、市長の任期中の中学校給食実施は断念されたのでしょうか、実施されるのでしょうか。実施されるとすれば、その実施時期をお伺いいたします。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　まず、中学校給食については私から答弁をいたしまして、その他のことにつきましては担当からお答えを申し上げたいと思います。

中学校給食につきまして、もちろん私自身、これまでの選挙戦の中でも、またこれまでの議会でのやりとり、またさまざまな場での発言の中で取り上げてまいりましたし、もちろんこの問題も一つの市民の皆様からの関心も高い、ご要望の強い問題だと認識をしております。

ただその一方で、先ほど来お話もありますように、この問題だけにかかわらず、さまざま解決をすべき課題、そして何よりその大前提に財政的な制約があるということは、議員もお感じのことだろうと思います。

そうした中で、私自身、やはり軽々に時期なり方式なり、そして財源をどのようにするなり、そうしたことはなかなか申し上げにくい課題であるとも認識をしておりまして、常々そうした表現になっているところであります。

しかしその一方で、やはりよりよい中学校給食に踏み出すという意味では、私も実は就任直後からでありますけれども、今のランチサービスを就学援助の対象にしたり、またその選択の注文の方法の利便性を高めたりということは、初年度の予算から実は実行に移してもおりますし、小学校給食につきましても、食材費補助や食育の推進なども取り上げることで、あくまで子どもたちの成長の環境をつくっていくこと、そして子育て環境を整備していくこと、こうした観点で実行を進めてきたところでありますので、これからもそうした観点を重要な一つのポイントとしながら、できるだけ早くその方向性、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　インクルーシブ教育システムの件についてお答えいたします。

インクルーシブ教育システムというのは、教育の中でも比較的新しい考え方でありまして、そういったことについてちょっと十分お答えができるかわかりませんけれども、２つの違いというか、考え方についてご説明をさせていただけたらなと思います。

国連の障がい者の権利に関する条約のインクルーシブ教育システムというのは、議員ご指摘のとおり、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。もう一つ重要な点がありま

して、障がいのある者が教育制度一般から排除されないことというのが、すごく大事なポイントだと思っております。どういうことかと申しますと、子どもたちが生活する領域において、初等教育とか中等教育の機会がきちんと与えられることというのが、特に大事なポイントだと思うんですね。

じゃあ、文科省は違う方向かというと、決してそうではございません。同じ場でともに学ぶことを追求するとともにというのがあるんですが、その後段には、教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供する。つまりこれは、議員がおっしゃった分離というのは、恐らく教育行政側とか教育活動を行う側からの視点だと思うんですけれども、ニーズというのは、子どもとか保護者側が求めることに対応するということなんです。

ですので、実は学校にあります個別の支援計画、指導計画というのは、保護者の願いも書かれておりまして、それに基づいて学校が教育計画を立てますので、決して分離という考え方ではなくて、ニーズに応えるという視点で考えていただけたらと思います。

実は、文部科学省が言っていることの中で非常に耳を傾けるに値する考え方がありまして、つまり障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶということは、障がいのある子どもが我慢するとか、障がいのない子どもさんが我慢するとかということではないと。つまりどういうことかというと、ともに学習している実感とか達成感を味わうことができるというのがポイントなんですよね。つまり、ともに伸びるというところがポイントですので、決して分離という考え方ではなくて、子どもさんとか保護者のニーズに応えるというふうに捉えていただけたらいかがかなというふうに思います。

それから、サポート体制なんですけれども、人的、物的という面で申しますと、人的サポートといたしましては、特別支援教育支援員というのを各学校の要請に応じてつけております。この人数につきましては、近隣市の中でも太宰府市は特に手厚いというふうに思っております。やっぱりどうしても複数のお子さんを指導するときに、教員自身の支援が必要な場面もございますので、できる限りこの辺についてはしっかりサポートができる体制をしていきたいと。

もう一つは物的サポートなんですけれども、例えばでいいますと、いろいろな教材にかかわる備品等の費用、あれにつきましては、特別支援学級とかそれから通級を別個に扱いながら、必要に応じて配備するようにしています。例えば電子黒板等も通常教室と同様に、幾ら人数が少なくても特別支援学級にも配置するようにしておりますので、人的、物的サポートをしっかりしていきたいなというふうに考えております。

それから、通級指導教室の不公平という点ですが、確かに現在設置していない、開設していない学校もありますが、基本的には可能な限り設置していきたいということで考えているところです。

ただ、いろいろな課題もございますので、その辺については一つ一つ課題をクリアしながらということになろうかとは思いますが、私は近隣市の別の市から来たときに、太宰府市は徐々

に学校を広げながら、各学校に設置する方針でやられていることに非常に感銘を受けました。１カ所に子どもたちを通わせるという方式ではなくて、そういった考え方に非常に感銘を受けました。

ですので、今後ともそういった不公平を感じられないように、しっかり進めていきたいなというふうに思っております。

それから、２つ目の大学との連携の情報漏えいなんですけれども、このことについては先ほども申しましたけれども、児童・生徒にかかわる大学生については、しっかりと５時間の授業を受けた学生しか対応させないというふうに、大学は強くそのようなことをおっしゃっています。つまり、その中には当然個人情報の取り扱いとか、それから先ほども言いましたけれども、子どもの記録を書いていただくというのは、すごく学校にとってもありがたいことなんですよね。なかなかふだん見ることができない子どもの側面を見れますので、そういったことで記録等についても個人情報ということでしっかり扱うように、大学の先生のほうが指導されるものというふうに考えております。

それから、マンツーマンなんですけれども、確かにおっしゃるように１対１ということでも、それがベストなのかどうかわかりませんけれども、このお子さんたちにとっては、いろいろな学生とかかわるというのも一つの経験なんだろうと思うんですね。つまり、非常に閉ざされた人間関係の中ではなくて、開かれた人間関係をつくっていけるような場をつくるというのも、１つ大事なことだろうと思いますので、おっしゃるようなマンツーマン、固定のよさもあるかとは思うんですが、そこらあたりは大学のほうが考えられて、最初に出会いのときのマッチングを丁寧にされるというふうに考えておりますので、私はかえって何か複数の大学生がかかわるというのは、きっといい経験になるんではないかなというふうに期待をしているところです。

それから、資格についてなんですけれども、おっしゃるように、もし授業をするとか学習指導をする場合には資格が必要ですけれども、あくまでも大学生が行うのは支援ですので、教員免許がなくてもそれは問題にはなりませんので、大学生が学習を指導するとか授業をするということではございません。子どもたちと一緒にともに体験をするということで、見守り、支援というふうに考えていただければありがたいかなというふうに思っております。

それから、責任の所在ということなんですけれども、基本的にこういったお子様を大学のほうに引率していくということについては、保護者の方にお願いをしていただこうというふうに考えております。

それともう一つは、学校でいうところの校外学習ということの位置づけとなることから、一般的に学校で適用される保険は適用されるというふうになりますので、その範囲内での責任というんですか、そういうことで考えているところです。

ですので、先ほど条例ということでおっしゃいましたけれども、校外学習に行って、大学生と体験活動をするということですので、特に新たに条例を制定するとか条例を改正するという

必要はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　２件目の１項目めから３項目めについて再々質問はありませんか。

７番入江寿議員。

○７番（入江　寿議員）　まず、１項目めから再々質問させていただきます。

配慮が必要な児童・生徒を学校という環境の中で一番理解されているのは、特別支援学級を担任されている先生だと思います。先生であり、時にはお父さん、お母さんなり、配慮が必要な児童・生徒を育んでいただいている方、私はそのように思っております。決して通級指導教室を否定することではございませんが、担任の先生方のお考え、思いを反映した配慮が必要な児童・生徒への支援のあり方を模索していくことが一番大事なことではないでしょうか。これはもう要望といたします。

２項目めの不登校児童・生徒について再々質問させていただきますが、大学を第３の居場所、学びの場所にする計画は、不登校児童の立場に立って推進していただきますようお願い申し上げます。

一方、不登校になった原因は、学校生活によるトラブル、いじめ、先生と合わない、無気力、非行や遊び、学業不振、甘えたがり、精神が未熟、家庭環境、発達障がい、神経症によると言われております。行政によって解決しなければならない原因があります。児童・生徒が不登校にならないようにすることも重要な課題ですので、十分なる対策を実施されるようお願い申し上げます。これも要望といたします。

最後に中学校給食なんですけれども、中学校給食は前市長のときからもいろいろ言われております。なかなか難しい問題とは思いますが、実現に向かって市長なり、市長だけに任せるつもりはございません。議員も一緒になって頑張っていくつもりですので、どうぞ検討していただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。回答はもうよろしいです。

○議長（橋本　健議員）　では、３件目について再質問はありませんか。

７番入江寿議員。

○７番（入江　寿議員）　３件目の入札制度について再質問させていただきます。

先ほど市長の回答をいただきましたが、改めて質問させていただきます。多少納得できない部分がございましたので、ちょっと厳しい言い方になるかもしれませんが、ご了承ください。

市長は平成31年度に導入されることを目指されましたが、何がネックになって導入できなかったのでしょうか。導入しようとした新入札制度をご披露いただき、対比しながら、具体的な回答をいただきますようお願いいたします。

また、今後ネックとなった問題点等はどのように解決されていくがいいか、新入札制度の実施時期にあわせてお伺いいたします。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ありがとうございます。私から全体的な話をさせていただきまして、足らな

い分は担当からと思います。

入札制度、私自身、昨年の施政方針では、来年度の新入札制度導入を目指しますというような言い方でありましたけれども、新入札制度という表現がそもそも正しかったかどうかということは、改めて私自身、認識し、反省も重ねているところであります。

と申しますのも、入札のあり方というのはもちろん多岐にわたりますし、日ごろからさまざまな、例えば1,000万円以上の場合は６社以上の指名とか、1,000万円未満は５社以上の指名とか、こういうこともございますが、さまざまな規定がありますし、それに沿ってこれまでも入札を行ってまいりました。また、入札の要綱というものもございます。

そうした中で、私自身、先ほども申しましたように、基本的なこの入札のあり方としましては、当然公正性や透明性、競争性、適正な履行の確保などというものも、市民の目線から大変重要であると同時に、やはりふだんから災害対応など汗を流していただいている地場の企業の方々、産業の方の配慮も重要であると。そうした観点から、ぎりぎりの中でこの入札の指名会社をこれまで以上に増やしていくとか、そうしたことをやりながら、いかにこの入札制度がある程度金額なども抑制することができるだろうかということを、この１年間、その状況を見てまいりました。

間もなく年度末を迎えますので、この１年間のあり方をやはり慎重に見きわめながら、大上段に入札制度をこのように大きく変えるということを、これもまた軽々にやるということではなくて、やはり入札のあり方というのは微修正も含めながら、年々見直しをしていくことが重要だろうと今では考えているところであります。

事実関係につきましては担当から申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　総務部理事。

○総務部理事（原口信行）　例えばちょっとわかりやすい例といたしまして工事をとらせていただければ、例えば国の補正予算による交付金の配分状況、それとか災害の発生等による各年度ごとの発注数にもやっぱり増減があるということでございます。また、例えばよく議会にお願いしているんですけれども、前倒しで工事を発注するために補正をいたしますですよね。そういう場合につきましては、やっぱり発注事務のスピードということも特に重要になってくるわけでございます。そして、やっぱり選考に当たっては、各事業者さんの手持ちの契約状況等も加味する必要があるということがございます。

つまるところ、各年度ごとに指名に係る条件がやはり異なることになり、それをどのような基準にまとめるか、またまとめられるかに関しては、どうしても慎重にならざるを得ないということでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　３件目について再々質問はありませんか。

７番入江寿議員。

○７番（入江　寿議員）　ありがとうございます。本当、同じような質問を２回しましたが、明確な回答じゃないような私は気がしております。

私が期待しておる回答とはちょっとほど遠いんで、私なりの、市長からの回答は多分本当はこうなんじゃないかなというところをちょっとお話しさせていただきますが、入札方式披露しますと、入札の方法は一般競争入札、指名競争入札、随意契約。一般競争と指名競争入札は、全て総合評価方式を取り入れると数年ほど前からなっております。このことによって、総合評価方式を取り入れた場合、手続に伴う事務量の増大となることから、今の職員配置では対応が困難。手続の開始から契約までの時間がかかる。発注タイミングが合わなくなる。中小規模工事が多く、総合評価方式はなじまない。工事予算額による線引きが必要。技術提案を求めるような高度な工事がない。技術評価がしにくい。審査、検査体制が十分でない。技術者の養成、大手企業参入による地場産業への影響。地場産業の育成。これに対しては緊急時の対応にいろいろ影響してくると思います。このように解決しなければならない問題点があり、特に職員の配置の問題で平成31年度に新入札制度の導入ができなかったんじゃないかと思っております。

このような回答を要求するのは、新入札制度の導入は平成30年度に述べられておりまして、約１年間もう経過しておりますので、当然この件についてはもう具体的になっていると判断したから、私はこの質問を上げさせていただきました。

入札制度ですが、どのような制度が望ましいか、早急に検討、見直しを行っていただきますよう要望したいと思います。回答はよろしいです。

○議長（橋本　健議員）　４件目入っていいですか。

○７番（入江　寿議員）　はい、お願いします。

○議長（橋本　健議員）　再質問はありませんか。

７番入江寿議員。

○７番（入江　寿議員）　４件目の渋滞解消について再質問させていただきます。少々長くなりますので、聞いていていただければ。

渋滞解消の再質問をさせていただきます。

ロードプライシングについて４点質問させていただきました。納得できる回答でありませんでした。残念でございます。

ロードプライシングの課金設備設置費用と税歳入について議論を深めます。課金徴収場所は、太宰府市の道路事情から、県道等からの進入路５カ所、脇道からの進入路３カ所、合計８カ所と私は思っております。１カ所当たり１億円として、８億円が必要でございます。課金する金額を100円とした場合、現行の環境税がありますので、二重には徴収できないので、徴収は０円です。費用対効果から見れば何のメリットもございません。８億円は歳入のない投資でございます。

課金100円の設定根拠は、関西国際空港連絡橋において、通行料金に上乗せして法定外普通税を設定し、実施されております。その課金は、全ての車両一律に一往復100円です。これに倣いました。

次に、私の徴収方法はＥＴＣです。通行車両がカードを挿入しないで通過すれば課金できま

せん。鎌倉市ではこれを防ぐために、カメラで捕捉するシステムが検討されています。捕捉したとして、持ち主に100円の請求に対し徴収する時間と費用がかかります。また、課金システムを維持管理する費用など、別途費用が発生いたします。８億円プラスアルファの費用がかかって、税収増は見込めないの結論となります。この点について市長のお考えをお伺いいたします。

次に、パーク・アンド・ライドについて６点質問させていただきました。納得できる回答がありませんでした。パーク・アンド・ライドの駐車場設置場所とお客様が利用していただくか否かについては議論を深めます。

駐車場設置場所は、電車の駅周辺に限定されます。理由を述べます。道路を走る公共交通機関バスは、観光にお見えになったみずからの車で行くことと同じです。パーク・アンド・ライドの駐車場にとめる意味がありません。ゆえに、線路上を走る公共交通機関、電車の駅周辺に限定されます。西鉄都府楼駅、二日市駅、五条駅周辺ということです。五条駅周辺は、太宰府天満宮まで目と鼻の先です。五条まで来て利用されるお客様は皆無と言えます。都府楼駅周辺は、みずからの車で行く所要時間と公共交通機関で行く所要時間は五十歩百歩であり、利用は見込めません。二日市駅周辺は所要時間に幾らかのメリットがあります。

そう言いながらも、都府楼駅前は高架下がある、所要時間の問題は別にして可能性がある。また、福岡方面高速道路の利用でお見えになるお客様は少なくない。候補地として可能性があると考えることもできます。

しかしながら、道路事情に欠点があります。福岡方面から天満宮にお見えいただくお客様は２ルートあります。旧３号線を利用し関屋交差点を左折するルート、３号線を高架を利用して朱雀大路を左折するルートの２ルートでお見えになるお客様がほとんどです。駐車場は都府楼駅前の高架下駐車場を仮定していますから、また天満宮周辺は渋滞しても、この付近は渋滞しているときがございません。このような状況の中でどのような方法で誘導するのか、非常に困難な問題です。

奈良県では、パーク・アンド・ライドを実施しております。奈良公園と平城宮跡にお越しの方の利用をキャッチフレーズにしています。無料の駐車場にとめて、周遊バスで観光地をめぐります。丸一日の観光です。太宰府の場合は、天満宮にお見えになるお客様はせいぜい１時間30分です。条件が全く違います。

太宰府ではパーク・アンド・ライドはなじみません。市長のお考えをお伺いいたします。

いろいろな問題を全てクリアして、お客様が利用してもいいとお思いになったとしても、夏の暑い日、冬の寒い日、雨が降っている日などに、幾ら渋滞していても、車で太宰府天満宮まで行かれるのではないでしょうか。典型的なドア・ツー・ドアの心理でございます。

駐車場建設費について多生触れさせていただきます。

私の試算では、200台収容する駐車場には4,000㎡の土地が必要でございます。土地の取得費用、舗装、フェンス、照明設備、料金収納機等、少なく見積もっても６億円以上はかかりま

す。これにまた維持管理費が必要でございます。

シェアサイクルは、パーク・アンド・ライドと同様の問題点がございますので、再質問は控えます。

以上申し上げましたように、太宰府天満宮の観光客車両による渋滞解消の方策、ロードプライシング、パーク・アンド・ライド、シェアサイクルは、実施するための問題点が多過ぎます。費用対効果の面から考察しても、費用がかかる割に効果が望めません。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　まず私から、多岐にわたりますので、全体的な答弁をいたしまして、その後、具体的な答弁は担当からさせていただきます。

先ほどの答弁でも申しましたように、あくまでこのロードプライシングなりパーク・アンド・ライドなりシェアサイクルにつきましては、一つの考え方といいますか、環境重視の逆転の発想から生み出される一つの案としてはあり得るものではないかと私自身も考えておりますが、議員ご指摘のように、既に先進的にさまざまなテストを行っている自治体がある中で、またその自治体ともさまざまな状況、環境が違う中で、今後それが本市に適応するのか、費用対効果がどうであるのか、こうしたことを一つ一つこれからまさに見きわめをしていこうと思っておりますし、その際にこれまでの議員のご指摘は大変有用なものであろうと思って、感謝しているところであります。

先ほど申しましたように、さまざまな会議体でまだ議論をしている最中でありまして、まず来年度までにこうしたものは取りまとめを行おうというところでありますので、この点につきましては一つ一つ実現をすべきかどうかも含めて考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　具体的に私のほうからと思っていましたけれども、今市長のほうからも申しましたとおり、これから費用対効果とか建設費とか設置費など具体的に入江議員のほうからはご質問いただいて、いつも提案を一般質問でしていただくということで感謝申し上げていますけれども、今市長のほうが話しましたように、これから論議を進めていくということがあります。

それとあと、市長の回答の中でも、私どもの担当のほうが鎌倉市と藤沢市という２カ所に先進地へ行かせていただいていて、その中でも課金の法的根拠とか、あと課金の方法、それとあと、太宰府は車がなくなったとしたら、周辺の自治体、近隣自治体に車が流れるので、近隣自治体との関係とか、そういうところの問題点を聞いてきておりますので、今議員ご指摘のもの等含めて、そういう視察で課題として受けたものも含めて、今後協議をしていきたいと、論議をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　４件目について再々質問はありませんか。

７番入江寿議員。

○７番（入江　寿議員）　今回この質問をさせていただきましたが、施政方針で述べられているこの、市長が述べられている渋滞解消ですが、私の心の中では正直、これは太宰府は無理じゃないかなと思っております。今から検討されるということで、私がこう言うのは失礼かと思いますが、違う方策をとられるのが私はベストじゃないかなと思っております。

そんな中で、もしこの渋滞解消に対してこのようなことで財源があるんであれば、中学校給食なんかに使っていただければ、これはもう市民の皆さんも喜ぶんじゃないかなと思っておりますので、そのあたりは検討及び要望といたします。

最後になりますが、通告してない事項でございますが、職員の人材育成の第一歩である職員の意識調査、先端知的集約産業創生のソフト分野を中心にしたＩＴ関連事業の誘致、市道の整備、管理の街路灯照明ＬＥＤ化、高齢者の活動の場に支援の４点についても実施していただきますようお願い申し上げます。これも要望でございます。

いろいろ今回初めての代表質問で、いろいろ市長にも失礼な部分もあったとは思いますが、これからも太宰府市民を一番と考えて市政に取り組んでいただければと思います。いいことはいい、悪いことは悪いでぜひとも、我々もいいことはいいということで協力はしていきますので、どうぞこれからもよろしくお願いします。

以上で私の代表質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　以上で会派宰光の代表質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩をいたします。

休憩　午後２時11分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午後２時25分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

会派太宰府新政会の代表質問を許可します。

14番長谷川公成議員。

〔14番　長谷川公成議員　登壇〕

○１４番（長谷川公成議員）　ただいま議長より代表質問の許可をいただきましたので、会派太宰府新政会を代表しまして、通告しておりました４件６項目について、施政方針の中より楠田市長に対し質問させていただきます。

まずは、「学問の神様にふさわしい教育、子育て」の中の特別支援教育について質問させていただきます。

現在、本市の通級指導教室は、小学校５校中、学校２校設置されており、平成31年度も小学校１校に開設予定であり、充実を図っていくとのことですが、通級指導教室は、小・中学校の通常学級に在籍しながら、障がいのある児童・生徒に対して個別の指導を行うための教室であることは認識されていると思います。

この通級指導教室に通級するには、原則として小学生は保護者の送迎が必要であり、中学生は自分で通級しなければなりません。過去に数回、この件について質問させていただきましたが、この件については改善されていないのが事実です。

今回の施政方針の中でも、小学校６校目の通級指導教室が開設される予定ということは評価いたしますが、平成31年度に開設されない残りの小学校１校だけが、保護者負担を強いられるのはいかがなものかと不満に思います。開設されていない中学校２校についても同じことが言えます。

そこで、まだ開設していない学校への通級指導教室拡充について計画があればお示しください。

また、予算の問題、空き教室の問題により早期開設が難しい場合は、当面、巡回型にして児童・生徒や保護者の負担をなくす方法もあります。あわせて巡回型を検討すべきだと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、学校施設の整備についてお伺いいたします。

平成31年度は太宰府東中学校の全面改修工事を計画しているとのことですが、現在は校舎の外壁工事は終わり、体育館の外壁工事が進められています。この計画の概要を伺います。

また、公共施設のトイレ洋式化を推進していくとありますが、多数の公共施設がある中で、どのような順番で推進していくのかお伺いいたします。

次に、第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」の中の市政運営経費の見直しについて。

楠田市長は、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、市民の皆様が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう、スポーツ施設個別計画やスポーツ推進計画も策定し、指定管理者と協議しながら、とびうめアリーナのさらなる有効活用を進めていくとありますが、まずはスポーツ施設個別計画と公共施設再編計画との関連性についてお伺いいたします。

スポーツ推進計画の対象が市民の皆様といっても、年齢層は幅広く、多種多様な団体があります。例えば体育協会や減少傾向にあるスポーツ少年団加盟団体を増加させる方策も必要だと考えます。また、2020年東京オリンピックが終了しても、この機運は継続的に高めておく必要があると思います。

そこで、スポーツ推進計画はどのような内容が望ましいとお考えか、とびうめアリーナの有効活用とあわせて市長の思いをお伺いいたします。

次に、第４のプラン「積極的広域連携による大太宰府構想」の中のバス路線の利便性・収益性向上についてです。

マミーズの閉店により廃止となったマミーズ・まほろば号の代替交通手段として、東観世区の地域線運行の計画を急がれるのは大いに評価いたします。ただ、まほろば号に関して、収益性向上というのは非常に厳しい状況であり、市内西鉄バス路線との併用が必要ではないかと考えますが、市長が考える収益性向上の施策をお尋ねいたします。

また、全国的にもバス乗務員が減少傾向にあると聞き及んでいますことから、市長がおっしゃるように市域を超えた運行を念頭に置き、現行の高雄線外回りを青山地区への乗り入れや、高雄線内回りを緑台、梅香苑の各バス停を経由して西鉄二日市や五条駅を終点とするまほろば号を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

次に、交通大動脈計画の立案につきましては、平成29年９月に太宰府市地域交通問題特別委員会において、太宰府市の地域交通に係る要望書を前市長に提出した経緯があることから、積極的な広域連携が早期実現できるように、周辺自治体との協議に着手していただきたいと考えます。市長が考える、周辺自治体との連携した広域的交通体系やまちづくりの思いをお伺いいたします。

最後に、第７のプラン「自衛隊と連携した市民の安心安全」の中の民間団体との協定については、昨年の施政方針の中でも明記してありました民間団体との災害協定を締結してこられたと理解しております。昨年６月の代表質問における回答の中で、災害時の物資については、コンビニとの提携は県単位というご答弁をいただいておりました。市から県、県からコンビニ店の協議は行われたのかお伺いいたします。

また、市長は、コンビニエンスストアとの提携というのは、やはり可能性を探っていきたいとも答弁されておりましたが、市長が進めようとされている民間団体との協定締結の中に、市単独でコンビニ店との提携を今も考えておられるのか、お伺いいたします。

以上、４件６項目について質問させていただきます。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ただいま施政方針に関することについて、市議会会派太宰府新政会を代表されまして長谷川公成議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」についてのご質問にお答えいたします。

まず、１項目めの通級指導教室の拡充についての計画及び巡回型の検討についてでありますが、本市といたしましては、通常学級に在籍している障がいのある児童・生徒の特性に応じて、生活や学習上の困難を改善または克服することを目的とした通級指導教室は、その教育的意義やニーズの増加を踏まえ、特別支援学級同様、できる限り全ての小・中学校に設置していきたいと考えております。

ここ５年間の本市の設置状況でありますが、平成26年度は小学校２校、中学校１校の計３校３学級でありましたが、新設、増設を重ね、平成31年度には新設１校を含め、小学校６校、中学校２校の計８校10学級になります。設置学級数は、５年間で３倍以上となっております。

通級指導教室の新設、増設につきましては、指導する教員の加配が必要であること、通級指導教室に転化できる余裕教室があることなど、クリアすべき課題がさまざまあります。まだ開設していない学校につきましては、今後諸課題を解決しながら、新設を進める方向で検討していきたいと考えております。

また、議員ご指摘の巡回型の導入でありますが、巡回型には保護者が送迎をしなくてもよいという利点があることは承知しております。一方、指導を受ける日時の変更が難しくなり、児童・生徒の都合を優先した柔軟な時間割りの作成が難しくなることや、指導員の他校への移動時間の確保により、指導可能な１学級の人数を減らすことにつながりかねないこと、送迎がなくなることで、指導員が保護者との情報交換を行いにくくなることなどの課題もあります。

以上のことを踏まえ、本市といたしましては、保護者のご協力を得ながら、他校へ通級する現在の指導体制を継続してまいりたいと考えております。

次に、２項目めの学校施設の整備についての太宰府東中学校の工事計画の概要及びトイレ洋式化の推進についてであります。

まず、太宰府東中学校につきましては、平成30年度に全校舎及び体育館の外壁と屋上防水の改修工事を実施しており、外壁の補修及び再塗装、屋根防水の再施工を行い、予防保全を踏まえた施設の延命化を図っております。また、平成31年度につきましては、全校舎のトイレ全面改修を行い、学びやすい学習環境の整備を図り、公共施設のトイレ洋式化を推進してまいります。

なお、平成32年度以降の公共施設のトイレ洋式化につきましては、施設の老朽化や改修時期、優先順位など総合的に検討する必要があるため、学校施設の整備構想案及び公共施設再編計画などとあわせて整備箇所の選定を行い、経済的かつ効率的な実施を目指してまいります。

続きまして、第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」についてのご質問にお答えいたします。

まず、市政運営経費の見直しについての１点目、スポーツ施設個別計画と公共施設再編計画との関連性についてでありますが、施設の老朽化対策に関する国の取り組みとしまして、平成25年６月に閣議決定した日本再興戦略に基づき、同年11月にインフラ長寿命化基本計画が取りまとめられ、自治体レベルでそれぞれに行動計画を定め、インフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされました。

これを受けまして、本市では平成29年３月に太宰府市公共施設等総合管理計画を策定し、目標達成を具現化するため、公共施設再編計画及び個別計画を策定することにいたしております。この個別計画のうち、生涯学習施設であるスポーツに関しての計画をスポーツ施設個別計画としたいと考えております。この計画は、平成32年度末までとの期限があり、太宰府市公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら策定を目指してまいります。

次に、２点目のとびうめアリーナの有効活用とあわせたスポーツ推進計画の内容についてでありますが、次期計画となるスポーツ推進計画では、とびうめアリーナの体育複合施設としての役割を継続させ、スポーツの拠点、健康づくりの拠点、地域交流の拠点、災害時の避難所及び西地区の防災拠点、文化的事業の拠点としてさらに利活用を図り、あらゆる市民活動の拠点としてまいりたいと考えております。

これまでも球技並びに武道の大会や練習、ダンス、ヨガなどの教室、西校区自治協議会と連

携した事業、アンビシャス紙飛行機大会等の地域交流事業、大学、高校、中学校吹奏楽及びマーチング等の文化的事業、災害時の自主避難所、防災訓練等の防災事業などに利用されており、また平成30年度からは新たに市民政庁まつり会場としても活用がされました。

このように総合体育館の利活用がスポーツへの興味を持つきっかけとなり、子どもたちに夢や希望を与え、地域活性化にも寄与すると考えております。

今後もトップアスリートを身近に観る、触れる、感じることができる事業を継続するなど、基本理念を踏襲しながら、太宰府市スポーツ推進計画の策定に努めてまいります。

続きまして、第４のプラン「積極的広域連携による大太宰府構想」についてのご質問にお答えいたします。

まず、１項目めのバス路線の利便性、収益性向上についてでありますが、まほろば号の運営に関しまして、平成29年度においては利用者数は58万人を数え、運賃収入は5,000万円に達する一方、年間の運行経費は１億９千万円を超えております。この運行経費から運賃収入を差し引いた１億4,000万円余りを運行事業者に対し補助金として支出しておりますが、運行経費に対する運賃収入の割合である収支率は、25％をわずかに超える程度にとどまっております。この収支率をいかに上げていくかが、本市のコミュニティバス事業を持続可能なものとするための大きな課題となっております。

これまでも収益性向上の施策としまして、車内の有料広告の促進、市の広報並びにホームページによるまほろば号を利用した季節ならではの散策ルートの紹介、福岡県地方創生市町村圏域会議による筑紫圏域の近隣５市でのキャンペーン実施などを行ってまいりました。あわせて、地域の皆様から寄せられましたご要望に可能な限り柔軟かつスピーディーに対応し、利便性、収益性の向上に向けて取り組んでいるところでもあります。

また、来年度中には経費の削減と効率的な運行を念頭に入れたダイヤの見直しを予定しておりますが、今後は人件費や燃料費の高騰、消費税率改定といった社会情勢の変化の中で、本市の財政状況なども見きわめながら、受益と負担の観点も加味したさらなる運営の検討を図っていく必要があろうかと考えております。

これはコミュニティバス事業にかかわる全ての自治体共通の課題でもあることから、近隣５市で情報交換を行い、連携しながら検討してまいります。

次に、高雄回りにつきましては、当時五条方面へのバス路線がなかった高雄、高雄台、梅ヶ丘などの地域と五条、市役所をつなぐ路線として、平成21年度から運行しているものであります。ご提案いただきました路線は、かつて地域からの要請活動が実を結び運行がかなった民間の既存路線と重複しており、その運行に影響を及ぼす観点からも、現状では税金を投入するコミュニティバスを運行することは困難であろうかと考えております。

次に、２項目めの交通大動脈計画の立案についてでありますが、本市の交通問題を解決するため、平成29年度より道路網の計画である太宰府市総合交通計画及び公共交通網の計画である地域公共交通網形成計画の策定に向けまして、協議会を立ち上げ協議検討を行っているところ

であります。

また、それぞれの計画策定のため、交通実態調査を行い、調査結果を分析する中で、本市の交通動向は市域だけにとどまらず、周辺自治体の圏域へも及んでいる実態も明らかになってまいりました。

今後このような実態や、太宰府市地域交通問題特別委員会からかつて提出されました要望書の内容も踏まえながら、周辺自治体を初め国、県とも協議を行い、広域的に連携した交通体系の構築を検討してまいります。

続きまして、第７のプラン「自衛隊と連携した市民の安心安全」についてのご質問にお答えをいたします。

まず、民間団体との協定についての１点目、市と県、県とコンビニ店の協議及び２点目、民間団体との協定締結にコンビニ店との提携についてでありますが、昨年の６月議会において、コンビニエンスストアとの災害時の協定につきまして、可能性は探ってまいりたいとご回答させていただきました。

その後、コンビニエンスストア大手３社の本部に、物資供給のための市町村との災害協力協定について問い合わせを行いましたところ、過去の災害経験により物資の配送の要請の集中を避け、効率的かつ効果的な物資供給を図るために、広域にわたる災害情報の提供や配送指示を発信できる都道府県とのみ災害時の協定を締結しており、市町村が災害時の物資提供を受ける場合は、都道府県に依頼してほしいとの回答をいただきました。また、福岡県からも同様の回答をいただいたところであります。

これを機に、県との連携をさらに強め、コンビニエンスストアとの実質的な災害連携も可能としてまいりたいと考えております。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきまして、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　１件目１項目及び２項目について再質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○１４番（長谷川公成議員）　ご答弁ありがとうございました。

壇上で申しましたとおり、小学校は６校目ということで、ここは評価いたしますが、やはり残り１校、まだ残された小学校があると。よく存じ上げている小学校ですけれども、やはり空き教室の問題等、そういったところが今回なかなか設置に至らなかった理由かなというふうに思っております。

それと、中学校なんですが、中学校４校中、現在２校ということで、中学校に入る時期に、恐らく、例えば小学校６年生まで通級指導教室に通っていた生徒が、分岐点でもあると思うんですが、中学校に行くときにはやめてしまうと。恐らくその中にいろいろ理由があると思うん

ですが、過去、一番最初、私、当時通っている子に聞いてみたところ、やはり制服の違いが嫌だというふうに言っていたんですね。女子は４中学校全部違う制服ですね。男子は太宰府中学校と東中学校は同じ学ランですけれども、学業院中学校と太宰府西中学校も違いますが、そういったところで、違う制服でほかの中学校に行くのが嫌だというのは、やっぱりその子は一番敏感に感じていたところですね。

ですから、やはりそこを今後とも検討協議なさった上で、早期の中学校は開設しないといけないんじゃないかなというふうに思うんですね。

やはり自分で原則として通級しないといけないということで、自転車で行くなり、公共交通機関を使って行くようになると思うんですが、そういったところもありまして、やはり中学校になると多感な時期でもありますし、そういったデリケートな部分も含めて開設を早急にお願いしたいと思います。小学校のほうにもそうですけれども、ぜひともよろしくお願いしておきます。

過去、平成26年度には小学校２校、中学校１校の３校３学級だったということで、この５年において小学校６校、中学校２校、計８校10学級になる、ここはもう本当に非常に評価しておりますが、ここでやはり問題なのが、こういった特別支援教育の教員のほうですね。

小学校の教員数も実は足りなくて、太宰府南小学校においては、例えば普通クラスの教員が足りないんですよ。それで、昨年はちょっとメールとか来て、どなたか過去教職員していた方ご存じないですか、紹介してくださいといったことが過去あったんですね。

普通クラスがなかなか教職員が足りない中で、今後開設、増設するのは非常にすばらしいことなんですが、特別支援教育においてマンパワーの支援員さんの確保はできるのかどうか、そこをお伺いいたします。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　通級指導教室に限らないんですけれども、特別支援教育の支援員さんというのは、実は本年度は約50名配置をさせていただいています。１名は教育支援センターのほうにつけておりますので、全部が小・中学校というわけではございませんが、約50名ですね。来年度は５名増やすということでご提案をさせていただいております。

教職員なんですけれども、これは県のほうに設置のときにあわせて加配１人、当然通級指導教室の分を加えてくださいということで要望をしております。ところが、県のほうから全てを要望を、他市町の状況もありますので、認められるわけではありませんので、現在９人の通級指導室の教員のうち２名は、市で嘱託として雇っているということでございます。

ですので、県のほうに本来ならばつけていただきたいということでお願いをしていますが、我々としては市として雇っても、そこにやっぱり開設していきたいという気持ちがありまして、この通級指導教室の計画を立てておりますので、ぜひともその辺をご理解、ご協力いただければありがたいかなというふうに思っております。

○議長（橋本　健議員）　再々質問どうぞ。１項目及び２項目についての再々質問になります。

14番長谷川公成議員。

○１４番（長谷川公成議員）　ありがとうございます。

通級指導教室、今年度は小学校１校ですけれども、またここ数年で開設していくというふうに理解しておいてよろしいんでしょうかね。ぜひとも、これで終わりではなく、今後とも新設を進める方向でということで、その方針をぜひとも貫いていただきたいと思います。

今後は巡回型は、残念ながら、メリットはありますがということで、ご答弁の中ではなかなか厳しいということだったんですね。私もちょっと子どもの時間割り等々を確認しますと、先日もちょっと理事とお話しさせていただいたんですが、私たちのときは恐らく月曜日から金曜日まで全ての時間割りが決まっていたんですが、今の時間割りは違うんですね。週によって全く、先週やった授業と今週やった授業の時間割りが全く違うということで、皆さん恐らくご存じないと思うんですが。

私たちの世代というか、いつからこう変わったのかちょっとわからないんですが、固定の時間割りではないんですね。例えば月曜日の１時間目は、仮に僕らのときは国語だったとします。そうしたら、１年間ずっと国語だったんですね。今の子どもたちは違うんですね。国語だったら、次の週には算数に変わっていたり、社会に変わっていたり、いろいろちょっと変動型の時間割りということで、さっきのご答弁になったんだろうなというふうに思っております。

非常に難しい問題ですね、巡回型、やはり時間割りの作成が難しいということで。今回はなかなか厳しいですが、早急に通級指導教室を全学校に配置できるように要望いたしまして、１件目は終わります。

○議長（橋本　健議員）　学校施設の再質問はいいんですか。学校施設の整備について再質問、再々質問になります。

○１４番（長谷川公成議員）　学校施設、２項目めですね。

中学校のまず大規模改修というと、東中の大規模改修と最初におっしゃられたんで、全面校舎等、例えば空き教室の有効利用や地域への開放、中学校区で考えるコミュニティ施設の拠点とか災害時の防災拠点、これから進んでいくであろう中学校給食の搬入口の検討等、考慮した中での大規模改修されるんだろうとは思っていたんですが、実はそうでなく、ほぼほぼトイレの洋式化の改修工事ということで、今後私が今言ったような空き教室の有効利用とかそういったコミュニティの拠点等、検討されるおつもりはないのか、お伺いいたします。

○議長（橋本　健議員）　総務部理事。

○総務部理事（原口信行）　東中学校の改修に当たりまして、これは大規模改修に当たりまして、今後コミュニティ施設とか、それとか災害拠点とかの併設ということで、議員ご指摘いただいておるところでございます。

基本的にそのようなコミュニティセンターですよね、これもやはり地域福祉との連携をどうするかという課題もございます。それから、学校施設につきましては、市全体としましてクラス不足、一方で将来的には児童数の減とかという、そういうふうな課題もあるわけでございま

すので、それらを全体的に捉えながら、再編計画、それから学校施設の再整備構想等で明らかにしていきたいと、検討していきたいというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　２件目について再質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○１４番（長谷川公成議員）　第３のプランなので、スポーツ施設の個別計画ですね。スポーツ施設の個別計画と推進計画なんですが、まずスポーツ施設個別計画は、まず松川運動公園の体育館の位置づけをちょっとお尋ねしたいと思います。

現在、通常の体育館で使用できない種目等が、松川の体育館ではできるというふうに伺って承知しておりますが、ちょっとここの詳細を教えていただきたいのが１点と、次、スポーツ推進計画のほうでお尋ねいたしますが、壇上でも申しましたように、スポーツ少年団の加入率が非常に減少傾向にあるということで、加入するメリットがなくなってきているんじゃないかというふうに思っております。

例えばＡのある種目とＢの種目、Ａは入っているけれどもＢは入っていない。しかし、子どもたちが利用するということで、施設使用料が一緒なんですね。スポーツ少年団の加入のメリットとかそういったものをうたっていかないと、今後は加入率は増えていかないんじゃないかなというふうに思っております。この辺のきちんと整理する必要があると思いますが、ここら辺のご見解をお尋ねいたします。

それと、高校生の施設利用料が、きちんとなっている施設はあるんです。例えば総合体育館とかプールは高校生の利用料がきちんとあるんですが、あとのスポーツ施設においては、小学校、中学校までしかないんですね。それから急に大人になっているんで、そこら辺もやはりきちんと区分をすべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。これ２点についてお伺いいたします。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（緒方扶美）　その件については、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

長谷川議員につきましては、スポーツ少年団等でもいろいろ、とびうめアリーナのほうにも来ていただいたりかかわっていただいて、施設を利用していただいてありがとうございます。

まず、松川運動公園の利用状況につきましてですけれども、やはり市内の施設の中で特色といいますか、古いという事実もございまして、市内の体育館で制限されているスポーツ、特にフットサル等、ボールを使うことによって体育館の壁に損傷が出るような競技については制限をかけているんですけれども、松川の体育館のほうではそちらのほうを利用していただくように許可をしております。それに伴いまして、やはりハンドボールですね、同じようにボールが壁に当たるというところの競技、それと近隣の中でも珍しいんですけれども、ドローンの操作ということで、体育館の中で講習会を実施したり等しております。

あと、グラウンドのほうにつきましては、ちょっとこれは市の収入のほうにはつながらないところはあるんですけれども、警察のほうが訓練で使っているという実態もございます。

そういう形で、非常に今利用の回転度が高い状況にありまして、ほぼ平日の夜と土日は埋まっているような状況にあります。

あと、スポーツ少年団のほうの実態なんですけれども、こちら加入していても、グラウンドの利用料がしてもしていなくても同じということで、メリットがないというご意見もございますけれども、逆に加入していることで上部の大会、県の大会に出られる資格条件が、スポーツ少年団に加入していなければ出られないという競技もあったりします。

そのほかに、スポーツ少年団が体育協会の育成団体として登録をしておりますので、大人とともに子どもたちを育てるという意識で、今体育協会のほうでいろいろ検討しております。交流事業としまして、種目の違う子どもたちが集う競技としまして交流駅伝大会をやったり、あとは体づくり、心づくりというところからでも、競技を超えた形での調理教室、これ親子で参加できるんですね。市内に都市ガスを供給しております会社さんのほうのご協力を得まして、年に２回から３回という形で講習会を開いて、親子クッキングスクール的なものをやったりとか、あとは指導者講習会、認定員の講習会の参加していただいた保護者の方に対する費用の補助であったりという形で、市内の子どもたちを育てる保護者の方々とともに、こちらの団体のほうを育成していこうという考えで、スポーツ課とともに、教育委員会ですね、それと体育協会と連携して今育成のほうについて、将来的なところも含めたところで検討しているような状況です。

それと、施設の高校生料金の設定ということについてなんですけれども、これは今市内の全部の施設の利用について、全庁的なもので取り組みをしていく中で検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　２件目について再々質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○１４番（長谷川公成議員）　ありがとうございます。松川体育館がハンドボールやフットサル、ドローンの練習、ちょっと今度見てみたいです。どういったことで、どういうふうにやっているのかですね。それだけ頑丈だということで認識しておいていいんでしょうね、恐らく。強い、かたいボールなんで、破損しないことを願いたいですけれどもね。わかりました。なかなか有効利用されているというので、安心しました。

それと、スポーツ少年団の加入なんですけれども、確かに県大会に出場できない大会もあると。大会においてはいろいろな大会があるから、一概にはとは言えないんですが、交流もあっているということで。ただやっぱり目に見える何かかが何か違わないと、団体に加盟させようと、今からさせたほうがメリットがあるよというふうになかなか思わないのかなと思いますので、いろいろとやはりこれからもこれは検討課題ですね。私のほうも何かまた情報等ありましたら、一緒に協議したいと思いますので、よろしくお願いします。

第３のプランはこれで終了いたします。

○議長（橋本　健議員）　３件目１項目及び２項目について再質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○１４番（長谷川公成議員）　次、第４のプランなんですが、まずお伺いしたいのが、まほろば号に関して、これはまた後から出てくるんですけれども、平成28年第１回定例会、約３年前の地域交通問題特別委員会の要望書の中に、市長のご答弁でもありましたように、近隣５市で情報交換を行い連携しながら検討してまいりますというふうにご答弁いただいたんで、ここでもう一度質問させていただきますが、その３年前の要望書の中に、まほろば号が西鉄二日市駅及び西鉄下大利駅の乗り入れを早急に検討願いたいというふうに要望書の中に入れていました。そういった中で、当時楠田市長じゃなかったんであれなんですが、この要望書の中身を近隣市と検討された経緯があるのか、お伺いいたします。

それと、まほろば号の、今のが１点目の質問ですね、なかなか壇上で申し上げとった青山とか梅香苑、緑台では困難であるというふうにおっしゃっていますが、これから運転手さんの確保が厳しいとなると、例えばまほろば号に減便とかそういった支障が出るのじゃないかなというふうに思っているんですね。それなら、今ある既存路線とともに、そういった運行を考えていかないといけないのではないかと思って、今回こういった質問させていただいたんですが、現在確かに民間の既存路線と重複しておると言いますが、まほろば号も実際バス停を使ったり、重複しているところはありますね。ですから、そういったところをもっと拡大して、例えばもう全便そういうところを通るんではなくて、例えば現在５便あるのを、１便はその方向に、できるかできないか、これはわからないですが、やってみようとか、そういった協議も今後は必要ではないかと。青山地区は特に、過去にもほかの議員からもこういった要望が出ておりますし、十分検討材料になると思うんですね。ですので、今後ぜひともこういった協議をしていっていただきたいと思います。

最初に申しましたとおり、運転手さんの確保ができないと、ここが一番私は懸念しているところで、今後やっぱり本市としてもこれは考えていかないといけないと思いますので、やはり、民間のバス事業者さんと協議していただきたいと思います。

まほろば号に関しては、言いたいことはこれだけなんですが、まず要望書に書いてある二日市駅と下大利駅に乗り入れを検討したかどうか、まずお伺いいたします。

○議長（橋本　健議員）　２項目めの再質問はいいですか。

○１４番（長谷川公成議員）　大丈夫です。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　平成28年に太宰府市議会の地域公共特別委員会からの中間報告というような形でなされている部分については承知をいたしております。西鉄二日市駅でありますとか下大利駅への乗り入れを模索してくれというようなご要望だったというふうに思っておりますけれども、現在そのコミュニティバス事業にかかわる全てのこの近隣５市の情報交換会という

ような形が始まったばかりでございまして、入念にそういった具体的なまだ検討にまでは至っておりませんけれども、今後その中で情報交換を行いながら、その乗り入れについて検討していきたいというふうに考えておるというところでございます。

それともう一つ、市長の答弁で、民間の既存路線と重複しており、なかなか運行に影響を及ぼす観点から、コミュニティバスを運行することは困難だというような回答を差し上げたところではございますけれども、市内のコミュニティバスにつきましては、路線によって本当に利用者数に偏りがあるという現状がございます。

そういった中で、慢性的な渋滞でありますとか、高齢者等の交通弱者の外出支援、また観光客対策、そして全国的な、先ほどおっしゃっていただいています乗務員不足といった問題への対応が必要となってきているところでございます。キーワードは、先ほど来からおっしゃっています持続可能なというようなところがキーワードでございまして、そこで本年度立ち上げました地域公共交通活性化協議会におきまして、本市の公共交通の現状を把握をいたして、その中で課題を見つけ、これからの持続可能な交通体系の再構築に現在取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　３件目１項目及び２項目について再々質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○１４番（長谷川公成議員）　１項目めも２項目めも要望ではあるんですが、私たち議会のほうでも地域交通問題特別委員会というのを一生懸命設置して、要望書を提出しておりますので、これを踏まえた上でご検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋本　健議員）　４件目について再質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○１４番（長谷川公成議員）　これも民間のスーパー等々がない地域がやっぱりあるわけですね。ですから、コンビニエンスストアとの連携を進めていただきたいと、災害協定を結んでいただきたいというふうにかねてからの要望だったんですが、今回なかなか市町村単位では難しいということで、県とだったらできるということで、一歩近づいたなというふうに思っております。

ただやはり、五条駅周辺、マミーズ撤退に伴い、今後民間スーパーとの関係も新たな協定締結をすべきだと考えますが、最後の質問になるんですが、この点いかがお考えでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　民間とのスーパー等との協定につきましては、これまでもそれこそハローデイでありますとか、市内のスーパーでありますとハローデイとかルミエールとも提携協定を結んできている経過がございます。マミーズにつきましては、あそこは五条店が撤退というような形になりましたけれども、今度宰都のほうのマミーズは残るわけでございます。その事

業を承継したところとまた新たな協定が結べないかどうか、また市内外を問わず、スーパーとかそういったところ、スーパーでありますとか、あと製パン業者とか、そういったところとも協定が結べないかとかというところを、でき得る限り模索をしてまいりたい、今後模索をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　４件目について再々質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○１４番（長谷川公成議員）　最後に要望にとどめておきますが、せっかくコンビニエンスストアとも一歩前進したということで、実はコンビニエンスストアにＡＥＤが設置している自治体もあるんですね、視察に行ったことがあるんですが。そういったことも今後進めていっていただきたいな、これは要望です。

最後になりますが、ちょっと休憩時間中に藤井議員のほうから、今日は今議会で緒方教育部長と原口総務部理事のほうが最後ですよということで、毎年言っているから言うべきじゃないかということで、長い間どうもご苦労さまでした。これからも活躍に期待しておりますので、お体には十分お気をつけてください。

これで私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本　健議員）　以上会派太宰府新政会の代表質問は終わりました。

ここで15時25分まで休憩をいたします。

休憩　午後３時11分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午後３時25分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

会派太宰府市民ネットの代表質問を許可します。

４番徳永洋介議員。

〔４番　徳永洋介議員　登壇〕

○４番（徳永洋介議員）　ただいま議長より代表質問の許可をいただきましたので、会派太宰府市民ネットを代表して、通告に従い、施政方針に関することについて質問します。

１件目は、「学問の神様にふさわしい教育、子育て」について伺います。

文部科学省の子どもたちに求められる学力についての基本的な考え方では、「これからの未曽有の激しい変化に予想される社会においては、一人一人が困難な状況に立ち向かうことが求められるが、そのために教育は、個性を発揮し、主体的、創造的に生き、未来を切り開くたくましい人間の育成を目指し、直面する課題を乗り越えて、生涯にわたり学び続ける力を育むことが必要である。それゆえ、本部会は確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力までを含めて構成する生きる力が、これからの子どもたちに求められる力であることを前提とし、その育成を行っていくために、まずは生きる力を知の側面から捉えた確かな学力

の確実な育成を、新学習指導要領の狙いの一層の充実のための課題として考えたのである。」と記載されています。

しかし、学力テストの結果を学力と捉え、大阪市では、小学６年生と中学３年生を対象とした全国学力テストの結果を教員給与や学校予算に反映させるとした大阪市長の発言や、その他の自治体でも、学力テストの結果を伸ばそうとテストの過去問題を繰り返して行い、教師の精神疾患や児童・生徒の不登校などさまざまな課題が生じています。

施政方針で述べている学力のさらなる向上とは、文部科学省が求めている学力でいいのでしょうか。ＳＴＥＡＭ教育の考え方でも、学力と同じ課題があると考えています。

また、さまざまな原因がある不登校問題ですが、ゆとりのない学校教育環境が不登校生徒を生み出していることはないのでしょうか。そこで、施政方針で述べてある学力のさらなる向上、ＳＴＥＡＭ教育、不登校児童・生徒の支援の施策と方向性について伺います。

学校の働き方改革をめぐっては、中央教育審議会の検討が大詰めを迎えつつあります。柱の一つは、教師の時間外勤務に一定の上限を定めることです。働き方改革関連法の成立を受け、民間企業などで時間外の上限となる月45時間以内、年間360時間以内という原則を、教師にも適用することを検討しています。

しかし現実には、長時間労働が全国各地の学校に蔓延しています。過労死ライン、時間外月80時間超えの教員は５割から７割の推計もあり、こんな業界はほかにはないと言われています。とても悲しいことですが、熱心な教師が過労死になっている事案も多くなってきています。

そもそも勤務時間よりも早く児童・生徒は登校します。授業準備も必要なので、多くの教師は早朝約１時間の時間外勤務をしています。その上、夕方に部活動指導などがあり、時間外勤務の月45時間超えは当たり前になっています。

また、学校は多くの人の要望やニーズに応じようとして仕事を増やしてきました。家庭のしつけも学校教育で担うようになり、食育、主権者教育など増えるばかりです。部活動も、民間の習い事よりもよほど安上がりで実施できています。これらは、教師の長時間労働という献身性と犠牲のもとに維持をしてきました。これが今、岐路に立っています。

そこで、本市の働き方改革で述べられている学校閉庁時間の設定と中学校部活動の具体的政策について伺います。

２件目は、「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」についてです。

施政方針では、職員の人材育成として、三役と職員との意見交換、職員採用に向けた事前説明会、土曜開庁拡大、民間企業との人事交流の可能性などが述べられています。

そこで、職員採用について伺います。充実した市民サービスを行うには、専門的な職員の採用が必要と考えています。職員採用の具体的な計画があるのか伺います。

次に、土曜開庁拡大について伺います。大野城市では、コミュニティセンターで住民票の写しのほか、印鑑登録証明書、戸籍謄本の交付が土曜日、日曜日、平日夜間も受け取ることがで

きます。那珂川市では、コンビニで取得することができます。本市において実施可能か、実施計画があるのか伺います。

最後に、民間企業との人事交流について伺います。本市では、正規職員の比率が全国平均に比べてもかなり低い状態です。そのような中でも、民間企業との人事交流の可能性を探っていく目的を伺います。

３件目は、総合計画後期基本計画についてです。

本市の国民健康保険事業特別会計の決算で、慢性的な赤字が続き、繰上充用や、平成29年度決算までに累計10億円の一般会計からの赤字補填のため法定外繰り入れを実施し、現在でもその累積赤字は一部残っており、今なお厳しい状況であるとは理解しています。

しかし、平成31年度については、本市の財政への影響を極力抑え、将来にツケを回さないための税率改定は、大変厳しい判断であると述べられています。独立採算の観点に立った大変厳しい判断についての具体的な説明を伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派太宰府市民ネットを代表されまして徳永洋介議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、第２のプラン「学問の神様にふさわしい教育、子育て」についてのご質問にお答えいたします。

まず１項目めの学力のさらなる向上について、まず何を学力とするかにつきましては、本市小・中学校で実践される教育活動も、もちろん公教育として行われるものであり、文部科学省の学習指導要領が示す生きる力の一つの要素として学力を捉える学力観も、基本的には賛同に値するものだと認識しております。

次に、２項目めのＳＴＥＡＭ教育についてでありますが、ＳＴＥＡＭ教育はサイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、アーツ、マセマティクスのそれぞれの単語の頭文字をとったもので、科学、数学、芸術領域に力を入れる教育方針、教育方法のことであります。

この事業の狙いとしましては、子どもが自分を取り巻く周りのさまざまな事柄に疑問や興味を持ち、学ぶことが好きになるとともに、何事にも主体的、創造的に取り組むことができる、将来の日本を担い、世界に羽ばたく子どもを育てることにあります。

スマホ、タブレットなどのデバイスの進化、ＩｏＴ、ＡＩなどの先進技術の革新により、大きく仕組みが変わってきている中で、その変化を享受するだけでなく、その変化を生み出せる人材の必要性が大きくなっているところであります。

このような中、今後のＳＴＥＡＭ教育の実施につきましては、昨年同様、まずは小学生を対象に、夏休みなどの長期休暇などを利用し、市内の民間企業と連携をしながら、社会教育としてプログラミングや物づくりなどを通した学びの場を提供してまいりたいと考えております。

次に、３項目めの不登校児童・生徒への支援についてでありますが、本市でも不登校児童・

生徒への支援は大きな教育課題であります。そこで、平成29年度から教育支援センターの機能強化を図り、教育支援センターが本市不登校児童・生徒への支援に関する指令塔となり、関係機関やスクールソーシャルワーカー、不登校専任教員などと連携協力しながら、児童・生徒及びその保護者への支援に当たるようにいたしました。

また、年度初めの学校訪問や保護者へのリーフレットの配布などを通して、学校や家庭との連携強化も図ってまいりました。

さらに来年度からは、市内の大学をベースとして、自宅に引きこもりがちな児童・生徒の居場所づくりにも取り組む予定であります。

今後も本市の子どもたちが一人も欠けることなく、みずからの可能性を探究することができるよう、あらゆる支援方法を追求してまいります。

次に、４項目めの学校閉庁時間の設定と中学校部活動の具体的政策についてでありますが、教職員の長時間労働が看過できない状況にあることを踏まえ、本市では本年度から教職員の働き方改革に取り組んでおります。

ご質問の学校閉庁時間の設定につきましては、来年度から実施を予定する取り組みであり、各小・中学校に録音機能つき電話を設置をし、教職員の勤務時間外の電話対応に係る負担軽減を図っていくものであります。

また、この取り組みにつきましては、市と学校間にとどまらず、保護者や地域の皆様のご理解、ご協力も得ながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

中学校部活動に対する具体的な政策につきましては、本年度太宰府市一斉ノー部活動デーを設定し、休養日を市内４中学校でそろえました、来年度以降につきましては、筑紫地区５市で統一する方向で現在調整を図っているところであります。

また、来年度から中学校運動部に外部指導者を派遣するための外部指導員派遣制度を導入いたします。そして、部活動指導に係る教職員の負担軽減につながっていくよう、制度の運用も図ってまいりたいと考えております。

今後とも教職員がゆとりを持って子どもたちと向き合うことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、第３のプラン「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」についてのご質問にお答えいたします。

まず、職員の人材育成についての職員採用についてでありますが、昨年12月議会の徳永議員の一般質問でもご回答いたしましたように、退職者の補充を基本とし、職員の全体構成なども考慮しながら採用計画を立てております。

また、さまざまな法改正や権限移譲などによって市が担う業務も増えてきており、特に福祉部門やＩＴ化への対応など専門性を持つ人材の確保が課題になってきていることから、採用試験において年齢の上限を緩和し、民間における経験を考慮するなど、さまざまな試行を重ねているところであります。

来年度は、まず職員採用に向けた事前説明会を４月上旬に大きく前倒しし、学生との意見交換の方法も改善するなど、意欲ある優秀な人材の積極的な採用につなげてまいります。

多様化、複雑化する市民の皆様の要請に応え、よりきめ細かな行政サービスを効率的に実現していくため、議員ご指摘の専門的な職員の必要性は十分理解しており、厳しい財政運営の中ではありますが、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、土曜開庁拡大についてでありますが、コンビニエンスストアでの各種証明書の取得の前提でありますマイナンバーカードの交付率は、本市では全人口の約10.2%となっております。近隣自治体のコンビニ交付の利用状況を見ますと、全証明書交付の２から５％程度であり、システム導入にもかなりの費用がかかることから、現在のところ費用対効果は低いと分析をしております。

庁舎以外での各種証明書の交付につきましても、同様の課題が考えられますことから、まずは市民の方からのご要望も多い繁忙期土曜開庁を３月23日、３月30日両日の午前中に実施し、各種証明書の交付はもちろん、転入転出、転居などの移動の手続を行うことで、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、民間企業との人事交流についてでありますが、先ほどの職員採用の議論でも申しましたように、昨今では多様化、複雑化する市民の皆様の要請に応え、よりきめ細かな行政サービスを効率的に実現していく必要があります。そうした時代において、ニーズ把握やコスト意識などにたけた民間企業の優秀な人材を受け入れることで、本市の組織文化に新たな風を吹かせることができ、本市から派遣した職員も、民間のすぐれたノウハウや効率的な業務の進め方などを体感、習得することで、次代の本市行政を担うリーダーシップを持つ人材に育ってくれるのではないかと考えております。ぜひとも実現していきたい事案であります。

続きまして、総合計画後期基本計画についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険の健全な運営についての独立採算の観点に立った大変厳しい判断についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、国民健康保険法第10条に基づきまして特別会計を設けることとされております。特別会計は、特定の事業のために特定の歳入を充て、特定の歳出を行うこととされ、一般会計とは区分して歳入歳出を経理していくものでございまして、このため独立採算で運営していくことが基本となっております。

本市の国民健康保険事業特別会計は、被保険者の方々の医療費総額が年々伸びていく中、それを賄うための被保険者の皆様からお預かりする保険税や、国、県、被用者保険から交付される各種の交付金だけでは不足しているのが現状であります。

この不足を補うために、施政方針でも申し上げましたように、本市はこれまで一般会計からの法定外繰り入れや繰上充用を行ってまいりました。しかし、この法定外繰り入れは、その分一般会計自体の予算配分にも影響を来すことになるほか、繰上充用についても赤字を次年度に繰り越すだけであるため、いずれも国保会計の赤字状態を改善する根本的な解決にはなってお

りません。

さらに、平成30年度からの国保制度改革による都道府県広域化に伴い、都道府県が国保財政の責任主体となりましたが、これにあわせまして、国、県はこのような赤字補填のための法定外繰り入れや繰上充用につきまして、早い時期に改善するよう指導をしてきております。

私が施政方針の中で大変厳しい判断と申し上げましたのは、今申し上げたような状況から、今議会におきまして国保税率の引き上げの条例案を提案させていただいているからであります。

私といたしましては、常々市民の皆様にはできるだけご負担をおかけしたくないと考えておりますが、現状のままでありますと、今後も国保会計の赤字状態は続いていくことにもなり、ひいては一般会計にもその影響が増すことから、苦渋の決断をさせていただいたという意味であります。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきまして、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上であります。

○議長（橋本　健議員）　１件目の１項目から４項目までについて再質問はありませんか。

４番徳永洋介議員。

○４番（徳永洋介議員）　ありがとうございました。

太宰府市の教育についてですけれども、議員になったときに小・中学校の２学期制が始まりました。あの当時、高校とか大学とかは２学期制はあったんですけれども、中学校ではなかなか、やっぱり３学期制のほうがいいんではないかということだったんですが、やはり学校がなかなか忙しい、教育課程がもううまく回らない、教員の多忙化も含めて、子どもたちと向き合う時間の確保ということで、小・中２学期制が開始して、私は非常によかったんではないかなと。

基本的に子どもたちというのは物すごく成長します、１年間。９年間の中で。その大きな原因は、やっぱり人との出会いだと思うんですよね。目の前の学校の教員、同級生、先輩なり後輩、それから何らかの障がいを持った仲間とかかわることで、子どもたちは大きく、なおかつ部活動でやる経験であったり行事であったり、学校現場のそういう教育活動、その中で教師が子どもたちが向き合ってやっていくという状態の中で、今の太宰府市の学校の現場の状況があるんではないかなと。非常に荒れた状態でもないし、大会とか見ても、部活動の様子見ても、授業風景見ても、落ちついた状況で今やっているんではないかなとは思っています。

ただ、課題は探せばいろいろたくさんあるとは思うんですけれども、そこで３点ほどお聞きしたいんですが、まず１点目は、ＩＣＴ推進の中核教員、これは非常に僕はいいことやないかなと。昔は通知表を手書きで書いたりとかいろいろやっていたけれども、そういう時間のかかるやつを、もうどうしても余裕がないんで、システム化して、できるだけ時間の余裕を与えて

ほしいと思うし、ここを進めていってほしいし、子どもたちの教材にしても、Ｗｉ－Ｆｉを使ったＩＣＴの教材、子どもたちが意欲を持つそういうことをやっていただいて、これは非常にいい取り組みではないかなと思っています。

特に、指導要録の電子化というか、今までの紙でとかというんじゃなくて、できるだけ合理的に、組織的に成績処理ができればいいんじゃないかなと。ただ、余り便利になったからといって、また別の仕事を与えないように、あくまでも時間確保ということで進めていただけたらと思います。

２点目は部活動支援、太宰府に一斉にノー部活動デーをする。これで部活動外部指導者を増やす。じゃなくて、やっぱり視点は子どもたちに当てなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですよね。太宰府市に住んでいる全ての子どもたちが、興味を持ったスポーツができるような環境をつくるというのが、大事なことやないかなと僕は思っています。

文科省のほうでも、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるために、必要な方策を検討すると。今でもオリンピックで活躍しているバドミントンとか卓球というのは、協会ですよね。プロ野球で活躍しているのもリトルリーグであったり、一種さまざまな、なおかつ太宰府市にもいろいろな協会があります。

部活動だけが学校の教員でやらなければいけないという今までの観点を変えていったほうが、将来的にはいいと思うんですけれども、現状では今の状態の中で、やっぱり外部指導を組織づくってやっていかなくちゃいけない。

よその自治体とか見ると、同じ市内であれば、家庭のほうも承認すれば転校していいというルールがあるんです。だけん、例えば太宰府市でいえば、柔道部がどこもない。これだけオリンピックでメダルがとれるかもしれない種目なのに、柔道したいという子ができない。やっぱりそういう部分で、全ての、だけん１つの中学校ではつくれない部活も、４つの中学校、特に太宰府市も柔道協会の人がいらっしゃると思うんです、外部指導の人が。もしそういうふうにどこかの学校でというふうなことであれば、できるんやないかなと。

基本的にはそういう考えのもとで、全ての子どもたちのスポーツを保障していく。ただ、現段階ではなかなかそうはいかないんで、よその政令都市とか福岡市、北九州市比べると、本市以上に外部指導をやっているんで、そこも念頭に置きながら、まず初めの一歩として、太宰府市がこういう外部指導支援を行うということは、非常にいいことだと思っております。ぜひ充実したものにしていってほしいと思います。

３点目は、学校閉庁時間、これが結局みんな８時に帰りなさいって、もう結果だけを求めている。中には、よその先生から聞いたけれども、ちゃんとタイムカードを押すと、過労死ライン過ぎたら教育委員会が指導に来ると。早く帰るようにしなさいと。結果だけ求めている。そうやなくて、やはり本当に教員の多忙化を減らして、正常な学校閉庁時間をしていってほしいと思います。

特に教員の場合、今何がというと、授業時数確保であったり、研修が一番の大きな原因では

ないかな。その研修の中でも、特に初任者研修。正式な教員になって最初の１年間、絶対担任をしなければいけない。十数回、研修の出張がある。十何回、指導案を書かなければいけない。二、三年前もあったんですけれども、もう夜の10時、11時までその初任者の方が残っている。

一番あってはならないと思ったんですけれども、太宰府市の場合、２年連続初任者の方が途中退職されている。これは子どもたちにとっては非常なマイナスですよね、途中で。やはり３月から４月、子どもが大きく成長して、さあやろうって新しい担任の先生と出会って、そこの信頼関係で学習意欲も湧いてくるわけですから、それがその先生が途中でいなくなるということは、絶対あってはいけないと思うんです。

県議会のほうでもそのことが問題になって、今まで１年だったのを３年間に余裕を持ってやるとか、講師経験のある方についてはちょっと回数を減らすとか、そういったことが決まっているんで、やっぱり本市としても初任研というのを何か求めるというか、教師として求めるんやなくて、育てるという発想で、やはり絶対そういったことがないように。

理想的で言えば、再任用の先生でもいいけん、複数担任制ぎみにその初任者を支えるとか。いきなり大学出て、いきなり子どもたちと出会って、いきなり親の要望って、なおかつ指導案をいっぱい書かないかんって。やはりそういうところでの初任者研修について、できるだけ配慮していただきたいと思うんですけれども、その３点について何か返答があればお願いします。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　３点について回答できる部分についてご回答したいと思います。

まず、ＩＣＴの中核教員というのは、議員ご指摘のとおり２つの側面があると思います。１つは、子どもたちにこれから育むべき情報活用能力を育てるとか、大事なのはやっぱりＩＣＴの活用によって子どもたちの興味、関心を引くような授業をするとか、それから自分の意見等を見える化して、ＩＣＴを使って表現するとかということ、つまり子どもに関することが１つだろうと思います。

もう一つは、教員の校務支援システムとか、先ほど言われましたペーパーレス化とか、教員の負担軽減という側面も確かにございます。

ＩＣＴの中核教員というのは、機器だけを入れても、なかなかやっぱり活用が進まないということになっては何もならないので、せっかくの導入に当たって、学校でしっかり活用されるように我々が支援すると。そのときの学校の中核になっていただく方と連携しながら、協力してやっていこうという仕組みですので、来年度から始まる取り組みですので、しっかり頑張ってまいりたいというふうに思っております。

部活動の支援につきましては、前回ですかね、長谷川議員のご質問で地域との連携ということで、これはまだ十分実践例が豊富にあるわけではないんですけれども、これからの部活動の考え方として、今文科省が示されたというのは確かでございますので、本市の中でもしっかり

研究をしていって、何を学校が担うべきか、何を地域に担っていただくか、これはコミュニティスクールの考え方にも通じる部分ですので、検討に値するものだというふうに思っております。

それともう一つは、市内であれば部活動を理由にした区域外通学、近隣市でも実際に取り組まれているところがありますので、これにつきましても前回の議会で前向きに検討しますということでお答えしたというふうに記憶しております。しっかりこれについては、他市の状況等も情報をいただいたりとか、実際の運用上の課題等をお尋ねしながら研究を始めたところでありますので、期待に沿えるようにしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

３番目の学校閉庁時間ですけれども、おっしゃるとおりタイムカードを入れたことによって、それから一定の時間外勤務の上限を示すことによって解決する問題であるというふうには捉えておりません。以前、タイムカードの導入の目的をお話ししたと思うんですが、これはあくまでも学校の課題を見つけたりとか、それから検証しても、何となくよくなったじゃあ、やっぱり先生方も実感が湧かないと思うんですね。それはやはり数字等で示さないといけないと思いますので、私たちは総合的な取り組みの結果としてタイムカードで見たいと、それから学校の課題を知りたいと。

教育委員会から何も早く帰しなさいというような、そういう指導というあり方を考えているわけではなくて、やはり学校が実際に早く帰れるような体制をつくれるように支援していくというのが、我々の役目だというふうに思っています。

前回の２月の校長会で、時間外勤務の割合ということでタイムカードの結果等も出させていただきました。校長先生方にも示していただいて、一緒に課題を共有したところですので、今後も学校と歩調を合わせ、学校を支えるパートナーである教育委員会になるように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　１件目の１項目から４項目までについて再々質問はありませんか。

４番徳永洋介議員。

○４番（徳永洋介議員）　市長のほうにお伺いしたいんですけれども、施政方針の中で、現在小学生、中学生年代の生徒は転入超過となっており、保護者である教育世代も転入超過であることが想定されることから、この世代の社会増の実現が図られています。その一つの要因として、基本教育の充実、先進教育への挑戦が好循環を生み出している点が上げられますと。非常にこれは望ましいというか、こうあるべきだと私も思うんですよね。

ただ、先進教育の充実で果たして転入者が増えたかというんじゃなくて、やはり太宰府の地域に住みたいという方も確かに今多い。地域産業、観光産業、それも太宰府市にとって大事なことですけれども、やはり若い世代の方に太宰府市に住んでいただく、そして子育てがしやすい町、それは非常に可能性があるんじゃないかなと思うんですよね。

やっぱり10年後、20年後、少子・高齢化へ向けて、高齢者の方の多いというよりも、なおかつ若い世代も人口増加にするって。そうなったときに何もしないと余り変わらないんじゃないかなと。市長がやはりまず、空き家対策でももうちょっと補助金出してちょっと積極的に人を呼ぶとか、マンションにしても太宰府市は７階ですよね。ちょっと条例を変えてみるとか、佐野東とか五条についての都市計画の青写真なりちょっと練るとか。なおかつそこに子育てのしやすい町ということであれば、何か未来が開けてくるような気がするんです。

それで、やっぱり市長のほうで、もう１年たたれたんで、太宰府市の子どもたちにとって何が重要か、何か、35人以下学級でもいいやろうし、待機児童でもいいやろうし、医療の無償化でもあろうし、何か市にとっての子どもたち、子育て、何か市長がこれだというのを来年度とか再来年度予算化して、教育の町太宰府というような形。

だから、申しわけないんですけれども、学問の神様にふさわしい子育て支援、これは前の「儲けよう太宰府」と同じぐらい、いまいち僕としてはぴんとこない。やはり市長がこういう子育てしやすいというようなプラン出して、市長のリーダーシップに期待しているんですけれども、市長のご見解をお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ありがとうございます。こちらも大変難しい質問といいますか、ご指摘であると思っております。施政方針で確かに一部転入が増加しているということを取り上げまして、好循環を生み出している点が上げられると申しておりますけれども、確かにおっしゃるように、一概に早速この１年余りで、私が就任して何か結果が出だしたということも、確かにおこがましいところもあろうかと思っております。

そうした中で、おっしゃられましたように、どれを１つということもなかなか私もまだ結論づけられてはおりませんし、そうした意味で、実践と構想の１年の中で、そうしたことについてもはっきりさせていきたいと思っておりますが、１つ申しますと、これまで施政方針でも申しておりましたけれども、やはり歴史と緑、また文化、こうしたものを守りつなげていくということを非常に重要視してきた町だろうと思っておりますけれども、その一方で、やはり子どもたちが今後さらに伸び育っていくためには、それに加えたさらなる活力というものも必要になってこようかと私は思っております。

そうした意味では、おっしゃるように五条地域、今さまざま課題がありますし、佐野東地域にとどまらず、西側の地域をより何か活力ある地域にしていく中で、子どもたちがそうした先進的な環境を持って、環境の中で、世界に飛び出していけるようなそういう野心といいますか野望、意欲を持てるような、そういう意欲を持てるような、そういう子どもたちのさらなる育ちというものに寄与することができないものだろうかと考えてもおりますし、また高齢者の方が多いということ、また学生が大学生なども近隣からしますと大変多い町でありますから、こうした学生なり高齢者のマッチングの中で、そこに子どもたちも比較的年が近いこういう大学生の方々との接点を持つ、また高齢者の方々から太宰府のよさなりこれまでの歩み、歴史とい

うものを学んでもらう中で、郷土を愛しながら、そして日本の中で、そして世界の中で活躍できるような人材に育っていくような、そうした環境づくりもできるのではないかとも思っております。

なかなかまとまりませんけれども、そうしたさまざまなキーワードといいますか、鍵はあると思っておりますので、そうした中で、あと一つ、最近マスコミでも取り上げていただきましたプールの民間委託なども、これは働き方改革だけではなくて、やはりせっかく民間のプール施設が太宰府には３つもまずはあるわけでありますから、そうしたものをやはり柔軟に活用しながら、子どもたちがこの泳ぐ力、まずはスイミングのこの泳ぐ力も、水泳についてもやはりそれだけ先端的な教育に接する機会があれば、さらに伸び行く強みにもなっていくんではないかと。市ならではのそうした強みをどんどん生かしていくような教育を行ってまいりたいとも思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　２件目について再質問はありませんか。

４番徳永洋介議員。

○４番（徳永洋介議員）　はい、２件目再質問。土曜開庁拡大の件なんですけれども、これについては私は賛成なんです。反対ではないです。それは市民サービスということでですね。

ただ、大野城市ではコミュニティセンターでやれる、これはやっぱり便利ですよね。マイナンバーカードはあるけれども、やっぱりコンビニ、これも便利なんやけれども、やっぱり太宰府市はどうしても渋滞問題もあるから、西校区に１カ所、市民の方がよくとられる各種証明書がとれるようながあれば、市民サービスになると思うんですけれども、予算的なものもあろうけれども、もし体育館とかでそれがとれれば、かなりの方が便利やないかなと思うんですけれども、今後検討していただけないかお聞きしますけれども。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　答弁でも申しましたように、そうした可能性も、費用対効果なども見ながら検討はやっていきたいと思っておりますし、おっしゃるように西地域の中に総合体育館という新しい施設ができまして、今後あの地域のさらなる発展も当然考えていくべきところの中で、やはりまた太宰府の成り立ちとして、本来太宰府町と水城村の合併であったということも考えますと、太宰府地域と水城地域１つずつ、やはりさまざまな拠点があるということも、これまでの歴史を考えても望ましいことだろうと考えております。

大野城の例も出されましたけれども、大野城は４つのコミュニティを早くから非常に重点的に取り組んでおられて、立派なコミュニティ施設も４つのコミュニティに存在をして、それぞれが非常に活発に活動されていることは、私もかねてより学んでまいりましたので、太宰府ならではのそうしたこれまでの成り立ちにふさわしいあり方を考える上で、そうした将来的に市民サービスのさらなる向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　２件目について再々質問はありませんか。

４番徳永洋介議員。

○４番（徳永洋介議員）　これを施政方針から選んだのは、やっぱり市役所の今後の方向性という部分です。これまで国や地方の政府の行政機関の組織や機能を改革するため、行政改革が行われてきました。その結果、職員数、組織数の削減、人件費の抑制、民営化の推進が進んできました。でも、これはかなりレベルがスリム化して、市役所としてこれ以上どうなんだと。

その中で、長時間労働によってみんながもっと頑張るとなると、結局多忙化からのミスが今後増えてくるんじゃないかなと思うんですよね。だけん、今度会計年度職員が始まりますけれども、これも同一労働同一賃金ということで働き方改革がおりてきている。だから、市役所も考え方を働き方改革、学校も同じように、市役所もそこが必要やないかなと。

実際、働き方改革になってやっている自治体ですけれども、職員の方が育児、介護にかかわる職員の柔軟な働き方ができる住宅勤務とか、１日の勤務時間が午前７時から午後３時とか、午前10時から午後６時までとか、時間をずらして勤務時間をしたりとか、タブレットの導入ですね。やっぱり今まで固定電話、ファクスだったのが、もう携帯電話、タブレットがかなり進化してきて、やはり通信費考えると、そこをトータル的に契約を見直すようなことも大事じゃないかなと。

よくニュースで近ごろ聞くのが、民間の業者が例えば待機児童のいろいろな資料を１カ月ぐらいかかって職員が書かれるけれども、それを使ったらもう短時間にできると。そのことによって市民の方とのかかわりができるとか、介護に行っている方がタブレットを使って記録すると、もう残業がなくなったとかですね。だから、今までのじゃなくて、やっぱり神奈川県とか結構進んでいるように、まだ実際視察も行ってないけんわかんないですけれども、かなり進んでいるような形なんです。何か働きに未来が見えるというか、いろいろな可能性が。

だけん、総合体育館みたいなでっかい建物建てるときは、やっぱり設計かなり金かかるんで、特別職としてちょっと退職された方を雇うとかですね。何か今までそういうＡＩの力を使って、時間に余裕を持たせるような工夫というか、そのためには組合とかやっぱりいろいろな現場の職員の話を聞いて、神奈川県のほうでは最初に働き方改革の推進本部を設けて、いろいろな意見をとりながら計画的に進んでいる。これ以上はもう無理やないですか、人件費を抑えるとか。何か新しい発想に立ったそういうふうにいかないと、今までの状態で頑張れじゃあ、何かこのままではミスが起きるような気がするんです。

みんな頑張っているのにミスをするというのはいけないんで、それをなくすためにもちょっと視点を変えて、やはりＡＩの導入であるとかいろいろな部分でいろいろな職員の話を聞いて、より市民サービスができるようにやっていく。ちょっと抽象的ですけれども、そういう挑戦するということがいいのではと思うんですけれども、市長のご見解を。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ありがとうございます。これも大切なご指摘であります。おっしゃるよう

に、筑紫地区、太宰府市も含めまして、この後のご指摘でもあるかもしれませんが、決して職員が多いわけでもないですし、それぞれが意欲を持って、それぞれが頑張ってくれている中で、なかなかそうしたミスなども出てくる可能性も確かにあるということも、私も認識しております。

そうした中で、そのときにまさに発想を転換するといいますか、しかし少人数でもできることもあるかもしれませんし、またいたずらに勤務時間を長く持つことではなくて、やはりめり張りをつけて、休むべきときはしっかりと休むとか、職員同士の交流をしっかりと図るときはそうやっていくとか、住民との交流をさらに図っていくとか、そうしたさまざまな方法の中で、新たに職員が前向きに意欲を持って、能力をさらに発揮をしてもらえるような仕組みというものは確かにあるんだろうと思っております。

神奈川の事例も出されましたので、そうした先進地の事例なども研究を重ねながら、また現場の意見というものを非常に重視しながら、新たな働き方というものを今後も見出してまいりたいと思ったところであります。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３件目について再質問はありませんか。

４番徳永洋介議員。

○４番（徳永洋介議員）　国民健康保険の制度改定前に、市民の方から質問いただいて、自分も十分な回答ができなかった。率が何％と言われても、なかなか十分な説明ができなかったんで、そこで、３人家族で収入500万円という世帯の場合の改定前と改定後で、年間の保険料がどれくらい違いがあるのか、お伺いします。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（友田　浩）　それでは、今議員ご質問の点についてご回答させていただきます。

今言われましたように、３人世帯で、ご夫婦２人ともが40歳以上の介護分の対象者で、お子様がお一人で介護分対象者ではない世帯で、給与収入が500万円の場合でご説明をさせていただきたいと思います。

今回改定の税率の上程案を上げている分についてでございますけれども、今回国保税の算定のうち、介護納付金分についての改定はいたしてないんですけれども、医療分と後期高齢者支援金分で改定をする予定にしておりますので、その世帯でいくと、現行税率でいきますと53万3,500円でございますが、今回の改定の見込みでございますと１万4,100円の増、率にいたしまして2.64％増の54万7,600円となります。現在９期に分けて納めていただいておりますので、ざっと計算いたしますと、１期当たり1,500円から1,600円の増というふうになります。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　３件目について再々質問。

４番徳永洋介議員。

○４番（徳永洋介議員）　今度の議案書で社会保障の安定財源の確保等を図る税制の根本的とい

う、消費税の部分が出たんですけれども、基本的に僕は消費税増税反対なんですが、一国民からすると、消費税も上がるし国保税も上がるって、何か納得のできない。個人情報、私ごとですけれども、改定後に年間払うのが10万8,400円上がっとるんです、国保税だけで。今後もっと上がるなら、僕はたばこをやめないかんなと思ってですね。

どういう方向性で行っているのか。県でというのはわかるんですけれども、今後の将来性というか、国保税の行く方向性を説明していただければと思います。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（友田　浩）　それでは、今後の国保税率の方向性についてご説明をさせていただきます。

平成30年度の国保制度の改正によりまして、市町村の納付金制度というのがとられるようになっておりまして、市町村が決定する国民健康保険の税率につきましては、県から市町村ごとに割り振られます納付金額を算定する際にあわせて算定をされます標準保険税率というのを参考にして決定することになっております。

現在この納付金は、制度改正によりまして負担が増える市町村に対しましては、負担緩和措置というのを適用された上で算定されております。本市のように負担緩和措置を受けている市では、この標準保険税率は措置を受けていない場合に比べて低く算定をされております。

しかしながら、この負担緩和措置につきましては、今のところ最大でもあと２カ年というふうになっております。その後、その負担緩和措置が継続されるのかというのは、全く方向性として未定でございます。

この措置がなくなりますと、市町村に割り当てられる納付金自体が上がることになりますので、その分まで国保税で賄う必要が出てくることになります。このため、標準保険税率も上がることになりまして、それを参考にして決定する市の国民健康保険の税率も、赤字を出さないようにするためには上げざるを得なくなるというふうに考えております。

しかしながら、国民健康保険税率は現在市町村ごとにばらばらでございますけれども、今後の国民健康保険の運営のあり方を定めました福岡県の国保運営方針では、中・長期的な目標を持って、県内均一化ということを図ることになっております。現在の状況で均一化されれば、税率が低いところは上げ幅が大きくならざるを得なくなりますし、そういうふうな負担緩和措置がとられている間に、段階的に引き上げの提案をさせてもらっているというところでございまして、今後その統一化がどういうふうに動くかということによりまして、ご負担のほうも変わってくるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　以上で会派太宰府市民ネットの代表質問は終わりました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、３月７日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会　午後４時17分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

１　議　事　日　程（４日目）

〔平成31年太宰府市議会第１回（３月）定例会〕

平成31年３月７日
午前10時開議
於　議　事　室

日程第１　一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名（議席番号）	質　　問　　項　　目
1	宮　原　伸　一（２）	1.　小・中・高校の児童や生徒が自学する場所について 小学校・中学校・高校生が自学する施設が少ないことから総合体育館（とびうめアリーナ）に新設してはどうか伺う。 併せて小規模なカフェやコンビニエンスストアを併設してはどうか伺う。
2	神　武　　綾（13）	1.　学校図書館基本指針の策定に関連して 学校図書館の役割の明確化と司書の活躍を期待することから以下の点について伺う。 （１）　学習・情報センターとしての役割について （２）　司書の処遇について 2.　子ども食堂に対する行政支援について 貧困対策のみならず居場所づくりとしての役割も重視されてきている。市内でも３年ほど前から活動されており、協働をすすめる立場から以下の点について伺う。 （１）　現在の支援の状況について （２）　今後の取り組みについて 3.　納税困難者への対応について 経済的理由から税の滞納者が増加してきていると考えられる。市として、各種税の納付が難しくなる前の対応が重要と考えるが、見解を伺う。 （１）　生活の困りごと相談事業について （２）　差し押さえの実態について
3	原　田　久美子（12）	1.　史跡地に係る公営駐車場について 特別史跡の大宰府跡、水城跡は大正10年に史跡指定されたことから、土地を買い上げはじめ、昭和40年代から本格的な公有化が進められた。平成27年には文化庁より古代日本の「西の都」として日本遺産に認定されている。そこで、特別史跡大宰府跡の前にできた大型バス駐車場及び水城跡付近の駐車場について伺う。

		（１）　管理・運営体制について （２）　トイレの設置について
4	木　村　彰　人 （８）	1.　観光客のマナー向上に向けた取り組みについて 昨年実施された中学生による「子ども議会」において、「観光客のマナー向上に向けた取り組み」について、質問と提案が行われた。 この中学生の質問に関連して、天満宮参道周辺などの観光エリアにおける更なるマナー向上を目指して、ごみのポイ捨て禁止条例等、環境に関する条例による効果と、条例制定の可能性について伺う。 2.　「太宰府型宿泊滞在促進戦略」の進め方について 太宰府天満宮周辺で、民間事業者による古民家を利用した宿泊事業が始まる旨の報道発表があった。一方、本市としては、観光推進基本計画を策定中の段階であり、民間事業者の宿泊事業が先行している。 このような状況で、今後どのように「太宰府型宿泊滞在促進戦略」を進めるのか伺う。
5	堺　　剛 （６）	1.　本市の学校ＩＣＴ導入活用推進について （１）　現行の定期健康診断の視力判定状況について現状を伺う。 （２）　ＩＣＴ機器導入にあたり、今後の健康診断の検査項目に近見視力検査が必要と思うが、見解を伺う。 （３）　中高生のネット依存対策としてのスクリーニング（適格検査）の導入について、見解を伺う。 2.　中高年のひきこもりについて （１）　本市の現状と課題認識について伺う。 （２）　ひきこもり対策を推進するための体制整備を検討しているのか伺う。
6	上　　疆 （11）	1.　道路にはみ出した樹木の伐採について 星ヶ丘交差点そばの「太宰府市青山２－25－１」にあった「太右衛門うどん青山店」は、２～３年前に閉店し、その後空家となっているが、敷地内の樹木が伸びっぱなしで垣根を越えて道路まで大きく張り出してきている。道路は大きくカーブしており、視界をさえぎる樹木は歩行者や自動車の安全な通行に大きな支障をきたしており、このような状況をみるにつけ、大きな事故につながらなければよいがと祈る毎日である。 地域住民の安心・安全確保のため、また、市の道路管理の問題でもあり、市の早急な対応が望ましいと思われるが、見解を伺う。

7	笠　利　　毅 （５）	1.　今年の夏、ふたたび豪雨があった場合の対応予定について 　昨年の経験を踏まえ、今年ふたたび太宰府市が豪雨に見舞われた場合、どのように対応していくのか、どのような準備をしているのかを伺う。 2.　「子ども議会」と子どもの権利について 　「子ども・学生未来会議」を、子どもの権利に基づいたものに位置づけしなおす考えがあるのか伺う。 3.　中学校給食導入について 　現時点での検討の進行状況について伺う。 4.　次期総合計画の策定について 　次期総合計画の策定を前提とするなら、そろそろ準備が始まっていなければならず、今回の施政方針にもそれが反映されているのではないかと考える。総合計画策定の準備状況を伺う。

２　出席議員は次のとおりである（１８名）

１番	栁　原　荘一郎　議員	２番	宮　原　伸　一　議員
３番	舩　越　隆　之　議員	４番	徳　永　洋　介　議員
５番	笠　利　　毅　議員	６番	堺　　剛　議員
７番	入　江　　寿　議員	８番	木　村　彰　人　議員
９番	陶　山　良　尚　議員	10番	小　畠　真由美　議員
11番	上　　疆　議員	12番	原　田　久美子　議員
13番	神　武　　綾　議員	14番	長谷川　公　成　議員
15番	藤　井　雅　之　議員	16番	門　田　直　樹　議員
17番	村　山　弘　行　議員	18番	橋　本　　健　議員

３　欠席議員は次のとおりである

　な　　し

４　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（３１名）

市　　長	楠　田　大　蔵	副　市　長	清　水　圭　輔
教　育　長	樋　田　京　子	総務部長	石　田　宏　二
市民生活部長	友　田　　浩	総務部理事	原　口　信　行
都市整備部長	井　浦　真須己	健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱　本　泰　裕
観光経済部長	藤　田　　彰	教育部長	緒　方　扶　美
教育部理事	江　口　尋　信	総務課長併 選管書記長	田　中　　縁
経営企画課長	髙　原　　清	管財課長	柴　田　義　則
防災安全課長	齋　藤　実貴男	スポーツ課長	安　恒　洋　一
環境課長	川　谷　　豊	市民課長	行　武　佐　江
納税課長	古　賀　良　平	福祉課長	友　添　浩　一

生活支援課長	菊　武　良　一	国保年金課長	山　浦　剛　志
建　設　課　長	山　口　辰　男	建設課用地担当課長兼 県事業整備担当課長	伊　藤　　剛
都市計画課長	木　村　昌　春	社会教育課長	中　山　和　彦
学校教育課長	吉　開　恭　一	文化財課長	城　戸　康　利
上下水道課長	佐　藤　政　吾	産業振興課長併 農業委員会事務局長	中　島　康　秀
監査委員事務局長	福　嶋　　浩		

５　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	阿　部　宏　亮	議　事　課　長	花　田　善　祐
書　　記	斉　藤　正　弘	書　　記	高　原　真理子
書　　記	岡　本　和　大		

再開　午前10時00分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第１回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（橋本　健議員）　日程第１、「一般質問」を行います。

２番宮原伸一議員の一般質問を許可します。

〔２番　宮原伸一議員　登壇〕

○２番（宮原伸一議員）　皆さん、おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

現在の太宰府市内の施設には、児童・生徒たちが勉強できる場所や席数が少ないと、市民の皆様からよく相談を受けます。いきいき情報センターやとびうめアリーナでは、常設の学習スペースはありますが、いずれも座席数は少なく、十分であるとは言えません。

私は、学習は友達と一緒に勉強することでお互いが切磋琢磨してこそ、学力の向上につながるものと確信しております。市長も第２のプランで「学問の神様にふさわしい教育、子育て」を掲げられておりますように、本市は学問の神様でもある太宰府天満宮を有しておりますことから、多くの子どもたちが学習に取り組むことができる場づくりは、非常に重要であると考えております。

そこで、今回私が提案するのは、とびうめアリーナの敷地内に学習できる場所を新設することであります。具体的な構想といたしましては、駐車スペースを極力損なうことなく、１階部を鉄骨にて立ち上げ、２階、３階部に学習室を設けるというものです。建築場所は市有地であるため、新たに用地から確保する必要は生じませんので、建設費のみで設置できるのはないかと思料いたします。市長のお考えをお示しください。

次に、とびうめアリーナの利用状況を見てみますと、平日は非常に少なく、閑散とした様子がうかがえます。この状況は、今後の維持管理費にも大きな影響を及ぼしてくるのではないかと考える次第です。

そこで、コンビニエンスストアも同時に併設することで、体育館や学習室の利用者以外の方も利用できますし、賃貸料を得ることもでき、市の増収の一助になるのではないでしょうか。またさらに、とびうめアリーナ２階部のデッキを飲食可能な場とし、移動販売形式のカフェなどを招くなど工夫することにより、子育て世代、高齢者が集える場となるのではないでしょう

か。あわせて市長の考えをお示しください。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ご指摘ありがとうございます。まず、市内に自学できる施設が少ないというご指摘につきましては、昨年の９月議会の一般質問でも他の議員から取り上げていただいたところでもありますし、市民の意見箱でも実は、昨年ですけれども、高校生から、大学受験をする上で、夜間まで勉強できる場所が欲しいという要望がありまして、私自身、まずできることとしまして、早速自学できる公共施設を検討した結果、総合体育館が10時まで開館をしているということでありましたので、その10時までは少なくとも勉強していただけるんではないかということで、各階のフロアにテーブルと椅子を設置をしまして、誰もが自由に利用できる仮設スペースとしてまず確保したところであります。

しかし、議員提案のように、もっと大がかりに総合体育館の敷地内に新たに建設をというご指摘であります。考え方としては、確かに体育館をさらに活用する上で、私も認識するところでありますので、例えば現在のスポーツ振興事務所がかなり老朽化もしていますので、そうした建てかえ時期にあわせてそうしたことを考えていくなど、調査研究を重ねてまいりたいとまずは考えております。

また、コンビニの併設というご指摘もありましたけれども、もちろんコンビニの採算などの観点もあると思いますが、まずは軽食の販売については、例えばサンドイッチやカップ麺などの自動販売機を設置しているようなケースもあるようでありますので、そうした設置や弁当の取り次ぎなど、指定管理者と協議をしながらそうしたことも考えてまいりたいと現時点では考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（緒方扶美）　私のほうからは、食事というか、軽食について少し補足のほうをさせていただきたいと思います。

総合体育館の利用者の大部分は、今現在車でお見えになられる方がほとんどでございます。途中での栄養補給が必要な方については、あらかじめ飲料水や軽食を準備されておいでになっていられると思います。

また、大きな大会が週末ごとに開かれているような状況ですけれども、そちらにつきましては軽食の販売が出店されることもありますが、選手の皆さんや関係者の方々につきましては、お弁当屋などの事前注文という形でそちらを持ってこられて、その場で配付という形をとられていることが多いようです。また、幸いにも総合体育館の近くに食品スーパーがございます。歩いても３分、４分という距離ですので、そちらに行かれて購入されていらっしゃる方もおられるような状況です。

今後は総合体育館の中での利用者の状況やご意見を伺いながら、売店設置の研究や自動販売

機による軽食の提供、飲食スペースの拡充も指定管理者と検討していかなければいけないと考えております。

また、２階のデッキスペースについては、既に昼食場所としての利用やイベントなどでコーヒー等の販売を行ったりもしております。この飲食スペース等で販売を行う場合は、あくまでもイベントがあっているときに付随したものであるということを前提として、かつイベントの目的が販売ということを目的としない場合に限って、主催者のほうの申請によって販売の許可をしています。この場合、デッキが火気厳禁という規制等がありますので、電源で対応できるものというところですね。そういうことがありますので、火気取り扱いと、あと衛生環境の部分を考慮して許可するようにしております。

ご指摘のイベントを伴わない常設のカフェについては、営業許可や衛生面の許可条件において実施が可能であるかどうかということは、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　再質問はありますか。

２番宮原伸一議員。

○２番（宮原伸一議員）　昨年度からたくさんの議員が勉強するスペースについて質問されていると思いますけれども、改めていきいき情報センターと体育館ですかね、新しくスペース、座席数等がわかれば教えてください。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（緒方扶美）　いきいき情報センターのほうについては、テーブル席、机を合わせて52席です。これは常設という形で、学習スペースという特化ではありませんけれども、どなたでも使えるような状況で設置しております。

あと、総合体育館のほうに今回設置しましたのは、１階と２階に新たに追加したところで、丸テーブルに椅子が２個であったり３個であったりという組み合わせをしながら、全部で25席という形をつくっております。あと、２階と３階には既存の固定のベンチと移動できるソファーが設置されているので、そこは学習というよりも、座って歓談ができるような場所という形でもともとある場所になります。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　２番宮原伸一議員。

○２番（宮原伸一議員）　ありがとうございます。いきいき情報センターに行きますと、結構学習されている子どもたちがおられるんですよね。体育館もそのように利用されていると思いますけれども、市長として、現在のこのスペースでいいのかという考えを聞かせてください。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　おっしゃるように、確かに先ほど具体的な席数も申しましたけれども、決して十分にそれが行き渡っている、足りているとはもちろん思っておりません。

そうした中で、例えばいきいき情報センターにつきましては、今21時半までの開館でありま

すけれども、これを延長する際は条例の変更も必要のようでありますし、21時半間までの閉館にまつわるさまざまな人繰りなり、さまざまな経費面もあろうかと思いまして、私としてはまずは10時まで既にあいている総合体育館に机と椅子を設置するということで、まずはこの受検シーズンに間に合わせるということで柔軟に対応したところでありますが、将来的にはやはりこのさらなる充実を何らかの形で図っていくことは、考えてまいりたいと思っております。

○議長（橋本　健議員）　２番宮原伸一議員。

○２番（宮原伸一議員）　質問の中でも言いましたけれども、ファストフード店で勉強したりするよりは、やはり静かな場所でしたほうが子どもたちにも環境がいいので、ぜひその辺はまた新たに考えていただけるようにお願いいたします。

それとあわせて、自動販売機、今飲食というのは自動販売機ですかね、コーヒーというのは。自動販売機のことですかね。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（緒方扶美）　体育館の中に設置しているのは、飲料水の自動販売機ということですね。

○議長（橋本　健議員）　２番宮原伸一議員。

○２番（宮原伸一議員）　体育館で大会とかいろいろある以外、平日よく車で通ったり中の様子を見に行くと、人がいないという状態なので、質問もしていますけれども、そこに２階に移動販売形式のカフェ、ちょっと自動販売機では飲めないような飲み物、そういうのを販売することによって、せっかく２階のデッキがありますので、子育て世代のお母さんたちがあそこに行って休憩して、また体育館を見てもらって、また利用できる。高齢者の方も来てもらって、いろいろ、一緒ですね、体育館の状況を見てもらって、ああ、こういうのができるんだということで、いろいろなことに参加していけると思うんですけれども、先ほど火気を使うということで許可関係もありますので、その辺はちょっと検討していただいて、できるような形でお願いいたします。

これは通告しておりませんけれども、今回もいろいろ質問があっていましたけれども、包括センターですね。西校区にはありませんので、西校区につくっていただける場所としては、土地がありますので、建築費だけでおさまりますので、また下は駐車スペースでとれますので、私が今考えとうのは、大型バスがとめれるところですかね、あの辺に設けて、大型バスの大会に来られる方も、雨の日も屋根があって乗りおりもできるんじゃないかなと思います。コンビニもあの通りであれば外からも見えますんで、利用客も増えるんじゃないかなと思いますので、その辺をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本　健議員）　２番宮原伸一議員の一般質問は終わりました。

ここで10時25分まで休憩をいたします。

休憩　午前10時15分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午前10時25分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番　神武綾議員　登壇〕

○１３番（神武　綾議員）　議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました３件について質問をいたします。

１件目は、施政方針に述べられておりました学校図書館基本指針についてです。

市内全ての小・中学校の図書館に専任の図書司書が配置され２年が過ぎました。基本指針が策定されたことによって、学校内の司書教諭を初めとする先生方との連携が進み、子どもたちの学習支援、居場所としてさらに充実していくのではないかと期待するところです。

そこで、２点伺います。

以前から学習センター、情報センターとしての役割の確立を求めてまいりましたが、基本指針が策定された今、その環境整備が必要ではないかと考えます。現状と今後について伺います。

２点目は、学校図書館のかなめである図書司書の処遇について伺います。

現在、小・中11校に配置されています司書さんは、９時から15時の６時間勤務、原則子どもたちが学校にいる時間ということになっています。夏、冬、春の長期の休みは契約外、時間外となっています。基本指針をもとに活動するのであれば、教員と同じく正規職員にするべきだと考えますが、検討されているのでしょうか、今後の方向性について伺います。

２件目は子ども食堂についてです。

子どもの貧困対策として広がり、太宰府市でも３年ほど前からボランティアで取り組まれています。以前、子ども食堂に行政の支援が必要であることを取り上げました。この間、私自身もボランティアとして参加をしてきましたが、子ども食堂は子どもの貧困対策から広がり、地域の居場所、学習の場としても歓迎されています。しかしながら、以前と同様、活動の場所の確保が難しいという悩みが解決されていません。行政が子ども食堂の意義を共有し、場所の確保を初めとする活動を支えていくべきと考えます。現在の支援の状況と今後の取り組みについて伺います。

最後になります３件目です。納税困難者への対応について伺います。

経済的理由から各種税が納められなくなり、滞納するケースが増えてきていると考えられます。滞納せざるを得ない状況になる前に、相談に乗るなどの対応が必要だと考えます。その取り組みとして生活支援課が行っている生活の困り事相談事業、生活困窮者自立支援制度への連携の現状について伺います。

さらに、支払いが滞ってしまい、財産を差し押さえされ、精神的にも追い込まれるケースもあります。現在の実態について伺います。

以上３件について回答をお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　教育長。

○教育長（樋田京子）　ご質問ありがとうございます。

１件目の学校図書館基本指針に関連いたしまして、学習情報センターとしての環境整備及び図書司書の処遇について、私のほうからご回答申し上げます。

議員にご紹介いただきました学校図書館基本指針は、学齢期に特化した読書活動の推進を目的として、太宰府市教育委員会が中心となって策定したものでございます。この指針は、本市が平成30年３月に策定いたしました第２次太宰府市子ども読書活動推進計画を受けて作成いたしましたもので、各小・中学校において本年４月から活用を進めていく予定でございます。

内容といたしましては、学校図書館の役割や機能、運営体制、環境整備、教育課程への位置づけ、学校図書館と市民図書館との連携など多岐にわたったものとなっております。また、実際に活用できるよう、例示などを用いて具体的な記載といたしております。

本教育委員会といたしましては、この指針の活用を通して、各小・中学校の読書活動がより豊かなものになればと考えているところでございます。

詳細につきましては教育部理事が回答いたします。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　詳細につきましては、私のほうから回答させていただきます。

まず、１点目の学習情報センターとしての役割の確立に向けた環境整備の現状と課題についてご回答いたします。

学校図書館が学習センター、情報センターとして機能するためには、調べ学習や授業で必要とする蔵書や資料、データなどがある、もしくは手に入る環境が整っているということが必要だと考えます。しかしながら、各学校の蔵書数を見ますと、学校図書館図書標準で示された蔵書冊数に至っていない学校があります。

そこで、学校間で必要とする蔵書等を貸し借りする太宰府市立学校間相互貸借、市民図書館から必要とする蔵書等を借りる授業支援用資料配本を積極的に活用することができるよう、学校間あるいは学校と市民図書館とのネットワークを構築する必要があると考えます。

また、調べ学習の際には、情報の収集、選択、活用など、子どもたちが個別にさまざまな活動を行います。それに対して指導する担任、担当教員が１人であり、個に応じた指導が難しいという課題があります。そこで、担任や担当教員だけで指導を行うのではなく、司書教諭や図書館司書を含めた組織的な支援体制を構築する必要があると考えます。

次に、２点目の図書司書の処遇についてご回答いたします。

議員ご指摘のとおり、現在本市では各小・中学校に臨時職員として学校図書司書を配置しております。教員と同じ勤務時間の正規職員を配置する場合には、概算でございますが、人件費として現在の約2.5倍の財源が必要となり、全ての学校に配置するという配置そのものが大変厳しいという状況になります。

そこで、学校図書司書の勤務時間外については、司書教諭や図書指導の担当教員、担任や教

科担当の教員など学校全体で組織的に、児童・生徒の指導等に当たる体制づくりを進めていく必要があります。このことが、学校図書司書任せではなく、学校組織全体による読書活動への転換を図るいい機会となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　ありがとうございます。

今回の基本指針が策定されて、中身を読ませていただいたんですけれども、文科省が平成28年10月に策定した学校図書館のガイドラインがあるんですけれども、その中に学習センター、また情報センター機能を求めているというふうなことが記載されています。そのことが反映されているということで、どのような子どもたちに影響があるかというところですね、楽しみにしております。

図書司書の方と連携する学校司書、司書教諭のことなんですけれども、今全小・中学校にいらっしゃるかということをちょっと確認したいんですけれども、12クラス以下の学校では、司書教諭ではなくて図書司書が担うというふうに聞いたことがありますけれども、この点は市内どのようになっているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　おっしゃるとおり、12学級以上で配置するということになっておりますので、本市の場合には司書教諭はどこの学校にも配置がされているということです。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　その司書教諭が図書館の運営計画をつくったり、また読書活動の企画、また教員への研修実施などをするというようなことになると理解していますけれども、その時間が実際とれているのかというのが、今学校の先生たちも忙しいと言われている中で、それがどうなのかというのがちょっと懸念するところですけれども、自治体によっては週に二、三日、その図書館業務に携わる時間を保障しているというところがあるようですけれども、現状、今忙しい司書教諭さんと学校司書との連携はとれているというような状況でしょうか。今の現状をちょっとお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　実は、この指針を策定する過程において、図書司書さんとは何度も協議をさせていただいて、学校の実態を踏まえたものにならないと活用は進まないというふうに思いましたので、情報をいろいろいただきました。

現状は、なかなかやっぱり連携とか打ち合わせがとれていない。神武議員もご存じのように、ＡＬＴとかスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー等、いろいろな専門性を持った方が今学校に来られているわけですよね。それと、例えばボランティアとか、それからゲストティーチャー等もいらっしゃいますので、なかなか打ち合わせの時間というのが錯綜しまして難しいということです。

それで、その点につきましては、実質は物理的な時間の確保と、それとやっぱり意識を変えていくということが大事だろうと思っているんですね。物理的な時間の確保といたしましては、実は市民図書館から週に１回、各学校に業務の支援に実は行っていただいているんですね。だから、その時間等を利用したりとか、それから学校の計画を立てる中で、打ち合わせを事前に入れる等を考えているところです。

それともう一つ、意識の変革、変えるということなんですけれども、実はどうしても読書活動の推進というのは、先生方の中には学校図書司書さんが進めていくものだという、これは実は間違った認識なんですけれども、やっぱりそういった認識がまだまだあります。この指針にも書いていますけれども、学校図書館の館長は校長であって、それからやっぱりかなめは司書教諭さんなんですね。ですから、そういったふうにこの指針を出すことで、そのあたりの意識も変わってきたらいいなというふうに考えているところです。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　学校の先生が本当に忙しいということは、さまざまなところで聞くんですけれども、今いろいろな先生というか、子どもにかかわる専門員の方が学校の中に入ってきて、その調整にもまた時間がとられているということでは、またその視点もきちんと捉えていかないといけないなというふうに思ったんですけれども、その学校の図書館の基本指針にのっとって、この学習センターだったり情報センターとしての機能をつくっていくのであれば、市役所の学校教育課の中に専任の指導主事を置いて、さらには支援スタッフを複数置いていくということも考えられるのではないかというふうに思っています。

今理事の回答にもありましたけれども、図書司書さんに対して市民図書館の司書さんがさまざまな指導だったりとか相談に乗っているということで、本当に初めて学校図書館で司書をするというふうになった方が、とても喜んでいらっしゃいました。本当に助かったというような声を聞いております。

そういう意味からも、そういう支援センターをきちっとつくって、学校の図書館運営のバックアップをするというようなことも必要ではないかというふうに思います。実際にそういうところをつくっているところもあるというふうに聞いておりますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　実は、この指針を策定するに当たって、やはり学校教育課ですね、市民図書館ではなくて、学校教育課がいかに学校の司書さんたちとか司書教諭さんたちとの連携を強化していくかというのは、すごくやはり課題だというふうに自分たちでも捉えました。現在のところ、これまで指導主事が実は、小学校の読書活動の夏休みやっている子ども読書リーダーですね、その研修にはかかわっていたんですよ。でも、日常的にどうかかわるかということがなかなかできていなかったというのが反省としてありました。

そこで、今回この指針をつくりましたのも、学校教育課で作成いたしましたし、指導主事の

かかわりも、きちんと司書さんたちとやりとりの中で確認をさせていただきました。指導主事がこれまで以上に学校の読書活動にかかわるようにしました。

それともう一つは、研修をこれまでは全て市民図書館が年間５回行っていたんですね。そういうような研修の持ち方だったんですけれども、来年度からは指導主事が中心になって、司書教諭と学校図書司書を対象とした合同研修会を実施するようにいたしました。これも学校教育課との連携の強化のあらわれだろうというふうに考えております。

ご指摘があった専門の指導主事ということとか、それからある部署をということなんですけれども、現時点ではやっぱり学校が抱えている課題の多様性とか、それから対応すべき諸課題等の多さを考えますと、なかなかそこのところは難しいのかなと思っています。現在の体制の中で、きちんと連携のあり方を明確にして、しっかりかかわっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　その支援センター自体をつくるということは難しいというお話でしたけれども、実際に今、指導主事の方もかかわる、また市民図書館の司書さんもかかわってあるというところでは、引き続きその体制を崩さずに進めていっていただきたいなというふうに思います。

それでは２点目、図書館の司書さんの処遇についてお伺いしたいと思います。

先ほども申しましたけれども、この基本指針を運用する上で、司書さんの勤務時間、今壇上でも申し上げましたけれども６時間勤務ということで、なかなか今の業務でも追いつかないというようなことを話を聞いております。本をそろえること、また子どもたちの学習に合わせた本を選ぶということにしても、お休みの日にみずから市民図書館に行ったりとかというようなこともしているというようなお話もされていました。

そして、先ほど申し上げました司書教諭との打ち合わせですね。実際に平日勤務している時間は、先生方は忙しいですね、子どもたちとかかわっておりますので。その子どもたちが下校した後に打ち合わせをしようとすると勤務外になりますので、それもかなわないというお話を聞いているんですけれども、その点は把握はされていますでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　６時間ということですけれども、休憩時間１時間を含めて６時間ということになっております。今ご指摘いただいたような課題は、これまでの図書館の運営のあり方の中で、やはり図書司書さんが一番強く感じてあり、悩んであることでしたので、私どもとしてもその点はもう十分把握しているところです。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　子どもたちに合った図書、本を手渡したりとか、また学校の授業に合わせて資料としての提供をするとかということはもちろんあるんですけれども、ある学校司書の方がこの前言っておられた話なんですけれども、先生が忙しくて、クラスの子を図書館に連

れてくると。一応図書館の学習ということで連れてこられるんですけれども、先生が仕事が忙しくて、１時間お願いしますと図書館に置いていくというのはおかしいですけれども、お願いしますということで、図書司書さんにお願いをされたそうです。

図書司書さんは、本当に図書館の中でのことしかわかりませんので、クラスの様子だったりとか子どもとの関係ができてない中で、１時間任せられるというのは、安全面からしても責任が持てないということで困ったというふうに聞いております。そのことを校長先生に訴えると、校長先生も、先生が本当に忙しいので、１時間だけ我慢してもらえないかというようなことを言われたというふうにおっしゃいました。

その司書さんが、本当に話したい子どももいると、気になる子がやっぱりいるということで、司書自身、私自身も聞いてあげる大人の一人になってあげたいというふうに思うとも言っていました。子どもたちを受け入れる、１時間見るということになれば、１時間というか、学校の子どもたちを全体を見るとすれば、担任の先生やそれから教頭先生、校長先生との情報交換も必要ではないかというふうに思うとも言っていました。現状は、今理事もおっしゃいましたけれども、時間外しか時間がとれない先生との司書教諭との情報交換が難しい現状です。

今の学校の中で、子どもにかかわるスキルを持った専門職の方を増やすということが、今の学校の現状にもプラスになるというふうに思います。職員会議にも参加をして、チーム学校の中に図書司書も入れるべきではないかなというふうに思います。これが先生の働き方改革にも１つプラスになるのではないかと思います。

１項目めのときにおっしゃいました、スクールソーシャルワーカーだったりとかというような学校にかかわる方たちの調整などで時間がとられるということもありましたけれども、そういうふうに子どもに対する専門知識を持った人を増やしていくということは、必ずプラスになると思います。

そういうことからも、学校司書の勤務時間をフルタイムに、そして年間で今の司書さんの負担軽減、図書館の整理だったりとか環境整備をしていくためにも、年間契約にするべきだというふうに思っておりますが、教育長にこの点を少しお伺いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　教育長。

○教育長（樋田京子）　今ご指摘いただきました問題、課題につきましては、まず教師の丸投げ、それから校長の対応等につきましては、やっぱり意識改革、改善を図らねばならないというふうに考えております。そういう意味でも、今年策定いたしました学校図書館基本指針を活用しながら、４月から早速具体的に活用してまいりますので、その中でもしっかりやはり中で啓発していかなきゃいけませんし、校長会等も含めて協議をしてまいりたいというふうに考えております。

学校図書司書さんの処遇改善につきましては、なかなか厳しいところがありまして、今すぐということはなかなか申し上げられない状況にあるというのが現状でございまして、できるだけ勤務時間等の弾力的な運用等々も含めて、少しでも働きやすい環境で、本当に気持ちよく専

門職として働いていけるような方策も考えていかなきゃいけないというふうに思ったところでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　ありがとうございます。済みません、先ほどの図書司書さんの話は太宰府市ではありませんので、一応お伝えしておきます。他市の図書司書さんがそんなふうにおっしゃっていましたので、お伝えしておきます。

処遇改善は難しいというお話でしたけれども、先ほどの回答の中に、最初の回答の中に、もし正規年間契約をすると2.5倍の費用がかかるというようなお話がありました。今予算書で見ましても、小学校７校、７名で660万円、中学校４校で370万円の予算です。合わせて恐らく1,000万円ぐらいの費用になっていると思いますけれども、2.5倍というと2,500万円。1,500万円のプラス経費がかかるということになりますけれども、この点は今司書さんの環境、学校図書司書だけではなくて、司書という専門職を持った方の職場自体が本当に厳しいところで、公立の図書館であっては、民間委託や指定管理などで、短期間勤務となり、雇用が安定しないというような背景もあります。

実際に大学を卒業して、専門の学校があります。太宰府でも福岡女子短大なんかは図書司書の資格が取れるんですけれども、そこから卒業した大学生が学校司書として図書館に勤務をしても、１日５時間で、夏休み、冬休みはお休みで勤務がなく生活することはできないといって、やめていくというようなことも起こっています。

そういうこれから未来のある司書さん、また優秀な司書さんが活躍できる場が狭くなってきているという点でも、2.5倍とは言われましたけれども、1,500万円程度かけて、ぜひ年間契約、雇用を安定させるという点でお願いしたいというふうに思います。

それからもう一点、今やりとりの中であった、学校図書館の存在について、存在というか、活用についてお話ししたいと思うんですけれども、以前図書司書がいないときに、配置を求めていた６年前くらいなんですけれども、学校図書館には図書司書を配置せずに、コミュニティスクールの中で地域のボランティアに協力してもらうような形にしたいというような話がありました。

専門の司書がいない中で、ボランティアで開放するというのは、図書館自体の意味をなさないのではないかというふうに意見をしたことがあるんですけれども、今図書司書さんが11校全てにそろったところでいうと、学習センター、また情報センターの中でもさっき紹介しましたけれども、文科省の学校図書館のガイドラインの中にも、今長期休業中にも開館をして、読書や学習の場を提供することも有効であるというふうにうたわれるようになりました。

そういう意味では、市長が施政方針の中で、今度夏休みのプール開放を中止するというような提案をされていました。

子どもたちの長期休みの居場所、遊び場がなくなっていくというのを、とても私は懸念をし

ています。プールについては、この熱い中、熱中症対策も含めて中止すべきというような意見もあるかと思いますけれども、それにかわるような子どもたちの夏休み遊べる場所、楽しい夏休みだったと思えるような場所の設定をするためにも、この学校司書の処遇改善とあわせて、開放も今後検討していただきたいというふうに思います。この点について回答をお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　ありがとうございます。コミュニティスクールの中で、いわゆる地域にいらっしゃるボランティアのお力をおかりしようとしたというのは、司書さんがまだ配置されていないという段階で、そういった方法は１つの有効な方法としてはあるんだろうというふうに思うんですね。

現在、じゃあどんなことを担っていただいているかといいますと、例えば、もうご存じだろうと思いますけれども、各小・中学校、読み聞かせをしてくださるボランティアの方もいらっしゃいますし、本の修理等をお手伝いいただいたりしております。ですので、先ほど言いました学校図書司書さんたちの人的なサポートといたしましては、市民図書館だけではなくて、そういったコミュニティスクールの機能を生かして、地域の方とか保護者の方等のお力もおかりしている現状がありますので、そのことは大変私もいいことだろうと思っています。

それから、ご提案いただきました開放につきましては、やはり各学校の中で地域の実態とか、それからニーズがあると思うんですね。ですので、その点につきましては、これから地域とともにある学校ということで、学校のコミュニティスクールというものを推進していかなくてはいけませんので、当然その中の一つのアイデアとして、私たちのほうからそこら辺は投げかけながら、最終的には学校と学校運営協議会の中で決められていくことだろうと思います。

ご提案は参考にしながら、うちのほうからそういった視点も提示していきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（橋本　健議員）　２件目に入りますか。

２件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵）　次に、２件目の子ども食堂に対する行政支援についてご回答申し上げます。

議員ご指摘のとおり、子ども食堂の運営につきましては、子どもの貧困対策という面だけでなく、孤食への対応や居場所づくりであったり、また学習支援の場であったりと、多岐にわたる課題を含んでいると認識いたしております。

既に使用料の一部減免のサポートを行うなどしてまいりましたけれども、これらの課題解決のために、まずは関係者の情報共有という観点からも、ネットワーク会議などを設けるのも一案と考えますし、今後市としましてもどのような支援が求められ、また必要なのかを検討し、福祉部門に限らず、総合行政としてできることから取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答いたします。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕）　詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

まず、１点目の現在の支援状況についてでございますが、利用対象者を子どもに限定していないものも含めまして、現在市内に５つのボランティアグループのご協力によりまして子ども食堂が運営されていることは承知しております。

それらのグループ活動に対しまして、市から補助金を交付するなどの支援は実施しておりませんが、お尋ねの開催場所の確保に対する支援につきましては、調理施設を備えた公共施設は限られておりますけれども、そちらを利用して子ども食堂を開催される場合は、部屋使用料の減免を行うなど、間接的なサポートを行っております。

次に、２点目の今後の取り組みについてでございますが、今月末に、現在子ども食堂を運営していただいております５グループの方々と、ボランティア支援センター、社会福祉協議会にもお声かけをいたしまして、情報交換の場を設けるよう予定しております。まずは、現在実施しておられる方々が何にお困りなのか、またどのようなサポートを希望されているのかなど、課題や問題点をお聞かせいただきまして、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　以前にこの子ども食堂のことを取り上げさせていただきました。そのときは市としても応援したいというような回答をいただいておりまして、活動が始まるときだったんですけれども、今部長が回答されました施設の減免ぐらいじゃないかなというふうに思います。

今３年たって、活動しているグループが５つになりましたけれども、施設の利用がやっぱり厳しいというところがあります。それは、やはり市民の理解がされてないというか、難しいところがあって、差があるということですね。地域によっては公民館を開放して、使っていいよというところもあれば、いや、ここではちょっと困るんだよね、１つの団体には貸せないんだよねというようなこともおっしゃるところもありますし、子ども食堂に対しての理解が市民の中に浸透されてないのではないかなというふうに感じています。

この子ども食堂自体が、貧困の家庭の子どもたちを集めて特化してやっているところももちろんあるんですけれども、太宰府市内にはありませんけれども、そういうところもあるんですが、今はどちらかというと、子どもたちに、ここでこうやって子ども食堂をやっているから来ませんかと、ある団体は小学校にお願いをして、全生徒に子どもたちにチラシをお配りして、おいでというようなことを促しているところもあります。そこの中に生活がちょっと厳しい世帯の子がいたりとか、ちょっと成長について問題があるような子たちも来ていると。もうごちゃまぜになっているような状態で、今子ども食堂というのは運営されているというか、開かれているというような状況です。

そういうところをやっぱり市が見るなり聞くなりして、子どもたちの場所、集まる場所、ひいては行く行くは、地域コミュニティの活動の一環としても使えるんだというような理解をぜひしていただいて、そういうアピールをしてほしいなというふうに思っています。

ですので、今活動している団体が懸念している会場の使用料、公共施設は、公民館も公共施設でしょうから、そういう子ども食堂をやりたいというような話があれば、積極的に開放してあげてくださいというようなことを、ぜひ市のほうから言っていただきたいというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ありがとうございます。実は私もかつて、大野城の中央コミュニティで行われている子ども食堂や、那珂川市になりましたけれども、松木公民館で行われている子ども食堂や、春日の春日原北公民館だったと思いますが、そうしたところで子ども食堂を行っている様子などは、数年前から見聞きし、参加をさせていただいていたこともありました。

そうした中で、確かに公民館を使ってやっているような事例も他市でもありましたし、本市でもあると思いますけれども、そうしたさまざまな例などからも学びながら、ただまた押しつけのような形にもなってはいけないでしょうから、どのような形での呼びかけをするべきか、そうしたことも含めて、近日中に予定しております関係者の情報交換の場の中で、どのような形での呼びかけがふさわしいのか、どのような形でお互いに協力し合うことがいい方法なのかということも、私自身も心がけながら、今後対応してまいりたいと思っております。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　さっき市長の回答の中に出ました大野城市なんですけれども、大野城市もやはり３年前ぐらいから活動が始められた団体が複数ありました。今、大野城市は、市が会場として公民館を提供して、区長側が住民に参加を呼びかけるということで、全区域での活動推進をしています。

これを自治会の方に投げかけると、恐らくもう自治会はそんなことは、これ以上そんなことはできないというような多分反対の意見もあると思うんですけれども、先日、大野城の筑紫フードバンクですね、食材を提供している方とお話をする機会があったんですけれども、その方は大野城市の方で、この事業にかかわってあったんですけれども、本当に提供するものは、もうおにぎりとみそ汁でいいんだと。食べるものを提供することによって人が集まってきて、世代関係なくおしゃべりをするというそのコミュニティを大事にしたほうが、今の社会状況の中で必要なことなんですよというようなお話をされていましたので、そういう視点を持って、ぜひ投げかけていただきたいなというふうに思います。

この前の冬休みに、私も子ども食堂を地域でできないかということで投げかけをして、開催することができました。コミュニティスクール事業、国分小学校は公民館学習というのが長期休みの間に２日間それぞれあるんですけれども、その公民館学習の日に合わせて開催を計画しました、地域の方とですね。

実際やってみると、ボランティアで私もやりたいといって来られる方がいます、もう世代関係なくですね。施設で給食をつくっていたという方もいらっしゃいましたし、行事で残ったお菓子を差し入れしてくれる方、またそれから家庭菜園でお野菜をつくっている方が持ってこられたりとか、思った以上にいろいろな方がかかわってこられたというようなことを経験しました。これはやっぱり地域の力があるんだなというふうに感じたところです。

さまざま地域によって反応はあると思いますけれども、やってみないかということで、これは恐らく地域づくり、それからコミュニティをつくっていく上で必ず力になると思いますので、この点はぜひ、３月末に行われます情報交換会ですかね、そこからスタートというか、そこの話も含めて進めていけるようなことを来年度以降に期待したいと思います。回答は要りません。

３件目お願いします。

○議長（橋本　健議員）　３件目入っていいですか。

３件目の回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕）　３件目の納税困難者への対応についてご回答申し上げます。

まず、１点目の生活の困り事相談事業についてでございますが、生活支援課では、経済的困窮や生活をしていく上での困り事や不安を抱えている方の相談に支援員が対応する自立相談支援事業のほか、離職などの理由などにより住居を喪失するおそれのある方に対しまして、求職活動をするなどの条件を満たした方を対象に一定期間家賃相当額を支給する住居確保給付金支給事業、直ちに就労が困難な方に対して一般就労に向けて支援を行う就労準備支援事業を実施するなど、さまざまな生活の困り事相談に対応しております。

そのほかにも、家計改善支援事業は、家計収支の均衡がとれないなど家計の問題を抱えた方に対しまして、専門の家計改善支援員が収支状況を聞き取り、何を優先すべきかなどの問題点を指摘し、家計管理能力を向上させる取り組みを実施しております。

納税課から案内された税の納付が困難な納税者につきましても、家計改善支援員が家計の問題を指摘して、税金の納付可能額を算定し、家計改善支援員が納税者に同行して納税相談を行っております。

また、債務処理を希望された場合につきましても、家計改善支援員が弁護士事務所に同行いたしまして、問題解決に向けて寄り添った支援を行うように心がけております。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（友田　浩）　続きまして、２点目の差し押さえの実態について私のほうからご回答を申し上げます。

市税は、行政運営を行っていく上での基本財源でもありまして、減免適用も含めました適正かつ公正な賦課に努めるとともに、納税相談によりまして世帯ごとの状況に応じたきめ細やかな対応に努めまして、収納率の向上を図っております。

徴収事務の重要な目的といたしましては、自主財源確保と税の公平性の確保でございます。税を滞納されている方を放置しておくことは、公平性を著しく損なう結果となりますので、健全な納税義務者の納付義務意識や納付意欲を損なうおそれが出てまいります。そこで、滞納されている方につきましては、納税の意思、生活状況、財産など詳細を把握いたしまして、納付資力に応じました納付の指導を行いまして、滞納の縮減に努めているところでございます。

具体的に申し上げますと、生活が苦しく納付が困難だと相談をいただく場合には、納付資力に応じました分割納付の指導を行わせていただいております。その中で、他の法律による制度が利用できる場合につきましては手続のご案内を行っていまして、生活状況全般の見直しが必要な場合につきましては、生活支援課と連携をとりながら生活困窮者自立支援事業にご案内を行っております。

また、納付資力があるにもかかわらず滞納を放置されている場合につきましては、財産の差し押さえを、納付資力がない場合につきましては、法の定めによりまして滞納処分の執行停止など、国税徴収法、地方税法、市税条例等に則して適正に対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　ありがとうございます。税の納付として、所得税、法人税、それから固定資産税、軽自動車税、そして国民健康保険税、介護保険料、これは税ではないですけれども、などがあります、支払いとしてですね。納付期限に確認ができなければ、納付期限から20日以内に督促状が送られます。ここで10日以内に完納できないと、財産調査、そして差し押さえになるというようなことになると思います。

その滞納になる前に、ご相談くださいという告知が必要だと思うんですけれども、ホームページを見ますと、先ほど言われました自立支援制度にのっとった困り事相談事業ですね、これの案内は載っているんですけれども、これについてはホームページ以外、窓口などでパンフレットも置いてあると思いますけれども、どのような方法でされているのかということをお伺いしたいと思います。どこに置いてあるかということと、必要な人に届いているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕）　生活の不安やご心配をご相談くださいということで、窓口には当然置いております。また、ホームページにも掲載をしておりますし、以前各戸に回覧でお回ししたということもしております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　済みません、回覧されていたということを私はちょっと存じ上げなくて、申しわけありませんが、これを見ましたということで来られる市民の方はどのくらいいら

っしゃるのかをちょっとお聞きしたいんですけれども、なかなか市役所の窓口に行くということ自体が、やっぱり悩みを相談することになるわけですので、さらけ出さないといけないというところでは、なかなか行きづらいというようなことを聞きます。

私たち議員に電話がかかってきたりとかして、相談されることがあるんですけれども、そういうときに一緒に窓口に行くこともあります。そのときに、窓口で滞納している税を分割納付ができますよと、手続をその場ですっとスムーズにしてくれました。こういう手続であれば、納付が困難な市民の方でも、少し気持ちが軽くなるというか、そういうこともあると思うんですね。

ですので、窓口に早く来てくださいと、相談に乗りますよというようなアピールが要ると思うんですけれども、そういう対応はされていますでしょうか。というか、どういうふうに相談に来られる方、感じてあるというふうに思ってありますでしょうか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕）　確かに今議員さんが言われるように、生活支援課に相談に行くというのは、なかなか非常に難しい部分もあろうと思っております。そういったこともございまして、生活の困り事相談ということで出張相談、そういったことも今後積極的には取り入れていきたいと思っております。現在、社会福祉協議会や高齢者支援課と一緒に、各地域を回っている相談、去年から高齢者支援課が始めまして、そういったところに一緒にこの生活の困り事相談というものも含めるような、そういった体制を今後とっていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、相談件数も年々増加をしてきておりますし、やはり非常にこういった困り事の相談というのは行きづらい、アウトリーチ型の支援というのが今言われておりますので、そういったところも十分に考えていきたいというふうには思っております。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　早くその方とコンタクトをとるという意味で、市民課で離婚届を提出されたときとか、またパートナーが亡くなって死亡届を出されたとき、またそれから、学校で給食費が滞納されているというような情報をつかんで、そのときに市の職員さんがちょっと声をかけてみると。生活は大丈夫ですかとか、困ったことありませんかというような声かけも必要だと思うんですけれども、そういったことは今後というか、今されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕）　そういった声かけというのは、現実的にはやっておりません。今言われましたような離婚であるとか死亡であるとか各種料金の滞納、こういったものにつきましては、非常にプライバシーの問題もございますし、やはり個人情報という観点からも、ほかの部署に回すというようなことにはなかなかつながらないというふうには理解をしておるところです。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　先日、学校教育課の窓口で偶然見つけたんですけれども、支援制度冊子というのが置いてありました。18歳未満のお子さん対象の支援が一覧になった、冊子になったものなんですけれども、困ったときにですね、子育てとか支援についてどこに相談に行けばいいのかが一目瞭然で見れる冊子になっていました。

私も市民の方から生活相談を受けることがあるので、それを１冊いただいたんですけれども、そういうものをそれぞれ窓口に置くとかということで、必要な方が手にとって、ああ、こういうことが使えるとか、こういう相談ができるとかというようなことをしていただきたいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕）　以前、これは行政ということではなくて、市同研のほうでそういったいろいろ生活を支援する制度、そういったものを一冊にまとめた冊子を作成したことがございます。そういったものも市民の方の目に触れるような形で、配布まではちょっとできないとは思うんですけれども、窓口等に設置をできればということで、今後そちらの事務局ともお話をしていきたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　印刷代がかかるとか、そういうことはいろいろあるとは思いますけれども、中身を精査をして、本当に滞納する前に何か手だてが打てるというようなことを、寄り添えるようなつなぎができるようなものを、市民の方に提供をしていただきたいなというふうに思います。

続けて、差し押さえについてなんですけれども、今全国的にもなかなか、なかなかというか、全国的に差し押さえが厳しくなっているというふうな例があります。今部長の回答で、法にのっとって行っているということで回答がありました。払いたくても払えないという方がもちろんいらっしゃるんですけれども、滞納処分対策全国会議というのがありまして、その中の資料で、ある自治体は滞納してくれてありがとうというふうに取り組んでいるところがあります。

そんなこと言えないよということもあるかと思いますけれども、税金を払わない、払えないということを滞納の問題とせずに、生活再建の問題として、滞納処分の執行、停止などを法律上の規定を当てはめて生活再建を目指すという手法なんですけれども、その対応をすることによって、差し押さえ件数が年間40件の自治体と5,000件行っている自治体で、これ100倍差し押さえ件数が違うんですけれども、差し押さえの金額は3,300万円と3,600万円ということで、ほぼ変わらないというような調査結果が出ています。徴税コストも少なくて済んでいるというふうに書いてありました。

差し押さえをすることによって、市民の生活を狂わせることにもなりますし、また精神的に、また子どもたちへの影響もあるというところで、そういうことを踏まえれば、生活保護な

ど逆にコストがかかるということにもつながっているというようなことです。

納税を受けている窓口の今の職員さんたちも、そんな処分をするということ、やりとりすることが本当にきついという、厳しい仕事をされていると思います。人間同士ですので、市民の方と向き合ってそういうふうな話をしていくということも本当にきついとは思いますけれども、納税者の方も前向きになれるような対策を検討していただきたいというふうに思います。この点についてご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（友田　浩）　日々職員、窓口で市民に寄り添った形での業務をさせていただいているんですけれども、全てを差し押さえを行っているわけではございません。納付資力がない場合は、先ほど言いましたように、国税徴収法とか地方税法の定めによりまして滞納処分の執行停止も遵守をしております。強制的な徴収をしているんじゃないかと言われる方もおられますけれども、先ほど言いましたように、全ての差し押さえを行っているわけではございませんで、財産がない場合でありますとか生活困窮による滞納処分ができないと判断した場合には、先ほど言いました滞納処分の執行停止も行っております。

十分皆さんの財産でありますとか収入、生活状況を十分に把握した上で行っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ちなみに平成29年度の決算値でございますけれども、預金、給料、年金など財産の差し押さえといたしましては785件行いまして、そのうち533件の財産を換価いたしまして、5,020万4,414円を滞納税に充当させていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　差し押さえの内容については、今後またいろいろお話をしていきたいというふうに思いますけれども、今シングルになって子育てをしている世代の方たちも増えている、それから仕事がなかなか見つからなくて子育てもしているというような方たちも増えています。シングルのお母さんがおっしゃっていましたけれども、納税者でいたいというふうに言っていました。子どもとの生活のために必死に働きます。夜も仕事があるときがある。子どもを置いて仕事に出ることがあるんだけれども、それを虐待だと見られて通報される。わかってもらえないというようなことを言っている方がいらっしゃいました。

本当に今、社会全体が厳しくなっていて、税金を納められないという方も増えてきているのが現実で、生活自体を保障する、手厚くするということが、今とても必要なことではないかと思います。子どもの医療費の助成の拡大、また就学援助の支給の増額、自治体によってはもうそこを進めているところもあります。国民健康保険税の負担の軽減、多子世帯の支援など、できることはいっぱいあるはずです。消費税が増税されることによって、低所得者への影響がさらに厳しくなることも予想されます。

そういう意味では、貧困の連鎖を断ち切るためにも、相談に乗れることは一緒に乗っていた

だいて、関連部署で連携をして対応していただきたいと思います。そのことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩をいたします。

休憩　午前11時22分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

再開　午前11時35分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番　原田久美子議員　登壇〕

○１２番（原田久美子議員）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております１件２項目について質問をいたします。

史跡地にかかわる公営駐車場について質問をいたします。

太宰府には九州国立博物館、太宰府天満宮、大宰府跡を初め歴史や観光名所が数多くあります。平成17年10月16日開館した九州国立博物館だけを見ても、開館以来1,500万人を超える入館者があっており、太宰府市全体としては年間1,000万人もの多くの観光客の方々がお越しいただいておるところでございます。

太宰府市に関する特別史跡の中でも、大宰府跡及び水城跡は、大正10年に史跡指定されたことから、昭和40年代から本格的な公有化が進められました。平成27年には文化庁より日本遺産の認定を受けた特別史跡大宰府跡の前に、バス専用駐車場が供用を開始されました。この駐車場により、太宰府市の各史跡、観光名所が結ばれ、歴史の散歩道の魅力が増し、さらに滞在型の観光客をお迎えする際、おもてなしの面では非常に重要なものと位置づけられると思います。

そこで、特別史跡大宰府跡の前にできたバス駐車場及び水城跡公営駐車場について、２点お伺いいたします。

１点目は、平成31年２月１日より大宰府跡前で供用開始したバス専用駐車場について、設置の目的と今後の管理運営はどうされるのか。

２点目は、駐車場内にトイレが設置されていませんが、トイレは必要だと思います。太宰府市観光推進計画の市内駐車場整備に盛り込む予定があるのかお伺いします。

以上、再質問は議員発言で行います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ありがとうございます。史跡地に係る公営駐車場についてご回答を申し上げます。

市全体に多くの名所旧跡が存在をし、誇り得る歴史と文化と知名度を持つ本市でありますが、従来、観光客は太宰府天満宮や九州国立博物館に集中をし、滞在時間が限られることで、

思うような経済効果につながっておりませんでした。そうした問題意識から、今まで確保できていなかった太宰府政庁前にバス専用駐車場を設置し、市全体の回遊性を高めながら経済効果を高めていく、ひいては税収にもつなげていく、そうした試みであります。

詳細につきましては、担当部長より回答いたします。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　詳細につきましては、私からご回答申し上げます。

１点目の設置目的についてですが、本市には議員がおっしゃるように年間約1,000万人もの観光客に来訪いただいておりますが、太宰府天満宮や九州国立博物館周辺に一極集中しております状況でありますことから、かつて歩きながら地域の多様な文化遺産を体験するさいふまいりの道筋でもあります政庁通り周辺に回遊を促していくことや、修学旅行生などへの学習の場の提供を目的といたしまして、太宰府市歴史的風致維持向上計画に基づき、バス専用駐車場として設置したものでございます。

次に、管理運営につきましては、今議会にて上程させていただきました太宰府市営駐車場条例への議決を受け、同条例が施行されることで、来年度に有料化をさせていただくこととしております。有料化後は、機械式のゲートを設置し、料金徴収と設置事業者による機械等の管理を行います。また、修学旅行等の繁忙期につきましては、予約制を導入し、予約の受け付けと場内整理を委託により人的な対応を行ってまいります。

あわせて、予約制などの情報提供につきましては、市ホームページにて行うことはもとより、今回の供用開始時にも行いましたけれども、中国地方以西の各県バス協会などを通じて、関係機関へ早目に情報をお伝えしてまいります。

次に、２点目のトイレの設置につきましては、当初バス駐車台数の確保や駐車場に接して病院や住宅がありますことを考慮しつつ、場内設置予定としておりました。しかし、市の附属機関であります太宰府市歴史的風致維持向上協議会で、駐車場の位置は大宰府政庁跡の正面となる位置にあり、場内にトイレを設置することは、大宰府政庁の景観にとって妨げになるというご意見や、駐車台数を確保することも必要であるとのご意見を受け、設置を見送った経緯がございます。

なお、策定中であります観光推進基本計画におきましては、観光の回遊性を高めるための駐車場整備計画はございますけれども、トイレの配置の記述はないことを確認をさせていただいております。

今後、バス駐車場の利用状況や政庁跡にあります既存のトイレの使用状況を見定めつつ、大宰府政庁跡や蔵司跡の整備などの中で総合的に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　12番原田久美子議員。

○１２番（原田久美子議員）　回答ありがとうございました。

まず、この質問をする前に、今回の議案第27号太宰府市市営駐車場条例の制度で建設経済常任委員会に付託されておりましたけれども、また再度同じような質問があるかもしれませんけれども、そこは一般質問としてオーケーしていただきたいと思っております。

初めに、２月１日よりその大宰府政庁前にできましたバス専用駐車場が供用開始して、今無人の状態となっています。先ほど部長がおっしゃいました、来年度に有料化をするということなんですけれども、これは今回の条例の中に６月１日開始ということでしたけれども、来年度というのは平成31年度のことですかね。確認だけします。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　私の回答が正確ではなかったかもしれません。平成31年度からということで考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　12番原田久美子議員。

○１２番（原田久美子議員）　そして、市長にお伺いしたいんですけれども、施政方針によりますと、２月１日より大宰府政庁跡に供用開始したバス専用駐車場ともあわせて、本市の観光の回遊性を向上させ、経済効果を高める起爆剤といたしますということで、まずは施政方針の中にありました。その中に書いてありますけれども、運営は西鉄などが出資する新会社で、税収効果を期待しているということになっていましたけれども、市長が施政方針で述べられた新会社とはどういうふうな会社なのか、税収効果というのはどういうふうに見込んであるのか、政庁跡にはどれくらいの観光客を見込まれてあるのか。

以上３点、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　施政方針の観光連携による回遊性向上のところでよろしいですかね。ありがとうございます。

その中で、済みません、３点全て把握できているかわかりませんが、いずれにしましても、今回政庁前に念願の駐車場を供用開始をしまして、現時点では無料での供用となっておりますけれども、今回提案しました条例をお認めを議会でいただきましたならば、平成31年度から有料化をいたしてまいりたいと考えております。

これはやはり、さまざまなほかの駐車場もある中で、市内のですね、そうした中で、大型バスであれば2,000円で、そのうち500円を歴史と文化の環境税に回していただいているという関係上、当然市のこの駐車場につきましても、そのルールにのっとる必要があるだろうと、そのようにも考えておりまして、そういうお願いをしております。そういう考え方を持っております。

また、新会社の件でありますけれども、今回西鉄さん、また福岡銀行さん、そして三井住友リースさんなど、そういう方々がそれぞれ出資をして新会社をつくっていただきまして、古民家を改修したホテルを運営をしていただくということになります。そうした中で、新会社の所

在は本市に置いていただくことになっておりますので、そのホテルが稼働しまして、一定の利益、収益を上げていただく中で、本市に新たな法人市民税として納めていただくことが期待されると思っておりますが、現時点ではその額などは、まだ私どもとしては試算はできていないところであります。

また、駐車場につきましても、今後当然我々として、さまざまな回遊コースをこちらからも提案をしながら、そうした中でこのバス専用駐車場をお使いいただけるような、こちらからのやはり働きかけ、営業のようなものをやっていく必要があるんだろうと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　12番原田久美子議員。

○１２番（原田久美子議員）　今市長がおっしゃったように、駐車場を利用されて、この駐車場の税収も税収になれば、私も同じ考えでございます。そうなってほしいと思います。

しかし、回遊性を向上させるということを言われていますけれども、その整備が今現在、６月１日から施行されるのに、もう日にち的にあと４カ月、２月１日から誰でも停めていいよということで、準備期間であけてあると思いますけれども、この４カ月間という間に物すごくやっぱりもったいないのではないかと。駐車場をつくってから、本当に動き出すまでに、結局４カ月の間無収となるのではないか。結局とめる方がいらっしゃったら、今先ほど回答でも機械化すると言われましたけれども、機械化はいつごろまでに、もう６月１日からできるということですかね。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　今回条例で６月１日というのは、条例施行日になりますけれども、一応いつかということであれば、今回３月議会のほうで可決をいただいて、それから４月からそういう委託といいますか、そういうところとの現地の工事等々もございますものですから、なるべく早くというふうには考えておるところでございますので、いつからかということは、ちょっとこの場で何月何日ということは言えませんので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

○議長（橋本　健議員）　12番原田久美子議員。

○１２番（原田久美子議員）　そのように部長のほうが今おっしゃいましたので、その件につきましては終わりますけれども、平成31年３月に太宰府市観光推進基本計画素案をパブリック・コメント版で拝見させていただきました。この中に、市内駐車場整備事業ということで書いてあったんですけれども、目的、実施方針につきましては、先ほど部長がおっしゃいましたのでわかりましたけれども、太宰府市に訪れたり休憩したりお土産を買ったり食事をしたり、そういうふうな整備、情報発信、ＰＲが必要だということを、その駐車場整備の中にもちょっとうたってあったようでございますけれども、やはり駐車場整備と並行してこういうふうなＰＲ、人にこういうふうな駐車場ができましたよと、そこに車を大型バスでとめることができて、そこから今度はどういうふうに回遊して、太宰府の町を散策してくださいというようなのは、やっ

ぱり同時進行に行っていくべきだったんじゃないかなと思っております。

もうできてしまったものを後で、言われないと思いますけれども、今後そういうふうな駐車場とかそういうふうな公的施設をつくられるときには、やっぱり同時進行でいくべきじゃないかなと思いました。

あと、いろいろな太宰府市に訪れたりした人に対しましては、やっぱりあそこの町自体、大宰府政庁跡の前のところには、まだ店も食べるところも少ししかありません。本当にあそこを回遊して歩いてもらって休んでもらおうと思うならば、あそこをやっぱり民間さんにお願いしたり、そういうようなものを発信していくべきじゃないかなと思っております。

ちょっとかわるんですけれども、太宰府市古都の光というのがありました。今観光経済部長であります藤田部長が一生懸命されて、古都の光で人をたくさん呼ばれています。そういった部長さんの力もおかりして、回遊するにはどういうふうに回遊していったらいいかというようなことをしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

つくる人だけではなくて、つくって、観光的にどういうふうに回っていったらいいのかなという、やっぱり横のつながりが、行政で横のつながりを大事にして人を呼び込む。呼び込むためには、やっぱりそういうようなものをつくってもらわないと、ＰＲするためにも何かをつくってもらわないと、人には説明できないと思いますので、その点につきまして藤田部長はどんなふうに、ちょっと教えていただけませんでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　ちょっと。

○１２番（原田久美子議員）　回遊の仕方です。回遊。

○議長（橋本　健議員）　回答できますか。いや、聞くところがちょっと違います。

○１２番（原田久美子議員）　私、一番初めに書いていました。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長、お願いします。

○都市整備部長（井浦真須己）　観光については、また後ほど藤田部長のほうからも回答させていただくかもしれませんけれども、まず今おっしゃっていただきました観世音寺の、平成28年の６月議会で観世音寺地区の歴史的風致維持向上地区計画といいまして、あそこの県道筑紫野太宰府線、市役所の前の通りですね、そこを建物に関しての規制緩和をさせていただいて、店舗併用住宅で50㎡未満しか店舗ができなかったものを、150㎡まで用途を緩和させていただきながら、店舗を誘致しようと、そして回遊性を高めていきたいということでさせていただいていましたけれども、それの発信につきましても、いわゆるＰＲにつきましても、太宰府商工会との会議とか、あと宅建業協会の筑紫支部とも毎年、年に１回意見交換会もさせていただいています中で、ぜひこういう制度、こういうところに店舗が持ってこれますよということのＰＲはさせていただきながら、発信をしているところでございますけれども、なかなか今原田議員おっしゃったように、まだにぎわいと言うまではいってないという状況がございますものですから、そこはまた今おっしゃったように観光部局、あと庁舎の中での担当者との横の連携等々は図っていきたいと、今おっしゃったように人を呼び込むにはどうしたらいいのかということ、

そういうことも考えながら、それと今回、市長のほうも一つの回遊性の起爆剤ということを申していますので、これができたことによって、またプラス効果があるんではないかというふうに私自身も思っていますので、その辺は議員の意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　原田議員、少し通告から、少し、微妙に通告外になっている部分がありますので、原田議員の通告は史跡地に係る公営駐車場についてということで質問通告を受けていますが、若干ずれているところがありますので。ただ、藤田部長も準備していますから、今回特別に許可します。

観光経済部長。

○観光経済部長（藤田　彰）　ご指名ありがとうございます。

この観光推進基本計画、まだ今策定中ではございますけれども、この市内駐車場整備事業、こちらのほうも記載をさせていただいております。今お手持ちであれば、44ページに載せておりますけれども、駐車場ができることによりまして回遊性の向上、これは図っていきたいということを考えております。

その前の前のページですけれども、あわせてサイン計画等も整備をいたしまして、より、天満宮の駐車場からではなく、政庁跡の駐車場もしくは水城の駐車場を活用した、そこからの町歩き、またはサイクルシェアというのも今、昨日もちょっとご意見出ていましたけれども、そういうものも実証実験をしながら、まだ計画は十分なものを立ててはおりませんけれども、そういうものも活用する拠点として、駐車場も活用できるんではなかろうかというふうに思っております。

そのような形で計画はつくっておりますので、今後の策定後、これがまた実施されるに当たりましては、ご理解とご協力を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　12番原田久美子議員。

○１２番（原田久美子議員）　ありがとうございました。ちょっと通告外と言われましたけれども、やっぱり中に入ってくるんですよね。先ほど部長がおっしゃいました、昔ながらの歩きながら地域の多様な文化財を体験すると、さいふまいりの道筋でもあるということだったので、そういうようなことをちょっと聞かせていただきました。

その回遊ルートの沿線や拠点周辺にも、先ほど言いましたようにサービス機能を進められて、本市に来訪される方々に、ああ、また来たいなというようなまちづくりをしていただきたいと思いまして、１点目は終わります。

２点目なんですけれども、駐車場の中にトイレが設置されていないということで質問しましたけれども、水城跡には既に小型駐車場だと思いますけれども、あります。それで、今度大型駐車場というのができまして、ああ、本格的にできているんだなと思って、もうでき上がって

鎖が外れて、やっぱり１週間ぐらいは誰もとめる人がなかったんですけれども、今ちょぼちょぼととめてある方がいらっしゃると思いますけれども、やはり日本遺産の認定を受けた水城跡でもありますので、そこにはトイレ設置されています。やっぱり大宰府跡にもつけるべきじゃなかったかなというのが、私の率直な意見でございます。

当初の計画ですね、この駐車場の計画につきましては、トイレの設置というのは考えられてなかったのかどうかだけお伺いいたしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　先ほど一番最初にといいますか、コンサルのほうに委託をさせていただいて計画を練る中では、一つの案としてトイレも設置をするということで、先ほど回答の中にもありましたように、ちょうど政庁跡側の角のところに設置をすると、そこしかもう、駐車台数の確保もできないですし、大型バスの進入と、あと出るときにも非常に面積といいますか、場所をとるということもありまして、そういう角地にあって、３号線から政庁通りに入ったときに、今の景観が損なわれるということが一番大きい理由として、今回設置を見送ったということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　12番原田久美子議員。

○１２番（原田久美子議員）　私、駐車場の中のインフォメーションという看板をちょっと写させていただきましたけれども、ここの駐車場が使用するトイレは３カ所で、政庁跡を見て左側と奥のトイレと、手前の大宰府展示館ですね、３カ所になっておりました。トイレのことで聞いていますけれども、この室が何室あるのか、室数ですね、トイレの数です。どれぐらいあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　実はここの駐車場のトイレを設置する際にも、やはり全体としてどれぐらいあるかということを私どもも検討させていただいていまして、実は政庁跡には私どもとしては４カ所を捉えていまして、政庁跡の北側も１カ所ありますので、そちらも含めますと全体で男女合わせて30。30人が利用できるという形で、男性用が16、女性用が12、そしてあと多目的トイレといいまして、男女、障がいを持っていらっしゃる方も利用できるものが２、合計で30台というんですかね、そういう形で台数の確認はしておったところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　12番原田久美子議員。

○１２番（原田久美子議員）　私のほうでちょっと調べさせていただいたんですけれども、建築基準法令集日本建築学会編からトイレの必要量というのを見させていただきました。考え方としては、滞在型の利用数が120万人をベースに、使用頻度などを乗じて求める式がございました。平城宮跡、昨日もちょっと言われましたけれども、奈良県の平城宮跡にもやはり157室数というんですか、設置されているんですけれども、合計で、それでもやっぱり足らないと。こ

こ太宰府、さっき聞きましたけれども、30ぐらいしかないと。

やはり同じ大宰府政庁跡も奈良県の平城宮跡も、同じような形で、同じようなトイレが散見されましたけれども、そういうふうなことも含めて、太宰府、今度できましたところにはトイレをつけてほしかったなというのがちょっとあれですけれども、私も大型バスによく乗ることがございまして、おりたときにどこに行くかというと、やはりトイレに駆け込むんじゃないかなと。人間の生理現象といいますか、やっぱり体の休息をしたいと思うんですよ、先に。今ある場所が、道路を挟んで大宰府跡のほうに歩いて行かなきゃいけない。そういうような、太宰府で本当におもてなしをされているのかなというのが私は考えました。

皆さんもご存じだと思いますけれども、やっぱりどこかに行ったら休憩するところはトイレじゃないかなと思いますので、トイレは必要、大事なものだと私はここで、わかってあるかもしれませんけれども、続けてお願いしたいと、できるものならつくってほしいと。

それにちょっと関連するんですけれども、もしも災害とかが発生した場合は、駐車場が避難場所になると思うんですね。そういった場合には、やはり仮設トイレのマンホールだけでも、できるのであればそれと一緒にマンホールもつくってもらうと、そこが仮設トイレの場所にも設置もできますので、下水道のこともあると思いますけれども、お金もかかると思いますけれども、それも含めて設置のほうをお願いしたいと思っております。

それと、大宰府政庁跡のさっきのインフォメーションのところに、トイレのほうは言いましたけれども、Ｐ駐車場というのがありまして、もともと４月、桜のときには警備員がおられて、駐車場があります。そこがＰとして認められておりましたけれども、あそこはＰとして認められているんですか。案内板にＰということでなっているので、それを知らない人が見たときに、ああ、ここ駐車をしていいんだと、こっちはお金が要ります、向こうはＰってなっているから、向こうにとめる人もいらっしゃるんじゃないですか。この駐車場としてのＰというのは認めてあるんですかね。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（緒方扶美）　ご存じのとおり、県道の北側というのは特別史跡大宰府跡ということで指定されておりますので、駐車場として有料で料金を取るということが今の段階ではできない状況です。多目的広場ということでそちらのほうは設置しておりますので、多目的に使うという意味で、一時的に車をとめられるという状況で今なっております。

○議長（橋本　健議員）　12番原田久美子議員。

○１２番（原田久美子議員）　これを見たときに、Ｐって書いてあるから誤解されると思いますので、そこのところはちょっとまた話し合いをしていただきたいと思います。

それと、バス駐車場について、解錠と施錠の時間が書いてありました。そこには８時半から17時半と書いてありました。今度条例によりますと、８時から18時までですね。８時から18時までとなっていますけれども、この時間差はどういった理由でなっているんですか。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　現在、８時半から17時30分までとさせていただいているのは、先ほど文化財のほうで管理している多目的広場も一緒の時間であけ閉めをしていただいていますので、それに合わせまして、今の駐車場も８時半から17時30分ということでさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　12番原田久美子議員。

○１２番（原田久美子議員）　そしたら、本当はここに書いてあるのは30分前から利用ができるということで判断していいということですね。

続きまして、やはり国土交通省が駐車場施設とまちづくりに関する施策が適切に連携することが必要ということで言われております、国土交通省がですね。駐車場とそのまちづくりに関することは、やっぱり一緒に施策が適切に連携してほしいということを言ってありますので、先ほどトイレが私は必要ということで言いましたけれども、皆さん観光客でそこの観光に来たときに、駐車場おりて、やはりトイレは必要だと思っておりますので、利用拠点の整備等もさっきも言われたようにあわせて、必要な回遊ルートの沿道ごとに設置も含めて、今後の計画内容にあわせて整備をしていただくことを要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　12番原田久美子議員の質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩　午後０時09分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午後１時00分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

８番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔８番　木村彰人議員　登壇〕

○８番（木村彰人議員）　ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました２件、観光客のマナー向上に向けた取り組みについてと、太宰府型宿泊滞在促進戦略の進め方について質問いたします。

まず、１件目の観光客のマナー向上に向けた取り組みについてです。

この質問のテーマは、昨年の12月に行われた中学生による子ども議会において、太宰府中学校の生徒さんから問題提起されたものです。中学生から提起された、外国人を含む観光客のごみのポイ捨てやトイレの使用マナーの悪さに対して、マナー向上に向けた立て看板の設置や公園内のごみ箱を増設してはどうかという提案に対して、太宰府市としては、外国語表記のポイ捨て禁止看板を既に数カ所設置しており、必要に応じてさらなる増設の検討を行い、今後もきめ細かいマナーの啓発に努めますとの回答でありました。

私は傍聴席でこれらの質疑、回答を聞いておりましたが、この中学生からの問題提起がもっと効果のある施策につながる可能性があるのではないかと考えました。そして、今回ご提案するのは、既にほかの自治体でも導入が行われている、ごみのポイ捨て禁止条例を初めとする環境に関する条例の制定です。

それらのほとんどの条例は、単なる環境改善、マナーアップの理念だけではありません。市民、事業者及び行政の役割を初めポイ捨て禁止等の重点区域の設定や違反行為に対する措置、罰則が定められています。これらの条例には共通して、マナーアップの向上を観光客と行政だけで対処するのではなく、地域総がかりで取り組む姿勢と、悪質な違反者には罰則をも辞さない強い覚悟を感じます。

そこで、太宰府天満宮周辺などの観光エリアにおけるさらなるマナー向上を目指して、ごみのポイ捨て禁止条例等、環境に関する条例による効果と条例制定の可能性について伺います。

次に、２件目の太宰府型宿泊滞在促進戦略の進め方についてです。

太宰府天満宮周辺で、西日本鉄道による古民家を利用した宿泊事業が始まるとの報道発表がありました。楠田市長の施政方針においても、新生太宰府元年にふさわしいさい先よいニュースの一つに紹介されました。また、本市と観光協定を結ぶ三井住友銀行に大きな役割を果たしていただいており、連携が機能してきた証左であるとも述べられました。

一方、本市としては、観光推進基本計画を策定中の段階であり、民間事業者の宿泊事業が大きく先行する形です。もちろん本市が待ち望む宿泊施設ができるのは大変喜ばしいことです。しかしながら、本市が目指す将来像である太宰府型宿泊滞在ビジョンが示されないまま、民間事業が先行する状況に危うさを感じます。

そこで、このような状況で、今後どのように太宰府型宿泊滞在促進戦略を進めるのか伺います。

以上、２件お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　１件目の観光客のマナー向上に向けた取り組みについてご回答を申し上げます。

ポイ捨ては、ごみの不適切な処理方法の一つでございまして、廃棄物処理法や軽犯罪法などに抵触する違法行為でもあります。本市におきましては、環境マナー向上の観点から、平成13年に環境基本条例を制定しまして、市、市民及び事業者が互いに協力し、連携を保ちながら、良好な環境の保全、創造及び形成を図ることといたしております。

また、廃棄物や散乱ごみに関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例などを制定し、生活環境の保全を図ることとしているところであります。

また現在、地域の皆様や団体による活発な清掃活動が実施されておりまして、市といたしましても、歴史と文化の環境税を財源とする幹線道路周辺美化事業など、観光エリアにおける清

掃活動を通じて美化意識の醸成に努めているところであります。

重点区域を指定し、ごみのポイ捨てや路上喫煙を防止する取り組みにつきましても、外国人を含む観光客に対しいかに周知を図っていくかなどの課題はありますが、環境美化に対し一定の効果は認められるものと思っておりますので、条例制定の可能性につきましても今後調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　ご回答ありがとうございました。

私の質問の趣旨としては、環境に関する条例による効果と条例制定の可能性についてお伺いしたわけですけれども、ご回答の趣旨としては、一定の効果は認められるものの、条例の制定の可能性については今後調査研究していきたいということであったと思います。もう少し前向きなお答えをいただくために、もうちょっと理解を深めたいと思いますが、まず太宰府天満宮参道周辺の環境の状況についてちょっとお伺いします。

駅、公衆トイレ、あと天満宮等のごみ箱とかそこらの状況、あと公衆トイレの使用状況、我が市の観光入り込み客数は年間900万人を超えて、1,000万人に近くなってきていますので、そこら辺の状況も踏まえて、実際の天満宮参道周辺、観光スポットの環境状況というのは、今どういうような状況でしょうか。

○議長（橋本　健議員）　観光経済部長。

○観光経済部長（藤田　彰）　観光地ということで、参道エリアの環境については私のほうから回答させていただきます。

天満宮の参道でございますが、私どもも定点的に観測はいたしておるところでございます。また今回、日本経済大学の留学生によります、民間の創業した方がいらっしゃいますけれども、その方も先日点検をしていただいているところでございまして、基本的にはごみは少ないと、大きなごみはほとんど出ていない、参道はですね、という報告をいただいております。ただ、茂みの中にたばこのポイ捨てがあるということは散見されるということでございます。

一番大きなごみといたしましては、天満宮の上の総合案内所のごみ箱、また駐車センターにありますごみ箱、こちらに比較的大きなごみが大量に捨てられているということでございます。考えられるものとしましては、薬局で買った外箱であるとか、そういうのはごみを捨てているところは私たちも現認したところでございます。

トイレにつきましては、確かにトイレの使用状態はよいとは言えません。特にクルーズ船が入ったときとかは、汚れているというのが散見されているということで報告を受けておりまして、私どもも清掃を委託しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　ありがとうございます。

そしたら、ご回答の中でも、環境に関する条例の制定で一定の効果があるということを述べられたわけですけれども、もうちょっと私のほうから、この環境に関する条例の制定の効果についてちょっと補足させていただきたいと思います。

この環境に関する条例を制定することにより考えられることなんですけれども、一般的に、本市でもマナー向上の看板を設置しておりますけれども、そのマナー向上設置看板の明確な根拠になると思います。そして、措置、罰則等による抑止効果も考えられます。重点監視区域を設定することによりまして、さらに抑止効果が高まると思います。また、市民、観光客も含みます、事業者、行政の役割を明確化でき、地域総がかりで取り組む体制ができるのではないかと思います。そのほかに、自治体の環境改善、マナー向上に対する姿勢、覚悟をしっかりとこの条例によって発信できることになると思います。

そして何より、これ条例そのものというよりも、この環境条例をつくる活動、取り組みが、それこそ市民、行政のマナー向上につながるのではないかと思うんですけれども、ご回答の中でもございました、もう既に太宰府市には環境に関する条例が２つありますよということで、１つが廃棄物の処理及び清掃に関する条例と、もう一つ、空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例、２つありますよということなんですけれども、この条例について詳しく見ていこうと思うんですが、どちらかというと空き缶等の散乱防止、こちらのほうなんですけれども、この条例、私もちょっと調べましたら、実はこれ、ちょっと古い条例ですね。平成５年、今から26年前に制定された条例であります。

この制定の趣旨としては、それこそ空き缶等、瓶、缶ですね、瓶、缶の散乱防止を目的として、その再資源化を狙ったものです。今回、この２つの条例で、それこそ中学生が問題提起した天満宮周辺及び観光地の環境、マナーの向上にこの条例で対処できるのか、お伺いします。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（友田　浩）　今議員からのご質問でございますけれども、太宰府といたしまして環境に関する条例は幾つかございますけれども、その中の空き缶等の散乱防止の関係でございますが、この中でそれぞれ市の責務でありますとか事業者の責務、住民等の責務という規定がございます。この中で事業者におきましては、散乱を防止するために設置、いわゆる回収する場所の設置を義務づけるような規定もございますので、そういう点につきましては環境保全につながる条例というふうに思っております。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　この条例なんですけれども、26年前から制定されておりまして、どのくらい本市の環境美化向上、マナーアップに寄与していたかをちょっとお伺いしたいんですけれども、ちなみにこの条例に基づいて実施された施策、活動はございますか。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（友田　浩）　まず、この条例につきましては、条例の制定番号というか、日付的に見ていただきますと、平成５年ということで、確かにもう年数はたっているかと思います。

当時の福岡都市圏の市町共同で制定されたものでございまして、住民でありますとか滞在者の方に対してごみのポイ捨て行為を禁止するとともに、飲料用の瓶、缶等につきまして、販売者の方に散乱を防止して再資源化のために必要な措置をとるように定めたものでございます。

飲料用の瓶、缶等の散乱防止につきましては、先ほど申しましたように、販売者によりまして自動販売機付近での回収容器の設置が、この条例でおおむね定着したものと思っております。

この条例に基づいて実施された施策、活動ということでございますけれども、平成５年につくられた当時、福岡都市圏17市町村で構成をされておった協議会でございまして、環境保全に関する国でありますとか県への要望、また先ほど言いましたように自動販売機設置業者等の事業者に対する協力要請、またポスターによりましてポイ捨て禁止のＰＲ等を過去には実施したということがございます。

なお、平成18年度以降につきましては、協議会という団体としてこのポイ捨て禁止に関しての活動というのは特に行われておりませんで、各自治体が個別に実施をするということになっているということでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　この条例なんですけれども、制定当初はそれこそかなり画期的な条例だったと思います。ちなみにこの条例制定の経緯をちょっとご説明しますと、これ太宰府市単独でつくったわけではございません。福岡市都市圏広域行政推進協議会の構成市が共同で作成、制定したものですね。これ、福岡都市圏の９市８町で全く同じ条例をつくっております。

この条例をつくった契機としては、それこそ500㎖の小型のペットボトルが非常に爆発的に普及する直前につくられております。その前につくられた条例ということで、一定の効果は私もあったと思うんですけれども、当然これ、ごみを回収して、ペットボトルも含めたところでの瓶、缶を回収して再資源化するという一定の目的のもとに、この福岡都市圏で制定されたものですよね。

しかしながら、もう26年もたっています。環境と一言に言ってもごみだけじゃありませんよね。先ほどご回答もありました、トイレの状況とかもありますのでね。また、歩きたばこ、そのたばこのポイ捨てということもございます。また、この条例でカバーできていない、回収しないごみというのもあると思いますので、そこで新たな環境に対する条例の制定、この取り組みが私はどうしても必要じゃないかと思うわけなんですけれども、そこでこの新しいタイプの環境に対する条例のほかの自治体の制定状況が非常に気になるところなんですけれども、例えば今言いました歩きたばこ禁止等のその他環境というものを広く捉えた新しいタイプの環境に対する条例、ほかの市、行政の、自治体の制定状況のほうはどうでしょうか。わかる範囲でお答えください。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（友田　浩）　今の空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の第５条の第２項には、たばこの投げ捨てというのも規定はございます。ただ、基本的に多いのは、ごみの路上投棄対策を目的に、ごみの散乱を防止する条例というのは、先ほど市長も回答いたしましたように、本市を含めて県内ほぼというか、多数ございます。

議員ご指摘の生活環境の保全を目指します、いわゆるマナーアップ条例につきましては、全国各地ではさまざまございますけれども、近隣といたしましては福岡市の人に優しく安全で快適なまちをつくる条例でありますとか、大野城市の迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例というのがございます。路上喫煙について、過料徴収を条例に明記している自治体は、福岡市を初め都市部を中心に、調べた範囲でございますけれども、全国で40件ほどございますほか、過料はなくて努力義務とする自治体も15件ほどあるということで把握をしております。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　ありがとうございます。この新しいタイプの環境に関する条例なんですけれども、ご回答の中でもありました、第３次太宰府市環境基本計画、これをちょっと参照します。こちらの55ページによりますと、良好な生活空間をつくるための行政の具体的な取り組みとして、市民や事業者のマナーアップを図るための条例を制定しますとの記載がございます。この記載に基づいて、どちらかというとマナーアップを向上させるという意味での環境条例が必要だと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　私も改めてこの第３次太宰府市環境基本計画を読ませていただきまして、59ページ、そのような指摘があることも改めて認識をいたしております。

そうした中で、この計画自体が平成23年３月に立てられたものでありまして、私自身、もちろんそのときは市長就任前でありますけれども、恐らく10年間の基本計画だと思いますので、もう少しこの計画にも時間がございます。先ほど来の木村議員のご指摘もしっかりと真摯に受けとめながら、こうした市民なり事業者等のマナーアップを図るための条例も含めて、調査研究を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　なかなかちょっと前向きな形でいかないところが非常にもどかしいところなんですけれども、やはり繰り返し言いますけれども、この条例制定の直接の効果というよりも、新しい環境に関する条例をつくる行動をやりたいと、一歩踏み出したいというご提案と理解してください。

この環境に関する条例の制定により、いろいろな効果が期待される、先ほどご説明しました、あるわけですけれども、私の本心、実は条例の直接的な効果よりも、この条例をつくるための活動や取り組み、これ自体を非常に重要視しておりまして、市民と事業者、そして何より我々ですよね、行政自身の意識改革となって、環境に対するマナーアップにしっかりつながる

んじゃないかと。条例ができるまでの活動、行動で、それこそそういうマナーアップの土壌が醸成されるんじゃないかと思います。

この今回の一般質問なんですけれども、そもそもこの提案は、発端としては太宰府中学校の中学生の問題提起でございました。中学生の問題提起がもしうまくいけば施策につながる体験というのは、主権者教育としての副次的な効果もあるのではないかとも思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　おっしゃるように、この後の質問でも出てくると思いますが、先日の子ども議会ですね、そうした中で子ども・学生未来会議という私自身の思いの中でもありますし、子どもたちのもちろん権利として、あのような場で堂々と発言し、提案をしていただいたと、子どもたちに、中学生にそうした提案をしていただいた。この取り組みの意義、そうした提案の重さ、こうしたものはしっかりとやはり受けとめる必要があると私も思っておりますので、木村議員がおっしゃるように、まさしくそうした提案をしていただいた中学生も含めて、こうした取り組みを調査研究などを、私どもだけではなくて、そうした市民の皆様も巻き込んだ形で行うことが、まずはそもそもそうした意識の向上につながるということはもっともだと思いますので、そうした手法も含めてこれから検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　そしたら、１件目の最後になりますけれども、これから本市は観光振興を積極的に図るわけですが、観光客が増えれば増えるほど、天満宮参道周辺の環境とマナーが悪化するリスクが高まるものと思われます。本市の観光推進政策においては、この環境政策をセットで推進する必要があると思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　これも確かにおっしゃるように、観光政策と環境政策、こうしたものに限らずでありますけれども、本市全体でさまざまな施策をやはり総合的な行政として行っていくことは、大変重要な観点でありますし、おっしゃるように観光客を多く招き入れる、そして滞在時間、回遊性を高める。そうした中で、まさしく市民の皆様にとっては、そのことによってさまざまな弊害も生じる可能性もありますし、既にそういうことが生じておりますので、そうした意味でも、さまざまな施策を総合的に組み合わせながら行っていくことは、大変重要なことだろうと思っております。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　そうですね。観光政策と環境政策は、両輪という形でしっかり進めていただきたいと思います。

２件目お願いします。

○議長（橋本　健議員）　２件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵）　次に、２件目の太宰府型宿泊滞在促進戦略の進め方についてご回答申し上げます。

議員ご指摘の先日発表されました西日本鉄道株式会社による古民家を利用した宿泊事業でありますが、西鉄が福岡銀行などと共同出資会社を設立し、太宰府市内の古民家を宿泊・飲食施設として利活用し、観光客に太宰府に宿泊していただくことで、市内の回遊性を高め、滞在時間の増加を図り、地域や沿線のにぎわいを創出していきたいとするものであります。

この事業は、三井住友銀行と本市が平成29年３月に観光振興に係る連携協力に関する協定を締結したことに端を発し、太宰府におけるまちづくりについてさまざまな意見交換をしていく中で、古民家などを活用した宿泊施設のあり方について可能性を見出したものであります。

本市としては、運営組織や実施主体について、関連企業と協議の上、民間主導で行うことが最善であると考え、事業スキームをつくってまいりました。

私にとりましても、かつて在籍をしておりました気心の知れた銀行でもありますし、また西鉄さんも太宰府委員会を立ち上げていただき、密に連携をしてきた間柄でもありますので、民間事業が大きく先行するという指摘は当たらないと考えております。

本市といたしましては、こうした成功事例を起爆剤とし、観光推進基本計画を早急に策定しつつ、新たに大宰府政庁前に供用開始した駐車場や、新春スペシャル番組で紹介された名所旧跡などを組み合わせたブラタモリコースの開発、太宰府の歴史と文化を堪能していただくコト消費の商品化などで、本市への宿泊、長期滞在を促してまいりたいと考えております。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　２件目の趣旨としては、この太宰府型宿泊滞在促進戦略、これを太宰府市が主導してリードしてほしいという趣旨でご質問させていただいたものなんですけれども、まずこの太宰府型宿泊滞在促進戦略、これなかなかちょっと私もまだなじみがないタイトルなんですけれども、これについてちょっと詳しくご説明していただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（橋本　健議員）　観光経済部長。

○観光経済部長（藤田　彰）　お答えいたします。

まず、今回策定をいたしております観光推進基本計画でございますけれども、こちらを主要なターゲット層を、質の高いサービスを求める層、滞在時間が長い層、消費額が期待できる層などに置きまして、インバウンドについては、日本文化、歴史に高い関心を持ち、外的要因による影響を分散させるために、これまでのアジア諸国だけではなく欧米豪地域の来訪者を、国内では、シニア層や女子旅など比較的時間的な余裕があり、経済的な余裕がある層を想定いたしております。

古民家ホテルにつきましては、基本コンセプトの中にも同様のターゲット層を持つということがありまして、このコンセプトに沿ったリノベーションを行っていくという予定でございます。

以上が太宰府市が考えています太宰府型宿泊滞在促進戦略でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　そうですね、太宰府型宿泊滞在促進戦略、こちらのほうは、これ実は、今策定中の太宰府市観光推進基本計画の中の４つの戦略の一つです。しかしながら、この推進基本計画というのはできたわけではないですよね。今策定中だと思います。

先ほどご回答にもありました。これは民間事業が大きく先行する指摘は当たらないという形だったんですけれども、ここら辺、しっかり確認していきたいんですけれども、この太宰府型宿泊滞在促進戦略、これはまだ完全にできたわけじゃないのに、民間事業者さんのほうは粛々と、着々と事業を進められているということなんですけれども、これは民間事業が先行している形にはならないんでしょうか。

私は別に、民間事業を何も批判しているわけでもないし、否定しているわけでもありません。どちらのスピードが、どちらが速くて、どちらがリードして進んでいるのかということを確認したいだけで。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　もちろん私が就任する前から、長らく進められてきたことも多々ございますし、そうした中でさまざまな条例などもつくる中で、これまでもホテル誘致に力を入れてきたところでもございます。

そうした中で、私が申し上げたかったことは、議員ご指摘のように、ご質問では民間事業者の宿泊事業が大きく先行する形と、そういうご指摘でありましたけれども、決して我々が先んじるとか、民間の方が先んじるということではなくて、歩調を合わせながら、我々もそうした情報を把握しながら、そしてよりよいこうした民間主導の形も必要でありましょうし、我々がもう少し主体的に絡んだ形も必要でもありましょうが、いずれにしましても密に連携をしながら歩調を合わせていくということが、お互いにとって重要なことであるということを私は申し上げたかったことであります。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　西鉄が今進めている古民家を利用した宿泊施設事業なんですけれども、これ西鉄グループの広報紙の中のこれコメントなんですが、太宰府市内やほかの沿線地域における回遊性を高め、滞在時間の増加を図り、太宰府のブランド力向上やさらなるにぎわいの創出を目指すと書いてあります。これは余り注意しなくて読めばそのとおりなんですけれども、これ私としては、これ楠田市長の口からこの部分しっかり発信してほしかったと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　率直に申して、私が記者会見できるならさせていただきたいという願望はないわけではなかったわけでありますが、もちろんそうしたこと自体、当然民間の方々が主導するということを我々も認識した上でやっていただいておりますし、そこで私がまた市としても

出しゃばり過ぎるのも決していいことではないという中で、西鉄さんが代表して今回記者会見をされております。

ただ、これまで申し上げてきましたように、西鉄さんも最初から単独でこの事業を進めてきたということでは決してなくて、やはり三井住友銀行さんが丹波篠山の事例なども既に全国的に取り組んでいく中で、太宰府のまちづくりに、太宰府らしい観光にそれが一番適しているのではないかという情報をキャッチをされて、そして西鉄さんなり福銀さんなりそうしたところに協力を要請しながら進めてこられた。当然そのときに市の担当もしっかりとかかわりながらやってきたということでありますので、まさにウィンウィンの関係で進めてきているものであろうと、そのように認識をしております。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　私の考えとしては、しっかり太宰府市がリーダーシップをとってほしいということ、ちょっと引き続き理解を深めさせていただこうと思いますけれども、ここで他市の同じようなまちづくりの事例とちょっと比較をしながら、本市の太宰府市型宿泊滞在促進戦略について見ていこうと思いますけれども、ちょっと私が比べたいのは、福岡市が実施する天神ビッグバン事業、こちらのほうと比べさせていただきたいと思います。

かなり規模的には大分差がありますので、厳密にはちょっとおかしいかなというところもありますけれども、この天神ビッグバンというのは、これは正式名称じゃないんですよね。福岡市の天神地区の再開発事業のことをいう通称であります。ちなみに天神ビッグバン、事業の主導は西鉄じゃないんですよね。福岡市ですね、福岡市。であれば、今回の太宰府市の太宰府型宿泊滞在促進戦略、これの事業の主導は市ではないんでしょうか。

先ほどのお答えの中では、民間主導が最善であるというお答えだったんですけれども、ここの主導、誰が主導かといったら、やはり天神ビッグバンは福岡市である。この宿泊滞在促進戦略については、民間事業者じゃなくて、太宰府市が方向性を示して引っ張っていく主導であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　先ほど来申し上げておりますように、もちろん今後観光基本計画を打ち出しまして、この太宰府型宿泊滞在促進戦略ということも正式に決定をしましたら、これまで以上に我々として主体的にこうしたことの進め方の中で、今後のさまざまな民間のそうした活動も含めて、我々ももっとコミットした形で発表することはできる可能性も十分あると思っております。

そうした中で、福岡市の事例も挙げられましたけれども、もちろん福岡市の中で天神ビッグバンなりさまざまな施策を、高島市長が先頭に立って行われていることはもちろん存じ上げておりますし、その点に学ぶ点も多々あると私も考えております。

今後はぜひとも、私も就任して１年余りたちまして、観光基本計画もようやくでき上がります。この観光基本計画自体、ご存じのように先代市長のときから準備は進められておりました

けれども、残念ながらさまざまな混乱の中でこの時期になってしまったということは、市にとっても残念なことでありますけれども、できるだけ急ぐ中でこの時期になったところでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思いますし、今後市としましても、この観光にとどまらず、まちづくりの体制も総合計画などでつくっていくことになりますので、そうした中でこうした用途地域、規制緩和など、そうしたものもしっかり議論しながら可能性を探ってまいりたい、そのように考えております。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　引き続き関連しまして、この事業に参画する参加事業体のことをお伺いします。ちなみに天神ビッグバンにつきましては、中心になるところが西鉄、福岡地所、九電、その他多数の民間事業体が参画しているわけなんですけれども、本市のこの事業については、今のところ西鉄、ＳＭＢＣ、福銀というところでしょうけれども、さらなる民間事業体が参画してこなければ、この事業が広がっていかないと思いますけれども、その見込みについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　まず私から答えまして、足らない点がありましたら担当からも答えさせます。おっしゃるように福岡市ですね、さまざまな企業が参加をされている。そして、太宰府もそう申し上げながら、西鉄さん、また福銀さんは、地場としては非常に最先端のさまざまな施策を行っておりますけれども、そこにやはり都市銀行のメガバンクの一つである三井住友銀行も加わっているということが、本市にとってはやはりかなり強みでもあるとも感じておりますし、もちろん今後、さまざまな担当を中心に議論を重ねていく中で、当然さまざまなほかの企業というところも参加していく可能性は十分あると思っておりますし、そのように進めていきたいと思っております。

なお、先ほどの質問でもありましたが、我々民間主導が最適と申しましたけれども、やはり西鉄さんは太宰府駅まで電車が通じていると。五条駅もありますし、二日市駅もありますし、都府楼前駅もあります。そうした中で、西鉄さんは大変本市においてさまざまな交通の、旅人もありますし、電車なりバスなりで非常にコミットしていただいている会社でありますし、福岡銀行なりそういう金融機関がやはり豊富な資金力を持って、こうしたホテル事業に力を注いでいただくことこそ重要であろうと。本市がそこで仮にお金を出していくというよりは、やはり民間主導でやっていただくことが最適ではないかということで、このような決定になっているということは、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　続いて、こういう事業を進めるときに非常に一番ポイントになるところなんですけれども、規制緩和措置についてお伺いします。天神ビッグバンの場合は、容積率と高さ制限の緩和というところで非常に大きなメリットがあるというところで、民間事業者の方がどんどん入ってくるという流れをつくっているわけなんですけれども、本市の太宰府型宿泊

滞在促進戦略については、この事業を加速化させる規制緩和措置、インセンティブについてはどのようにお考えでしょうか。

ちなみに同じようなこの古民家再生の宿泊事業におきまして、国家戦略特区による規制緩和とか税制優遇措置を設けて、民間事業者の事業を側面から支援するという方法が非常に有効だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　観光経済部長。

○観光経済部長（藤田　彰）　まず、税制等も含めた規制緩和措置でございます。まず、規制緩和措置のほうからお話をさせていただきますけれども、必要があれば、その都度協議をしながら、国、県と協議をして進めていくということを考えております。

この古民家ホテルに限らず、今後発生するであろうさまざまな事業につきましても、当然規制緩和等必要なものが生まれてくるかもしれません。今現在、全てを想定しているわけではございませんので、その都度協議が、向こうから相談があり次第、さまざまな協議に乗っていくということを考えております。

観光推進基本計画につきましても、官民連携による事業化ということをうたっております。これは向こうの事業体が一方的にするものではなく、やはり太宰府市と一緒になって進めていくということが最善であろうというふうに私どもも考えているところでございます。

次に、税制の優遇措置等でございますけれども、太宰府市には今現在、ホテル等設置推奨条例というのがございまして、新設に当たりましては、投下固定資産総額が１億円以上であるホテルであるとか、増設の場合は増設部分の投下固定資産税額が5,000万円以上であるホテル等、これに関しても税制優遇措置、補助ということで固定資産税の半分を３年間補助として支出するということもございますし、古民家につきましては、太宰府市町並み整備助成事業補助金交付規則がございまして、こちらにつきましても古民家をリノベーションする際には活用できる補助金であるということでございます。このような制度を設けながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　これから規制緩和する部分もあれば、既に現段階でもうそういうメリットがあるというご説明、ご回答だったと思いますけれども、確かに今ご回答いただいて、私も理解しましたが、これもしっかり整理して情報発信するという形の取り組みをされたらいかがでしょうか。それによって、例えば古民家または宿泊事業で太宰府地区に参入しようと思っている方がいれば、一から調べなくてもいいわけですよね。太宰府ではこういう形でのメリットがあるよ、インセンティブがあるよということをしっかり情報発信することによって、さらにそのステップが省略されるわけですからね。これはしっかり取りまとめて、簡略的にまとめて情報発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　これは大切なまたご指摘でありまして、おっしゃるようにこうしたことを全て整理をしながら、そして我がほうとして、市としても主体的に情報発信していくことは大変重要だろうと考えております。これまでの取り組みなり、そして観光基本計画が今回策定が終了いたしましたら、ここは大々的に我々としても情報発信を図っていきたいと思っております。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　天神ビッグバンと比べるのは最後の項目になりますけれども、ソフト事業ですよね。天神ビッグバン、これ再開発だけじゃなくて、ソフト事業も両輪で進めていらっしゃるみたいです。起業・創業支援ですね。スタートアップカフェで創業と雇用の創出をやると。この両輪で福岡市、天神地区だけじゃなくて、福岡都市圏を盛り上げていくというようなことだと思うんですけれども、本市の場合、太宰府型宿泊滞在促進戦略についてに関するこのソフト事業的なものは、どういうようなものをこれから展開していくんでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　観光経済部長。

○観光経済部長（藤田　彰）　今現在行っておりますのは、創業支援、こちらは基本的に商工会のほうで創業支援をしていただいておりますけれども、今度６月１日に太宰府にも入ってきますＴＨＥ　ＲＡＩＬ　ＫＩＴＣＨＥＮ　ＣＨＩＫＵＧＯですね、西鉄の電車、キッチンカーがありますけれども、そちらでもうたってありますけれども、地元の食材を使うであるとか、そういうことがうたってあります。太宰府もその地元の食材を提供できるように、新たな農業施策を展開していきたいと、これも一つの創業支援だというふうに思っております。

また、今回の古民家につきましても、やはり地元の食材を使ったフランス料理を提供していきたいということもおっしゃっています。太宰府にそれだけの食材がまだ提供できない部分もございますけれども、積極的に取り組んでやっていきたいというふうに思っておりますので、まずは商業による創業支援、また農業による創業支援、これに関しましては、県の農林事務所福岡普及指導センターのほうにも協議をいたしまして、新たな農業の展開を見据えた協議を進めておるところでございます。

ほかにも産業推進協議会というものを、市長の指示によりまして今進めておるところでございますけれども、こちらも新しい産業、農業、産業、開発を含めて、ブラッシュアップを含めて進めておるところでございます。この辺も一つのソフト事業と言えると思います。

また、今回観光推進基本計画を策定いたしております協議会でございますけれども、現在学識経験者を含めさまざまな分野から20名の委員さんが出てきていただいております。その方々の知見もいただきながら、その方々のまた情報発信力をお願いしながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本　健議員）　８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員）　今回の２件目の私の質疑、ちょっとまとめさせていただきますと、まず、これはちょっとなかなか意見の差があるところなんですけれども、まず１つ目が、この事

業を進めるに当たっては、太宰府市が主導をしてくださいということが１つ。２つ目が、事業を促進するためにはインセンティブが必要だよということが２つ。３番目が、今ご回答ありましたソフトの部分ですよね。ソフトの部分はしっかり充実させて、ハードとソフトの両面で事業を推進するのが一番効果的ではないかと思うところでした。

最後なんですけれども、先ほどからこの太宰府型宿泊滞在促進戦略、何回も私かんでいるんですけれども、これ、それこそ天神ビッグバンに倣う形で、この長い名前のまず愛称ですかね、キャッチフレーズからつくってみたらどうかと思うんですけれども、親しみやすい名前、タイトルをしっかりつけたところでこの事業を進めていただきたいと思うんですが、最後にこれの回答をお願いします。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　これもおっしゃるとおりでありまして、やはり名前は体をあらわしますから、名前は非常に重要であります。そうした観点から、議員のご指摘もいただきながら、新たな名前を考えてまいりたいと思います。

一方、天神ビッグバンという言葉自体は、決して観光だけではない、まちづくり全体の都市計画全体の言葉でありますし、私自身も今後いわば総合計画的なものを立てる上で、この天神ビッグバンという名前に負けないような親しみやすい、わかりやすいそうしたネーミングも、町全体としても当然考えてまいりたいとも思っております。

なお、先ほど部長からも申しましたけれども、やはりソフト戦略の中で、福岡市ではできないことということで考えますと、やはり太宰府市は歴史なり文化なり緑なり、こうしたものが豊富であるという中で、先ほど最初の答弁でも申しましたように、名所旧跡などを組み合わせたブラタモリコースと申しましたが、やはり我々の職員も非常に専門的であります。そうした職員なども積極的にこの案内などにも活用しながら、こちらから、市が主体となって主導しながら、どのような観光コースがここに訪れる方にとって望ましい形であるのか。先ほど来の駐車場を活用したりとか、さまざまなそうした誘導を図りながら、こちらのほうからそのあり方を提案していくような、そうしたことを私自身考えておりますし、またさまざまな名所旧跡での体験を積むということ、このコト消費ですね、それもソフト事業として非常に重要でありますし、これは福岡市ではなかなかまねができないことだろうと思っておりますので、太宰府ならではのこうした事業というものも積極的に発信をしていきたいと考えております。

○議長（橋本　健議員）　よろしいですか。

８番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで14時５分まで休憩をいたします。

休憩　午後１時51分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午後２時05分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

６番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔６番　堺剛議員　登壇〕

○６番（堺　　剛議員）　議長より許可をいただきましたので、通告に従って２件質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

１件目は、今後計画されている本市の学校ＩＣＴ導入活用推進について伺います。

政府は、学校のＩＣＴ環境整備に係る新たな地方財政措置として、2018年から2022年度まで５カ年計画、単年度1,805億円を打ち出しています。新学習指導要領においては、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力などと同様に学習の基礎となる資質、能力と位置づけられ、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されています。小学校においてはプログラミング教育が必修化されるなど、本市においても今後の学習活動は積極的にＩＣＴ機器を活用することになると思います。

ＩＣＴ化導入経緯としては、平成23年に教育の情報化ビジョンが策定され、それを受けて学びのイノベーション事業で実証研究がなされ、報告書では、ＩＣＴ機器を整備した教育環境にすることを目的にしています。その中で、ＩＣＴ活用の留意事項として、学校における情報セキュリティーについてと、健康面における配慮事項について指摘されており、今後の本市のＩＣＴ機器導入及びＩＣＴ教育推進に向けて、児童・生徒の安心・安全の環境と健康を留意する内容となっています。

また、文部科学省では、ＩＣＴ活用推進において、青少年を有害情報から守るための取り組みの推進を図るため、学校における情報モラル教育の推進を投げかけています。学習指導要領解説においては、インターネット利用に伴う犯罪被害の防止の必要性や、児童・生徒の発達の段階に応じて情報モラルを身につけさせることの重要性を強調しています。

文部科学省は、児童・生徒を取り巻くインターネット環境の変化等を踏まえた教師用指導資料の改定、充実を行うとともに、従前に引き続き児童・生徒向け啓発資料の作成、配付、教員等を対象としたセミナーの実施等により、情報モラル教育の一層の充実を図ることとしています。

以上のことを踏まえて、以下の３点について伺います。

１点目、裸眼の視力が1.0未満の小学生と高校生の割合が過去最高になったことが、昨年12月に2018年度学校保健統計調査、これは速報値でございますが、それでわかっております。文科省は、専門家の意見では、スマートフォンや携帯ゲーム機の使用によって、近くで画面を見る時間が増えていることが影響しているようだとしています。そこで、本市の視力の判定状況について、わかる範囲でお聞かせください。

２点目、視力については、学校保健安全法施行規則第６条において視力検査を行うと記述されており、視力検査の方法や技術的基準は、児童・生徒の健康診断マニュアルの中で遠見視力検査を提示されています。

そこで、お尋ねします。本市の教育現場では、今後ＩＣＴ教育の推進により、黒板の文字を判断する遠見視力に加えて、タブレット画面の文字を判別する近見視力検査が必要になると思いますが、所管並びに市長の見解をお聞かせください。

３点目、厚生労働省研究班は、2018年９月に、中高生の１割超がネット依存の疑いがあるの衝撃的な調査結果を発表しています。そこで、本市においてもネット依存がわかるスクリーニング検査――適格検査なんですけれども――を推奨したいと思いますが、所管並びに市長のご見解をお聞かせください。

２件目は、中高年のひきこもりについて、本市の現状と課題認識及び対策について伺います。

学校や仕事に行けずに、家族以外の人との交流がほとんどなくなるひきこもりは、1980年代以降、若者の問題として扱われてきましたが、その期間が長期化して本人が40、50代になると同時に、親も高齢化して生活が困窮するケースが相次いでいます。

そのような状況の中、厚生労働省は2018年度から、自治体の担当者らがひきこもりの人を訪問して就労体験への参加を促す、地域における訪問型就労準備支援事業をスタートしています。家族だけでひきこもり状態を脱出させるには限界があるだけに、本市の行政に課せられる期待は大きいものと認識いたします。

ただ、長期間引きこもっている人が社会復帰することは容易ではないと思います。そのことを踏まえ、本市に求められる行政サービスとして、ひきこもりの人にどう社会で活躍してもらえるか、訪問支援を含めたきめ細かな支援を強化する必要があると認識いたします。ゆえに、本市の地域福祉計画の基本理念である「みんなで支え合い、いきいきと暮らし続けることができる福祉のまちづくり」の観点から、以下の２点について伺います。

１点目、本市のひきこもり支援の強化の全体像として、現状と課題認識について市の見解をお聞かせください。

２点目、ひきこもり支援を推進するための体制整備を検討されているのかお伺いします。

以上、２件の質問事項をお尋ねします。なお、回答は件名ごとにお願い申し上げます。再質問は質問席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　１件目の本市の学校ＩＣＴ導入活用推進についてご回答いたします。

児童・生徒の情報活用力を育成することを目的として、ＩＣＴ環境の整備を計画的、段階的に行うことについて、議会初日の施政方針の中でも述べさせていただきました。このことは、いち早く新学習指導要領が求める学習環境づくりに対応するとともに、変化の激しい情報化社会を生き抜く子どもたちを育てる上で、大変意義あることだと考えております。

しかし一方で、さまざまな情報機器は健康に好ましくない影響を及ぼしていることも想像にかたくありません。

学校のＩＣＴ機器の導入につきましては、学力の基盤や学力の育成に資するという教育的効

果だけに目を向けるのではなく、議員にご提言いただいております近見視力やネット依存対策も含め、ＩＣＴ機器の導入によってどのような課題が生じるのかも調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　所管の見解につきましては、私のほうからご回答いたします。

まず、１項目めの現行の定期健康診断の視力判定状況について現状を伺うについてお答えいたします。

福岡県企画・地域振興部調査統計課が出しております平成30年度版の学校保健統計速報によりますと、裸眼視力1.0未満の者の割合は、小学校で38.4％、中学校で60.1％であり、年々なだらかに増加している傾向にあります。また、全国平均と比較して、小学校で４％、中学校で５％程度、福岡県は高くなっております。

以上のことから、裸眼視力1.0以下の児童・生徒は年々上昇傾向にあり、視力の低下は健康上の課題として十分認識すべきことだと考えております。

次に、２項目めのＩＣＴ機器導入に当たり、今後の健康診断の検査項目に近見視力検査が必要と思うが、見解を伺うについてお答えいたします。

学校で行っております健康診断につきましては、学校保健安全法施行規則に示された検査項目に視力は位置づけられておりますが、あくまでも教室のどこから見ても黒板の文字が見えることという考え方を背景に、遠くを見る視力である遠見視力検査が行われてきました。

今後、授業の中で一人一人がタブレット等を使った学習が増え、近くを見る機会が増えてくるのではないかと考えます。近見視力の測定につきましては、さまざまな研究事例や国、県の動向等も注視しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

最後に、３項目めの中高生のネット依存対策としてのスクリーニングの導入について見解を伺うについてご回答いたします。

インターネットの普及により、生活は大変便利になりましたが、ネットへの依存は自己の能力発揮の妨げとなる、他者と面と向き合ったコミュニケーションが成立せず、人間関係の構築がうまくいかないなど、さまざまな問題につながっていることも事実です。

ネット依存対策としてのスクリーニングにつきましても、近見視力同様、さまざまな研究事例や国及び県の動向も注視しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　ご回答ありがとうございます。調査研究していただくということで、前向きなご回答だというふうに認識しておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

ただ、ここでちょっと１つ確認でございます。先ほども述べました国の動向、５カ年計画を説明させていただきましたが、本市においてもこのように進めていくのか、ちょっと確認をさ

せていただきたいんですが、国のほうとしては、幼稚園が平成30年度からで、小学校は平成32年、中学校は平成33年度から、そして高等学校は平成34年度からという形なんですが、こういう形の期間に合わせた形で、本市においても導入されていくという認識でよかったでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　教育長。

○教育長（樋田京子）　このご質問につきましては、私のほうから回答申し上げます。

少し詳しくなりますが、文科省は平成29年、一昨年、2018年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針を取りまとめました。具体的な整備項目と目的とされる水準を示すとともに、当該整備方針を踏まえまして、教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５カ年計画を策定いたしたところでございます。

太宰府市では、整備方針に示されております教職員用のコンピューターの配備、それから超高速インターネット及び無線ＬＡＮ環境の整備、ＩＣＴ支援員等の配置につきまして、平成30年度に補正予算を計上いたしまして、平成31年度からの運用が始まります。そのほか、児童・生徒用コンピューターにつきましては、平成31年度に28台、平成32年度に290台、電子黒板につきましては平成31年度に53台、平成32年度に42台配備することといたしております。

平成33年度以降につきましては、これらの機器の活用状況を勘案しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　この事業につきましては、私も以前、一般質問だったと思いますが、推進するようにお願いをした立場の者でございます。その推進についてはお願いしていきたいと思います。

それで、市長、実はこのＩＣＴの推進における過程の情報共有化をしておきたいと思うんですけれども、国のほうの奨励としてイノベーション、先ほど申し上げました報告書の概要版で、このＩＣＴの効果的なものをちょっと調べさせてもらいましたら、実際実証実験をされて、それを実際使われた生徒・児童の皆様と先生の評価のほうは、８割方効果があるという認定のもとでイノベーション実験が出されておりまして、それを受けて国は去年の６月15日に閣議決定をされまして、文部科学省のほうから第３期教育振興基本計画というものを打ち出しをされております。

この中に、目標の一つとしてＩＣＴ利活用のための基盤整備というものがあり、国を挙げて教育環境がシフトしていきますということで、本市においてもその動向の中で取り組みをされているんだという認識でありますが、ここで先ほど市長も述べてありました、逆にやっぱり身体的側面の留意、これは国も指摘しております。

具体的に留意事項について、設備についてはもうご存じだと思いますので言いませんけれども、黒板、窓枠、そして暗幕、そういった設備もあわせて整えていかれるんだろうと私は思っ

ておりますので、今日は質問から割愛しますが、ここで懸念する私の一番の心配事は、私も知らなかったんですけれども、これ太宰府の市民の方からご指摘をいただきまして、堺さん、視力が、今度タブレット化でうちの子どもが大変お世話になるらしいんですけれども、その中で心配しているのが、視力が今のうちの子が悪いのに、ますますひどくなるんじゃないかなというご相談を受けたときに、それをちょっと調査研究をさせていただいたら、実はこれは公益社団法人日本眼科医会のほうからご指摘があっているんですが、ＩＴ眼症という病名が出てきました。

これはどういう病名かと申しますと、ＩＴ機器を長時間あるいは不適切に使用することによって生じる目の病気及び、私が心配なのは、この次が物すごい心配で、その状態が誘因となって発症する全身症状をいいますと。簡単に言えば、目の疲れとかドライアイとか、目が乾く、頭痛がするぐらいでおさまれば、何とかまだ健康診断で発見して、早期対応で何とか改善できるんだろうと思うんですが、先進地、海外では今研究がなされておりまして、実は脳に影響が出てきているということがだんだん情報として出てきております。

どういうことかといいますと、やっぱり目の情報源というのは、人間にとって情報を集めるときに、８割から成る情報は目から入ってきます。目の負担というのが日常生活でも酷使されている状況の中で、このタブレットを使うことによって目がかなり酷使されてきて、障がいとなって、ＩＴ眼症という名前が眼科医さんのほうから指摘されています。

このことを具体的に、要するにどういう症状が出るかというと、そこの先進の研究発表の中では、コミュニケーション障がいとされている。勉強してせっかく学識を積んできて、いよいよ世の中に出るときに、コミュニケーションに対する社会に孤立化するような要因がちょっと含まれているので、ＩＴ眼症というのは非常に心配するところでございます。そのことについて市長はご認識あったのかどうか、お聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　率直に申しまして、このＩＴ眼症という状況につきましては、この議員の質問、ご指摘で私も初めて知ったところであります。全体としましても、裸眼視力が1.0未満の児童・生徒の割合が年々なだらかな増加傾向にあるということも報告を受けておりますので、やはり近視の予防対策も急務であると考えております。

ただし、健康の問題につきましては、学校だけでなくて、家庭での問題も大きいことから、今後は各家庭とも連携をながら、学校としても児童・生徒の健康配慮及び近視予防についてできることについて、これも調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　それで、この定期健康診断、教育部のほうにお伺いを少ししたいなと思うんですが、今実際、先ほど江口理事からもご答弁いただきました県のデータということで、実際太宰府市はどんな状況ですかね。年々やっぱり子どもさん、視力悪くなっている児童さん増えてきているのか、そのあたりちょっとお聞かせいただければ。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　先ほど県のデータを紹介させていただきましたけれども、実は市単独でデータを集めているということがありませんので、県のデータというのが一番身近なことになりますので、県のデータを紹介させていただきました。

実際これはもう私が現場にいたときの感覚で申し上げて申しわけないんですけれども、本当にここ年々、眼鏡やコンタクトレンズなどによって視力を補いながら生活、学習しているお子さんは増えているんだろうというふうに私も実感としては思います。

実際にこれは、先ほど県のデータが全国と比較して高いということを私のほうから述べましたけれども、太宰府市も福岡県と余り変わらないような状況で、決して太宰府市の子どもだけ視力がいいというような状況ではなかろうというふうには捉えております。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　要するに今学校のほうで先生たちというか、保健部のほうだと思いますが、保健部のほうで今されているのは、1.0というのが基準の中で、それ以下の方についてはＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄという、Ａが1.0だと思いますので、あとはＢ、Ｃ、Ｄというランクづけをされて、そこで学校のクラスクラス編制を行われていると、こういう認識でよろしかったでしょうか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　学級編制について、視力をもとにするということはありませんけれども、いざ健康診断があった後は、やはり教室の中での座席というか、机のどこに座らせるかというか、子どもたちをどこに場所を、席がえと言いますね、簡単に言ったら、席がえをするときには、やはり視力が余りよくないお子さんを配慮して、先に席を、私のときはもう２列目までとか決めてしていたんですけれども、そうするとやはりだんだん年々、もう２列目までを視力が厳しいお子さんで埋まるというような状況は、実感としては何か年々増えてきたなという感じは私は持っておりました。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　現状をちょっと知りたかったものですから、お聞きさせてもらいました。ありがとうございます。

このＩＴ眼症については、これからの大きな課題の一つだと思うんです。ほかの自治体も多分この取り組みはやってないと思うんですが、ＩＴ眼症に対する有効な手だてというのが、今まだ示されているわけではありませんので、ただちょっと資料を読んでいくと、目は一番効果的なのは、まず休ませるというのが大前提だそうです。ですので、それでちょっと後でまた提案させてもらいますけれども、この取り組みを具体的にどこかやってないかなと思って探しました。

そしたら、広島県の大竹市の玖波中学校のＰＴＡさんがされていまして、どういうことをされているかというと、地域の、これはちょっと写真がちっちゃくて申しわけないんですが、屋

外に望遠視力板というものをつくられまして、これがつくられたのが何か、びっくりしたんですけれども1986年で、実は最近、数年前リニューアルをされたということで、いまだにこれが地域のシンボルとなり、言っちゃ悪いんですけれども、こういったロケーションのいいところのお子さんの保護者の方でさえ、この視力に関する意識があるんだなということを改めて認識しました。

これは記事でも取り上げられた内容みたいですけれども、ＰＴＡのお父さん、お母さんたちがしっかりつくり込まれて、町のシンボルともなっていると。ここまで子どもたちの視力のことについて、意識が皆さん高いのかなと。

それと、今江口理事のほうからお答えいただいたように、本市にとっても子どもたちは、やっぱり視力を直接先生たちに訴える機会ってそんなにないと思うんですね。自分が実際視力が落ちてきている実感がそこまでわからない。

と申しますのも、太宰府市の小学校の教諭の方に面談させていただいた折にお話を聞いたのが、子どもたちの学習を進めていく中で、音読をさせていく中で、非常に音読の速度の遅い子がいらっしゃって、確認して、一回ちょっと眼科に行って調べてきなさいと。返ってきた答えが、実は特殊な例なんですけれども、視野がかなり狭いという方で、要するに文章が１行１行が見えづらいんですよ、全体が見えないから。だから読むのが遅かったと。

子どもさんは先天性ですから、それが当たり前だという家庭で生活をしてこられていますので、異常として認識はされていなかった。親も気づいてなかったということなんです。

だから、私が心配なのは、本来子どもの健康管理でございますので、これは教育部とか行政に求める問題ではないと思うんですが、でも親のほうも、これからＩＣＴ化していく上で、こういうＩＴ眼症とか、要するにタブレットを見るときに、これ眼科医さんのチラシなんですけれども、近づき過ぎていませんかという、近くばかり見ていると遠くを見る力が弱まりますよというチラシなんですけれども、出されていまして、普通我々遠見視力というのは、学校で５m離れて、Ｃマークのあいているところを指したり、平仮名読んだりして測定していきますよね。その視力は、黒板の文字がどこの席からでも見えるということで、授業に支障のないように運用するために健康診断を図られていると私は認識しておりまして、今回タブレットを導入されると、今度は近視力を求められるので、近視力でタブレットを見たときに二重に見えるとか、色がよくわからないとか、最近学校のほうでも色覚検査がもうなくなって大分たちますけれども、今のところ色覚検査で不適格者みたいな方が太宰府にも若干いらっしゃるんでしょうかね。そのあたりちょっとお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　色覚検査は全員に実施するというのは、確かになくなっているんですが、現在は小学校４年生、中学校１年生を対象に、保護者が希望された場合に簡易的なものを行っています。例えば本年の結果なんですけれども、小学校で検査を受けた者が177人ですね。色覚に特性があった児童は15名ですので、８％程度そういうお子さんが簡易検査によって

わかったと。中学校の場合には103人希望されまして、７人その中でいらっしゃったということで、これは７％ですので、７～８％の児童・生徒の皆さんが色覚に特性があるということでわかったということです。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　その数がわかっただけでも今日はよかったなと思います。

と申しますのも、大体色覚検査で全国的に言われているのは、先天性的な問題で色覚異常は大体男子で約５％ですね。ですので、20人に一人ぐらいの割合。女子は少なくて0.2%、500人に一人という基準値があるんですね。それよりちょっと本市は大いなというふうに今感じました。

具体的に私のほうからお願いしたいのは、各学校の教室に視力の検査表をどこか張り出していただいて、授業のＩＣタブレット事業を行う課程の中で、必ず１時間以上させないというルールのもとでやっていただいて、その間、目のちょっとトレーニングではないですが、休ませる時間が一、二分あったらいいんじゃないかなと、私はそう思いまして、目を休ませて、自分の指を使って目のトレーニングができますので、簡単に、目のトレーニングをして、そして視力検査表を見て、自分の視力がどれぐらいあるか。結局子どもさんたちに視力に対する意識づけをすることが、健康管理の上において最も有用ではないかなと。その中で、あ、この文字がちょっと最近見えにくくなってきているという訴えを拾っていくという、そういう仕組みを太宰府市でまずは他市に先駆けて取り組んでいただけないか、そのあたり市長どうでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　率直に申して、この課題につきまして、議員のご指摘で改めて私も認識をしていること多々でありますので、ここで一概に導入するとなかなか言えませんけれども、おっしゃるように、これは国全体の問題としても、やはりこうしたＩＴ化が進む中で、私自身も含めて近視でありますし、そうした中で、子どものころからそうした環境の中で目を休ませるとか、時々遠くを見るとか、こうしたことを意識づけるということは確かに重要なことだろうということを改めて感じましたので、そのためにどのような方策を学校現場でもとれるのかということは、担当とも相談しながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　このことにつきましては、大きく言えば人づくりへの基盤整備にもつながっていくのではないかなと。今から私たちが、到来してきている少子・高齢化問題で、これから本市にとってもそういう厳しい時代背景の中で、教育を通じて本市の経済活動の水準の維持というものを図っていくならば、子どもに対する教育は、未来への投資ではありませんけれども、子どもを健全な環境の中で育てていくというのは、教育が資本的財産からいくと経済的な観点からも重要なことではないかなと思いましたので、提案させていただきました。

それと次に、視力に関してのほかに、今度はこれは直接ＳＮＳの話題になってしまいますので、先ほど申し上げましたインターネット関係で、実は昨年８月31日に厚生労働省の研究班

が、２点目ですけれども、中高生の１割超のネット依存があるとさっき申し上げましたけれども、中高生全体が大体650万人と。その中の７人に一人が依存ではないかと疑いの計算が出ています。本市においてもこれは憂慮すべき事態ではないかなと思いますので、そのあたりは無視されないようにお願いしたいなと。

中高生がネット依存すると、学校の遅刻や睡眠不足、学力低下、ひきこもりなどを招き、日常生活に支障を来すケースが少なくないということです。

それともう一つは、これはここだけの問題ではなくて、世界的な問題になっていまして、世界保健機構のＷＨＯでは、ゲームをやめられずに生活が困難になる状態をゲーム障がいとして、疾患の一種にする方針に今なっているそうです。今そういう時代に入ったという認識を私たちが持たないといけないと思います。

そういった中で、青少年インターネット環境整備法というのが、ここちょっと概要版がありますけれども、ここに先ほど申し上げました青少年の有害サイトへのアクセスを防止するために、フィルタリングをしてくださいということをしっかりうたってあります。

私は思うんですけれども、学校のほうで、これ依存については本当、親が指導監督していかないといけないと思うんですが、親のほうにもなかなかこれ子どもたちも言わないと思いますので、学校のほうで定期的にそういう、導入の後で結構ですので、この資料は、これは視力ケアセンターさんの資料をちょっと用いさせてもらいますが、ネット依存がわかるスクリーニング検査という、これは国がちゃんと認めた内容になっていますので、１項目から８項目までありまして、３項目から４項目ひっかかるとその疑いがあると、５項目以上になったら依存という、簡単な質問、アンケートをとることによって、ある程度の形が数値化して見えてくるということを申し上げておきたいと思いますが、できれば導入検討もいただけないのかなというように思いますが、そのあたりいかがでしょうか。市長、お伺いしてもよろしいですか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　この点につきましても、私もちょっと不得手なところもありまして、改めて議員のご指摘で認識をしているところ多々ございます。

そうした中で、確かにこのネット依存と言われて久しいと思いますけれども、そうした中で子どもの学力はもちろんのこと、さまざまな生活、そして健康状態にも影響していくということは、大変憂慮すべき状況であるということは、私も認識をいたします。

そうした中で、このスクリーニング検査も、これまた私も初めてこうしたことを今見知ったところでありますので、先ほども申しましたけれども、現場担当とも相談をしながら、どのような形でこうしたものを導入することができるかは考えていきたいと思っております。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　ありがとうございます。１件目はこれで終わりたいと思いますが、結びに、結局先ほど色覚異常のこともお聞きしたのも、今回の近見視力の検査の要望をしたのも、数は少ないかもしれませんが、本当に正しい健康管理で指導していく、親御さんにそういう情

報を知っていただくという、効果的な授業のあり方を見詰めていただくには必要ではないかなと思います。子どもたちの視点からいえば、結局近見視力の不良の子どもたちが自分で自覚してないかもしれませんけれども、見る力の問題なのに、能力がないとか、努力が足りないとか、集中力がないとか、根気が続かないと誤解を招くような場面だけは避けたい。このような思いからこの問題を取り上げさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

２件目をお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　２件目入ります。回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵）　次に、２件目の中高年のひきこもりについてご回答申し上げます。

ひきこもりの長期化により、50代前後のひきこもりの中高年者を80代前後の親が養うという、いわゆる80・50問題が社会問題化しているということにつきまして、私も承知をしているところでありますが、こうした長期間ひきこもりをされている方々を就労や社会参加に結びつけることは、容易なことではないとも考えております。

しかし、ひきこもりの状態にある人やその家族に対し、専門職を含めた関係者、関係機関が多様な相談や家族的支援を行うことで、問題解決に向かうこともあるのではないかと考えており、制度のはざまで困難を抱えた方への対応を充実していく必要を感じてもおります。

詳細につきましては、担当部長から回答いたします。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕）　詳細につきまして私からご回答申し上げます。

まず、中高年のひきこもりについての１項目め、本市の現状と課題認識について伺うについてでございますが、ひきこもりにつきましては、その問題が表面化することが少なく、外部からの接触が困難なケースが多々あります。そのため、福岡県ひきこもり地域支援センターが開催しております家族教室への参加や、ひきこもり地域センター職員との情報交換などを実施いたしまして、ひきこもりに関する情報把握に努めているところでございますが、相談件数につきましては年に数件程度にとどまっている状況でございます。

その一つの要因といたしまして、真に支援が必要な方々やその家族に対しまして、支援の情報が届いていないということが考えられます。このため、市広報紙やホームページへの情報掲載やチラシの隣組回覧による情報の周知を図るとともに、地域の民生委員や福祉委員の会合にも同席をさせていただきまして、ひきこもりの方々やその家族に対する支援策などの説明をさせていただくなどいたしまして、情報提供をお願いしているところでございます。

次に、２項目めの体制整備についてでございますが、先ほど述べました本市の現状と課題を踏まえまして、今後につきましてはひきこもり地域支援センターを初めといたしまして、地域の民生委員、福祉委員や社会福祉協議会などの関係機関との情報共有と連携強化を図りながら、必要に応じてひきこもりサポーター派遣事業の活用を検討するとともに、今まで以上のアウトリーチ型の相談体制の充実を図り、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　これも前向きに検討していただけるみたいということで、私も非常にうれしく思います。

これはちょっと通告してなかったので、大変恐縮なんですけれども、ひきこもりの関連から、青少年育成の若者のひきこもりについて、青少年育成で不登校対策で近年大きく成果をあらわされている状況をちょっと私もお聞きをいたしまして、そしてまた新たに今後の取り組みを、ひきこもりに対しても不登校に対してもされていくということで伺っておりますので、そのあたり状況がわかれば、教育部のほうで教えていただければと思います。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（江口尋信）　ひきこもりということで、まず現状からお話ししますと、不登校の中でも、４月の始業式から一日も学校に、また教育支援センターのほうにもお見えでない児童・生徒ということで考えますと、実は平成28年度は全児童・生徒じゃなくて、不登校児童・生徒のうちの4.1%、平成29年度は６％、平成30年度は6.6%というふうに、本当に学校にも支援センターにも行けていないという児童・生徒が増えているというような現状があります。

それで、まず、ちょうど私が３年前に来たときの一つの大きな課題は、まず学校に来れてない児童・生徒への支援をどうするかということで、教育支援センターの中のつばさ学級に行けているお子さんが少なかったんですね。一番最初、私が来た年の卒級式は本当に１人か２人で、余り教育委員会の者が行くと、ちょっとの子どもをみんな大人で囲むような感じになって、余りよくないだろうというような雰囲気があったんですよね。それが現在はおかげさまで20人ほど在級しておりまして、この間３月１日に９人が巣立っていきました。進路も全て今の時点ではまだはっきりはしてないお子さんもいらっしゃいますけれども、ほぼ何か見通しが立っているような状況であります。

その次のやはり課題としては、先ほど言いました、学校にも、それから支援センターにも行ってないお子さんにどうアプローチするかということが次の課題だろうというふうに我々は思いましたので、来年度、昨日もちょっと話題になりましたけれども、筑紫女学園大学さんの社会連携事業と協力をしながら、子どもたちとか保護者の皆さんにアプローチをして、大学を第３の居場所にする。学校、支援センター、大学ということでですね。そして、そこには学校という色合いよりも、大学生とか、それから将来の進路先である大学のキャンパスに行ってみるという経験も、非常に先々夢を描く上では大事だろうというか、大きな効果があるだろうということで、来年度から計画しているところなんです。

それで、まだ大きな成果ということも、まだ取り組んでおりませんのであれなんですけれども、来年度４月から、もうすぐですけれども、徐々にスタートするというような状況でございます。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　市長、これご認識いただきたかったのは、私も議員になりましてなりたてのころに、そういったちょっと施設のほうに行かせていただいたときに、ほとんど不登校の生徒さんとかひきこもりの生徒さんたちが若干名しかいないと。なかなか見学に来られても、こちらのほうに利用されていないという現状もお聞きしていました。それからちょっと私もブランクありまして、最近になりまして聞いたら、理事に聞いたら、このように数十名の方が来てくださるような仕組みになっている。これは太宰府市にとっても大きなメリットではないかと思いますし、国から文科省の調査でも出ているのが、2011年度には14万4,000人で、それを超えてきて、今度は今増加傾向にあるという状況なんですね。

そういった中で、2016年12月に教育機会確保法というのが出ました。これに準ずる、値する、近隣自治体に比べてうちは先行取り組みとして評価すべきものではないかなと認識私しましたので、ちょっとあえて質問させていただきました。市長、そのあたりどういうご認識でしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　この子どものひきこもりの問題について、私自身も私のやはり同じ世代の親になっている世代が多くいまして、そうした中で、お子さんがひきこもりになっているということもやはり聞くことでありますし、実際にそのお子さんとお会いをさせていただいたケースもあります。

そうした中で、教育機会確保法の中では、そうしたことを前提にうたわれておりまして、そうした中で、本市において、特に現場の中でそうした声なき声にしっかりと耳を傾けながら、本市の中でまさしく子どもたちが多く巣立っていっていると、そうした場を活用して巣立っていっているという先ほどの担当からの話もありましたけれども、この点は本市としてもさらに力を入れていかなければならないということを改めて感じているところであります。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　今回１つありました、今回の私のテーマにした中高年ひきこもり、これは市民の皆様の本当の声、大変な声をお届けする役目なので、ちょっと緊張しておりますが、私も市民相談で、訪問対話型で市民の皆様と応対に行ったときに現場に赴きまして、家庭環境とか、もちろん状況とかいろいろお伺いをします。そういった中で、高齢者世帯の年金者世帯の方で生活困窮のご相談の入り口なんですけれども、聞いていくと、そこに共通項としてあるのは、実は子どもさんが自立できなくて、ご家庭にいらっしゃって、少ない年金の中で一緒に生活しているという状況が何件も最近ちょっと見受けられるようになってきました。

それで、所管のほうといつも、ありがとうございます、太宰府市の所管の方には大変ご迷惑かけていますが、その都度ご相談をさせていただいて、つないでいっている状況なんですけれども、本当これはせっぱ詰まった、いよいよにならないとＳＯＳを発信されない状況の中で、これから私たちが今やっていかないといけない大きな生活困窮対策として、もう背景は時間がありませんので言いませんけれども、先ほど部長の答弁では、体制も一回これから充実を図っ

ていきたいと言われています。

実は、もう今日は時間がありませんので紹介しませんが、神奈川県の相模原市では具体的に進められて、支援センターも具体的に立ち上げられて、広報も講演会も周知徹底も図られて、物すごい進まれています。それと、調べていただきたいんですけれども、秋田県の藤里町、これはテレビ放映にもされた先進事例でございます。

どうかこの事例等も参考にされながらやっていただきたいと思いますが、私が申し上げたいのは、今の私がそういう活動をさせていただく中で、少し、限界まではいきませんが、市民ニーズに即した所管の体制になっているとはいえども、充足してないよなというのが実感なんです。

所管のほうの対応は別に全然問題ないんですよ。所管の方といつも話をするのが、太宰府市にじゃあどれぐらいのひきこもりの方がいらっしゃるかわからないという状況なんです。これは調べようがありません。調べようと思ったら、一軒一軒訪問しながら調査していかないといけないので、やっていかないといけないです。

でも、この情報を一番知っているのはじゃあ誰かということなんです。たら、地域の方なんですね。ご家族の方なんですよ。その方たちに対する協力連携を求めていく、その方々の支援をサポートを行政が責任を持ってやる、このことが大事ではないかなと私は思います。

ですので、具体的に申しますと、社会福祉協議会、団体等とか民間事業者等と、そして市民、地域にいらっしゃる自治会長、民生委員の方等々、地域の資源力も使って、そこのネットワークはもう一回見直すべきときに、今時代に入ったんではないか、これをやらなきゃいけないんじゃないかなと思います。

大野城、春日、筑紫野、見てみますと、本当、私は思うんですけれども、コミュニティセンターがきっちりつくられて、地域に根差した行政窓口を確立されて、地域のにぎわいの創出の拠点場所まで提供されている。このことを思いますと、太宰府市もこれからいよいよもうこれに向かってやらなきゃいけない具体的なタイミングではないかなと思いますが、市長、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　これまでも本市としても、生活支援課を新たに設けたり、アウトリーチ型の相談支援も積極的に行うようにやってまいりました。

しかしその一方で、私も実は一度新聞で、ひきこもりの子どもを抱える親の会、正式名称は違うかもしれませんけれども、筑紫野で、カミーリアだったと思いますけれども、親の会で集まられる告知がありまして、私もそれを見まして訪ねていったことがあるんです。そうしましたら、やはり率直に言って余り外部の方に話しにくい、知られたくない、それでもやっぱり相談をしたい、そうした同じ悩みを持つ人たちで分かち合いたい、そういうことも話してもいただきました。

そうした中で私ができること、どういうことがあるのかなということは、もうこれも数年前

から考えてきたことでもあります。そうした中で、おっしゃられるように地域のネットワークということが非常に重要、さらに重要性を増しているということも認識をしております。

コミュニティのあり方、そしてそれが建物などそういうよりどころがどうあるべきか、これはまたさまざまな課題もありますけれども、しかしそうした、やはり本当にお困りの方にどのように市として、行政として、また人間としても寄り添うことができるのかということは、私自身もやはり耳を澄ませて考えてまいりたいと改めて感じたところであります。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員。

○６番（堺　　剛議員）　具体的に今回市民相談、私もさせていただきながら、市民の方から教えていただきながらこの質問を出させていただいていますけれども、言ったら本当に深刻な問題でございまして、男女を問わず、年齢も40代の方もいらっしゃれば50代方もいらっしゃる。大学もきっちり出てあるのに、社会的自立ができない方とか、本当さまざま、家庭内ＤＶで引きこもってしまったとか、さまざまいらっしゃいます。

形態もいろいろございますが、じゃあそのひきこもりの方を本当に支援して支えて、日常的にやってこられて、先進事例で１つあるのが、伊丹方式というのがありまして、これちょっと神戸新聞の記事なので恐縮なんですけれども、去年の神戸新聞の記事の中で私がちょっと見させていただいた中にあったのが、男性の方のこういう、もう時間がありませんので内容は言いませんけれども、このひきこもりでうまく社会復帰されている現実があるんですね。そういう事例を出している自治体があります。そこに倣って、うちのほうも取り組みを進めていただきたいというのが趣旨です。

ひきこもりの方に対応できれば、じゃあ何がメリットとして町としてあるのかと申しますと、私は大きなものがあると思います。ここにも書いてありますが、ご本人も無業者であったのが社会参加できて、豊かな人生観に変わります。その方は労働者になりますから、職場で企業側としては人材確保が難しいこのときに、新たな人材が発掘できる。そして行く行くは、その方が納税者になっていただく。ということは、まちづくりの基盤整備になる、持続可能なまちづくりになるということで、私が市長に申し上げたいのは、一人も置き去りにしないでほしいということです。その精神で進めていっていただきたいなと思います。

そこで最後に、告知を２つだけさせてもらって終わりたいと思いますが、１つは、これ所管の方にもお願いしましたけれども、うちの生活支援関係の窓口は非常に明るく、ホームページを開きました、太宰府市のホームページ。明るくて非常にわかりやすいんですけれども、残念なことに先ほどから出ています春日のほうの支援サポートセンターのうちのネットを調べると、これなんです。これ、この表記というのがいいとか悪いとか私は言いませんが、対象者、ひきこもりご本人とかご家族のことを考えると、ちょっと配慮が要るんではないかなと私は思いましたので、ちょっとご指摘をさせていただきたいなと思っております。

これは県がやっていることですから、市が勝手にできないと思いますけれども、しっかり要望していただいて、太宰府市のホームページにもう少しわかりやすく明るく載せていただけれ

ばと思います。

それともう一点、実は全国のひきこもり家族会連合会というのがございます。通称ＫＨＪさんといわれるみたいですが、私も今回この調査研究するに当たって調べましたら、今月の17日にクローバープラザで、各地全国を回られて講演会、しっかり研修をされているみたいなんですよね。よかったら市長、一緒に参加させていただければ幸いかと思います。

いずれにしろ、本当にひきこもりの方が本当にいらっしゃるとなると、高齢者世帯、要するに１世帯がすぐ逼迫した状況に追い込まれます。これは本当に悲痛な叫びです。

先ほど今日申し上げた１件目の子どもの視力、２件目のこのひきこもりの問題、これは市民の皆様からご提示いただいた市民の声でございます。どうか人づくりが我々の使命と思って、これからの市政運営、検討だけではなくて前向きな対応をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本　健議員）　６番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで15時10分まで休憩をいたします。

休憩　午後２時57分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午後３時10分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

11番上疆議員の一般質問を許可します。

〔11番　上疆議員　登壇〕

○１１番（上　　疆議員）　ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました１件について質問をいたします。

今回は、身近な地域での問題について質問させていただきます。そこで、住宅地の緑は、人々に安らぎを与えるとともに、防災や防犯に大きな役割を果たしています。しかし、生け垣や樹木が道路にはみ出すと見通しを悪くし、通行の邪魔になったり、通行者の安全に大きな支障を来すことになります。

この星ヶ丘交差点そばの太宰府市青山二丁目25－１にあった大右衛門うどんは、二、三年前に閉店し、その後空き家となっていますが、敷地内の樹木が伸びっ放しで、垣根を越えて道路に覆いかぶさるように大きく張り出してきております。朝通の通勤通学時間帯には自動車、自転車、歩行者が多く、また通勤通学時間帯以外でも、この道路を通って近くのコンビニに買い物に行ったり、通院する地域のお年寄りが多数おられます。また、道路は大きくカーブしており、視界を遮る樹木は歩行者や自動車の安全な通行に大きな支障を来しており、このような状況を見るにつけ、大きな事故につながらなければよいがと祈る毎日です。

地域住民の安心・安全確保のため、また市の道路管理の問題でもあり、市の早急な対応が望ましいと思われるが、見解を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。よろしくお願いします。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　道路にはみ出した樹木の伐採についてご回答を申し上げます。

道路上にはみ出した樹木の伐採につきましては、土地所有者に適正な管理をしていただく必要があり、市道道路管理者であります本市より直接の訪問や文書により、剪定、伐採のお願いをしております。

議員ご指摘の箇所につきましても、土地所有者に対して２回、文書により剪定、伐採のお願いをしており、今年１月の中旬には直接自宅を職員が訪問しましたが、お会いできておりません。

このような状況の中で、地域住民の安心・安全確保のため、再度所有者への連絡により早急な伐採をお願いしたいと考えており、市の関係課との連携や他市町の先進事例も参考にしながら、対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（橋本　健議員）　再質問はいいですか。

11番上疆議員。

○１１番（上　　疆議員）　ここの中身が市長のほうからいただきましたけれども、中身そのものがちょっと危ないなと思っておりまして、この内容をもう一回私が話します。

今回の質問につきましては、２年ほど前に通告書を提出する予定にしておりましたが、その際、担当課より、大右衛門うどんの土地建物は売却され、新しい所有者が間もなく樹木の伐採をするでしょうとの話でしたので、通告書を取り下げましたが、それからかなり月数が経過しましたが、何ら変わるところはありませんでした。その間、担当課は道路管理者の立場から、所有者にお願いをするなどの働き方をされたのでしょうか、再度見解を伺います。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　議員ご指摘のように、私どもその売却等のお話もお伺いをしまして、ただ売却ができてないという状況もございますのでということで、若干状況も変化してきているということでございます。

その間、先ほど市長のほうからも回答しましたけれども、平成29年10月31日と、あと平成30年３月20日に２回文書を出して、今年１月の中旬に、文書を出しても対応ができてないということが現状でしたものですから、もう住所はわかっていましたので、直接訪問したということでの報告は受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　11番上疆議員。

○１１番（上　　疆議員）　その件はそういうことでありますが、福岡市の関係で、皆さんもしているのかどうかわかりませんが、福岡市も定期的に道路のパトロールや市民からの通報によって現地調査を行い、適切な指導、対応を行っているようです。そういうことで、当市でも大分前に樹木管理についてのお願いを広報に掲載したり、土地の所有者にしたりしておりましたね。だから、そういう分を含めてさらに周知を図っていただきたいと思いますが、もう一度お

願いします。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　ありがとうございます。実は、市のホームページのほうにも一度上げていたと経過はございますけれども、現在ホームページに上げてないという状況があるみたいですので、これも早急に、今担当課とも協議をしながら、まずはホームページで市域全体にお知らせする。これは建設課だけではなくて、今空き地、空き家ということでおっしゃっていただいていますけれども、やはり空き家は都市計画課、空き地のほうは環境課になりますので、そういうところとも連携をしながら、今後早急な対応はしていきたいと思いますので、また報告等はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　11番上疆議員。

○１１番（上　　疆議員）　その件わかりますが、なかなか、それではいけません、できないということです。このままの状態でまた１年、２年と月日を重ねますと、さらに樹木は大きく育ち、ますます道路にはみ出してきます。また、はみ出した樹木の奥には、大きく伸びた幹がまだどんどん増えておるんですよね。そういうことで、最近の異常気象では突風により樹木の枝が折れること予測されることもあると思います。

そういうことを含めて、この市民の安全を守る立場にある市がこの状態を現状のまま放置され、事故につながった場合は、市としてどう対応されるのか伺います。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　まず１つが、樹木につきましては、民地にあるものが市道に出てきておっても、これはご存じでしょうけれども、１つは個人の財産ということがありますものですから、まずはその所有者にきちっと管理していただくということが必要だということで、これにつきましては太宰府市だけではございませんで、福岡市には確認はしてなかったんですが、筑紫野と大野城のほうのそういうところにつきましては、やはり文書と、あと直接会いに行くということをやっているということでございましたので、私どもも回数的にというか、やはり重点的に訪問するとかということはしていきたいと思います。

それと、何か事故があった場合は、１つはそこの所有者の方の責任と、あと道路管理者としての責任も問われるということにはなると思いますので、その辺をしっかり肝に銘じながら取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　11番上疆議員。

○１１番（上　　疆議員）　中身はつながったところでありますけれども、なかなかそう言いながら、してくれないんですね。だから、そういう分を含めて、福岡市のほうでは、今私が言いましたけれども、定期的に道路のパトロールというようなことをやっていただいて、そういう樹木の管理が、これは高いとか低いとかあるでしょう、それぞれ。物すごく大きいんですよ、う

ちの場合は。これぐらいの道路がありますよね。その道路に通らないかんですよね。だから、そういったときには、もう雨が降ったときには絶対通れない。だから、そういうこともありますから、そういうことを含めて早急にというか、そういうことができるようにしてもらいたいと思いますが、もう一度お願いします。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　現地、私のほうも見させていただいておりますし、ちょうど見ていたときに歩行者というか、ちょうど小雨が降っていましたので、傘を差しながら、斜めにしながら歩かれている姿も見ていますし、その後に高齢の方が来られて、やはり木をよけながら、歩道の中ではありましたけれども、木をよけながらという姿も見ていますので、私自身が、所管課のほうでやっていただいている部分もありますけれども、私のほうが先頭に立ちながら早急な対応についてはやっていきたいと、ここで述べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　11番上疆議員。

○１１番（上　　疆議員）　早急にというふうに私は言っておりますので、どのくらいでその部分に、あっちのほうにご案内してもろうて、お話をしてもらって、そういうことをしていただきたいなと思いますよね。そのままにしとったら、ずっとしないですよ、向こうの方もですね。

だから、そういうことを含めて、やっぱり十分もう、それこそ恐らく３年以上たっとるんですよね。そういう中で私どもは待っているということですので、その所有者の部分と十分検討をしていただきたい。それをいつごろまでにされるかということもちょっと聞きたいんですが。

○議長（橋本　健議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　いつごろまでという時期的なものは、本当はここで言えれば一番よろしいんでしょうけれども、私どもとしても、１つは所有者と会う、そして会って今の現状を確認させていただいて、実は今私どもが動いているのは道路法で、道路の中にそういう交通支障がある場合は禁止になっていますよという条項があるものですから、そこを活用しながらというか、話をさせていただいていますけれども、実は民法の規定の中にも、そこでけがをさせたらあなたの責任ですとよという民法の第717条というものがございますので、そういうところも訴えながら、とにかく早急に会わせていただいて、また福岡市の方ですので、その方にもしこちらにそういう木を切る手段というか、業者がわからんとかそういうことであれば、また造園組合とかも相談しながら紹介をするとかということ、市のほうができることはさせていただきながら、済みません、時期的なものが申し上げられませんけれども、とにかくなるべく早くというか、早急にということを申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　11番上疆議員。

○１１番（上　　疆議員）　なかなかこういうのは切りがないのであれですが、市長にちょっと言います。

市長もこの大右衛門うどんの土地の建物なんか知っとったでしょう。何か入っとったでしょう。そういうこともあります。あそこはもう抜けましたからよかったけれども。そういうことも含めて、市長としてどういうふうに考えられるかお願いします。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　おっしゃるように、まだ開店をしている当時から、私自身もポスターを張らせていただいていたところでもありますし、場所もよく存じ上げております。

過去の経過を今お聞きをして改めて知ったこともありまして、売買の予定があったということは私はちょっと存じ上げておりませんでしたので、そうした経過も含めながら、この議会の場で押し問答をしてもなかなか生産的ではありませんので、改めてこの点についてどのような手を打てるのか、私が責任を持って対応を考えてまいりたいと思っておりますので、もう少しお時間いただければと思います。しっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（橋本　健議員）　11番上疆議員。

○１１番（上　　疆議員）　市長がそのように言ってくれるそうですから、そういうことで、私はそれで終わりたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　11番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩をいたします。

休憩　午後３時24分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午後３時35分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

５番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔５番　笠利毅議員　登壇〕

○５番（笠利　毅議員）　ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

１件目、今年の夏、再び豪雨があった場合の対応予定について。

昨2018年７月の豪雨を受け、９月の議会では災害に関する一般質問が多く行われました。答弁では、早期の避難と、自分の生命は自分で守るという言葉が強調されました。被災される方は、自分でという部分に困難を抱える高齢の方や障がいを持つ方々が多いという調査があることを踏まえると、早期の避難判断を促し、それを受け入れる体制を可能な限り準備するのが、行政としてこの１年の大きな課題であったと考えています。

可能な限りとは、選択をしなければならないということの裏返しであり、この１年とは、集中が求められるということでもあるでしょう。

質問ですが、特に避難の必要性の高くなりがちな住民に、市はこれまでどのような対応を行ってきたか、夏を前に最後の詰めとして何を確認しておいてほしいか。それ以外の市民についての対応をどのように準備しているのか。夏前に何らかの広報活動や周知活動を予定している

か伺います。

今年もあと三、四カ月もすれば夏になります。つまり、今は事前の対策の進みぐあいを市民がしっかり認識しておくことが大切な季節だと考えられます。ＰＤＣＡと言いますが、市民の避難というアクションを促すために、太宰府市がこの１年に選んだアクションについてご回答をお願いします。

２件目、子ども議会と子どもの権利について。

昨年の12月に、子ども議会という形で子ども・学生未来会議が行われたことは高く評価しています。この子ども議会は、最後に樋田教育長の講評が行われたことが象徴しているように、教育の文脈で、恐らくは主権者教育という文脈で考えられているのではないかと思います。同時に、子ども議会は、施政方針にもありますが、楠田市長の肝いりの政策でもあり、子ども議会は今のところ楠田市長の思いに根差すものとなっています。

昨年の９月に、教える、育てるから、子ども自身が学ぶへの逆転を可能にする教育が太宰府において行われることに期待を表明しました。子ども議会も、市長の思いを離れて、太宰府の市民としての子ども自身に根差したものへと、早期に転換を図る必要があるのではないかと考えています。

通告に記した子どもの権利という表現は、子どもの権利条約や各地の子ども条例、太宰府市の自治基本条例の規定などを念頭に置いていますが、太宰府市のアクティブな構成員としての子どもを考えるからこその子ども議会であるならばなおさら、子どもの権利への省察を大人の側が踏まえる必要があり、それは市の将来の政策決定にも影響を及ぼすものと考えます。思いで結構ですので、市長の考えを伺いたいと思います。

３件目、中学校給食導入について。

中学校給食導入について、楠田市長はこの任期中で目途をつけるということを基本姿勢としていると思います。目途をつけるために必要なのが歳入増と歳出減ですが、これは恐らく経常経費に強く関係してきます。

楠田市政下での財政改革は、昨年からの１年間は試行的、平成31年度、2019年度は予算に従い強い目的意識を持ってのものということになろうかと思います。その決算は、来年、2020年９月になります。続く2021年が楠田市政の４年目であり、この年度の予算を組む時点で、できれば一定の目途を立てたいと考えているのではないでしょうか。であるならば、今年の実践の成果が極めて重要になります。中学校給食導入を念頭に、楠田市長の展望する財政再建のサイクルを確認しておきたいと考えます。市長の説明を求めます。

４件目、次期総合計画の策定について。

今議会での施政方針演説は、内容を分析的に振り返ると、太宰府市の将来像について庁舎内で一定の整理が進んだ成果ではないかと私は判断しています。

そこで、質問します。次期総合計画策定に向けて、確定している予定を伺います。同時に、市長として堅持したいと考えている方針があれば、それをお示しください。

質問は以上４件です。再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　１件目の今年の夏、再び豪雨があった場合の対応予定についてのご回答を申し上げます。

昨年の７月豪雨につきましては、幸い人命にかかわる被害はありませんでしたけれども、家屋の全壊被害や市内各所での土砂崩れや冠水などが発生をいたしました。議員各位を初め自治会や市民の方々から、避難情報発令や避難所のあり方などについての意見や要望が寄せられましたので、内容を精査し、今後の対応に生かしていく考えであります。

こうした教訓の上に立ちまして、まずは各自治会で開催しております市長と語る会でも防災を重点テーマの一つとして、市民の皆様にいち早い避難の重要性の啓発などを行っているところであります。

また、自衛隊の協力もいただきながら、近年の気象状況から考えられる最大雨量での豪雨災害シミュレーションの作成にも鋭意取り組んでおり、梅雨時期までにはより的確な市としての対応、関係機関との協力などを可能にしておきたいと考えております。

詳細につきましては担当部長から回答をいたします。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　具体的な内容につきましては、私のほうからご回答申し上げます。

まず、昨年の３月に各世帯に配布をいたしましたハザードマップでございますけれども、このハザードマップで、ご自宅が土砂災害でありますとか浸水の災害危険区域に入っていないかどうかの確認を行っていただくなど、また災害危険区域にお住まいの方には、早目の避難を行うよう、防災講座などにおいて呼びかけてまいってきたところでございます。昨年７月以降に、これまで12回の防災講座を実施をいたしまして、934名の方の参加をいただいたところでございます。

また、本市におきましては、障がい者支援団体や支援施設などで構成する太宰府市障がい者等災害時要支援者対策協議会というものの発足に対しまして支援をしてまいったところでございます。今後、障がい者など配慮が必要な方に対しての災害情報の周知でありますとか、災害時の支援体制の確立が期待をされるところでございます。

避難情報の発令につきましては、今までは行政区単位で避難勧告などを発令をいたしておりました。今後につきましては、土砂災害警戒区域、また土砂災害特別警戒区域などの文言を加えたところで、より限定的な避難情報にしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、避難所の開設についてでございますが、昨年の７月豪雨時には、避難勧告を発令した際に、公民館を避難所として開放していただくよう自治会に協力を求めてまいりました。しかしながら、住民の避難をスムーズに行うためには、より近い公共施設等を避難所として開設してほしいとの要望等もございましたので、今後避難所となる施設を改めて点検、検討いたして

おるところでございます。

以上のことを含め、今年の夏に向けまして、災害への備えや災害時の心得について、また改めて広報「だざいふ」の６月号とかでもお知らせをしていくとともに、防災講座を初めとするあらゆる機会を通しまして、防災意識の向上を市民の皆様に周知していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　どうもありがとうございます。この質問の趣旨は、もちろん安全を守るためと命を守るためということなんですけれども、市の行政に対する質問としては、集中と選択と言われていたものを、恐らくこの１年、この件についてはしなければならなかったと理解しているので、聞いています。

かつ、緊急性の高いことではあろうかと思うので、何事もないことを願っているんですけれども、初動のよさがどの程度のものなのかというつもりでの質問です。

自分なりに考えてきた質問もあるんですが、一応お答えいただいたので整理させていただくと、この１年間してきたこととしては、呼びかけを中心とした啓発活動、防災講座等であったかと思います。市民に知らせる一定の目途としては、市長からは梅雨までには、部長からは６月の広報ということであったので、広報が一つの区切りになろうかと思います。

具体的なこととしては、支援が必要な方、特に配慮が必要な方に対しては、ここはちょっと気になりましたけれども、支援体制の確立が期待されると。ちょっと主語がないような表現になっていることが気がかりでしたが。あと、限定的な発令をしていく方向で考えているということなので、限定的な発令であれば、それだけいざというときの対応というのも集中的にできようかと思うので、その辺も考えられているかと思います。

先に気になるところだけ聞いておきますが、先ほどの支援、配慮が必要な方に対する支援体制の確立が期待されますということでしたが、具体的に何かこういうことを期待しているというか、もしくは市としてこういう活動をしていきたいということがあれば、教えていただければ。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　福祉避難所の開設を、とびうめアリーナも含めたところで考えていくというようなところもございます。それと、今申し上げました太宰府市障がい者等災害時要支援者対策協議会の発足に至るまでの打ち合わせ等も、また会議等も、あと防災講座等も含めまして、10回ほど私ども支援といいますか、そういったような形で行ってきています。まだ最中というような形もございますので、その中でいかに今度の夏に向けて準備ができるかというようなところを、今模索をしているというようなところでございます。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　私が質問の中でレッドゾーンとかイエローゾーンとかわかりやすい言葉

を使わずに、特に避難の必要性の高くなりがちな住民などという表現を使ったのは、いろいろな方がいらっしゃると思うんですけれども、高齢者も含めてですね、どういう形で市としてまずは手を打とうと考えてあるかということも聞きたかったので、わざとこういう言い方をしています。

もう一つ、先ほど、今のも含めて、特に危険度が高そうなことに関することについてまとめましたけれども、公民館にかわって身近な公共施設ということを今年は考えるということでしたけれども、具体的にどんな施設を検討しているかということと、公共施設をあけるに当たっては、自治会にお願いするというよりは、市役所のほうで人の手配であるとか、そことの連絡体制であるとか、必要な物資の準備、もしくは例えば大雨が停電を引き起こしたときに、どのようにその施設に明かりをつけるかとかということも含めて、何かしら特別な配慮、準備もしくは予定といったものがあるならばお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　今の段階で特別なことを考えているというようなところまでは至ってはおりませんけれども、まずは私どもは本当は公民館のほう、身近な施設という形で公民館のほうを避難場所として第一義的に考えたいというところではございますけれども、その公民館自体が、やはりそこに逃げることによって、危険がまたさらに増すというようなところも若干あろうかと思っていますので、そこら辺のところの今整理、点検を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　わかりました。公共施設をあけるときには、少なくとも人の手配等はされると思いますので、もう一つは連絡ですね。連絡がつかないような状況だと少し不安になるかと思うので、危険度が高いところでない地域に関しては、やはり安心を与えることが大切だと私は考えています。ここに逃げたら安心できるという経験があれば、翌年以降にもプラスに働くと思いますので、配慮していただきたいなと考えています。

配慮という穏やかな言い方をしましたけれども、他方で、先ほど梅雨までもしくは６月の広報ということでしたから、それまでにある程度はっきりと伝えられる内容にしておく必要があると思います。今のお話だと、まだ検討中であるものが結構残っているという実情だと思うので、こうこう、こういうことを書けということはここで申しませんが、ただ６月ということで、はっきり６月の広報ということで時期が出ましたね。多分まだ編集過程、これからいじれる段階にあると思います。

お願いがあるんですね。１月から「くすの記」という市長のメッセージ欄ができています。まだ３つしか読んでいませんけれども、これまでのところ、どんなことがありましたという報告と、これからも市役所みんなで頑張るのでよろしくお願いしますと、基本的にはこういう内容であったかと思います。

ただ、文字を読むとすれば、あそこを読んでほかを読まない人は多いかと思うんですが、せっかく文字があるので、６月に今載せようとしている内容は見てもらわないといけないんですね、市民の方々に。できればというか、これはぜひやってほしいと思いますし、そう考えていらっしゃるかもしれないんですが、表紙と、その中身のその号で特に市民に知ってもらいたい内容と、市長の言葉と連動するようなことを考えて、これはこの月に限らずということでしょうけれども、報告ではなくて、これからも、この町のこれからというのを、この月でいいんですけれども、知ってもらいたいというようなメッセージ色が強くなればよりよいかと思います。表紙もさまざまな工夫が、去年でしたかね、毎月メッセージを載せると、写真でメッセージということを聞いていますが、やはり表紙は大切だと思うので、そこの工夫をしていただきたいと思います。

この件については、あと最後に１つですけれども、こんなことあってほしくないんですけれども、本当に危険な状況ができたときには、やはり今年万全にとまではいかなくても、自主防災組織の決定、組織率の向上であるとか結成率というんですかね、もしくはその個別の避難計画というのがやっぱりどうしても必要になってくるかと思います。

危険度が高い地域というのは、おのずとある程度明らかであろうかと思うので、そうした計画、組織の結成や作成ですね、例えばモデル地区というようなものを考えて、どこかから積極的にそれを進めていくというようなこと考えていらっしゃるかどうか、そこの点をお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　ありがとうございます。さまざまそうしたことも含めましての対応策を考えていくのが、私が申しておりますシミュレーションの役割だと思っておりまして、本当に時間も限られておりますけれども、できるだけ綿密なシミュレーションにいたしまして、先ほど来ありますような本当の意味で配慮が必要な障がいをお持ちの方とか高齢者の方とか、昨日はペットの件もありましたけれども、そうした事象ごとに、また危険地域のその危険度の高さによっても、呼びかけの順番なり呼びかけの方法というものがあろうかと思っております。

私自身、昨年の豪雨災害で非常にじくじたる思いをいたしましたのが、全壊被害を受けた家屋の方が、肝心なその家屋の方が避難をされていなかったんですね。最も避難すべき方が避難されていなかった本市の状況というのは、これは私の非常に教訓として胸に刻んでおります。

ですので、そうした方がまず最初に逃げていただくような、避難していただくような、もしくは避難がなかなか難しければ、周りの方がサポートできるような、そうしたことも考えるためのシミュレーションだろうと思っておりますので、時間限られておりますけれども、いつ何どきこうした災害が来るかもわかりませんので、何とか梅雨どき、６月に間に合わせるようにしたいと思っておりますし、１点申し上げますと、広報は本市は月に１回でありまして、実はこの原稿も、大体６月号とすると５月半ばごろに私書いているんですね。ですから、５月末に起こったことを私は予知できませんので、書く内容が、年始の内容も12月の半ばごろに書いて

いたり、なかなかタイムラグがありまして、ですから６月号となりますと、もう内部は５月頭ごろにはつくり上げなければいけないという時間的なかなり制約もありますけれども、それでもなお何とか間に合わせるように頑張りたいと思っております。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　自主防災組織のことをちょっとお聞きになられていましたので、今現在44自治会のうち、自主防災組織が設立済みでありますのは32自治会でございます。それで、これは平成30年度で１カ所増えたということで、あと今設立準備中のところが３カ所、３自治会ございます。

こういったものもただつくればいいというようなものではございませんので、今までつくっていただいたところも、それが本当に機能するのかどうかというようなところも含めて、今先進自治会といいますか、水城ヶ丘区が相当進んでいるというような状況もございますので、そういった事例をまた皆様のほうにお伝えしながら、実のある自主防災組織になっていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　どうもありがとうございます。この件についてはこれで終わりますが、重ねて言いますけれども、後で後悔することがないように、今年やると決めたことがやる、やらないで済むのが一番いいんですけれども、少なくともしっかり必要な人に伝わるように。広報だけで伝え切れない部分は、自治会と協力するなりして伝えるような工夫をしていただければなと思います。

２件目をお願いします。

○議長（橋本　健議員）　２件目の回答をお願いいたします。

市長。

○市長（楠田大蔵）　次に、２件目の子ども議会と子どもの権利について回答いたします。

子ども議会は、施政方針でも述べましたように、私の肝いりの子ども・学生未来会議の取り組みの一つとして、未来の太宰府、そして日本、世界を担う子どもや学生が、みずからの思いや提言を市長や議員の皆さん、市幹部という大人に対しても積極的に発言してもらうことで、早くから政治、行政への関心を高めてもらい、ふるさと太宰府を愛する気持ちを涵養するとともに、我が郷土、国家、世界をこれからどうすべきかを主体的に考えてもらいたいとの私の強い思いから実行したものであります。

その意味では、議員ご指摘のように、確かに私の思いに根差したものではありますが、同時に子どもの権利に基づくものとも考えております。

私自身、比較的幼いころから政治や行政を意識してまいりました。子どものころ、票がある者、つまりは有権者にしか興味を持たない政治家に対して、猛烈な忌避感を持って私自身過ごしてまいりました。そして、自分たち子どもの未来にこそ責任を持ってくれる政治家、ひいて

は大人を私自身が子どものとき探すうちに、誰もいないならば自分自身がやるしかないと思って、この今を迎えていると言っても過言ではありません。

だからこそ私は、子どもたちに積極的に語りかけます。大人と同じように名刺を渡し、握手をし、思いに耳を傾け、夢を語ります。彼らが議会やさまざまな場でみずからの思いを語ることを望むならば、可能な限りそうした場を設定し、彼らが問いかける疑問や要望に対し本気で答え、その実滅に努めようと考えております。それこそが、大人になり、市長になった私の責任であり、子どものころにかつて抱いた自分自身の疑問と渇望への答えだと、時を超えて感じておるところであります。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　ありがとうございます。最初に述べたように、市長の思いは、これはよいことだと私は思っているんですね。かつ、今のご答弁の中で、子どもの権利にも根差すものだということを明言してくださったので、今回の試みが子ども自身の中にある何か――その権利が何かとは言いませんが――に基づくものだという認識の上で立てられた政策であろうというふうには理解します。

そこからの出発点で質問をつくりますけれども、子どもの権利を前提とするならば、これは子どもの権利条約を翻訳されたりしている方、木村草太さんの話だったと思うんですが、子どもの権利は大人のほう側に責務を課すというふうな考え方があるということで、市長の今述べていただいた態度は、その大人としての責務、市長として果たしていこうというふうに解釈していいかと思います。

同時に、子どもの権利は、子どもの権利条約というものが日本も批准しているように、これは首都大学東京の憲法学の木村草太さんの話ですけれども、ほぼ憲法上の権利に近いものとして日本においては認められるべきであると。憲法上の権利は、木村さんによると、みんなのために使う自分の権利だというふうに考えればよいと。わがままというわけではないということですね。

今回、最初に少し言いましたけれども、樋田教育長が講評を述べられたように、教育の文脈の中で主権者教育と普通は考えると思います。子どもの権利と主権者教育といったような結びつくとすれば、難しい政治学的な主権とまでは言わなくても、これは個人的な見解ですが、主権の本質は自己決定権だと私は考えています。であるならば、子どもにとっての自己決定権というものが、やっぱり町としては大切に、どのような範囲でということは言いませんけれども、なってくると考えます。

とりあえずここまで話につじつまが合っていると思われるかどうかだけ一言、イエス、ノーで答えていただければと思います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　つじつまは合っているともちろん思いますし、木村草太さんの話もありましたけれども、昨今、やはり憲法を初めとするさまざまな法律、法の体系といいますか、そうし

た中で、可能性としては、やはりそうしたものが理論としてさまざまな本来のあり方としてないがしろにされている部分も、最近は政治なり行政の中で見受けられる点もあろうかと思っております。そうした中での問題意識でもあろうと思いますし、子どもの権利、自己決定権、特に今の虐待の事案なども含めまして、やはり子どもたちがいかに自分自身で自分たちの未来を切り開いていくか、そうしたことの上において、こうした考え方はより今こそ大切な観点だろうという意味で、笠利議員のご指摘はもちろん理屈も理解できますし、大切なご指摘であろうと、そのように感じております。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　どうもありがとうございます。少しは具体的なことを聞こうと思うんですけれども、する、しないの返答は必要ないんですが、今あえて子どもの自己決定権に話を持っていったのは、先日福岡市が制服の選択制を導入するという動きが、ご存じだと思いますけれども、そのポスターを小さな写真でですけれども見たんですね。簡単に言ってしまうと、性的少数者と言われるような子どももはっきり存在が多くの人が認識するようになってきた中で、そういう動きにあるという趣旨のポスターであったと、遠目だったんですけれども理解したんですが、その流れというのは、福岡市に限らず、恐らく一定程度どの町にも押し寄せてくるだろうと。制服を選択するであるとか、学校を選択するであるとか。

それを考慮しているかどうかということ、今日は聞きませんけれども、現時点ですね、ただ後があるので１つだけ聞いておきますが、学校選択制にもちょっとかかわるんですけれども、学校の再整備の計画というのを進めていくということがありました。何にかかわるかというと、給食のことにもかかわってくるんですけれども、そっちで聞きますね。ちょっと順番間違えました。失礼しました。それは後にします。

ちょっと時間があれなので省略しますが、一応子どもの権利ということに対して一定の認識は持たれているということなので、そうすると、今せっかくなので太宰府の自治基本条例にも触れておきますが、よその町にも多く、隣の筑紫野市にも子どもの権利条例というのがありますけれども、太宰府市ではその自治基本条例の中で子どもの権利が定められています。私が見るところ、まちづくりという観点から子どもの権利に言及されているわけですけれども、最初に述べたように、例えば今回の子ども議会という政策が、子ども自身の権利なり力なりに基づくものとしていきたいのであれば、恐らく基本条例の規定だけでは、子どもの全てを町の中で覆い尽くすことはできないだろうと私は考えています。

そうすると、最初に楠田市長にも認めていただきましたが、子どもの権利が大人の責務を生むということでいえば、大人にできることは、子どもにとっての環境を整えていくということになろうと思いますし、広い意味での子どもの可能性が育つ環境というふうに、今の自治基本条例上の規定よりも広い範囲で考えていく必要があろうかと思います。

せっかくなら端的に聞いておきましょうか。というわけなので、それらを町によっては先ほど言及したように条例という形でつくっていますね。町によっては、私が探したところ、相生

市とか北本市とかありましたけれども、都市宣言というような形で、名前はもう町によっていろいろなんですけれども、しているところがあります。太宰府市として子どもの権利条例ないしは子ども・子育ての町宣言といったようなものを、これは考慮したことがあるかどうかだけでいいですので、イエスかノーかだけでよいので、返答いただければと思います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　現時点で条例、基本自治条例ですかね、太宰府市自治基本条例、この時点でも私は市長に就任する前でしたので、本当の意味での議会の皆さんの議論を全て、また市の議論を全て聞いていたわけではありませんけれども、その必要性、重要性というのは認識した上で、さらなるこの子どもを育てる上での新たな条例なりそうした制度というものについては、率直に申しまして今の時点では私は結論は出していないところであります。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　ありがとうございます。それはそれで結構です。

この質問は、子ども議会をやったという実践から、一つの構想をつくってみようという私自身の試みですので、だと思ってください。

３件目をお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　３件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵）　次に、３件目の中学校給食導入についてご回答申し上げます。

中学校給食につきましては、就学援助制度の導入や注文方法の改善などランチサービスの充実を図ることで、まずは喫食率の向上を図りつつ、中学校給食調査研究委員会において、あらゆる角度から実施方式の検討や財源の検討を行ってまいりました。議員ご指摘のように、いずれにしましても大きな財源が必要であり、どうそれを捻出するかが鍵となります。

市長に就任して１年余り、施政方針でも申しましたように、平成31年度当初予算案は、私にとりまして編成当初から手がけた初めての予算案であり、新たなチャレンジとして方針共有、業務改善・スクラップ、選択と集中の３本の矢を掲げ、マネジメントサイクルを推進してまいりました。

そうした結果として、先日マスコミでも取り上げられましたプール事業の民間委託やふるさと納税「ＴＨＥ　ＤＡＺＡＩＦＵ　プロジェクト」、ごみ減量72,000人プロジェクトなどが生み出されてきましたけれども、むしろ年々増し行く社会保障費や扶助費などの歳出要請にさいなまれていることも事実であります。

そうした現状を踏まえ、来年度は課題解決に向けた確かな一歩となる新生太宰府元年の施政方針と、だざいふ未来投資予算を着実に実践しながらも、斬新な歳入増加策や聖域なき行財政改革プランを組み合わせた、いわば太宰府版歳出入一体改革という、本市の未来を切り開く新たな改革プランを意欲的に構想していく実践と構想の１年にしてまいると宣言もいたしました。その意味では、実践に加えて構想こそが重要と考えております。

このような過程を踏まえた上で、中学校給食については、できるだけ早く一定の方向を打ち出せるようにさらなる検討を進め、本市の子どもたちの健全な成長をより可能とする学校環境づくりや子育て環境づくりに邁進してまいりたいと考えております。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　ありがとうございます。時間を気にしつつ、少し省くんですけれども、今のご回答を簡単にまとめると、今年の今提案中の予算をしっかり実践して、その中で構想をつくるという形だったと思うので、今年は構想をつくる１年という側面があるということですね。それは早くて来年提示されるというふうにまず理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　そうですね。いずれにしましても、後ほどの質問にもかかわりますが、総合計画の中でこの本市の将来のビジョンというものを最終的には打ち出すという形になってくると思いますが、とはいえ、これまでも議員各位からご指摘がありましたように、待ったなしの課題も数多くありますので、できるだけ早く結果が出たものから皆さんに打ち出しをできるように努力をしていくことは当然であると考えております。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　中学校給食に関しては、今も先ほどと合わせて２度、できるだけ早くという言葉がありましたし、基本線は任期中にということではないかとは理解しているんですが、私は市長と語る会の芝原公民館で行われたものに行きまして、そこで小学生がこの件について質問しているんですね。私、メモとっていて、記録を見たわけではないので、自分のメモによってしゃべりますけれども、３年を目途に方針を出したい、これは任期中にという意味で理解していいかと思います。他方で、1.5億円から２億円というのが毎年かかるだろうということに言及されていたんですね。多分、前に出た試算を踏まえての数値かとは思うんですけれども、一応何らかの根拠があってこの数字が出たのかだけ教えてください。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　これはあくまで年間のランニングコストについての言及のものでありました。ランニングコストについて、さまざまな方式があると思いますけれども、概算で億単位といいますか、そのような額がかかってくる、年間でも毎年それだけかかってくるということを申し上げたかったという意味であります。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　方式にかかわらず、それぐらいは覚悟するという意味で理解すればいいかと思うんですが、ついでに言うと、その６年生に対して、知恵をみんなで出し合えば方法は見つかるので、できれば今年中に実施方法等を表明したいとまで言われているはずなんですけれども、これは意欲でちょっと先走ったのかなと思いますので、この件については聞かずにおきます。ただ、そう口にはされていることは覚えておいていただければなと思います。

冷静に考えると、今年の実践を踏まえて、その中である程度見通しを持たないことには、ラ

ンニングコストは前回出た数字もあるので、これを目標にと、この１年間ある程度頑張るということが、多分もうここにいる皆さんと下の階にいるみんなとで共有している一定の目標にはなっているのではないかと思います。

その少年の質問に対して、どうしても削らなければならないものも出てくるだろうとも述べられたんですね。その自覚は恐らく芦刈市長のときからの課題ではあるので、ここで１つだけ聞きますけれども、もしこの楠田市長の最初の１年間で、ここは削れたと思うと、具体的な数字は、決算これからですので結構ですけれども、ここは削れたと思うと思っているところがあれば、教えていただければと思います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　率直に申しまして、これまでの１年間でということで、今回の予算でということですか。

（５番笠利毅議員「これまで」と呼ぶ）

○市長（楠田大蔵）　これまでですか。

（５番笠利毅議員「まだ結果がわからないけれども」と呼ぶ）

○市長（楠田大蔵）　ええ。率直に申して、昨年の予算、まず予算自体が私が就任直後に本年度の予算は組みまして、それで６月に肉づけ予算と言いながらも、額としては非常に骨格予算からしますとごく一部の予算でありました。そうした予算でありましたけれども、例えば昨日の質問でもありました入札方法の中で、本来の予算より、もちろん入札率に応じてその予算の執行が低く抑えられた部分もありましょうし、一つ一つできる限りそうした執行の中で無駄がないようにということは、口酸っぱくこれまでも言ってまいりましたし、来年度の予算編成でも、そうしたことは当事者意識を持ってやっていこうということを職員にも何度も訴えかけております。

そうした中で、先ほど申したプールの件などは、年間300万円余りですけれども、そうした将来的な建てかえなども想定しますと、効果があるのではないかと考えてもおります。

ただ、その一方で、今回私も最初から予算編成に初めて携わる中で、最初の需要といいますか、予算の要求と、そして本市の歳入の状況の差は10億円以上の差がもともとありまして、それをいかにむしろ削っていくか、予算編成の中で、まずはそこからのスタートであるということを考えますと、なかなか既に予算を組む際にさまざまなことを削りながら、皆さんの要望になかなかお応えできない中で予算を組まざるを得ないということを痛切に感じました。

ですので、私は来年度１年をかけて、まずは歳出入の一体的な見直しに着手してまいりたいということを施政方針でも申し上げたところであります。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　ありがとうございます。ここはできたというふうにはまだ言えない状況だというふうに解釈しておきますが、この質問は、もちろん私は給食はなるべく早くという気持ちがあるし、かつよりよいものであってほしいと。よりよいものというのは、小学校の給食

のグレードアップを図っていくということからも、恐らく中学についても考えていらっしゃると思うので、一応そこは信頼しますとだけ述べておきます。

給食そのものよりもお金の話を聞くつもりだったので、この質問は業務改善であるとかスクラップと言っているところの質問のつもりだったんですけれども、むしろしっかりこれから方針共有でしたっけ、ということをしていただきたいなということになると思います。皆さんでこの１年、予算認められるかどうかはこれからの話なんですが、認められた場合には、それ以上の目的意識をみんなで持って、１年間仕事、結果を見通すような気持ちでやっていただきたいと思います。

４件目をお願いします。

○議長（橋本　健議員）　４件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵）　次に、４件目の次期総合計画の策定についてご回答を申し上げます。

施政方針でも申し上げましたとおり、市長に就任してから１年、この間まずは本市の未曽有の混乱からの脱却を第一義と考え、議員各位、職員諸氏、市民の皆様との信頼関係を再構築するため、私なりに腐心してまいりました。その思い一心で、日々議会への対応や職員との協働、市民との交流に最大限努め、おかげさまでようやく所期の目的を達成しつつあると考えております。

また、その過程においても、肝いりの政策実現に向け一つ一つ着実に布石を打ち、本市のこれまでのあり方や課題、これからの可能性などを見きわめる努力も続けてきたところであります。

そうした状況でありますので、率直に申し上げて、いわゆる総合計画につきましては、そのあり方、期間、手法などを含めまして、基本的にはこれからと考えております。

ただ、いずれにしましても、これまでの第五次総合計画の総括を行うことによる成果と課題の整理、各種調査や統計資料などの分析結果をもとにした優先課題の整理や重点施策の明確化、財源、人材などの資源再配分など、選択と集中による戦略的経営を実践できる計画、議員各位、市民の皆様、有識者の方々などからのご意見聴取などは重要であると考えております。

なお、これまでも選挙公約、所信表明や施政方針、経営方針や予算編成方針、各種寄稿などで、議員各位、職員諸氏、市民の皆様に対し、随時私の市政に関する諸施策や心構えなどを発信しており、トップの責任として、そうしたみずからの信念を本市の新たなビジョンの中核に据えてまいりたいとも考えております。その意味で、新たなビジョンの想定期間と４年という市長任期期間は密接なかかわりがあるとも考えております。

そうした考え方を前提に、しかるべき時期に議論を開始し、今後の本市の未来を切り開く新たなビジョンづくりにも着手してまいりたいと考えております。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　ありがとうございます。少し急ぎますが、まず予定については、白紙と

いうふうな回答であったと理解していいと思います。それでいいと私も思います。

堅持したい考えとしては、１つにはデータに基づくなどということで、客観的であるということだと思います。もう一つは、さまざまな人の意見を聞くということで、市民の声に根差したものにしていきたいというような理解でいいかなと思います。それに加えて、市長としてビジョンを持ちたいと、それを中核に置きたいということであったと思います。

ビジョンを中核に据えたいということについては、２件目の質問でも述べましたが、同じようなことで市長のビジョンに、この中でも触れられましたけれども、客観性を持たせるような努力だけはしていただきたいなと思っています。

実は、昨年の12月は、私ちょっと身内の不幸で欠席させていただいたんですが、この件を取り上げるつもりだったんですね。改めて施政方針を踏まえた上で、総合計画のことを考えて、私なりの解釈になりますが、今まで第五次計画にあった33か34かの施策というものの再編成が進んだと私は受けとめています。７つのプランに従って分類し直すということを恐らくしたんだと思うんですが、これは昨年の施政方針と比べても、もう芦刈市長のときはもう第五次計画に沿って分類していましたから、大分変わったと思いますし、内容が去年より今年は進化していると思います。

構想とされている部分が多いので、抽象性は残っていますけれども、構想すること自体が目的であるならば、それはよしと。欠点があるとすれば、演説が少し長かったぐらいかと。

どこを評価するという問題なんですけれども、１つだけその前に具体的なことで聞きますが、ごみ減量に取り組むということを市長と語る会で友田部長が説明されていると思うんですね。私はこれには注目しておりまして、これ友田部長に確認ですけれども、ごみ減量、水を切ったり方式はもう紙に書いてあるのでいいんですけれども、それで浮いたお金を福祉や子育てや教育や生活道路の整備に充てたいというふうに説明されたと理解しているんですが、大まかに言ってそれでよいでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（友田　浩）　市民と語る会で、今ごみ減量72,000人プロジェクトということでお時間いただいてご説明させていただいています。目的といたしましては、歳出削減ということで、その部分についてほかの施策に回せるということでご説明させていただいています。具体的な分については、今言われた形で、何らかの浮いた予算を次の市の施策に生かすということでやっていきますので、そのようにご理解いただいていいかと思います。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　どうしてこれを評価するかというと、水を絞るという市民の小さな努力が、ちゃんと皆さんのもとに返りますよということをはっきり言ったと。これはもう町中44カ所でしゃべろうとしているわけですから、もう引き返せないことだと思っているんですね。それはとてもよいことだと思っています。もちろんそれが全部そこに回すということではないでしょうけれども、心づもりとしてそういうふうに受けとめていいか、これは市長にも、簡単に

イエスかノーかで答えていただければ。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　これは副市長も大変力を入れてもらっておりますけれども、おっしゃるように市民の努力、市民との協働、先ほどの災害の件もそうでありますけれども、例えば避難所に人を派遣するのも、職員だけではもう到底おぼつかないところがありますので、そうした中で市民の皆様のお力がまさに市をつくることになるということは、全くもって私も共有しているところであります。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　施政方針に戻りますが、施政方針の大きな柱、最初の質問から少しずつ言及してきましたけれども、歳入を増やしつつ歳出を削り、財政の問題だとまとめちゃいますけれども、財政改革と、もう一つ生活支援というのをはっきりと柱として今回出していると思うんですね。これについてもイエスかノーかで、そのとおりかどうかだけ答えていただければ。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　イエスです。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　先ほどのごみに関する友田部長の説明と今のイエスは、志向が同じだと私は理解しています。財政の問題は、政策を実行するための前提をつくり出すという性格が強いと思うので、もちろんそれ自体目的にしなければいけないんですけれども、今回の施政方針の柱は、生活を支えるというところにあると私は理解します。

昨日、徳永議員の質問に対してだったと思うんですけれども、太宰府が今まで歴史と緑と文化ということを主軸に据えて、総合計画も四次、五次ですか、それが将来像として描かれていたと思いますが、そこに活力を加えたいと市長が言われましたよね。活力の活は生活の活ですけれども、バイタリティーという言葉がありますが、命にかかわること、生活にかかわることというような意味のはずです。

ですから、今までの歴史と文化と緑というものに、生活というものを大きな柱として置くということを事実上言ったと、今回の施政方針は、私はそう分析しています。これは私の考えですよ。でも、それは非常に評価しているということなんですね。

傍証を上げますが、ちょっと変な言葉を使いましたけれども、市民憲章を思い出します。歴史と文化と緑、緑ではなくて自然ということが直接には使われていますが、市民憲章は５つあるんですけれども、１番と２番が豊かな歴史と文化を守り、郷土愛あふれる町をつくりましょう。生き生きとした自然を愛し、ここまでが前半ですね、緑輝く町をつくりましょう。総合計画の目標はこれなんですね、はっきり言ってしまえば。３、４、５が続いていて、後半の町をつくりましょうの部分を省きますけれども、教育を重んじ希望を育む、年寄りも子どももみんなが助け合う、働くことのたっとさを知ると、そういう町にするというふうなのが３、４、

５。

この前半部分で言われている名詞だけ取り出せば、１と２に出てくるのが歴史と文化と自然、今までの総合計画。３、４、５で出てくるのは教育、希望、年寄り、子ども、みんな働くことのたっとさ、みんな人にかかわることなんですね。今まで総合計画でこの部分が表から消えていたんではないかと。もちろん裏にはあったと思います。これを表に出そうというのが、今回の施政方針だと私は受けとめています。それを非常に評価していますし、この見解がどうかということは、自分の考えとしてしゃべっているので尋ねません。

総合計画なんですが、今回、先ほど申しましたように、今まであった多くの施策が７つのプランの中に再分類されていると思うんですね。完全にかどうかわかりませんし、暫定的かもしれません。最後、８つ目みたいなところで、第五次総合計画の中の施策ということがまとまっています。これによって列挙すると、国保の健全な運営、福祉の問題ですね、お金がかかりますけれども。先ほどのごみの減量、環境の問題だと言ってもいいかと思います。国際交流、姉妹都市との交流、人権政策、男女共同参画の推進、情報の共有化と活用。これらは７つの分類に入らなかったのか、入れなかったのか、それともたまたまこうなったのか。どの答えでもいいんですけれども、もしあれば答えていただければ。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（楠田大蔵）　決して入れなかったということではなくて、いろいろ議論を職員とともにする中で、私が当初申し上げておりました７つのプランの中に、比較的当てはまるものは入れてほしいと、そしてやはり当てはまらない、そぐわないものは、もともとの総合計画のほうでしっかりやっていってほしいと。そういう中で出た結論であります。

○議長（橋本　健議員）　残り３分となりましたので、お知らせをしておきます。

５番笠利毅議員。

○５番（笠利　毅議員）　入らなかったものということですけれども、共通点があると私は思っています。ごみが自然にかかわる環境の問題であるとするならば、国際交流や友好都市の交流、あるいはこれらも歴史や文化にかかわると言っていいと思いますし、人権政策とか男女共同参画の推進というのは、現代の社会的な課題だと思います。情報の共有化と活用というのは、太宰府が歴史の町だということを、また公文書館等を持っていることを思えば、歴史の問題と言ってもいいですし、現在の問題でもあると言ってもいいと思います。これは当てはまらなかったんじゃなくて、どこにでも共通する要因がここに残ったんだと私は解釈しています。

ということは、これまでの基本計画の中で、ここに入っているようなことは10年、５年の単位で考えることではなくて、常に考え続ける。今後の10年ないしは、もしかしたら８年ですけれども、計画の中では、大切だけれども、その間でなし遂げる目標ではないものがここに残ったと私は理解しています。

その証拠に、例えば歴史や文化といったものが検証の中に全て入っていると言いましたけれども、そういうことだと思うんですね。市が市となったときからもう持っている目標なんで、

今これから改めて歴史と緑と文化、これは目標としては総体化していいと。今取り組むべきことは生活支援、人への投資という言葉も使われていますけれども、そちらに足を移すべきだということが、施政方針の中からはっきり出ていると私は考えています。

ぜひそのつもりで、そういう気持ちを持って、市の職員の皆さん全員が１年間、目的意識を持って、お金を絞り出すという目的でもいいんですけれども、仕事にいそしんでいただきたいなと思います。

今のが結語のようなものなんですけれども、もう一言だけ言えば、総合計画の中から最後に述べたような部分がむしろ逆に残ってしまったということは、市長が７つのプランを持ってきたというのは、最初は黒船のようなものかもしれないし、外から来たものかもしれないんですね。ただし、ちゃんと太宰府の中にもともとあったものの上に乗せるような努力を、市の皆さんの話し合いの中でちゃんとここに出してくることができたんだというふうに私は考えています。

ですから、市長はそのことには自信を持った上で、２件目でも言いましたけれども、みずからの思いに客観性を与えるような形で、この施政方針にみんなで邁進していただければなと願っています。

これで終わります。

○議長（橋本　健議員）　５番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、３月19日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会　午後４時35分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

１　議　事　日　程（５日目）

〔平成31年太宰府市議会第１回（３月）定例会〕

平成31年３月19日
午前10時開議
於　議　事　室

日程第１		議案訂正の件
日程第２	議案第４号	太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
日程第３	議案第５号	太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
日程第４	議案第６号	太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）（建設経済常任委員会）
日程第５	議案第７号	太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
日程第６	議案第８号	太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
日程第７	議案第９号	太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
日程第８	議案第10号	太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
日程第９	議案第11号	太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
日程第10	議案第12号	太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
日程第11	議案第13号	太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
日程第12	議案第14号	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
日程第13	議案第15号	太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
日程第14	議案第16号	太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
日程第15	議案第17号	太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
日程第16	議案第18号	太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生

常任委員会）

日程第17　議案第19号　太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）

日程第18　議案第20号　太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）

日程第19　議案第21号　太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）

日程第20　議案第22号　太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）

日程第21　議案第23号　太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）

日程第22　議案第24号　太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）

日程第23　議案第25号　太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）

日程第24　議案第26号　太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）

日程第25　議案第27号　太宰府市営駐車場条例の制定について（建設経済常任委員会）

日程第26　議案第28号　平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第８号）について（分割付託）

日程第27　議案第29号　平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について（環境厚生常任委員会）

日程第28　議案第30号　平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算（第４号）について（建設経済常任委員会）

日程第29　議案第31号　平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第２号）について（建設経済常任委員会）

日程第30　議案第32号　平成31年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）

日程第31　議案第33号　平成31年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）

日程第32　議案第34号　平成31年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会）

日程第33　議案第35号　平成31年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）

日程第34　議案第36号　平成31年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）

日程第35　議案第37号　平成31年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）

日程第36　議案第38号　平成31年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）

日程第37　議案第39号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第38　議案第40号　平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第９号）について

日程第39　議案第41号　平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第１号）について

日程第40　意見書第１号　統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書（総務文教常任委員会）

日程第41　意見書第２号　建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書（環境厚生常任委員会）

日程第42　議員の派遣について

日程第43　閉会中の継続調査申し出について

追加日程第１　議長の辞職について

２　出席議員は次のとおりである（１８名）

１番	栁原　荘一郎　議員	２番	宮原　伸一　議員
３番	舩越　隆之　議員	４番	徳永　洋介　議員
５番	笠利　毅　議員	６番	堺　剛　議員
７番	入江　寿　議員	８番	木村　彰人　議員
９番	陶山　良尚　議員	10番	小畠　真由美　議員
11番	上　疆　議員	12番	原田　久美子　議員
13番	神武　綾　議員	14番	長谷川　公成　議員
15番	藤井　雅之　議員	16番	門田　直樹　議員
17番	村山　弘行　議員	18番	橋本　健　議員

３　欠席議員は次のとおりである

なし

４　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（２１名）

市長	楠田　大蔵	副市長	清水　圭輔
教育長	樋田　京子	総務部長	石田　宏二
市民生活部長	友田　浩	総務部理事	原口　信行
都市整備部長	井浦　真須己	健康福祉部長兼福祉事務所長	濱本　泰裕
観光経済部長	藤田　彰	教育部長	緒方　扶美
教育部理事	江口　尋信	総務課長併選管書記長	田中　縁
経営企画課長	髙原　清	管財課長	柴田　義則
元気づくり課長	安西　美香	環境課長	川谷　豊
都市計画課長	木村　昌春	社会教育課長	中山　和彦
上下水道課長	佐藤　政吾	産業振興課長併農業委員会事務局長	中島　康秀

監査委員事務局長　　福　嶋　　浩

５　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	阿　部　宏　亮	議事課長	花　田　善　祐
書　　記	斉　藤　正　弘	書　　記	髙　原　真理子
書　　記	岡　本　和　大		

再開　午前10時00分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第１回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　議案訂正の件

○議長（橋本　健議員）　日程第１、「議案訂正の件」を議題とします。

本件について訂正理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　楠田大蔵　登壇〕

○市長（楠田大蔵）　おはようございます。

議案の訂正につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、本議会に提案をいたしました議案第26号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例」につきまして、お手元に配付をしております正誤表のとおり訂正をさせていただきたくお願い申し上げる次第であります。

今回、議案の訂正をする事態になりましたことは、甚だ遺憾であります。今後このようなことが起きませんよう、再発防止に努めてまいりますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

「議案訂正の件」を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第26号の訂正の件は承認することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午前10時01分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

再開　午前10時10分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２と日程第３を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第２、議案第４号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第３、議案第５号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔16番　門田直樹議員　登壇〕

○１６番（門田直樹議員）　総務文教常任委員会に付託されました議案第４号及び第５号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第４号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本件は、元気づくり課の子育て支援センター所長及び保育児童課のごじょう保育所長を課長職として６級に位置づけることに伴う改正であるとのことでした。

改正の理由として、子育て支援センター所長は、新センターの業務で保護者や児童相談所との連絡調整など速やかに判断すべき事由が出てきていること、また平成32年度末までに求められている子育て世代包括支援センターの設置に向け、中心となって取り組む必要があること、ごじょう保育所長は、新築移転に伴い入所児童と保育士が急増し、管理責任が増していることが主な理由であると説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第４号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」、本条例は、平成31年10月１日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が10％に改正されることに伴い、条例の一部を改正するものであるとのことでした。

委員からは、施行が10月１日ということだが、10％が撤回となった場合は条例改正をもう一回行うことになるのかなど質疑がなされ、執行部からは、再び改正ということになれば、またその時点で対応すべきものだと考えていると回答がありました。

その他質疑を終え、討論では、消費増税の判断根拠となっている勤労統計データの信用性について国会で審議されている段階であり、税率も５段階になることで混乱が予想されるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第５号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第４号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第５号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第４号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第４号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時14分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第５号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○１５番（藤井雅之議員）　議案第５号につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

国会では、今、来年度予算案の審議が続いている状況です。この間発覚した厚生労働省の毎月勤労統計の不正問題では、政府の信用を根底から破壊し、政府予算案そのものの前提を揺るがす重大事態であると考えます。予算委員会の中央公聴会において、公述人から、統計不正の真相解明なくして予算の決定を判断できないとの意見が出されています。

そして、政府が10月から実施を行おうとする消費税の10％増税については、消費低迷、経済への打撃を懸念する意見が相次ぎ、増税中止を見送りを求める声が上がっている状況です。

今議会には、議案第５号を初め、10月の消費増税を見込んで多くの料金を消費税を上乗せする議案が提案されています。公共サービスでどこまで非課税で行うのか議論があることは承知をしておりますが、市民生活においては、10月の消費税増税実施を前に、既に飲食料品の値上げなど生活を直撃している中で、10月からさらに負担増を強いるもので、容認できません。同会派の神武議員と反対することを表明いたします。

なお、先ほど述べたとおり、この議案第５号以外にも、今議会には消費税増税を見込んで多

くの議案が提案されておりますが、これ以降の採決につきましては、同様の理由でありますので、討論は省略した上で反対することを申し上げて、反対討論を終わります。

○議長（橋本　健議員）　次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

17番村山弘行議員。

○１７番（村山弘行議員）　今回の議案第５号並びに関連する部分としまして、消費税の増税に対する案件が、今藤井議員からもお話がありましたように、多数議案の中に消費税の増額に対する案件が出ております。消費税増税については、消費税そのものが逆進性があるということで、今回また10％に上がるという前提でさまざまな案件が出されております。

私どもとしましては、消費税の増額に対しては反対という立場をとっておりますので、議案第５号、さらに消費税の増額に対する案件については、一つ一つ述べることなく、この場で述べさせていただいて反対していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第５号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時17分〉

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第４　議案第６号　太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本　健議員）　日程第４、議案第６号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会と建設経済常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔16番　門田直樹議員　登壇〕

○１６番（門田直樹議員）　総務文教常任委員会と建設経済常任委員会に分割付託された議案第６号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」、当委員会所管分について、その審査内容と結果を一括して報告いたします。

本条例は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、公園使用料を見直すもの、また、これまで１時間単位としていた使用料設定に、新しく30分間を定めるものであるとのことでした。

委員からは、小・中学生の料金区分はあるが、高校生の区分がないことについて、考えていく必要があるのではないかなどの質疑があり、執行部からは、消費税率の改正に伴う便乗的な使用料の改正はしてはいけないので、今回は消費税のみになっている。将来的には検討していく必要があると考えているとの回答を受けました。

その他、質疑を終え、討論では、消費税増税に関する内容であり、混乱が予想されるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第６号の当委員会所管分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長　宮原伸一議員。

〔２番　宮原伸一議員　登壇〕

○２番（宮原伸一議員）　建設経済常任委員会と総務文教委員会に分割付託されました議案第６号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」、当委員会所管分につきまして、主な審査内容と結果を報告いたします。

執行部から、太宰府市公園条例別表第４に定められる使用料について、消費税法等が改正されたことから、現行の使用料を税率８％で割り戻し、新税率10％を加算した額とするものと説明を受けました。

質疑を終え、討論では反対討論が１件ありました。

採決の結果、議案第６号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第６号の報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時22分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５から日程第１１まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第５、議案第７号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第13号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔16番　門田直樹議員　登壇〕

○１６番（門田直樹議員）　総務文教常任委員会に付託されました議案第７号から第13号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

次に、議案第７号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」、本条例は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、学校施設の使用料を見直すもの、また、これまで１時間単位としていた使用料設定に新しく30分を定めるものであるとのことでした。

質疑を終え、討論では、消費税増税に関する内容であり、混乱が予想されるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第７号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」、本条例は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、中央公民館の使用料を見直すものであるとのことでした。

質疑を終え、討論では、消費税増税に関する内容であり、混乱が予想されるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第８号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第９号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」、本条例は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、運動公園の使用料を見直すもの、また、これまで１時間単位としていた使用料設定に新しく30分を定めるものであるとのことでした。

質疑を終え、討論では、消費税増税に関する内容であり、混乱が予想されるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第９号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」、本条例は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、体育センターの使用料を見直すもの、また、これまで１時間単位としていた使用料設定に新しく30分を定めるものであるとのことでした。

委員からは、利用者が時間内に後片づけまで行っていない場合などを所管としては把握してあるかなどの質疑があり、執行部からは、次の予約が入っている場合は利用者も意識してある。入っていない場合などに、時間を過ぎてしまっている可能性もあるかもしれないとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論では、消費税増税に関する内容であり、混乱が予想されると反対討論がありました。

採決の結果、議案第10号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」、本条例は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、太宰府史跡水辺公園の使用料を見直すもの、また、施設の種別ごとの開園時間を変更するものであるとのことでした。

質疑を終え、討論では、消費税増税に関する内容であり、混乱が予想されると反対討論がありました。

採決の結果、議案第11号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について」、本条例は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、総合体育館の使用料を見直すもの、また、これまで１時間単位としていた使用料設定に新しく30分を定めるものであるとのことでした。

質疑を終え、討論では、消費税増税に関する内容であり、混乱が予想されると反対討論がありました。

採決の結果、議案第12号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」、本条例は、平成31年10月１日から消費税率が10％に改正されることに伴い、生涯学習センターの使用料を見直すものであるとのことでした。

質疑を終え、討論では、消費税増税に関する内容であり、混乱が予想されると反対討論がありました。

採決の結果、議案第13号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第７号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第８号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第９号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第７号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第７号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時29分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第８号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第８号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時29分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第９号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第９号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時30分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第10号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時30分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第11号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時31分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第12号「太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時32分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第13号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起

立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時32分〉

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第１２から日程第１８まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第12、議案第14号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について」から日程第18、議案第20号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長　小畠真由美議員。

〔10番　小畠真由美議員　登壇〕

○１０番（小畠真由美議員）　環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第14号から議案第20号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第14号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について」、今回の改正は、消費税法及び地方税法が改正され、10月１日から税率が10％に改正されることに伴い、条例の一部を改正し、会議室等の使用料及び冷暖房料を改正するものとの説明を受けました。

委員から、10円の引き上げを提案されているが、税率改正に伴う端数の取り扱いについてはなどの質疑がなされ、執行部より、条例によると、10円未満は切り捨てとなっているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論では、10円未満の切り捨ての処理により若干の軽減となる対応は評価するが、消費税の８％から10％への引き上げを反対した立場から、市民へ負担増は容認できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第14号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、手数料を徴収する事務の証明書等について、現在使用している名称に改め整理するものであり、手数料の額に変更はないとの説明を受けました。

委員から、手数料の額の改正がないということだが、手数料が100円単位ということなので、今回の消費税アップ分が現在の手数料の範囲内でおさまるということなのかなどの質疑が

なされ、執行部より、消費税が８％から10％に上がることで手数料の額を改める自治体は、筑紫地区においてはない。太宰府市だけが手数料を上げると市民の負担になることから、据え置きを考えているとの説明がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第15号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」、自然災害で被害を受けた方に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸し付けを行っているが、その上位法が改正されたことに伴い、関連した条例の改正を行うもの。内容としては、保証人について市町村が条例で定めることとなったことから、第14条に追加し、従来の第15条から保証人を削除。また、貸付金利率については、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年１％とするとともに、保証人についての債務内容について明記するよう改正するもの。さらに、従来の災害援護資金の償還方法が年賦または半年賦であったものに、今回月賦償還を追加したものとの説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第16号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」、消費税法及び地方税法が改正され、10月１日から税率が10％に改正されることに伴う条例の一部の改正であり、体育室等の使用料を改正するもの。また、教育部所管のスポーツ施設において、これまで１時間単位の貸し出しとしていたものを、利用者の利便性を図るために30分単位に対応できるよう改正されたことに伴い、南体育館においても同様の改正を行うものとの説明を受けました。

委員から、増額の内容は理解するが、他の体育施設の利用者区分が、一般、小・中学生、高校生であるのに比べ、南体育館は利用者区分が一くくりであり、小・中学生が利用する場合の金額としては負担が大きいのではないかなどの質疑がなされ、執行部より、南体育館の体育室はほとんどが団体利用である。また、小・中学生の利用が多い卓球室の料金については、体育室の10分の１の50円に設定しているとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論では、消費税10％への引き上げによる市民への負担増は容認できないとの反対討論が１件なされました。

採決の結果、議案第17号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、今回の改正は、国民健康保険税のうち基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の税率改定について、及び国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間を追記するものとの説明を受けました。

委員から、税率の改定により、標準的な世帯で幾らの増額が予想されるかなどの質疑がなされ、執行部より、例えば介護納付金がかからない40歳未満のご夫婦の場合、給与収入300万円

ぐらいだと、保険税額が現行の28万9,000円が約8,900円増の29万7,900円に、介護納付金がかかるご夫婦の場合だと、35万4,700円が約8,900円増の36万3,600円となるとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論では、負担増の割合は被保険者の所得の問題が絡むことは理解するが、被保険者の所得が負担の割合に見合うだけの所得が増えていない状況での保険税の連続引き上げであり、容認できないとの反対討論が１件なされました。

採決の結果、議案第18号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、迷い犬等を抑留した際の飼い主からの手数料について、本年10月の消費税率の改正に伴い条例改正を行うものとの説明を受けました。

委員から、迷い犬等を保護したときの消費税抜きの料金はとの質疑がなされ、執行部より、抑留に係る手数料が１頭につき200円、飼育に係る手数料は１頭１日150円、返還手数料は１頭につき1,000円と規定しているとの説明がありました。

質疑を終え、討論では、消費税を反対する立場として、議案第14号、第17号と同様、消費税10％の引き上げによる市民への負担増は容認できないとの反対討論が１件ありました。

採決の結果、議案第19号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、家庭系一般廃棄物の臨時収集及び犬、猫等の死体収集の手数料について、本年10月の消費税率の改正に伴い条例改正を行うものとの説明を受けました。

質疑を終え、討論では、本委員会に付託された消費税関連の議案であることから反対するとの反対討論が１件ありました。

採決の結果、議案第20号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第14号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時42分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第15号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時43分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第16号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時43分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第17号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時44分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第18号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　議案第18号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論いたします。

今回の提案は、国民健康保険税の３本柱の一つであります介護納付金については据え置きとなっておりますが、残りの医療分、後期高齢者支援金分の負担増となっております。今回の税率改定は、５年連続の改正です。平成27年度と比べますと、所得割については1.84％の増、均等割については4,300円の増、平等割は5,500円の増となります。

高過ぎる国民健康保険税が問題となっており、太宰府市でも滞納世帯が加入者世帯の１割前後いらっしゃいます。構造的な問題があるとはいえ、自治体として所得の低い人の割合が多い国民健康保険税の負担を増やすのではなく、負担軽減、子育て支援としての対策が必要です。既に据え置きなどの判断をしている自治体もあります。

このような検討、対策とあわせて、楠田市長におきましては、引き続き市長会等でも高過ぎ

る国民健康保険税の制度改正について発言し、国への要望をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（橋本　健議員）　次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時46分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第19号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時47分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第20号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時47分〉

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第１９から日程第２５まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第19、議案第21号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から日程第25、議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長　宮原伸一議員。

〔２番　宮原伸一議員　登壇〕

○２番（宮原伸一議員）　議案第21号から第27号は建設経済常任委員会に審査付託されました。一括して説明いたします。

議案第21号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」までの主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第21号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」を報告いたします。

執行部から、消費税法の改正により、使用料について、消費税率が８％から10％に変更となることが主な理由で、あわせて備品等で既に処分しているものを料金表から削除するものと説明を受けました。

委員から、別表から削除する冷茶機、陶芸釜は、紛失なのか処分なのかと質疑があり、執行部から、壊れたため処分したと回答がありました。

討論では、反対討論が１件ありました。

採決の結果、議案第21号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」は、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第22号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

執行部から、消費税法等が改正されたことから、別表の備考の９中、「100分の108」を「100分の110」に改めるものと説明を受けました。

質疑を終え、討論では反対討論が１件ありました。

採決の結果、議案第22号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」

は、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第23号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」を報告いたします。

執行部から、この条例により屋外広告物の許可事務を行っているが、本条例を運用する中で、歴史的意匠屋外広告物が現行の制度上で掲示できる総量の規制等に抵触するため、今後、例えば火災等で失われた場合に復元を行っても再掲示できないということが判明しました。そのため、歴史的意匠屋外広告物について制限の緩和を行うものと説明を受けました。

委員から、歴史的意匠屋外広告の所在について質疑がありました。執行部から、参道沿いの梅園の看板、上田写真館１階のカステラ屋の看板等が該当すると回答がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第23号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

執行部から、消費税法等が改正されたことから、条例別表第４に定める月額について、「5,140円」を「5,230円」に改めるものであり、対象の駐車場は、国道３号線関屋高架橋下の西鉄都府楼駅前南側に設置しているパーク・アンド・ライド自動車駐車場であると説明を受けました。

質疑を終え、討論では反対討論が１件ありました。

採決の結果、議案第24号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」は、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を報告いたします。

執行部から、消費税及び地方消費税の税率が10％に改正されることと、学校教育法及び関連法の改正、技術士法施行規則の改正という３つの要因に伴う改正であり、水道料金については、国税庁が示している経過措置を踏まえ、11月使用分から適用すると説明を受けました。

質疑を終え、討論では反対討論が１件ありました。

採決の結果、議案第25号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

執行部から、消費税及び地方消費税の税率が10％に改正されることに伴う改正であり、下水道料金については、国税庁が示している経過措置を踏まえ、11月使用分から適用すると説明を受けました。

質疑を終え、討論では反対討論が１件ありました。

採決の結果、議案第26号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」は、賛成多

数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」を報告いたします。

執行部から、歴史的風致維持向上計画に基づき、大宰府政庁前に新たに来訪者向けバス専用駐車場を設置したことから、本駐車場を有料化するため、条例を制定するものと説明を受けました。

委員から、駐車場の管理体制について質疑があり、執行部から、防犯カメラを設置予定であると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」は、委員全員一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第22号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第23号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第24号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第25号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第26号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第27号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第21号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時58分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第22号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時58分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第23号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時59分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第24号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成14名、反対３名　午前10時59分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第25号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成13名、反対４名　午前11時00分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第26号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成13名、反対４名　午前11時00分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前11時01分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２６　議案第２８号　平成３０年度太宰府市一般会計補正予算（第８号）について

○議長（橋本　健議員）　日程第26、議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第８号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔16番　門田直樹議員　登壇〕

○１６番（門田直樹議員）　各常任委員会に分割付託された議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第８号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出につきましては、11款１項１目文化財施設災害復旧費170万円の財源更正について、昨年７月の雨で崩れた水城跡の災害復旧に関するものであり、一般財源170万円で組んでいたものを、新たに市債として起債が可能となったことから、財源更正を行ったものであるとのことでした。

これにより、歳入の21款１項７目災害復旧費は合わせて２億600万円、第３表の地方債補正において、起債限度額は１億3,220万円になるとの説明を受けました。

次に、歳入につきましては、18款１項１目財政調整資金繰入金１億8,510万9,000円について、これは３月の補正財源として財政調整資金を充てるものであり、充当後の財政調整基金残高は25億9,849万9,235円となるとの説明を受けました。

次に、第２表繰越明許費補正については、学校施設整備基本構想案策定事業について、小学校分、中学校分、２本が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第28号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長　小畠真由美議員。

〔10番　小畠真由美議員　登壇〕

○１０番（小畠真由美議員）　次に、議案第28号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

当委員会所管分の主なものといたしましては、３款１項１目の社会福祉総務費１億9,159万5,000円の増額補正について、本市の国民健康保険事業特別会計については、累積赤字の縮小に努めてきたが、平成30年９月定例会において平成29年度の決算が認定され、今回制度改革前の累積赤字を解消するための財源として、また、県からの保険基盤安定制度繰出金の交付決定通知に基づき、国保特別会計への繰出金の増額補正を行うものとの説明を受けました。

３款１項４目の障がい者自立支援費430万円の増額補正について、障がい児通所支援給付費については、当初３億3,500万円の予算措置をしていたが、平成30年度上半期の実績に基づき12月定例会において補正を行った。しかし、下半期の実績が見込みを上回ることから、さらに増額補正を行うものであり、歳入として国庫負担金に215万円、県負担金として107万5,000円を計上している。今回の補正を含めると、最終的な予算額は３億5,272万6,000円となる予定との説明を受けました。

委員から、通所支援を利用する方が増えているとのことだが、通所支援については児童の発達支援や放課後デイサービスなどがある。それらの利用者や利用回数が増えているのか、利用料金が上がっているのかなどの質問がなされ、執行部より、放課後等デイサービスの利用が主である。全国的に通所支援の事業者数が増加しており、本市では現在11事業所ある。利用料については、昨年と変わっていないため、１人当たりの利用回数及び利用者数の増、事業所の充実などが要因であると思われるとの回答がなされました。

次に、４款１項２目の保健予防費740万円の増額補正について、一般健康診査及び各種がん検診のうち、乳がん、子宮頸がん検診の受診者が前年度の同時期と比べて増えていることと、今年度から開始した50歳以上を対象とした２年に一回の胃がん検診の胃内視鏡検診の受診率が見込みより伸びているため、増額補正を行うものとの説明を受けました。

次に、歳入の主なものとして、１款２項１目歴史と文化の環境税510万円の増額補正につい

て、依然として博多港に寄港するクルーズ船の数が高水準であること、また、格安航空会社などを利用し、東アジア地域からの観光客がツアーバスで本市に来訪されたことにより、税収が当初予定額を上回ることから、増額補正するものとの説明を受けました。

次に、第２表繰越明許費補正については、追加１件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第28号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第28号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長　宮原伸一議員。

〔２番　宮原伸一議員　登壇〕

○２番（宮原伸一議員）　各常任委員会に分割付託されました議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第８号）について」、建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

繰越明許費補正につきましては、款ごとに繰越理由の説明を受けました。

委員から、繰り越しする道路新設改良工事完成予定について質疑があり、執行部から、路線ごとの完成予定年度について回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第28号の建設経済常任委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前11時11分〉

○議長（橋本　健議員）　ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩　午前11時11分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

再開　午前11時25分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第２７　議案第２９号　平成３０年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

○議長（橋本　健議員）　日程第27、議案第29号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長　小畠真由美議員。

〔10番　小畠真由美議員　登壇〕

○１０番（小畠真由美議員）　環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第29号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第29号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について」、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ１億3,421万7,000円を増額補正するもの。

歳出の主なものとしましては、２款の一般被保険者の保険給付が当初見込みより伸びたことにより、１項１目の療養給付費8,499万4,000円、２項１目の高額療養費4,922万3,000円の増額補正です。

今年度からの国保制度改革により全額補助が受けられることになっているため、財源として歳入の２款１項１目の保険給付費等交付金の普通交付金に同額を計上している。また、本特別会計の累積赤字解消のため、１億7,232万2,000円の一般会計からの繰り入れに伴う財源更正についても計上しているとの説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第29号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第29号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前11時27分〉

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第２８と日程第２９を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第28、議案第30号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算（第４号）について」及び日程第29、議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第２号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長　宮原伸一議員。

〔２番　宮原伸一議員　登壇〕

○２番（宮原伸一議員）　建設経済常任委員会に審査付託されました議案第30号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算（第４号）について」及び議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第２号）について」、主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第30号水道事業会計補正予算から報告いたします。

収益的収入の3,596万4,000円の増額補正について、これは、平成30年度は開発が多く、団体加入負担金の増が見込まれるためと説明を受けました。

収益的支出の800万円の増額補正について、これは、消費税の納付額は、課税売り上げ等にかかわる消費税額から課税仕入れ等にかかわる消費税額を差し引いた額を納付することになっている。水道料は当初予算どおりの見込みとなっているが、団体加入負担金について大幅な増が見込まれることから、課税売り上げ等にかかわる消費税が増となっていることと、建設改良費が減となる見込みとなったため、課税仕入れ等にかかわる消費税が減ることに伴い、消費税の納付税額が増えることによるものと執行部から説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第30号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第２号）について」の報告をいたします。

資本的支出の663万2,000円の増額補正について、これは、国の防災・減災、国土強靱化のため、３カ年緊急対策に伴い、御笠川那珂川流域下水道の御笠川浄化センターの耐震対策工事等を実施することとなり、本市の負担割合に従い負担金を支出するものと執行部から説明を受けました。

耐震対策工事の概要について質疑があり、執行部から、水処理施設の電気関係更新工事及び同施設の耐震化の本体工事、それらにかかわる設計業務委託であると回答がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第31号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第30号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第31号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第30号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算（第４号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起

立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前11時33分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第２号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前11時33分〉

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

日程第３０から日程第３６まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第30、議案第32号「平成31年度太宰府市一般会計予算について」から日程第36、議案第38号「平成31年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長　門田直樹議員。

〔16番　門田直樹議員　登壇〕

○１６番（門田直樹議員）　３月定例会におきまして予算特別委員会に審査付託されました議案第32号「平成31年度太宰府市一般会計予算について」から議案第38号「平成31年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、２月21日、第１日目の予算特別委員会において各予算の所管部長から概要説明を受け、３月13日、14日の２日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、市長の提案理由説明の中で、当初予算の概要及び編成方針について、我が国の景気の状況は、内閣府の月例経済報告によると、緩やかな回復が続くことが期待されると示されてい

る反面、通商問題が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなど海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされています。

また、総務省発表の平成31年度地方財政対策において、子ども・子育て支援や国土強靭化のための事業推進など、安定的に財政運営ができるよう、地方交付税等の一般財源総額については、平成30年度を上回る額を確保したとしています。

このことを踏まえ、太宰府市の平成31年度の予算編成においては、方針共有、業務改善・スクラップ、選択と集中を念頭に置き、土木費などのハード面の予算は一時的に縮減したものの、子どもや学生、子育て世代、起業家や高齢者、障がい者など人への投資を拡大した、本市の輝かしい未来へとつながる予算案となっているとのこと。

また、各事業の遂行に当たっては、国、県等の補助メニューを積極的に活用する一方で、ふるさと納税関連事業の充実を図るなど、自主財源の確保、持続可能な財政基盤の構築を目指した事業を展開していくとの説明がありました。

委員会審査におきましては、平成31年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明資料を参考にしながら、総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員からの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け審査いたしました。

審査資料の要求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方に、ここに改めてお礼申し上げます。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などにつきまして十分検討をいただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

それでは初めに、議案第32号「平成31年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

平成31年度の一般会計予算総額は244億2,623万円で、肉づけ後の前年度６月補正後の予算から2.0％の増となっています。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細書、諸調書につきましても詳細に審査を行いました。

質疑を終え、反対討論及び賛成討論の後、委員会採決の結果、議案第32号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号「平成31年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第34号「平成31年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第35号「平成31年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第36号「平成31年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査の詳細については、一般会計と同様に、予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

各特別会計予算について審査を終わり、委員会採決の結果、議案第33号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号から議案第36号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号「平成31年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第38号「平成31年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算について、一括して報告いたします。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第37号及び議案第38号の各企業会計予算については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第32号「平成31年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　議案第32号「平成31年度太宰府市一般会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

平成31年度予算は、楠田市長が就任され予算編成から手がけられたものとなりました。歳入歳出のバランスの見直しという点から、歳入増加策としてさまざま動き出す予算も組まれております。太宰府を訪れた観光客の方が、「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府を楽しんでいただける観光施策を進めるに当たって、市民、地元住民等の皆さんの意見をしっかりと聞いて進めていただくことを期待しております。

今回の一般会計予算の反対理由の主なものとして、４点について述べさせていただきます。

１点目は、保育園の待機児童の問題です。

予算審査資料での待機児童、入所保留児の推移を見ますと、入所定員増員を進めているにもかかわらず、さらに希望者が増えている状況です。平成31年度も、１次審査決定の時点で169人の方が入所決定通知を受け取れていない状況になっています。平成31年度は都府楼保育園の建てかえ時の定員増、また０歳から２歳までの小規模保育所の増設などの予定ですが、解消されるにはまだまだ足りません。

保育に欠ける児童を入所させる施設であることから、十分な施設の確保と適切な保育が受け

られる環境整備が必要です。新規保育園の受け入れにシフトすることも必要ですし、保育士さんの確保としては処遇改善、資格取得者への職場復帰の後押し策など、できることはまだまだあります。

また、保育の質を確保するために、行政と保育事業者との情報交換、３歳以上児の受け皿にもなり得る幼稚園との連携も進める必要があります。保育園に入所できなかった方への補助なども必要です。

２点目は、小学校のプール授業の業務委託についてです。

今回の提案は、教員の働き方改革とプール施設の老朽化の対策から、新規事業として提案をされました。水城小学校と水城西小学校の児童が対象ですが、学校施設を含む公共施設整備計画の中で、学校プールの老朽化についてはこれまで全く言及されておらず、特に水城西小学校においては、来年度からは使えず、業務委託しなければ、児童の水泳授業を行うことができないという状況です。議会は究極の選択を迫られました。

学習指導要領では、適切な水泳場の確保が困難な場合、改修工事等が想定されますが、この場合は水泳授業は取り扱わないことができるとあります。このことを保護者の方に説明し、理解してもらうにも、時間がなさ過ぎます。

プール授業を行うに当たり、教員の手がかかっていたことが解消されるという説明でしたが、小規模学校であります太宰府東小学校、南小学校のほうは今回対象外ですので、全く解消がされません。水質検査や監視員の委託などをあわせて検討できたのではないでしょうか。

また、暑い中、子どもたち学校からの移動に負担が増すのではないかという懸念も拭えません。

学校施設のプールの維持については、また水泳授業の取り組みについて、余りにも判断材料が少な過ぎ、安全である、また効果が期待できる、さらには関東では既に取り組んでいるところもあるなどの説明がありましたが、その裏づけをとるにも、資料を集めるにも時間がありませんでした。乱暴な提案だと感じています。

今後、公共施設の改修、維持等、検討が進められますが、子どもたちの学校施設については、安上がりの方法、費用対効果で見てしまうと、縮小や廃止の傾向へ、また質の低下につながることは明らかです。毎日の学校生活が落ちついた学習環境の場として、また快適な空間の保障を要望いたします。

３点目は、水城駅・口無線の道路拡幅に係る移転補償費等についてです。

１年前、この事業について説明不足から反対をいたしました。その後、補助金が予定より減額交付となり、１年延期の案件です。補助金の交付決定により判断すべきと考えています。

４点目は、今回指摘しております同和地域を対象とする地域対策費の老人医療費、介護サービスの扶助費の支出については改善が見られません。経済的に厳しい世帯には、一般施策として減免などの利用を促す制度での対応を求めます。

最後に、平成31年10月に消費税が増税となります。５年前の増税時に、物価の上昇で実質賃

金が上がらず、年収ベースで10万円以上も低迷をしたままの中で実施が行われます。今回、軽減税率が導入されるようですが、それでも１世帯平均4.3万円の増税となります。

さらに、年収別の消費税負担率を見ますと、年収200万円未満の低所得者世帯の負担は、年収2,000万円以上の高所得世帯の約６倍にもなるという調査結果が出ています。所得の低い人ほど負担割合が大きい逆進性の消費税の導入は、市民生活が大変なことになることが予想されます。

自治体はこの背景をしっかりと認識をし、市民の皆さんが心豊かに過ごせるよう、セーフティーネットの充実について検討しなければなりません。今回の予算は、この点の対策が不十分であるということも指摘いたしまして、平成31年度一般会計予算については、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（橋本　健議員）　次に、４番徳永洋介議員。

○４番（徳永洋介議員）　議案第32号「平成31年度太宰府市一般会計予算について」、賛成の立場で討論を行います。

全般的には賛成をしていますが、10款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、13節委託料、水泳指導業務委託料1,178万1,000円についてです。

今回の施政方針の中で、全国的にも前例が少ないのですが、市内２小学校の水泳授業を民間に委託することで、児童・生徒への効果的な水泳技能習得支援及び教職員の負担軽減を図ることにしておりますと述べられ、この政策は報道でも伝えられ、多くの市民の方も期待されていると思います。初めての取り組みですので、児童・生徒の安全を第一とした配慮をお願いしたいと思います。

そのためには、配慮を要するお子さんに対して支援員さんの協力を得ると聞いていますが、その分、学校に支援員さんがいない状態になることから、水城西小学校に対して、例年以上の支援員さんの配置が必要であると思います。

私は、今回の政策では、疑問と不安があります。開校当初からつくられたプールに対しての改修計画は立ててあったのでしょうか。水城西小学校では、低学年用のプールは数年前から使用不能であり、メインのプールも底が剥がれ、現場で応急処置をした状態となっていました。プールの老朽化が進んだ学校のそばに、たまたま移動可能なプール施設があったからではないでしょうか。子どもたちにとっての水泳指導は、校内がいいのか、民間委託がいいのか、議論されたのでしょうか。本市の水泳指導の方向性は決まっているのでしょうか。今の段階で、民間に全ての児童・生徒を受け入れることは可能でしょうか。

今回の予算委員会で、水城小、水城西小のプールをどう活用するかなどの質問に対して、具体的な回答はありませんでした。学校のプールを使う場合とスイミングスクールでの水泳の授業をした場合の経費の差を、具体的に議会と市民の方へ報告し、市全体の方向性について十分検討されることを強く要望し、賛成討論とします。

○議長（橋本　健議員）　反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

17番村山弘行議員。

○１７番（村山弘行議員）　賛成の立場で討論をしたいと思います。

本平成31年度の当初予算につきまして、中身が消費税が10％になるという前提で予算をつくられておるという意味では、私どもは消費税の増税に対して反対という立場でありますが、しかしながら、消費税の増税のみをもって当初予算に反対するという選択肢はとらない。それは、災害復旧費なり教育費なり、いろいろな市民生活に直結をするような予算が編成をされておるという立場では、消費税の増税の部分については指摘をしながらも、全体として予算に賛成をし、執行していただきたいということを申し上げて、賛成討論にしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成15名、反対２名　午前11時51分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第33号「平成31年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○１５番（藤井雅之議員）　提案されております議案第33号「平成31年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算」につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

特別会計は独立採算の原則であり、一般会計等からの繰り入れも入っていることは認めますが、多くは国保に加入しておられる方の保険税で成り立っている会計であると理解しております。先ほど同会派の神武議員が反対いたしました。また、私も付託された環境厚生委員会で反対しておりますが、議案第18号において国民健康保険税の引き上げが審査をされ、反対した議案に基づいて新たな保険料で新年度は構成される会計でありますので、保険税の引き上げに反対をした立場で、引き上げた保険税を前提に構成されます予算案につきましては反対を表明いたします。

○議長（橋本　健議員）　次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成15名、反対２名　午前11時53分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第34号「平成31年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前11時53分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第35号「平成31年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前11時54分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第36号「平成31年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会

計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前11時54分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第37号「平成31年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　議案第37号「平成31年度太宰府市水道事業会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

平成31年度予算については、消費税法等の改正により、10月からの給水メーター新設の個人負担金と水道料金に、消費税増税分の上乗せを含む予算となっております。施設や配水管の老朽化等の問題はありますが、市民の皆さんの毎日の生活に一日も欠かすことのできない水道水であることから、負担軽減の検討を要望いたしまして、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（橋本　健議員）　次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成15名、反対２名　午前11時56分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第38号「平成31年度太宰府市下水道事業会計予算について」

討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　議案第38号「平成31年度太宰府市下水道事業会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

先ほどの議案第37号水道事業会計予算と同様、市民の皆さんに消費税増税分の負担を強いることから、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（橋本　健議員）　次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成15名、反対２名　午前11時57分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３７から日程第３９まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第37、議案第39号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から日程第39、議案第41号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第１号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　楠田大蔵　登壇〕

○市長（楠田大蔵）　本日ご提案申し上げます案件は、規約の変更１件、補正予算２件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号から議案第41号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第39号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、福岡県市町村職員退職手当組合から、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合の解散による脱退と、ふくおか県央環境施設組合及び飯塚市・桂川町衛生組合を統合し、新たに設立されるふくおか県央環境広域施設組合が福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を改正する必要が生じたため行うものです。

次に、議案第40号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第９号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ３億2,884万円を追加し、予算総額を264億8,012万円にお願いするものであります。

内容といたしましては、小・中学校の空調整備事業におきまして、急遽特別教室も補助対象事業として拡大するとの国の方針が決定したことにより、市内小・中学校の特別教室の空調整備事業に係る費用を計上させていただくとともに、平成31年度に予定しておりました太宰府東中学校のトイレ改修事業につきまして、国の補正予算成立に伴い国庫補助金として内示がありましたので、前倒しして計上させていただいております。

あわせまして、これらの事業における地方債の変更を２件補正させていただくとともに、平成31年度への繰越明許費を４件計上させていただいております。

次に、議案第41号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第１号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出からそれぞれ5,694万6,000円を減額し、予算総額を243億6,928万4,000円にお願いするものであります。

内容につきましては、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律が公布されたことに伴い、休日における病院群輪番制病院運営事業や小児救急医療支援事業などの充実を図る必要があることから、不足する事業補助金を計上させていただくとともに、2020年東京オリンピックまでに風疹の流行を予防する目的から、国の補助事業として追加対策を示されました風疹抗体検査及び予防接種事業にかかわる費用を計上させていただいております。

また、10月に実施予定の消費税法改正に伴うもので、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響の緩和や、地域における消費の喚起、下支えを目的とし、国の補助事業として行われますプレミアム付き商品券事業の事務費に係る費用を計上させていただいております。

また、先ほど説明いたしました国の補正予算成立に伴う平成30年度一般会計補正予算（第９号）として予算計上させていただいた太宰府東中学校トイレ改修事業において、平成31年度当初予算に計上済みであったものを減額計上させていただくとともに、あわせて地方債の変更を１件補正させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

議案第39号から議案第41号までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第39号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　議案第40号について質疑はありませんか。

13番神武綾議員。

○１３番（神武　綾議員）　今提案されました内容の中の小・中学校の空調整備事業につきましてお伺いいたします。

特別教室のほうにエアコンの設置ということになっておりますけれども、以前伺ったときに、特別教室の設置率が50％前後だったというふうに認識しておりますけれども、今回この事業を進めるに当たっては、設置率何％まで上がるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　総務部理事。

○総務部理事（原口信行）　特別教室、小・中学校とも100％を目指しております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　再質問は、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　議案第41号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第39号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第39号は可決されました。

〈可決　賛成17名、反対０名　午後０時04分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第40号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第９号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午後０時05分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第41号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第１号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

17番村山弘行議員。

○１７番（村山弘行議員）　賛成の立場で討論をしたいと思います。

これまで消費税増税につきまして私ども反対ということでとってまいりましたが、当初予算につきましても消費税を指摘しながらも賛成をしましたが、今回の議案第41号につきましては、天皇陛下の即位礼正殿の儀に伴う休み、そしてまたこの休みに対する病院の輪番制の体制など、市民生活に直結をするものでありますし、風疹の問題も大変重要になってきているものですから、そういう部分の言うならばこの予算の編成であろうというふうに思っていますし、プレミアム商品券につきましても多くの方、市民の方が待っておるという現実もあります。

そういう意味では、消費税増税については我々として認めがたいものがありますけれども、国の一大事業であります天皇陛下の即位礼正殿の儀、それに伴うものであるということなどなど鑑みまして、賛成討論にしたいというふうに思います。

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午後０時06分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４０　意見書第１号　統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書

○議長（橋本　健議員）　日程第40、意見書第１号「統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔16番　門田直樹議員　登壇〕

○１６番（門田直樹議員）　総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第１号「統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

協議において、真相究明と信頼回復が必要であるとの意見、再調査中であるため、現時点では賛同しかねるとの意見が出されました。

協議、討論を終え、採決の結果、意見書第１号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

２番宮原伸一議員。

○２番（宮原伸一議員）　反対の立場で討論いたします。

先般、毎月勤労統計調査等をめぐる不適切な取り扱いに関することが長年置き去りにされたことは、残念でなりません。常に正確性が求められ、国民生活に大きな影響を及ぼす公的統計で、統計のルールを逸脱を含む不適切な取り扱いが長年継続し、公表数値に影響を与えたことは言語道断であり、行政機関としての信頼が失われたことは遺憾に思います。

統計にかかわる職員の意識改革、統計部門の組織の改善とガバナンスの強化、幹部職員を含め組織を挙げて全省的に統計に取り組むための体制の整備等に取り組むべきであると考えます。今後、引き続き具体的な再発防止策をご検討していただくことが、何より厚生労働省統計の信頼回復につながることじゃないかと思います。

１、独立した第三者機関による徹底した検証を行い、政府の責任で公的統計の総点検を行うこととありますが、総務省の統計委員会点検検証部会が再発防止策をまとめ、政府に提言する予定になっております。

２、統計職員の増員と必要な施策と財源措置の拡充ですが、まずは統計委員会の機能強化を図っていただく必要があり、既に総務省、厚労省は改善に動いており、一度国の動きを注視していただき、対策が不十分であれば意見書を提出する必要性があると思いますが、再発防止のため予算を大幅に増員し、人員を増員することは、国の財政状況が厳しい中で現実的ではありません。

よって、統計不正問題真相究明、信頼回復を求める意見書を提出することに反対いたします。

○議長（橋本　健議員）　次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○１６番（門田直樹議員）　反対の立場で討論します。

委員長として委員会での討論、採決に加わっておりませんので、本会議で討論をいたします。

先ほど報告で述べましたように、真相究明と信頼が必要であるとの意見がある、と同時に、再調査中であるため、現時点では賛同しかねると、どちらもそのとおりであると考えております。

内容的には、今討論されました宮原議員の討論と同じ考えであります。

ただ、二、三、それに加えますことに、この意見書ですが、その理由としていろいろ書いてあるんですが、ざっと見ましても、政府の組織ぐるみの隠蔽である、あるいは安倍政権、アベノミクス、捏造、不信、責任等々書いてあります。この内容を単純に読めば、いわゆる内閣に対する不信任であるような内容であると思う。これは衆院本会議で出して、国会議員が議論すべき内容だと思うけれども、そもそもこの意見書というものを地方自治体のこの議会が出すんであれば、全会一致で出すのが望ましい。そうであるならば、この内容というものを、全部が反対じゃないんですよ、今言ったように。ですから、よくこの議会の中で練って、話をして、議論して、そして統一した考えでもって出していただきたかったし、そうする気持ちというのは全員あると思うんですよね。

しかし、非常に唐突な形で出されて、急遽こういうふうな形で、どちらかということになれば、反対するしかありません。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第１号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本　健議員）　少数起立です。

よって、意見書第１号は否決されました。

〈否決　賛成７名、反対10名　午後０時13分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４１　意見書第２号　建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書

○議長（橋本　健議員）　日程第41、意見書第２号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長　小畠真由美議員。

〔10番　小畠真由美議員　登壇〕

○１０番（小畠真由美議員）　環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第２号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書に対して、提出議員から補足説明があり、質疑、意見、討論を終え、採決の結果、意見書第２号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第２号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、意見書第２号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午後０時15分〉

○議長（橋本　健議員）　ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午後０時15分

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

再開　午後０時30分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、私ごとで大変恐縮でありますが、本年３月31日付をもちまして議長職を辞職したい旨、副議長に辞職願を提出いたしましたので、ここで副議長と交代をさせていただきます。

（議長交代）

○副議長（陶山良尚議員）　それでは、副議長の私が議長の職務を行います。

ただいま議長橋本健議員から申し出がありましたとおり、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

ここで議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員）　異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第１、「議長の辞職について」を議題とします。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

追加日程第１　議長の辞職について

○副議長（陶山良尚議員）　地方自治法第117条の規定により橋本健議員の退場を求めます。

（18番　橋本健議員　退席）

○副議長（陶山良尚議員）　まず、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（阿部宏亮）　それでは、朗読いたします。

辞職願。今般、一身上の都合により、平成31年３月31日をもって議長を辞職したいので、太宰府市議会会議規則第144条の規定により許可されるよう願い出ます。

平成31年３月19日。太宰府市議会議長橋本健。太宰府市議会副議長陶山良尚様。

以上でございます。

○副議長（陶山良尚議員）　お諮りします。

ただいまの辞職願のとおり橋本健議員の議長の辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○副議長（陶山良尚議員）　多数起立です。

よって、橋本健議員の議長の辞職を願い出のとおり許可することに決定しました。

〈許可　賛成15名、反対２名　午後０時33分〉

○副議長（陶山良尚議員）　ここで、橋本健議員の入場を認めます。

（18番　橋本健議員　入場）

○副議長（陶山良尚議員）　橋本健議員に申し上げます。

ただいまの「議長の辞職について」は、辞職願のとおり許可することに決定しましたので、お知らせいたします。

ここで私の議長の職務が終わりましたので、議長交代のため暫時休憩します。

休憩　午後０時34分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

再開　午後０時35分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第４２　議員の派遣について

○議長（橋本　健議員）　日程第42、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じましたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第４３　閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本　健議員）　日程第43、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出があっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を必要とするものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで、議員の皆様の許可をいただき、私のほうから挨拶を申し上げたいのですが、ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　高いところからではありますが、今年度、議員の皆様一堂に会する機会がなかなかないということで、本日が最後となります。皆さんのお許しを得まして、この場で退任の挨拶をさせていただきます。

振り返りますと、くしくも６年前の平成25年３月19日に議長に就任をさせていただきました。ちょうど同じ日でございます。私にとりましては、この６年間を通しての貴重な経験をさせていただき、また議長職というものは本当に皆さんのご協力やご支援があってこそ初めてなし得るものであると、その重みを真に実感したところでございます。

これまで支えていただきました議員各位には、心から感謝を申し上げたいと存じます。ありがとうございます。

そしてまた、議会運営に対しましては、楠田市長を初め執行部の皆様や市民の皆様方には本当に多くのご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

今後は私も皆さんとともに、４月に就任されます新議長を盛り上げていきながら、太宰府市議会の一議員として市政の発展、市民福祉向上に邁進していく所存でございます。どうぞ今後とも皆様の変わらぬご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではありますが、今月末をもっての退任の挨拶とさせていただきます。今まで誠にありがとうございました。

では、これをもちまして平成31年太宰府市議会第１回定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認めます。

よって、平成31年太宰府市議会第１回定例会を閉会いたします。

閉会　午後０時39分

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年５月21日

太宰府市議会議長　　陶　山　良　尚

太宰府市議会議長　　橋　本　　健

太宰府市議会副議長　　陶　山　良　尚

会議録署名議員　　上　　疆

会議録署名議員　　原　田　久美子